

14.4-1081



1200501209955

14.4

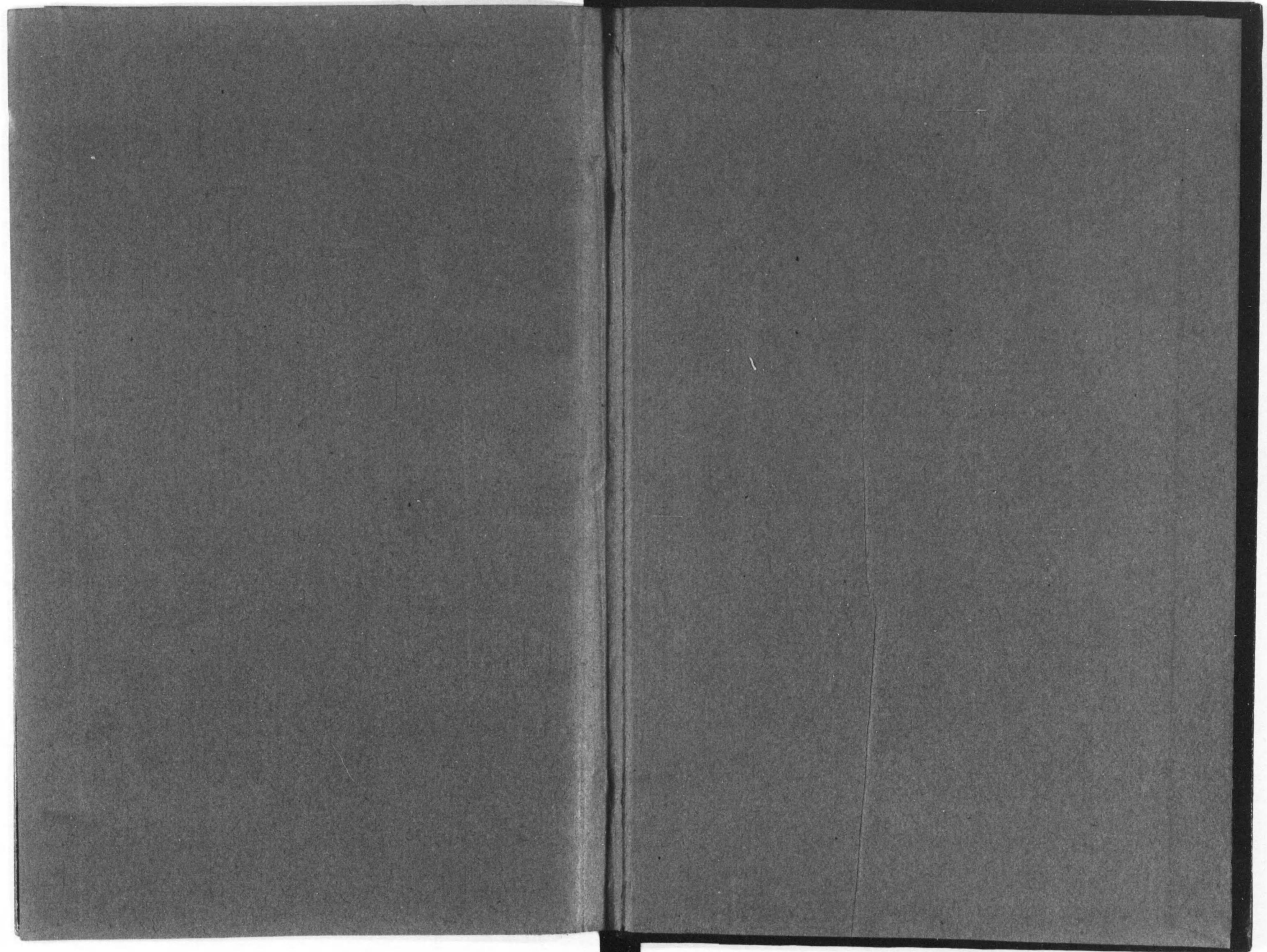
81

〇  
複  
写



始

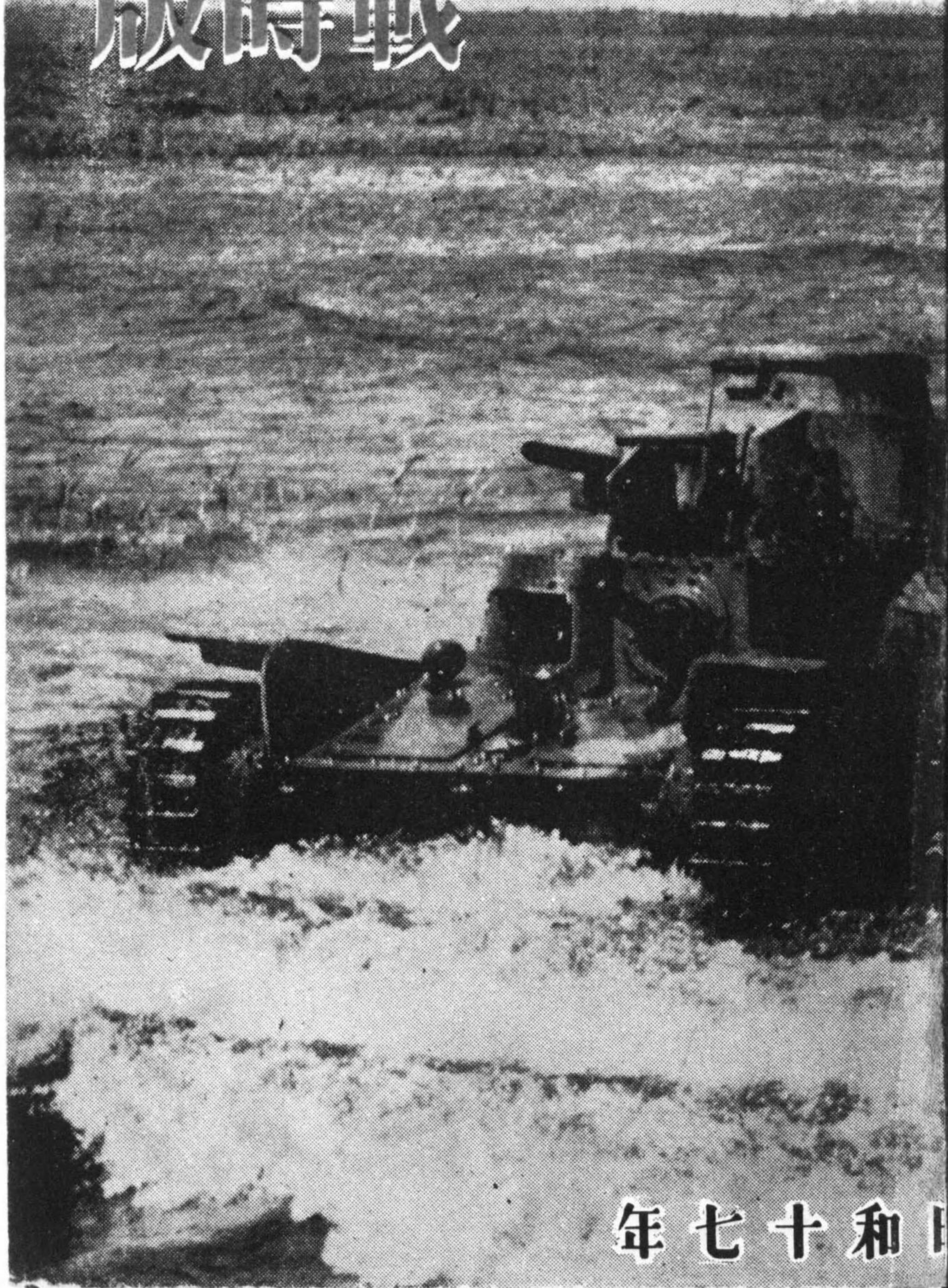




# 鑑年北河

## 版時戰

14.4  
108



年七十和日

# 東北興業株式會社

# 東北振興電力株式會社

資本金 壹億五千萬圓  
積立金 八千貳百萬圓

東京市麴町區大手町一丁目



株式會社

# 安田銀行

仙臺支店 仙臺市大町四丁目

東北 福島、郡山、會津、盛岡、青森

各支店 秋田、酒田、鶴岡、山形、米澤

115

# 貯蓄報國

仙臺市大町五丁目



## 株式會社 東北貯蓄銀行

頭取 谷井文藏  
支配人 木村惣二郎

支店 仙臺南町通・石卷市裏町・古川十日町・鹽釜本町・佐沼町  
出張所 仙臺市河原町・石卷市湊南町

### 國幣中社 志波彦神社 鹽釜神社

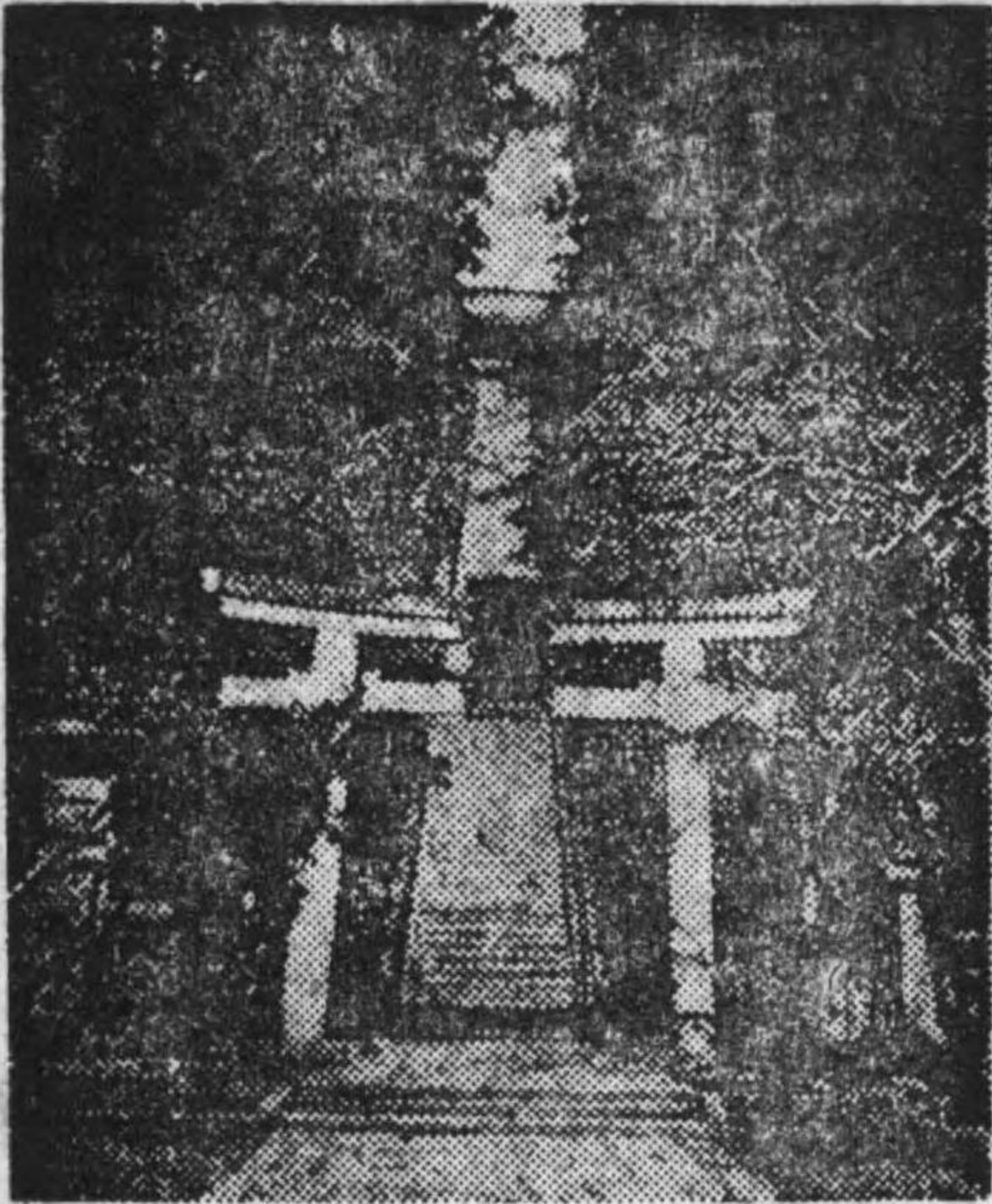
國威宣揚 祈願  
武運長久

鎮座地

宮城縣鹽釜町一森山

御祭日

- 三月十日 帆手祭
- 四月二十五日 花祭 神輿渡御
- 九月二十九日 秋祭
- 三月二十九日 志波彦神社例祭
- 七月十日 鹽釜神社例祭
- 御出幣式・流鏑馬神事あり
- 八月六日 末社釜神社例祭
- 藻潮燒神事あり



創 業 明 治 十 二 年 八 月  
 資 本 金 七 千 五 百 萬 圓  
 總 資 產 貳 億 餘 萬 圓

本 社 東 京 市 麴 町 區 丸 ノ 內 一 丁 目

# 東 京 海 上 火 災 保 險 會 社

支 店 大 阪 神 戶 橫 濱 名 古 屋  
 福 岡 新 京 上 海

仙 臺 營 業 所

仙 臺 市 北 一 番 丁 二 十 二 番 地  
 (電 話 四、一 五 五 番)

營 業 種 目

火 災 上 海 運 信 傷 盜 航 自 動 車 利 益 各 保 險

創 立 明 治 三 十 年 十 月

資 本 金 壹 千 貳 百 五 拾 萬 圓

積 立 金 壹 千 參 百 八 萬 圓

社 長 井 坂 孝

重 務 取 締 後 吉 井 桃 磨 呂

橫 濱 市 中 區 木 町 五 丁 目 四 拾 八 番 地



## 橫 濱 火 災 海 上 保 險 株 式 會 社

仙 臺 支 店 仙 臺 市 南 町 五 十 五 番 地

電 話 四、三、五 番

支 店 長 神 谷 幸 作

東 京 支 店 東 京 市 日 本 橋 區 通 三 丁 目 七 番 地

電 話 日 本 橋 二 三 一 六 番

支 配 人 石 田 祐 六



年二十政文業創



目丁四町大市臺仙  
番〇四八話電

資本金 壹千百五拾六萬圓  
預金額 壹億九千餘萬圓

仙臺支店 仙臺市元寺小路  
南町通出張所 同市 南町通  
福島支店 福島市中町  
梁川支店 福島縣梁川町  
桑折支店 同 桑折町



株式會社 常陽銀行

本店 水戸市南町

支店 茨城、栃木、福島縣  
出張所 仙臺市、東京市六十五ヶ所

平 支店 平市二丁目  
湯本支店 福島縣湯本町  
植田支店 同 植田町  
原町支店 同 原町  
浪江出張所 同 浪江町

**營業品目**  
 清酒 特製 月桂冠 發賣 元  
 キリン ビール 特約 店  
 キリン レモ 特約 店  
 雪印 バター 東北 特約 店  
 トミ、モルトウキス 東北 特約 店  
 岡田 昆布 東北 一手 發賣 元  
 岡田 昆布 東北 一手 發賣 元  
 防臭劑 シュウ 乾 物  
 洋酒 洋 菓 子  
 食料 油 洋 菓 子  
 蠶絲 專賣 屨 特 支 那  
 味の素 其他 調味 料 一 切  
 プルドック ソース 特約 店  
 東京 釀造 會社 特約 店

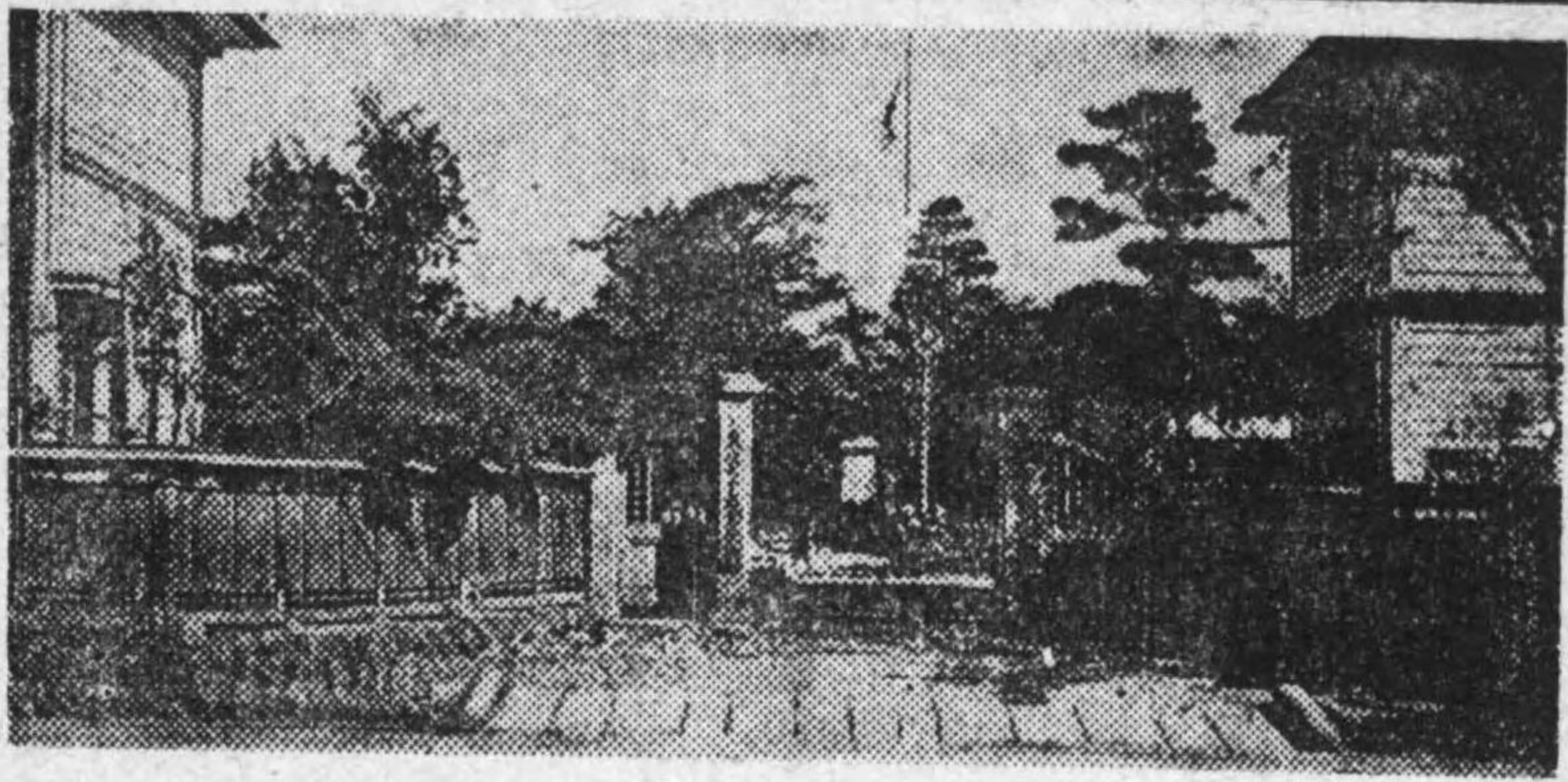


▲▲ 株式會社 **明治屋仙臺支店**  
 仙臺市東一番丁七番地 (多門通 東一、南側停留所前)  
 電話 七番八番 四六二番  
 振替 口座 仙臺 六五二番

支店在所 仙臺、新瀉、札幌、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高松、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高松、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

仙臺市古城丁  
**明治屋味噌醬油株式會社**  
 社長 佐々木重兵衛





創立明治三十六年十月廿七日  
 創立以降三十八年 卒業生九千八百六十六名  
**特典 裁縫科、中等教員無試験檢定**  
(高師卒業者八專正  
 在任狀七併七受領)  
 中等教員免許狀受領者四百八十餘名  
(自高等師範科第一回卒業生  
 至昭和十六年三月第十四回卒業生)  
 財團法人三島學園

理事長 三島駒治  
 校長 三島よし

外教職員七十餘名

文部大臣  
 認可

# 東北女子職業學校

仙臺市清水小路

電話 六八五番

**各科** 高等師範科 八〇名 修業三年 年限二年 商業專修科 五〇名 修業一年 年限一年  
**募集** 師範科 二〇名 同一年 洋裁科 五〇名 同一年  
 專攻科 二〇名 同一年 本科 二部 一年 五〇名 同一年  
**人員** 商業科 五〇名 同一年 裁縫專修科 八〇名 同一年

校舍增築規模擴張 昭和十七年度 生徒募集人員約六百五十名

營業 團體 服務 服裝  
 作務 學校 制服  
 警防 團服  
 其他 一般



## ほまれや被服工場

諸官衙各工業會社御用

本店 仙臺市堰場一二  
電話三四八六番  
 販賣部 仙臺市大町五丁目  
電話三七七三番  
 工場 仙臺市長町廣岡一二

仙臺市國分町百七十三番地

# 東北無盡株式會社

送配電線路工事  
 屋内外電氣一般工事  
 其他電氣一般工事  
**請負**

東京市淀橋區下落合一丁目三〇〇

株式會社 **佐藤電氣工業所**

電氣通信器材販賣  
 機械器具材料販賣  
 諸機噐材料販賣

仙臺出張所 電話 四六一番  
 三二四六番



株式會社 **服部紙店**

仙臺支店

仙臺市國分町五丁目一七八番  
 電話一三九七番  
 仙臺市國分町五丁目一七八番  
 電話一三九七番

本

店

東京市日本橋區本町二丁目四番地

電話茅場町(66) 四四四四番

札幌支店 電話 四四四四番

札幌支店 電話 四四四四番

札幌支店 電話 四四四四番

旭川出張所 電話 三二四六番

仙臺市東三番丁一五七ノ一



**産業組合中央金庫仙臺支所**

電話四・六九〇番

資材の配給統制  
 労働力の需給調整  
 産業の調査研究

**仙臺地方金屬鑛業會**

仙臺市國分町富國ビル内  
 電話九〇五番

土木建築請負業

# 阿久津 會社

代表社員 阿久津 初太郎

仙臺市東七番丁 電話三四五〇番

事務所 仙臺市國分町六 電話二一五四番

庶民金庫代理所



# 宮城無盡株式會社

本社 本吉郡氣仙沼町



# 日本勸業證券株式會社仙臺支店

支那 貯蓄債券、報國債券を買ひませう

勸銀の姉妹會社です。責任を以つて御取扱致します。(案内附呈)

仙臺市南町三十番地

電話一、五四一 番



# トヨタ自動車販売株式會社

トヨタ自動車特約販賣店

仙臺市東五番丁一番地 (泗水小橋)

電話七七八番

# 秋保温泉

仙臺近郊の  
名湯  
風光明媚  
秋保電氣軌道株式會社  
直營

名勝  
磊々峽  
温泉クラブ内  
温泉プール  
體育館完備



## 温泉ブラク

風光明媚 經濟至廉

仙臺近郊電車五分

秋保温泉

内湯

# 佐勤旅館

一日の御清遊に

御遊覽の御一泊と

貸事務室の御需めに應ず

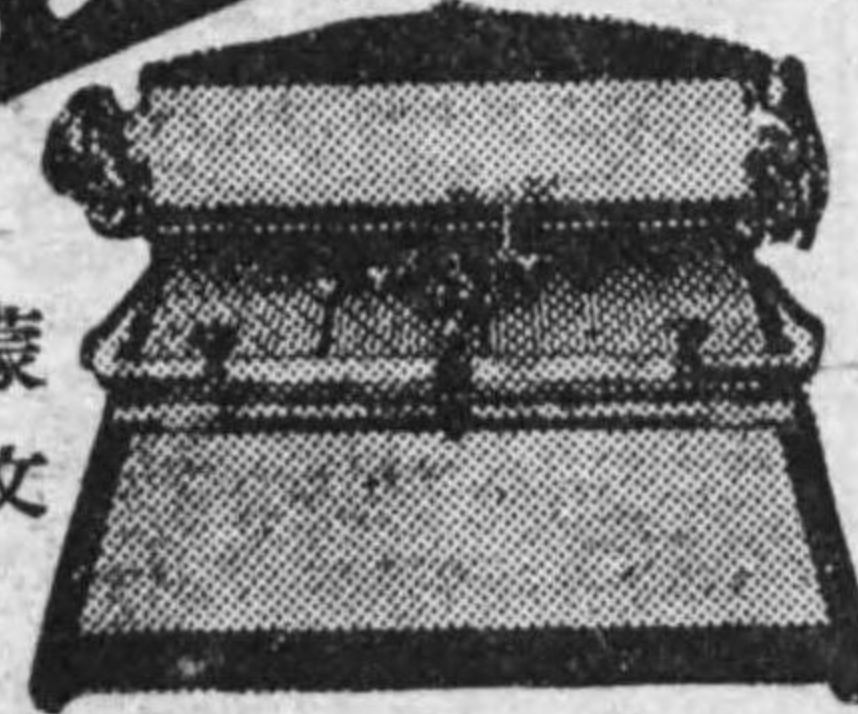
## ビル工商臺仙

仙臺市大町五丁目 電話四七五〇番

タイピストの健康と  
事務能率の増進に  
理想的なる

菅沼パイライター  
(型録進呈)

日滿華蒙  
文文文文  
各種



菅沼パイライター  
仙臺出張所

仙臺市大町五丁目(仙臺商工ビル内)  
電話四七五〇番

紀念品・贈答品に最適

金屬材料研究所  
工藝指導所  
御指導



專賣特許

仙臺特産

五藝品五塗蟲玉  
並-K.S磁石罏

仙臺市大町五丁目(仙臺商工ビル内)

東北工藝製作所

電話四七五〇番

藥 一 品 般

三 夕 丁 藥 局

仙 臺 坊 連



仙臺染織製綿株式會社

仙臺市土橋通二〇

營業種目  
物染物製綿  
電話 一、一〇番  
一、六五番  
振替仙臺四六二三番

資本金 壹百萬圓  
年產額 四十萬圓  
創 立 大正元年九月



仙臺平機業株式會社

仙臺市琵琶首丁三十二番地  
電話 八五五番

本場 仙臺平織元

朴澤松操女學園

朴澤松操女學校

仙臺市本荒町二四

電話 一八四番

各科募集人員

高等師範科	四〇名	修業年限	三ヶ年	專攻科	二部	五〇名	修業年限	一ヶ年
師範科	一〇〇名	修業年限	一ヶ年	本	科	一〇〇名	修業年限	二ヶ年
專攻科一部	五〇名	修業年限	一ヶ年	裁縫專修科		五〇名	修業年限	一ヶ年

創立 明治十二年一月  
特 典 高等師範科。裁縫科中等教員無試驗檢定(國民學校教員無試驗檢定)  
師範科。國民學校裁縫專科訓導無試驗檢定  
文部大臣認可  
財團法人 朴澤 三二  
校長 齋藤 理學博士 朴 澤

財團 法人 常盤木學園

高等女學校 四ヶ年修了  
專攻部家政科 一部 二ヶ年修了  
二部 一ヶ年修了

仙臺市元柳町六十八番地  
電話 二〇五五番  
振替仙臺一九一八三番

**營業科目**  
 回漕業 船舶代理業  
 海陸運送業 保險代理業  
 倉庫業

稅關貨物免許取扱人  
 日本通運株式會社加盟店



宮城縣鹽釜港  
 株式會社  
**白石商會**

專務  
 屬店

日本食糧同業株式會社  
 大日本鹽業株式會社  
 住野セメント株式會社  
 住友礦業株式會社  
 日明治友商株式會社  
 日滿商事株式會社

船代  
 船店

大阪商船株式會社  
 下關汽船株式會社  
 山崎汽船株式會社  
 川崎汽船株式會社  
 島田汽船株式會社  
 大船汽船株式會社  
 全國主要汽船株式會社

保代  
 險店

東京海上火災保險會社  
 住友海上火災保險會社  
 日本海上保險會社

電話八番十五番  
 電話六五番(岸壁出張所)  
 電信略號(シホガマ・シライシ)

三菱鑛業株式會社專屬荷扱店



**鹽釜海運合資會社**

宮城縣鹽釜港築港中埠頭

日本通運株式會社加盟店  
 三菱海上火災保險會社代理店

電話三〇三



三百年の  
 光輝ある歴史

春夏秋冬

健全なる  
 母體は

國家の礎

さぬらん湯

本舗

遊佐一貫堂

遊佐壽助

陸前鹽釜

宮城縣鹽釜港(港橋際)

# 株式会社 龜井商店

## 營業課目

米穀部	セメント部	葯工品部	飲料水・雜貨部	油脂部	石油部
-----	-------	------	---------	-----	-----

電話 二五九・二五九番  
二〇四・四〇二番

交換臺 振替仙臺 七五七番

鹽	門前出張所	電話四五八番	氣仙沼支店	電話二六九番
北濱油所	電話三四番	釜石支店	電話二六五番	
代ヶ崎貯油所	電話專用線	宮古支店	電話二三四番	
魚市場出張所	電話五五番	宮古魚市場出張所	電話四二番	
築港精米所	電話四二番	八戶支店	電話七四〇番	
西埠頭倉庫	電話七四番	八戶市湊出張所	電話三三六番	
石卷支店	電話六九〇番	八戶市湊前油槽所	電話	
女川支店	電話四三番	神奈川三崎支店	電話一四六番	
女川魚市場出張所	電話	浦賀港魚市場駐在員	電話	
仙臺支店	電話二三番	福島小名濱支店	電話二〇七番	
氣仙沼支店	電話二七番			

### 資本金貳百七拾萬圓

宮城縣鹽釜港

株式會社

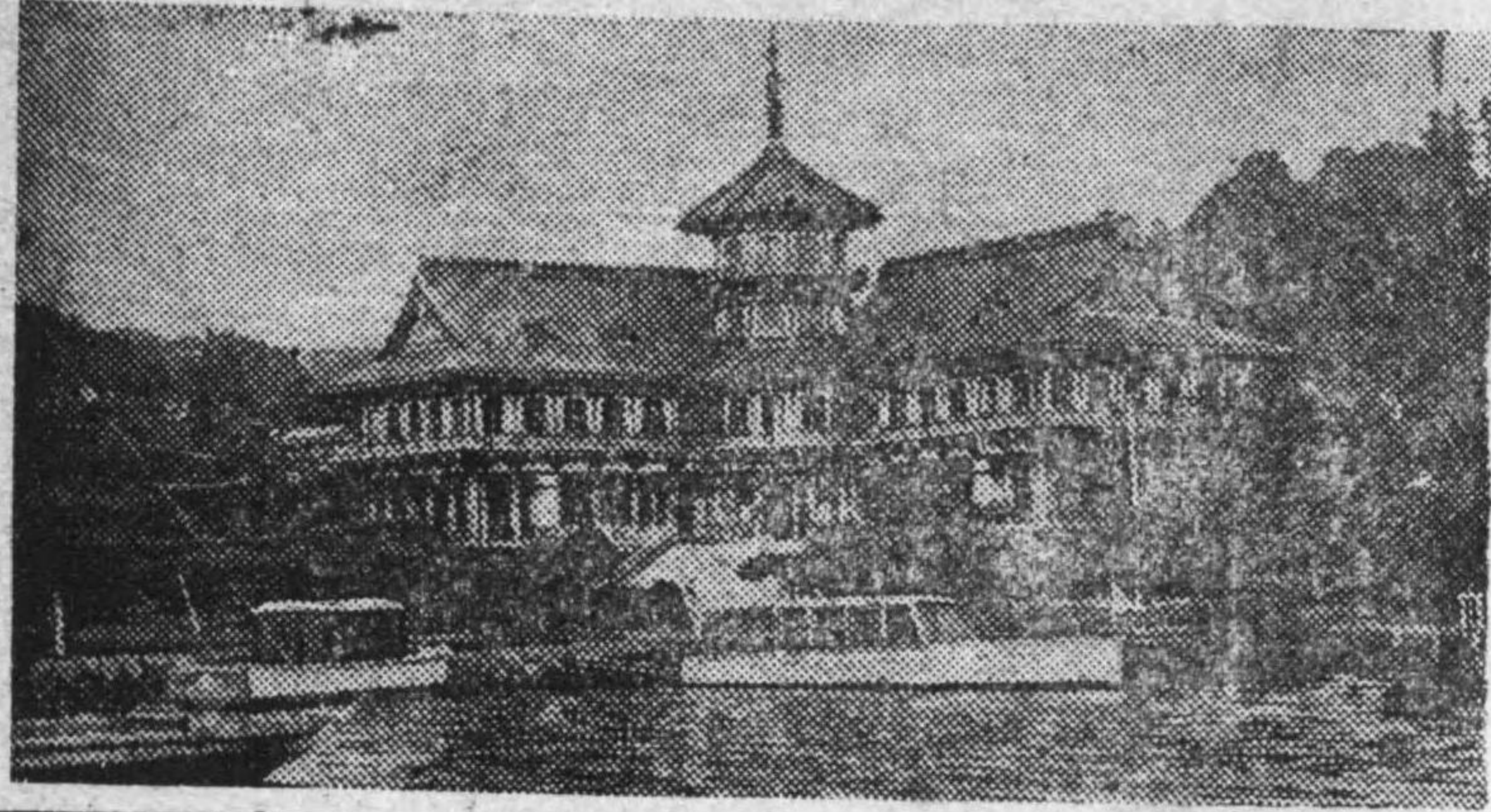
# 鹽釜魚市場

電話 四一二番 五二九番  
五六九番 一三六番 (私設交換臺)

附設 製冰冷凍工場

第一小賣市場

憩休御と泊宿御  
は事食御  
ルテホクハ  
番五三(島松)表代話電



日本 松島遊覽  
三景 鹽釜神社  
奥州 鹽釜神社  
一ノ宮 參拜ハ  
靈島 金華山  
日本一ノ臨海電車デ短時間  
ニ經濟的ニ御愉快ニ御見物  
ガ出來マス

宮城電氣鐵道會社

電話一五〇一・二三一七番

仙臺市裏五番丁一九

仙臺

本塩釜

松島公園

宮電石巻

金華山

# 宮城縣鹽釜町役場

東京航路—(東京、三陸沿岸(月四往復))  
函館航路—(函館、三陸沿岸鹽釜間  
宮城兩縣及函館市命令(月三往復))  
釧路航路—(宮城縣命令釧路航路(月三往復))



鐵道省 三陸汽船株式會社  
連帶運輸

三陸沿岸航路—(鐵道省卜連帶運輸取扱  
遞信省命令郵便遞送取扱  
金華山航路—(參拜探勝日歸往復))

宮城縣鹽釜驛前

電話 二二五九七番  
築港 二五九七番





はしがき

年鑑には型があるといふ。年鑑らしい型があつて毎年そこに新しい数字や人名を置替へて行ける安易な型がいつの間にか出来上つてゐる。かうした型を崩しては年鑑の感じがしないといふ舊體制の主張があつたので戦時版とつけた。序でに型破りから謂へば殻にはまつた文學などもこの邊で飛躍して、はしがき文學、遺言文學、などもよくはないか、はしがきには著者のエッセンスが往々に盛られてゐるし、その人の社會的關聯も判つて面白く中には立派な隨筆もある。遺言となると眞實が迫り、死を堵して御奉公の道に勵む我々とつて間の抜けた遺言などしないことになつてよい参考になる。殊に最近叫ばれる科學技術の公開でも偉大な科學者、技術者であればあるだけ、遺言を残すとすれば、各自命懸けの研究努力の結晶を残して行きたいし、後世への引継事項も多いであらう。今日の科學者技術者に遺言を書かせたら我國の科學技術の最高水準が忽ち出て來て、自然に公開されることになる。非常時は非常時らしく少し位型を破つても力強く、的を狙つた眞劍なものが出て來なくてはならない。新體制でも東亞共榮圏でも型があつて出来上つて行くのではない、それは八紘一宇の肇國精神をガッチリ掴んで日本精神に貫かれた皇國民の勇躍實踐が自ら築いて行くのである。

ソ聯と中立條約を結んで新しい關係には入つた我國が、獨ソ戰の突發で一寸おかしな事に



なつた。三國同盟と中立條約の三角形の底邊に坐りこんでゐると思つた輩は、尻をさらはれて面喰つたかも知れぬ。あなたまかせだと吃驚する。猫の眼のやうな世界變局の中にあつてあなたまかせは何處にもありやうがない。政府は毅然として事態の靜觀、八方睨みで構へてゐる。舉國一體、自主積極建設の行き方以外に途はない。當てにならぬ外の動きだ。我が外交方針をウツカリ闡明して揚足をとられぬことだ。だから政府は未だ外交方針などを輕々に述べてはゐない。ただ政府の爲すところ、施政を見て國民に判斷しろといつてゐる。謂はゞこの超非常時、日本民族は黙つてゐて以心傳心爲すところが讀めるわけだ。嵐の世界變局に體當りで行くには内に鐵桶の國防體制がなければならぬ。我々は黙つてこの鐵桶の護りに就かう。これが職域奉公であり臣道實踐である。河北年鑑戰時版は、かうした心構へで出來た。何も彼も型の如く網羅されてはゐない。然し我國今日の現状をいろいろな方面から纏めて見た。世の指導者たちが大衆に呼びかけるとき事態の推移方向を知らうとする時、本書は何かの役に立つであらう。勿論これで我々の意圖するところが果されてゐるわけではない。與へられた仕事の寸暇の中で纏めたものである。哨煙の中、寸暇を得て戎衣を整へる兵隊さんの氣持で作つた文字通り戰時版なのである。

昭和十六年九月

編者 識す

## 河北年鑑戰時版目次

1487

國土計畫と東北	一—二〇	(東北代表の發言)……………	五五
國土計畫	一	議會における翼賛會批判と波紋……………	六二
國土計畫と地方計畫	三	翼賛會は何故改組したか……………	六五
國土計畫と東北	四	改組翼賛會とその方向……………	六七
大仙臺計畫並に北上川計畫	三	第一回中央協力會議……………	七〇
東北重要問題解説	二—四四	大政翼賛會役員名簿……………	九三
食糧増産と東北	二	大東亞共榮圈	九五—一四
石炭金屬増産運動	二六	一、東亞新秩序の性格……………	九五
東北の金融界	三〇	(1、世界史の轉換 2、滿洲事變の意義 3、新秩序建設へ 4、世界大戰と東亞 5、共榮圈確立の理念)	
配電統合と東北	三三	二、東亞共榮圈とその内容……………	九九
文化運動の展開	三六	(1、共榮圈の範圍 2、自給自足經濟 3、東亞諸國の貿易 4、奪はれたアジア 5、東亞の解放)	
戦時下生活の變貌	四二	三、東亞共榮圈の建設實情……………	一〇四
大政翼賛會の成立と現状	四五—九四	(1、滿洲國の誕生 2、日華基本條約 3、新國民政府の現況 4、汪主席の訪日 5、泰、佛印平和條約、6、日佛印經濟協定 7、日獨伊三國同盟その他 8、興亞諸團體の統合)	
翼賛會の地位……………	四五		
大政翼賛會の發足……………	四六		
臨時中央協力會議……………	四九		

目次

一

政治外交

二五—二五六

- 一般施政.....二二八
- (△經濟關係會議 △國民職業指導所 △國民勤勞訓練所 △國民士氣昂揚 △日滿支經濟建設案成る △內閣強化 △選舉法改正問題 △政府と民間懇談會 △國防空強化策決定 △第二次內閣強化 △第三次內閣強化 △地方長官會議招集 △首相時局談 △豫算實行の節約 △科學技術新體制成る △農相更迭 △篤農懇談會 △御前會議重大國策を決定 △物動生擴財政金融基本要綱 △大日本與亞同盟の結成 △第三次近衛內閣成立)

官界會

- (△官吏制度改革案成立 △內閣情報局 △總動員審議會の改組 △企畫院の改組 △物審の改組 △文官制度委員會設置 △官界新體制の推移)

- 日華新條約成立(日滿華共同宣言).....一四二
- 汪精衛氏、正式主席に就任.....一四二
- 新駐支大使に本多熊太郎氏.....一四三
- 駐日大使に褚民誼氏.....一四四
- 滿支兩國大使交換.....一四六
- 駐日滿洲國大使更迭.....一四七
- 日ソ漁業條約成る.....一四七

經濟產業

一五七—二一六

- ベルギー暴動事件解決.....一四八
- 松岡外相歐洲を巡歴.....一四八
- 日ソ中立條約成立.....一四九
- 獨逸經濟親善使節團來朝.....一五〇
- 日獨伊三國混合委員會.....一五〇
- 日、イラン修交條約成立.....一五一
- クロアチア國承認.....一五一
- 日ソ通商協定成る.....一五一
- 滿蒙現地國境確定.....一五二
- 帝國の樞軸外交不變.....一五二
- 日佛印共同防衛協定成立.....一五三
- 皇軍佛印南部に増派.....一五三
- 英米の經濟壓迫を排す.....一五三
- エクアドル我方に陳謝.....一五六
- 經濟新體制確立要綱.....一五七
- 財政金融基本方策.....一六四
- 農林漁業團體統制要綱.....一七〇
- 財融政.....一七二
- 金融.....一八〇
- 物價.....一八七
- 貿易.....一九一
- 配給.....一九六

中小產業

二〇一—二〇九

重要法令解説

二二七—二六六

- 國民職業能力申告令改正.....二二七
- 國民徵用令改正.....二二七
- 從業者移動防止令.....二二八
- 賃金統制令改正.....二二九
- 船員給與統制令.....二二九
- 會社經理統制令.....二二九
- 銀行等資金運用令.....二二九
- 地代家賃統制令.....二二九
- 價格等統制令改正.....二二九
- 宅地建物價格統制令.....二二九
- 金買上規則.....二二九
- 賜金國庫債券規則.....二二九
- 米穀管理規則.....二二九
- 郵便取扱制限.....二二九
- 馬の輸移出制限擴大.....二二九
- 農機具配給統制規則.....二二九
- 國防保安法.....二二九
- 國家總動員法改正.....二二九
- 臨時農地價格統制令.....二二九
- 臨時農地等管理令.....二二九

目次

- 恩給法中改正法.....二二五
- 住宅營團法.....二二五
- 軍機保護法改正.....二二五
- 軍法會議法改正.....二二五
- 陸海軍人軍屬違警罪處分令中改正.....二二六
- 國民勞務手帳法.....二二六
- 小學校令改正.....二二八
- 治安維持法改正.....二二八
- 勞働者年金保險法.....二二九
- 木材統制法.....二二九
- 蠶糸業統制法.....二二九
- 刑法改正.....二二九
- 國民更生金庫法.....二二九
- 醫療保護法.....二二九
- 貸家組合法.....二二九
- 借地法、借家法改正.....二二九
- 國民貯蓄組合法.....二二九
- 農地開發法.....二二九
- 輸出入臨時措置法.....二二九
- 輸出補償法改正.....二二九
- 米穀應急措置法改正.....二二九
- 帝都高速度交通營團法.....二二九
- 日發法改正.....二二九
- 日鐵法改正.....二二九

三

外國爲替管理法改正	二五六
相續稅法改正	二五六
人造石油事業法改正	二五七
帝國石油株式會社法	二五七
帝燃法改正	二五七
船舶保護法	二五七
東亞海運株式會社法	二五七
重要機械製造事業法	二五八
工作機械製造事業法改正	二五八
臨時資金調整法改正	二五八
勸銀法改正	二五八
無盡業法改正	二五八
重要産業團體令	二五八
配電統制令	二六一
港灣運送業統制令	二六一
金屬類特別回收令	二六三
鮮魚介配給統制規則	二六三
青果物配給統制規則	二六三
麥類配給統制規則	二六四
暴利取締令改正	二六四
特許法施行規則改正	二六五
管區外馬移動制限撤廢	二六五
第七十六議會成立法律一覽	二六五

國防

全軍將兵に戰陣訓	二六七
陸軍將校分限令改正(陸軍武官進級令改正)	二七〇
輜重兵學校令實施	二七四
兵役法改正	二七五
土浦、博多海軍航空隊新設	二七五
海軍省兵備局新設	二七五
札幌に北部軍管區司令部創設	二七五
陸軍匪射會結成	二七六
陸軍需品廠新設	二七六
軍能率化、健兵主義強調	二七六
陸軍機甲本部新設	二七六
通信兵監新設	二七八
總力戰研究所新設	二七八
國土防空強化方針確立	二七八
化兵監部新設	二七八
陸軍召集規則改正	二七九
及川海相、海軍の決意闡明	二七九
海軍航空兵種名稱改正	二八〇
臺灣に志願兵制度實施	二八〇
金鷄勳章制度改正	二八一
陸軍機甲整備學校、陸軍科學學校新設	二八一
太平洋の列國軍備	二八一

支那事變論功行賞

(第廿六回より第卅八回及び生存者論功行賞第一回より第五回に至る)	二八四
軍師團に兵務部新設	二八八
海軍施設本部創設	二八八
退役海軍士官服役制度	二八八
機甲部隊とは	二八八

支那事變 (附興亞日誌)

聖戰第四年綜合戰果	二八九
ルーマニア、滿洲國承認	二九〇
重慶の抗戦力劣悪化	二九〇
日滿支經濟建設十ヶ年計畫	二九一
鹵獲軍艦國民政府に返還	二九五
國民政府新中央銀行設立	二九六
滿洲國に國兵恩給法	二九九
北京の防備強化	二九九
滬西地區警備協定	二九九
蒙古德王來朝	三〇〇
李長江軍歸順	三〇〇
在滿七領事館閉鎖	三〇一
文化資材、軍管理工場支那側に移管	三〇一

汪主席還都祝典に放送

汪主席還都祝典に放送	三〇一
滿鮮兩拓殖統合成る	三〇一
勃牙利、滿洲國承認	三〇一
鮮滿一如強化共同聲明	三〇二
國府、清郷工作を開始	三〇三
國民政府空軍を新設	三〇四
芬蘭、泰國、滿洲國承認	三〇四
佛印の援蔣物資搬出	三〇四
滿獨貿易協定再延長	三〇五
帝國不動の方針強調	三〇五
滿洲國々軍壯丁初の入隊	三〇五
日滿支連絡運輸改善	三〇五
滿洲國に四平省新設	三〇六
聖戰四ヶ年赫々たる綜合戰果	三〇六
海軍部隊本年度戰果	三〇七

歐洲大戰 (附歐米日誌)

ルーズヴェルト米大統領三選	三〇九
洪牙利、羅馬尼、スロヴァチア三國同盟に参加	三一〇
洪ニ友好條約成立	三一一
獨羅新經濟協定成立	三一一
獨ソ新國境確定	三一一
米、空前の尅大軍事豫算	三一一
米太平洋防備に躍起	三一一

イタリ―戰時新豫算……………三二四  
 獨空軍、地中海で威力發揮……………三二四  
 伊海空軍の戦果……………三二五  
 米、對ソ道義的禁輸解除……………三二五  
 ヒ總統、對米強硬方針表明……………三二六  
 カナダの戰時體制……………三二六  
 英國の戦費愈よ増大……………三二六  
 英、對羅外交關係斷絶……………三二七  
 土、勃不侵略協定成る……………三二七  
 獨伊戰時通商協定成立……………三二八  
 勃國も三國同盟加入……………三二八  
 英、ブルガリアと斷交……………三二八  
 ソ聯海軍八艦隊に……………三二八  
 米の授英武器貸與法遂に發動……………三二九  
 獨佛新協定成る……………三三〇  
 ヘス氏脱出事件……………三三〇  
 獨逸の戰時財政……………三三一  
 ル大統領、授英援蔣強調……………三三二  
 クロアチア王國成立……………三三二  
 獨土友好條約成る……………三三三  
 米、獨伊資金を凍結……………三三三  
 英ソ軍事協定……………三三三  
 モンテネグロ獨立……………三三四  
 米國々防費一ヶ年五百七億八千萬弗……………三三四

伊太利、希臘遂に開戦……………三二四  
 獨逸、バルカン制覇……………三二五  
 クレタ島攻略……………三二七  
 獨英主力艦會戦……………三二七  
 歐洲戰爭東漸……………三二八  
 獨ソ遂に開戦……………三二八  
 國境衝突の獨ソ兩軍兵力……………三二九  
 獨ソ戦火を交ふるまで……………三三〇  
 米海軍アイスランド進駐……………三三一  
 英米洋上秘密會見と獨伊互頭前線會談……………三三一  
 米海軍と樞軸國海軍勢力……………三三二

**日用便覽**……………三三三—三六二

萬年七曜早見……………三三三  
 祝祭日……………三三三  
 戰陣訓の精神……………三三四  
 曆の話……………三三四  
 二十四氣節の事……………三三五  
 雜節の事……………三三五  
 溫度對比……………三三五  
 地震……………三三五  
 速度比較……………三三六  
 徵兵適齡……………三三六  
 普通郵便……………三三七

郵便特殊取扱……………三三八  
 電報料……………三三九  
 内地電話……………三四〇  
 外地電話……………三四一  
 日滿電話……………三四二  
 日華電話……………三四二  
 メートル比較記憶法……………三四二  
 メートル換算法……………三四二  
 メートル法と現度量衡……………三四二  
 家庭の儀式……………三四三  
 忌服數……………三四三  
 お祝ひと花……………三四三  
 電氣のコード……………三四四  
 生花(水揚げ)秘傳……………三四四  
 體温、脈搏、血壓等……………三四五  
 ホルモンとは……………三四六  
 衣服の整理訓……………三四六  
 洋服の標準……………三四七  
 衣類のたゝみ方……………三四七  
 ネクタイの皺……………三四七  
 和食の作法……………三四七  
 洋食の作法……………三四七  
 支那食の作法……………三四八  
 節米代用食……………三四八

外米の臭み……………三四九  
 食器と水……………三四九  
 お汁十則……………三四九  
 唐辛子の効力……………三四九  
 ヴイタミンとは……………三四九  
 キヤベツのウイタミン……………三四九  
 代用品……………三三〇  
 使用制限品種……………三三〇  
 隣組兒童遊戯……………三三〇  
 防空壕……………三三〇  
 防諜七訓……………三三〇  
 鼻血の止め方……………三三〇  
 蛆虫の退治法……………三三〇  
 手紙十訓……………三三〇  
 物の起源……………三三〇  
 理化學上の發明發見……………三三〇  
 辨似……………三三〇  
 支那現代語書方……………三三〇  
 疊の下に新聞紙……………三三〇  
 ソロバンの手入法……………三三〇  
 リノリウムの手入……………三三〇  
 表札の若返り……………三三〇  
 瀬戸引鍋……………三三〇  
 慰問袋の宛名……………三三〇

七輪の保持法	三五六
即席豆炭	三五六
ス・フのタオル	三五六
夏蜜柑の汁	三五六
鍋の使ひ方	三五七
電燈の手入れ	三五七
蠅を防ぐ法	三五七
お節句の飾物	三五七
トゲを刺したら	三五七
壘の灰	三五七
セルロイドの修理	三五七
脈搏と呼吸	三五八
體重と身長	三五八
標準食一日量	三五八
摘草料理五種	三五九
乾魚を柔かくする法	三五九
茶の化學的組織	三五九
家庭電氣の心得	三五九
挿花の由來	三六〇
年齢による玩具	三六〇
いろはかるた	三六一
洋服の手入法	三六一
還曆の事	三六二

# 國土計畫と東北



政府が昭和十五年八月一日發表した基本國策要綱の中に「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立」なる一項が定められ、この國土開發計畫をさのやうに定むべきかについて企畫院が中心となつて研究を重ね同年九月二十四日國土計畫設定要綱として閣議決定を見た。

國土計畫なるものが、當面の問題として各方面から夫の立場で採り上げられ出したのは、一、二、三年來であるが計畫の思想については既に今から百年前徳川時代に

國土計畫と東北

我が東北が生める天才佐藤信淵が「國土經緯」なる名稱で國土計畫の重要性を説いてゐる。

國土計畫の問題が何故最近特に遽かに採り上げられたであらうか。

第一には政府の計畫を指導によつて強行された生産力擴充が進行し重要産業の擴張が目ざましく行はれた結果、大都市中心の工場が著しく増加し、これに伴ふ人口の都市集中膨脹となり、交通の混雜、水不足、生活物資の配分混亂となつて過大都市の弊害が顯著に現はれて來た。かくて國民の保健、健全な生活が破壊されるばかりでなく、産業自身も將來の憂ひを招くに至つた。

第二には支那事變及び歐洲大戰の進行により空襲に於ける大都市の被害が如實に實證され、都市の防衛には都市分散を根本原則とするこゝが理解されるに至つた。

第三に日滿支南洋を含める東亞共榮圈一體とする高度國防國家の建設を圖る爲には共榮圈内に於ける重要産業

の配分が國土計畫的性格なしには遂行し得ない。

第四に、國力の全能の力を發揮するには國土のもつ潛力を凡ゆる部面に於いて最高度に發揮せしむることが必要で、この完遂には局部的な利害を無視し大局に立つ綜合計畫によつて國家力の配分整備が必要である。

以上述べた諸事情によつて國土計畫の定義なり性格なりが自然生れて來るわけであるが、これを定義化すれば「綜合國力を高度に發揮する爲に國土の保全及び利用開發を圖る人口、産業、文化の適正配分による國家計畫」云へる。

國土計畫の基本は、産業配分計畫と人口配分計畫であるが、先づ産業配分の工業配分計畫については、重工業化學工業、輕工業の各種別の配分計畫が必要で、日本と滿洲、支那には夫々特殊性があり、日本でも東北地方と九州地方によつて起こすべき工業が何か云ふやうに配分方針が建てられねばならぬ。鑛業計畫も各國土に即

した地下資源の開發配分が成されねばならぬ。農業についても、内地の食糧自給限度は如何にすべきか、耕地並に耕作物の種類を地域的に如何に合理化すべきか、水産林業も同様である。

人口の配分計畫は、都市配置の問題があり農業人口とその他の人口を如何に配分するかは職能別人口配分計畫との地域にはどの程度の人口が必要か、或は適正かの地域別人口配分計畫、東亞共榮圈を通じての綜合移民計畫等である。

これ等の産業、人口適正配分には綜合的交通計畫、動力計畫が必要である。交通計畫には陸運、海運、空運の一貫的綜合計畫が必要であり、動力計畫は電力燃料問題が中心となる。而してこれ等の計畫遂行の根本として治山、治水、利水計畫が横たはつてゐる。

以上の如く國土計畫は産業と人口の適正配分に重點を置き、交通、動力計畫と絶えず有機的に結びつき、常に

防空問題との關聯に於いて進められねばならない。國土計畫はこのやうに地理的に東亞共榮圈一帯の計畫であり歴史的には國家千年の大計畫であるが故に正しい雄大な夢を持たねばならぬが、それが夢であつてはならない處に重要性があり、従つて一定の目標時期を定めて具體化して行くべきである。

### 國土計畫と地方計畫

國土計畫を大別すれば日滿支計畫と中央計畫の二つに分けることが出来る。日滿支計畫は日滿支三國を通ずる計畫であつて三國で行ふ國土計畫の基準となるものである。中央計畫は、日滿支計畫を基準として策定する日本計畫で内地外地を一帯として對象する計畫である。従つて中央計畫は、内地、外地、各地方の特性を發揮させるやうに國家的見地から遂行する國土の綜合利用開發計畫

を立てねばならない。この中央計畫は政府各省の行ふ事業計畫の基準となり、内地各地の地方計畫や外地で行ふ開發計畫の方針の基準となるものである。

地方計畫とは何か？ 國土天然資源を最も有利適當に使用し開發せんが爲に各地方を夫々その地勢、地味、氣候、天然資源の分布等に適應するやうに、しかも國土計畫の大方針から割り出された各地方の特徴を充分に活用利用し得る計畫でなければならぬ。この爲に國土計畫の區域を地理、地勢、交通機關、經濟、政治、社會等の關係から考慮して調査計畫上好適なるやうに細分した區域を設定せねばならぬ。かうして地方的事情に最も適應した諸計畫が生れるわけで、これが所謂地方計畫である。

地方計畫の區域制定は餘りに廣汎なる區域に亘る場合には調査計畫上複雑錯綜を極めるので、計畫並に實行上好都合な區域を選ぶべきである。

地方計畫の狙ひは都市と農村との均衡せる發展を期す

るにあるから、この計畫には未開發地を含んだ廣大なる面積を對象とする。地方計畫の内容としては

一、公有地並に私有地の最も有利適切なる使用方法、これは地域制により實行するもので、住居、商業、工業、鑛業、農業、林業、利用緑地の配置等で、地形交通機關道路、公共的施設等によつて定まるのであるが、組織的分散を再集中をなし衛生的、經濟的に均衡ある都市發展を來すやう土地利用に對し公的統制を行ふことが必要である。

二、交通機關、交通路の最も便利有効なる方法、交通施設は人及び貨物の交通運輸を容易化する故道路、電車、乗合自動車、鐵道、水路（港灣、河川、運河）航空路、飛行場を含むものである。

三、緑地、自由空地の保存、これは都市に自然味を取

入れ、都市の緑化、美化を保健衛生の向上を圖るもので公園、公園道路、緑地帯、利用緑地の保存が含まれる。

四、最も經濟的な公共施設、これに含まれるものは水道、下水道、下水處理、塵芥處理、瓦斯、電氣、電信、電話、食料品市場等である。

五、史蹟名勝地、記念物の保存、國土計畫は國民が主體となつて理想を實現する計畫であるが効利主義的統制ではない。従つて史蹟名勝地、記念物は立派に生かされて行く必要があり、これに含まれるものは、史蹟、古建築物、記念物、天然自然の名勝地、風景地、樹木、田園美等である。

### 國土計畫と東北

國土計畫の設定要項に基いた東北地方の地方計畫は如何になさるべきか、國土計畫の先驅的天才佐藏信淵を出

した東北は、日本の處女地であるが故に今脚光を浴びて國土計畫の舞臺に大きく登場してゐる。奇しき因縁ではあるが、世紀の鍬が日本の東北の一端から降ろされ、日本の地方計畫の先驅として東北の持つ任務の重大性を痛感する。

東北の地方計畫については内務省仙臺土木出張所で金森博士を中心に大綱が研究されたものであるが、これを基本として問題を進めて見たい。

東北の地方計畫即ち産業、人口の適正配分の見地から検討し、交通及治山、治水、利水等の綜合的且發展の見地より土地の上に更に土地そのものに工事及び施設を加へて國土の保全、利用、開發に資するのが國土計畫に於

ける東北的任務なのである。

先づ適正配分から檢して見るに、人口、産業の分布は全國に普遍し、國力の遍在せざることが理想である。これは必ずしも地形その他によつて面積に比例するものではないが、適地の存する範圍に於いては先づ面積を目標とするのは妥當である。この見地から東北地方に對して面積を目標として配分せらるべき産業、人口を考察するに當つて全國の昭和十二年調査に基いて行ふこととする。現在はおもつて關西偏重となつてゐる。即ち過少なる配分、換言すれば東北地方に對し必ず配分せざるべからざる最小限度を示すわけで、これだけは是非を云ふものを採ることにする。

で、面積、即ち土地との關連に於いて東北地方の我が國力を分擔すべき割合を見るに、その面積は内地全面積



の百分の十八に相當してゐるから、産業人口の現勢が内地全額に照らしてその百分の十八を基準として、それ以下なる時は足りないことになる。東北六縣の面積は、青森縣九、六三一方秆、秋田縣一一、六六四秆、岩手縣一五、二三五秆、宮城縣七、二七四秆、福島縣一三、七八二秆、山形縣九、三二六秆、計六六、九一二秆、内地總面積は三八二、五四五秆である。

人口についてはさうか、面積當り持ち分に對し五百七十萬人の移入を要するのであるが、現況はこれに逆に逆に年々他に移出されてゐる不合理にある。

縣名	人	口	一平方秆當人口	移出(増加率に對し)
青森	一、〇〇三、四〇〇	一〇四	〇、一四	
秋田	一、〇五八、六〇〇	九〇	〇、四八	
岩手	一、〇七五、四〇〇	七〇	〇、一九	

産業に依るべきかは、農商水産業に於いてはこれを二倍にするこゝさへ困難であるから、さうしても工業生産に依らなければならぬ。

縣名	産業	一平方秆當(千圓)
青森	一五五、〇〇〇	一六、一
秋田	二一三、二七二	一八、三
岩手	二二二、三九三	一四、六
宮城	一七五、一一一	二四、一
福島	二八四、九一二	二〇、七
山形	一五三、三一四	一六、四
計	一、二〇四、〇〇二	一八、〇
内地	二三、八四六、三二九	六二、三

これも参考までに關東以西を見るこゝ一平方秆當り千圓單位とし關東の一七七、八、關西の一九六、八、東京府

宮城	一、二七三、一〇〇	一七五	〇、〇〇
福島	一、六一二、一〇〇	一一七	〇、四四
山形	一、一三二、一〇〇	一二一	〇、四〇
計	七、一五四、七〇〇	一〇七	

右の如く宮城以外は全部増加率に對する移出口であり、平方秆當人口に於ける岩手の七十、秋田の九十に至つては内地に於いてはかゝる少數人口は二縣のみである。参考までに他地方に比較するならば、平方秆當人口では關東四九三、關西三八九、更に東京府では三、一五六、大阪府では二、五四二となつてゐる。

而して東北六縣總人口は内地總人口の百分の十に當る。

次に産業について見るならば、面積當り左表の如く約四倍即ち四十三億の増加を必要とする。これを孰れの

の一、二七四、一、大阪府の一、七五四、五となつてゐる。

産業のうちでも東北地方を最も利用してゐないのは工業である。工業の面積當り持ち分に引き上げるには、左表の如く實に八倍、三十二億までにしなければならぬ。これに對する工業地帯は三千万坪の造成を要するこゝになる。

縣名	工産(千圓)	一平方秆當(千圓)
青森	五〇、〇二七	五、二
秋田	二六、〇五七	二、二
岩手	一一八、六三九	七、八
宮城	四三、三二九	六、〇
福島	一一七、二三七	八、五
山形	五七、四八七	六、二

計	四一二、七七六	六、二
内地	一七、八二五、一六八	四六、六

これも關東以西に比ぶれば平方籽當り千圓單位で關東一四九、六、關西一七七、八、東京府一、二三〇、一、大阪府一、七〇八、七三云ふ恐るべき數字で秋田縣の二、二の如きは全國で秋田縣のみである。

一體我が國の工業生産は東京、大阪、北九州地方に著しく偏在してゐるのであつて、今これを全體の増強を考慮に入れず、現在のまゝの面積に照らした適正配分をやつて見るに東北地方と大阪地方を合した面積は日本の面積の二十二パーセントになるが、これが東京地方のみの工業二千三パーセントに匹敵する。東京地方の面積が僅か、三パーセントである。又大阪地方のみの工業で、日本全産額の二十九パーセントを占むるが、これを面積の

パーセンテージから見れば東北地方、東京地方、大阪地方、福岡地方の全面積で二十八パーセントであるから稍匹敵してゐる。以上の如く全く驚くべき偏在ぶりを示してゐるのである。

ひこり林産のみは持ち分以上を示し、鑛産、農産、水産、畜産は内地一平方籽當りで大した差を持つてゐないから容易に持ち分まで増加し得るのである。即ち、平方籽當り千圓を單位として林産は内地一、三に對し一、五、鑛産は内地一、九に對し一、六、農産は内地一〇、〇に對し七、五、水産は内地一、五に對し〇、九、畜産は内地〇、九に對し〇、三となつてゐる。

さて、果して然らば東北地方はかくの如き現實が示すやうに産業の適地性に缺けてゐるであらうか？ 全々否である。今温度、降雪、地勢等の産業適正の自然狀況を

見るに

一、温度、東北地方は寒いが最低零下十度を下るこゝが稀で港灣、河川の凍結するこゝが殆んどない。夏は涼しく平均東京より二度低くなつて居り工業の適地である。

一、降雪、道路鐵道等の交通が冬期雪の爲多少の支障があるが港灣運河等には積雪しない。従つて水面に接した工場には交通の支障が全然ない。

一、地勢、東北地方は山岳も多いが未開の平地も多い。これらの平地は何れも交通、動力、水に恵まれたものも少なくない。風波靜かな深海の灣入せる港灣、又水を除くに易い廣大な湖沼あり、その他特殊天恵の地も多く點在してゐる。

以上の點から考へるに東北の工場適地と目されるのは

二萬七千五百八十町歩、又開墾適地は十五萬八千町歩と豫定される。

最も東北地方の缺陷と見られてゐる人爲的缺陷はさのやうに是正さるべきであらうか、次の諸點が擧げられるだらう。

一、東北地方には一萬トンを接岸し得べき港がない。巨船で運んで來た荷物は横濱で荷上げして陸送してゐるが、この運賃は平均シンガポールよりの船運賃と等しいこゝになる。

二、東北地方は産業、文化等すべて東京に依存せざるを得なくなつてゐる。東北が衰へるこゝによつて東京が盛んになつてゐる。

三、東北地方の鐵道は單線である。

四、東北を縦斷する満足な道路がない。その上一般に

道路は悪道路である。

五、東北の河川は、洪水毎に荒れて千數百萬圓云ふ負擔に堪えない損害をしばしば與へてゐる。

六、東北地方の荒れた山は放置されてゐる。

か、る人爲的缺陷を克服するのは人爲的工作あるのみである。

こゝに國土計畫的立地による地方計畫、即ち東北地方利用開發計畫が結論として生れて來るわけだ。計畫は、東北地方を他の地方に依存することなく、自給自足の力強い區域たらしむべく、更に我が國の國力増強に資すべく配分された人口、産業に對して都市、産業の適地を造成することを目標として、土地の保全利用開發を行ふのである。

經濟上並に防空上の見地から、配分する人口の一團は

八郎瀉地帯、増加人口九十萬（十萬乃至三十萬を一團として分散）

小名濱地帯、人口十萬

青森地帯、人口五萬

石巻地帯、人口十五萬

その他、人口五萬

三、農耕地、鑛産地その他、二十五萬以上。

東北の人口増加数は昭和五年より同十年の間に四十萬人、これを出生率を高めることによつて平均十ヶ年百萬人にすれば、この増加人口を得る爲には三十年を要することゝなるが、開發と共に他より移入すれば年数は著しく短縮される。これに對する食糧は如何にするか？ 地域内米産年平均千二百萬石で、優に自給し得るのであるが、從來年平均六百萬石を他に移出してゐる現況に従ふ

過少、過大に陥入らざるやうにしなければならぬ。特に東北地方を東京依存より獨立せしむべき強力なる核心都市を建設しなければならぬ。この爲に核心都市の人口の配分は三百萬人以上でなければならぬ。

東北の地方計畫の立案者前内務省仙臺土木出張所金森誠之博士は人口産業配分計畫について次の案を建て、核心都市として仙臺市、副核心都市として秋田市、八戸市を擧げてゐる。

即ち

- 一、核心都市建設（増加人口百六十萬）
- 首核心都市、大仙臺市人口百萬目標（増加人口八十萬）
- 副核心都市、秋田市人口五十萬目標（増加人口四十萬）
- 同 八戸市人口五十萬目標（増加人口四十萬）
- 二、工業都市建設（増加人口百三十五萬）

こゝに、して増加三百萬人に對し移入人口を參酌すれば、十萬町歩の開田を行ふこととする。なほ農林省食糧自給強化昭和十六年度以降十ヶ年計畫によれば、東北地方（北海道を含む）は十五萬二千町歩を豫定してゐる。

次ぎに土地の保全利用開發、産業の増強特に工産を二十五億萬圓に増加せしむる爲に、東北地方に工場地帯三千萬坪を造成する。又食糧に備へて農耕地十萬町歩を開墾し、交通を整備して治山、治水により土地の保全に資し、水を利用して工業用水、水力發電を増加せしむる等これ等は皆総合的に發展的に行ふのである。

そこで工業地帯の造成であるが、東北地方に三千萬坪を造成、凡そ左の如く分散されることになる。

- 大仙臺工場地帯（五百萬坪）
- 八郎瀉同（千七百萬坪）

小名濱同

(百萬坪)

青森同

(八十萬坪)

石巻同

(二百萬坪)

大船波同

(八十萬坪)

三陸沿岸同

(五十萬坪)

山形縣下酒田その他同

(二百九十萬坪)

更に農耕地造成であるが、造成反別は十五萬八千町歩で、工業地帯造成その他によつて失ふべき耕地は僅か一萬一千町歩に過ぎないから、よく工業地帯造成する批難をして云はれる工場の出現によつて農地が無くなるではないか、この意見は根據のないものとなるわけだ。農耕地造成内譯は左の如し。

福島縣 七萬八千町歩  
宮城縣 五千町歩

岩手縣

二千町歩

青森縣

一萬四千町歩

秋田縣

五萬八千町歩

山形縣

一千町歩

以上のうち十一萬一千町歩を造成し工業地帯に失ふべき一萬一千町歩を除き十萬町歩を得ることが出来る。綜合交通計畫としては、港灣、鐵道、道路、内陸船運等であるが、

一、港灣の築設

小名濱港(八千トン級船舶接岸) 仙臺同(一萬トン) 女川同(二萬トン) 大船渡同(二萬トン) 八戸同(八千トン) 大間同(五千トン) 青森同(八千トン) 八郎潟(二萬トン)

二、鐵道

東北本線、奥羽本線の複線化、仙臺八戸間三陸縱線新設、大間函館間及び大間室蘭間連絡完備、仙臺秋田間新設。

三、道路

各核心都市間、各工場地帯間、並びにそれ等交互の道路の新設或は擴築、鋪裝。

四、内陸船運

- (1) 盛岡仙臺間(北上川、北上運河貞山堀改修)
- (2) 福島仙臺間(阿武隈川、貞山堀改修)
- (3) 大館八郎潟間(米代川、熊代運河八郎港改修新設)
- (4) 山形酒田間(最上川改修)

次に綜合治水計畫としては、現に工事中のものは、阿武隈、阿賀、江合鳴瀨、北上、馬淵、岩木、米代、雄物、最上の九河川あるが、計畫、工事、が初まるものに

- (1) 北上川上流改修(治水、發電、灌漑用水、開墾、船運に資す)
- (2) 名取川改修(治水、工業用水、灌漑用水、開墾、發電に資す)
- (3) 雄物川及米代川改修(治水、灌漑、工業用水、船運に資す)

又綜合動力計畫については、石炭の運資を低減すべく交通の整備をなすと共に、水力による増電をするが、この増電は少くも百萬キロワットを必要とする。この増電を六縣別に配分を考へるに、福島五十萬、宮城三萬、岩手七萬九千、青森八萬八千、秋田九萬、山形二十一萬三千となる。

大仙臺計畫並に北上川計畫

國土計畫としての東北地方計畫は、目下基本計畫として三つの大きな計畫が進められてゐる。即ち大仙臺建設計畫、北上川綜合開發利用計畫及び八郎潟綜合開發による裏日本綜合計畫である。このうち、八郎潟計畫は船川港を外港とする最も大がかりな従つて膨大な豫算が豫定されることで注目されてゐるが、この計畫は十七年度豫算通過を目指して全面的に動き出してゐるが、まだ既定のものではない故にこゝでは觸れない。この計畫を除く他の二大計畫は夫々十六年度豫算を通過し既に本年度から實際工事のスタートが切られてゐる。即ち大仙臺市建設計畫は、名取川改修として第一歩を踏み出せば、北上川計畫は北上川上流改修としてスタートした。

今この兩計畫の内容に觸れるこゝによつて東北地方計畫の實體が如何なるものであるかを引き出して行かう。

核心都市大仙臺建設計畫 仙臺、鹽釜地方は一般に宮城平野と云はれ、平地だけ三萬三千餘町歩を概算されてゐる。この地方は今から三百年前伊達政宗公が、北上川より阿武隈川に通ずる運河を開き、岩手の米は上北川より、福島の水を阿武隈川より藩内に運び、更にこの廣漠たる宮城平野に打つ黄金の波を加へ、米が唯一の經濟力であつた當時は仙臺市は名實共に東北の重鎮であつた。現在の仙臺市は人口僅か二十三萬であるが東北都市の首位を占め、東北に於ける主要な學校、官廳が所在し、交通的には東北本線、常磐線、仙山線、鹽釜線の鐵道を持ち、六號、四號の國道、又仙臺より山形に通ずる道路、仙臺より石巻を通り岩手の海岸に通ずる道路等の要衝に當り、更に天然の良港鹽釜を控へてゐる。核心都市としては先づ充分な資格を持つてゐるが、現況では地域内の

資源を消化し地域内のすべての需要に應じ得る力を持つてゐない。こゝで仙臺市が中心となつて生産都市即ち工業地帯として發展するやうな適切な改良をし有効な施設を加へなければならぬ。さて工業都市として仙臺地方は素質を持つてゐるか？ 要素として土地、交通、動力工業用水について見よう。これは前述の如く仙臺近接の名取、七北田地域に於いて三千五百萬坪、これに加へて阿武隈、名取、七北田流域平野で六千七百萬坪を有してゐる。現時工業の發展が十萬坪、二十萬坪と云ふ大面積を要する時代となり他の既成工業地帯に於いては求め難い現況から見ても非常に有利と云はねばならない。

交通に對しては、これも前述の陸上交通は極めて好條件にあり港灣は鹽釜港が現在僅かに三千トン級の船を入れるに足る設備に過ぎぬが、天恵の地形を利用して一萬

トン級までの接岸荷役が容易ならしめてこれを外港としてこれに對し仙臺に内港を設けこの兩港を結んで地域内を縦走する貞山堀を改築して一千トン級の船を通ずれば、内港外港及び工場と港との間には幅三十米を以てするコンクリート道路三十本備へた同等の輸送力を持つこゝになり、完璧な交通網となる。

そこで現在で唯缺けてゐるものは動力と工業用水である。動力を考へるこゝこれも東北一帯の勞力資源に近く、常磐炭、北海道炭の輸入に便利であり、電力の増加も他より有利であるから生産コストが引き合へば解決が困難ではない。問題は工業用水でこれだけは他から供給を待つこゝが不可能であるから、絶對地域内か或は地域接近地帯で求めなければならぬ。

この問題の工業用水は如何に求むべきか、こゝに釜房

ダムが登場したのだ。先づ幸ひにして地域内を流れる名取川に於いては、その支流碯石川釜房山麓に貯水池を以て天恵の地點が発見され、ここに洪水時又はその他に於いて海に放流する水量を貯へ得る。又地域に接して流下する阿武隈川は最湯水量毎秒三十五立方メートルを越えてる現況の水のないのは施設がないだけであつて、これを引用すべき施設をする時は優に毎秒四十數立方メートルなり工業地帯として稀に見る豊富な水量を得ることになる。かくて仙鹽地方、云ひ換くるならば核心都市大仙臺は工業地帯として立派な素質を持つてゐるのである。

要は正に加工施設の一點にかゝつてゐる。加工施設の概要は大體述べた通りであるがこれを綜合すること、

一、名取川を改修し洪水の災厄を除き、その上流釜房山麓に貯水池を造り工業用水を引用すること、

二、仙臺内港及び外港（鹽釜港）を修築し、連絡するに貞山堀を擴張擴張し港灣設備すること、

三、地域内の道路、鐵道、運河、公園等を整備すること、

以上の施設を加へ、動力を豊富ならしむれば、我が國第一流の工業地帯にならう。このやうにして仙臺は人口百萬、二百萬と稱する力強い大都市になる。従つてか、人口内に於いて地域内の資源を消化し、需要のすべてを充たし、東北一帯の文化産業を發達せしむる核心都市として雄飛すること、なる。

### 北上川綜合開發計畫

北上川綜合開發計畫は、岩手、官城兩縣下を貫流する世紀の河川北上川を國土計畫の正しい線に添ふて利用開

發せんとするのが狙ひである。岩手縣振興の根幹として北上川上流改修が十六年度豫算を通過して目下工事が着手されてゐるが、この上流改修と共に既に改修成つた下

流が一帶となつて所謂北上川を樞軸とした水陸工業文化の新建設を目指すことであるが、その中心的な課題は高度國防國家體制を完備するに外國依存の原料を使はずに最も安價な天然の資源を生かして而も効果をより大きく生かすところにある。

船腹の不足、レールの飽和状態から來る輸送難が決定的な國家總力の缺陷となつてゐる秋河を利用する輸送の力が今日程大きく評價されることがないであらう。綜合計畫は上流を工業地帯化することによつて輸送を圓滑化し、高度國防産業、文化を建設せんとするところにある。そこで先づ豫算通過し國家事業として遂行される北上

川上流改修計畫の大略を述べて參考に供することにしよ。計畫は昭和十六年から二十九年繼續事業となつてゐるが、計畫の全貌を見るに

### ◇計畫の概要

北上川は下流宮城縣管内では計畫高水流量毎秒五、五七〇立方メートルを以て一應改修工事は完成したが、上流岩手縣では大正二年八月の大洪水に際し、一ノ關に於ける最大流量は毎秒七、一〇〇立方メートルなりその後の降雨状態では一ノ關に到達する最大流量は毎秒七、七〇〇立方メートルに達する。而も一ノ關下流は著名な狹窄部で一ノ關附近の水位を著しく上昇せしめることによつて洪水流量を流下し得る状態である。更に大正二年八月の大洪水で峽谷を流下した最大流量は毎秒五、三六〇立方メートルで洪水時には流量の一部は一ノ關平野に湛水するを常とする。この

狭窄部は兩岸に屹立する岩磐除去により多少洪水の疏通力を増加し得ないわけではないが、既改修區域の計畫流量に制限されるため現状以上に疏通力を増加させることは極めて困難である。こゝで岩手縣内では幹支川の洪水流量を低減する途を考へて始めて改修計畫が樹てられたのである。

即ち、北上川本川及び雫石川、猿ヶ石川、和賀川、膽澤川の四大支川の洪水調節地を設けて高水流量を貯溜し一ノ關に於ける最大流量毎秒七、七〇〇立方メートルを毎秒五、六〇〇立方メートルに低減、河道の改修に當つては洪水調節によつて低減した計畫高水流量により掘鑿を施行し、所要の河積を與へるに必要な個所には新堤を築設し、又は舊堤を擴張して洪水氾濫を防止せんとするものである。赤石村甘木、前澤町島、平泉村館前は流路の迂曲甚しいもので洪水の疏通を阻害するため捷水路を開鑿する

こゝし、又支川たる瀨川、膽澤川、太田川、磐井川は合流點附近の狀況たより或は上流に或は下流に附替を行つて合流の狀態を改良するものである。更に流水の撃突する個所又は掘鑿個所で河岸崩壊のおそれある部分には護岸水制を施して堤防及び河岸の安固を期して河身の移動を防止するのである。

#### ◇改修の効果

- 一、改修工事竣功の曉は一市八郡四十四ヶ町村二一、二〇〇ヘクタール耕宅地に於ける洪水の氾濫を除き、年の災害復舊の水害損失を免れ農産物の生産額を増加する。
- 二、洪水調水池の築設により改修區域内では洪水位の低下を來すので四八、七〇〇米の築堤が不用となり著しく工費を節減して内水の排除を良好にする。
- 三、河道の整理により沿岸の毛地一、五〇〇ヘクタールを良好な耕地に化す。

- 四、洪水調節池は高水流量を調節する外その運用によつて最大五二、七三〇キロワット常時平均二一、四一〇キロワットの發電を可能ならしめる。
- 五、洪水調節池は既得の灌漑用水を確保する外荒蕪二、二七〇ヘクタールの開墾に必要な灌漑水を供給するこゝが出来る。
- 六、鐵道、道路等重要な交通機關の安全を期するこゝが出来る。

#### ◇改修計畫の詳細

- 一、河幅 幹川一九〇米乃至五二〇米、支川和賀川三五〇米、荒川一〇〇米、磐井川一〇〇米乃至一三〇米。
- 二、堤防 天端幅は幹川五米乃至七米、各支川五米とし表裏法共二割乃至二割五分に築設し表法及び裏法には適當な小段を附す天端餘裕高は幹線一、五米乃至二、〇米、支川一、二米とする。
- 三、流量改修起點より猿ヶ石川合流點に至る毎秒二、

- 三〇〇立方メートル、猿ヶ石川合流點より和賀川合流點に至る毎秒三、五〇〇立方メートル、和賀川合流點より膽澤川合流點に至る毎秒四、七〇〇立方メートル、膽澤川合流點より荒川合流點に至る毎秒五、四〇〇立方メートル、衣川合流點より磐井川合流點に至る毎秒五、六〇〇立方メートル、荒川合流點より衣川合流點に至る毎秒五、五〇〇立方メートル。

#### ◇洪水調節池

- 一、北上川本川（岩手郡澁民村）堰堤重力式コンクリート堰堤高さ三七米、延長一六五米、總容量三六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル、工費四、四〇〇、〇〇〇圓。
- 二、雫石川（岩手郡御所村）堰堤重力式コンクリート堰堤高さ三〇米、延長三三〇米、總容量三二、七〇〇、〇〇〇立方メートル、工費七、三〇〇、〇〇〇圓。
- 三、猿ヶ石川（和賀郡谷内村）堰堤重力式コンクリート堰堤高さ七〇米にしてダム中で最も高く延長二八五メートル、總容量一一七、六〇〇、〇〇〇立方メートル、工費一一、七〇〇、〇〇〇圓。

〇、〇〇〇圓。

四、和賀川（和賀郡湯田村）堰堤重力式コンクリート堰堤高さ四五米、延長二四五米、總容量三五、〇〇〇、〇〇〇立方米、工費六、三〇〇、〇〇〇圓。

五、膽澤川（膽澤郡若柳村）堰堤重力式コンクリート堰堤高さ五〇米、延長二九五米、總容量四二、〇一〇、〇〇〇立方米、工費三、八〇〇、〇〇〇圓。

以上北上川上流改修計畫の全貌を述べたがこの總工費は四千九百三十二萬七千二百圓、ダム築堤だけで三千三百五十萬圓の巨費を投ずることになつてゐる。國土計畫的意義が重大である云はなければならぬ。

又北上川下流計畫としては既に改修成つた下流を維持することによつて上流の改修に相俟ち宮城縣石巻港に岩手縣盛岡市を結ぶ水運を利用しよう云ふのであり、この爲に大石巻市建設が計畫されてゐる。即ち石巻市渡波町女川町及び附近村を合併し天然の良港女川港を外港に

し萬石浦を埋立てることによつて一大工業地帯を造成せんことをするものである。

東北地方は長い間國の中心から捨てられてゐた。だが今それ故にこそ世代の處女地として脚光を浴びて立つてゐる。

國土計畫は元より國家意志によつて総合的に立案されなければならぬ。然しそれは必ずしも官吏の意志によつて動かねばならぬことを意味しない。東北の地方計畫も又一内務省、一逓信省、鐵道省の官吏を頼り過ぎることによつてのみ充分達せられるものではない。東北は東北の國土計畫的意義の自覺によつて、自治體民間團體が創意性を發揮し國策をリードしなければならぬ。國土計畫は早急に完備されねばならぬ。國家豫算による何十年繼續事業が、東北民の創意的協力によつて何年短縮されることを銘記すべきであらう。

## 東北重要問題解説

### 食糧増産と東北

食糧の増産は時局下の農村に與へられた至上命令である。農民の臣道實踐は食糧を増産し重要問題に化しつゝ、ある國民食糧を確保するにある。農村の使命はこれを措いて他に絶対に無い。

東北は食糧の寶庫だといはれてゐる。東北の農民は昭和九年のあの冷害凶作に打ちのめされたのであるがその中から立ち上つて、食糧庫としての東北農村の使命を完遂しようとしてゐる。食糧増産に挺身しつゝ、ある東北の姿を眺める前に、まづ米穀收穫高から東北の位置を一瞥して見よう。昭和十五年度の實收高は左表の如く全國で六千八十七萬四千二百五十二石で前年に比べ八百九萬二千六百六十六石、前五ヶ年に比べ四百三十一萬五千七百四十八石を夫々激減したのであるが東北六縣に於ける實收高は一千五十五萬四千七百十六石に及び全國の約六分の一を東北地方で生産してゐるのである。仙臺の土木出張所長をしてゐた金森誠之博士は東北の米産は一千百萬石のうち東北人は六百萬石を食へ残り五百萬石を送り他地方の人を養つてゐる。然る

に東北の人はさし、他地方へ出かけてゐる。國土計畫の見地からむしろ他地方の人が東北に来て東北を開発すべきである。つまり米は送らずに食へに來て貰はうと唱えてゐるがそれだけ東北は農業國でもあるのだ。食糧問題の重大化した昨今、東北のもつ農業的意義は大きいのである。ここで全國的に食糧問題をながめてみるにあらゆる手段方途をつくして増産に努力するに、もに消費規正の強化、節米に完備を期しても七千五、六百萬石の米が内地から生産されぬに食糧問題の解決は困難なのである。外地米や外米なきでさうやら賄つてゐるに現狀だが大東亞共榮圈確立には心細過ぎる。そこで食糧増産問題の根本的な解決には強き科學性政治力により、日本農業の積弊を脱却し新たな編成が行はねばならぬ。

日本農業の生産水準を昂めるためにはその根本原因である土地制度の改善が失決條件だ。農業の機械化或は共同化を圖り單位面積當りの收量増加に單位勞働力當りの生産性の向上も歸するところは土地制度の根本的改革にある。土地制度の改革には先づ第一に小作料を適正化し物納は金納にすべきである事は論ずるまでもない事だ。勞働力の問題にしても人畜力が著しく減じてゐる現在これが解決の途は勞力的には最も粗放で、土地的には最も集約的な耕作方法をこころで、これにより勞力不足のみならず肥料不足も緩和出来る。もつともこれには農業技術の質的向上によら



ねばならない。米作についてみても勞力不足や自然的制約をうけてゐる東北にあつては勞力を大して必要とせず強健にして收量のある品種を選定する事が肝要であり今年の様な不順天候に直面してみるに必しも米作に依存せず確實に收穫のあるものに轉換することも考慮してよいのではないか。いづれにしろ、かうした日本農業の矛盾は食糧増産が強行され、ばされるほき露呈してくるのである。さういふわけ、東北にあつては封建的遺制がより多く残されてゐるだけに甚しい。小作料問題にしても刈分小作制が漸次改善されつゝ、あり、山形、秋田兩縣では適正小作料の制定が具體的にさういふ、封建的なもの、揚棄が漸進的ながらも新農業への過渡期を示してゐるのである。一方、農業再編成の一つの具體的な現れとしては農業團體の統合問題で中央に結成を見た中央農業協力會に對應して山形縣では置賜農産會にその萌芽が見出だされ宮城縣では縣單位の農業團體十三が打つて一丸となつて農業協力會の結成をみた。食糧増産の至上命令達成に封建的な餘りにも多くの封建的な殘滓を有する東北も今や新たな農村建設への動きを徐々に展開しつゝ、あるさういへる。

なほ、食糧増産を期するため現在政府の執りつゝ、ある政策は農業技術の改善向上による反當收量増であり、これがため多額の補助金が交付されてゐるのだが、一面、積極面として農地開發が問題化し、全國開墾見込地百六十萬餘町

歩中向後十ヶ年で五十萬町歩を開墾しようとする農地開發營團が生れ、仙臺市に青森、岩手、宮城、福島、四縣を管轄區域とする仙臺事務所が開設され、初年度には四縣下で一千六百四十四萬二千八百圓の事業費を以て八千七百五十三町歩の農地を開墾、このうち一千四百四十九町歩は十七年度から植付けさせようの計畫、具體化を急いでゐる。東北地方は多くの未墾地がさういふわけ残されてゐるさういふはれてゐるし、特にこれらの開墾地には最低三町歩の安定農家をさういふ、移住させるさういふから營團の開發事業に對する期待は大きい。

米價の引上げは奔騰する諸物價に比し割安であるところから缺狀價格差の増大に伴れ盛に關係方面から要望されてゐるが政府も遂に買入値を一圓上げ、更に管理米に對し五圓の獎勵金を交付する事に決定をみた。商品米としての米から名實共に食糧としての米となつた今日、商品米を象徴した銘柄も整理され東北地方産米は大體一縣一銘柄となり、全國的にみてこれが整理により一圓引上られる事になつた。かれこれ合せると七圓高なるわけだ。軟質米として虐遇されてゐる東北米も浮び上る事となり東北農民の食糧増産への大きな刺戟となる事は疑ひをいれない。

山形縣

新潟に次いで全國第二位の成績を挙げた米の山形十五年

度の實收高は二百二十萬一千四百三十五石で平年作に比べ三萬一千五百十二石の増加を示した。銃後食糧増産の第一線を擔當して今年こそは二百三十萬石の目標を完遂しやうと肥料や勞力の不足、天候の不順などに對して涙ぐましい苦闘を續けてゐる縣下農村は他地方に見られぬ眞剣さが溢れてゐる。米が安からうが他に條件の好い仕事があらうが父祖傳來の土地をしつかり護つて増産に挺身するその姿は山形ならではの見られぬ美しい農民心理の發露である。山形縣は麥その他雜穀が殆んど問題にならず米一本建さういふ文字通りのお米の國であるだけに増産には全國でも珍しい肥料分施が行はれ肥料不足の克服と増産を圖らうとして居りその他、冷害防除病虫害防除區域の設定、耕種改善基準

青森縣

米産地青森縣では十五年度に四十萬石減收の大きな打撃を蒙り飯米需給に一頓坐を來した。うざんを始め一旦供出した馬鈴薯、甘藷などの拂下げや稗、そば、粟などで飯米不足を行ひ昆布までも混食して徹底した節米振りを示してゐる。そこで今年には米穀の作付以別七萬四千六百七十七町歩に百七十町歩を増し畑作も約一千町歩を増して大小麥二十萬石を目標に米産地の名譽回復に邁ましい進軍を開始してゐる。今春三月以來天候に恵まれぬのさういふ肥料不足その他幾多の悪條件を克服して十數年來の舊殻を打破して早植勵行を一齊に實施するさういふ、各種増産施設に約二十萬圓の助成金を投じて増産達成につさめる一面、縣に食糧増産指導本

十二地區の設定等科學的方策が全面的にさういふ上げられてゐる。それに本縣農家の純朴性は縣増産指導本部の政策に對して何の不平もいはず苗代の擴張を獎勵すれば百町歩の計畫に對し三百町歩餘も擴張をみ、更に作付制限の如きも豫期以上の協力が示されてゐる。今年の田植は計畫的縣内移動勞働班、歸農部隊、中等、青年、國民學校生徒達の動員によつて勞力不足を克服、大體平年より三、四日早目に六月上旬をもつて山間部の一部を残して殆ど完了したが苗の成育が天候不順にた、られて軟弱のさういふあり警戒を要する状態に置かれてゐる。然し縣増産指導本部では冷害の凡ゆる場合を考慮して農機具に人力の動員計畫を樹て各町

部を置き四千名の督勵員を動員してその地方の情報をこりよせ指導すべき點は積極的に指導改善を加へつゝある。植付當時の悪天候にも抱はらずかうした縣の督勵が奏効して六月末で殆ど全部の植付を完了をみた。勞力不足も學生の勤勞動員や毀販産業戰士の一時歸農それに林檎分作による過剩勞力の利用などで頗る圓滑に行き風なごやかな津輕路はいもも朗らかな増産譜を奏でゝる。勞力不足の緩和方策として農機具に總動員令を下した事は注目すべき事だ。即ち、勞力不足を克服して銃後農村に課せられた農業生産の絶對的増産を確保するため縣下農村部落に散在する噴霧器耕耘機、糶摺脱穀精米機等石油發動機を原動力とする三千臺以上からある農機具を能率的に使用しその最大能力を發揮せしめようといふもので、農機具所有者二千二百二十名に檄を飛ばし、全員を綜合した縣動力農機利用組合を結成した。組合員が自己の有する農機具を措供し合ひ全般の農家がこれを共同で利用しようといふのだ。農業の機械化により勞力不足を緩和し増産に拍車をかけようといふもので期待されてゐる。又、縣農會支部では協力して支部長の上田知事を始め常務委員や縣の各部課長が自轉車がけで地方農村へ出動、農民と膝を交へつゝ話し合ひの激勵慰問に出かけ、夜は食糧報産をかねた地方翼賛大會を開いて下から盛り上げる「食糧確保」を叫んだこは特筆すべきことであつた。

過去において年産二百萬石を突破したこは五回に過ぎない本縣であるこはいへ全國で十指に入る米産縣である。本年の生産目標は二百六萬一千二百四十八石(生産基準數量百九十九萬八千二十九石、増産割當數量六萬三千二百九十石)でこれを郡市町村別に米穀生産數量の割當をなし目標達成に努めてゐるが、本縣として特に括目すべき事は歴史的な三大開田開畑事業が本年度から着工されるこいふ事だ。これにより十萬五千町歩の水稻作付反別を一舉に十一萬町歩に増加し文字通り米穀増産の國策を完遂しようといふのだ。この工事こそ正に本縣下食糧増産の雄々しい進軍ラッパミいへやう。その一は岩瀬郡湯本村の羽鳥部落二十戸を貯水池の水産深く沈めて全國でも屈指の二百二十町歩の大貯水池を築造し、矢吹町外一町六ヶ村に跨る九千町歩の大原野に開拓のメスを加へて千六百町歩の美田と六百町歩の畑を拓くもの。總事業費五百六十五萬全國、七ヶ年繼續事業の矢吹ヶ原開墾事業がこれだ。事業完成の曉は三百戸の自作農民を入植せしめる外、水稻三萬三千七百二十石の増收を始めこして大麥一萬四百四十石、菜種四千六十石、紫雲英二百八十四萬二千貫の大收穫を豫約されてゐる。その二は農地開發營團によつて猪苗代湖を水源とする安積疏水組合の灌漑地域内及び隣接の安積、岩瀬兩郡一市十四ヶ町村に跨る荒蕪地三千五百餘町歩を活用し聖戰下の食糧増

福島縣

産陣に新たな豊饒の田畑を提供しようといふもの。今年度中に四百町歩を開發し今後十ヶ年中に三千五百町歩を完了する方針であるこいふ。その三は養蠶の中心地伊達、信夫兩郡下が四月末と五月上旬の五回にわたり本縣養蠶史上、未曾有の凍霜害を被したので過剩桑園や荒廢桑園一千五百町歩を整理し阿武隈川から揚水機で灌漑水を送り水田造成の計畫を樹てた。これにより増産は勿論、養蠶專業者に田を與へ農家經營に堅實安全性を與へやうとする一石二鳥の恒久策で本縣農業政策の一大轉換と見られなくもない。

秋田縣

縣下の水稻作付面積はザット十一萬町歩、東北では山形、一、二位を争ふ米産地だ。十五年度の實收高は百九十五萬五千三十石で、實に五十萬七千四百九十九石の激減を示した。生産目標二百三十二萬五千八百七十七石に比べるこ三十七萬五千三百四十四石の減收であつた。この苦い經驗にかんがみ勞力不足對策には特に萬全を期し縣や農會の積極的指導により結成された共同作業組合が二千七百に達し、八千三百班の共同作業班が田植を中心に春の農繁期に動員された。延にして人員四萬八千の多きに及んだ。その他北部十七部隊の兵隊さんや各鑛山工場からも一齊に歸農休暇を實施して勞力不足をかつて農村へ協力し、また都邑地でもいづれ劣らぬ勤勞婦人奉仕隊五百班が結成され街の奥さん達はモンパ姿も甲斐々々しく近接農村を主として都合四

千名が出動、田植を手傳つた。この婦人奉仕隊は昨年から實施したものであるが昨年に比べるこ本年は一般に好成績を示した。共同作業組合では田植と同時に共同炊事所や共同託兒所を設け主として國民學校女教員の奉仕によつた。

岩手縣

十五年度の實收高は百二萬七千九百三十三石に過ぎなかつたので今年度は生産目標を百二十三萬五千七百六十二石と決定、これが完遂に努めてゐる。縣に食糧増産指導本部を設置した外、四千七百二十名の米穀増産共勵委員を任命技術陳の總動員を行つた。水稻箇所温床苗代六萬坪の設置、苗代跡作の實施、多收穫品種の購入、水稻病害虫の防除、自給肥料改良増産等を行ふ、外部落團體單位の稲作耕種改善實踐競進會を全縣的に郡市農會主催で行はせ排種改善に萬全を期し一方、町村内平均收量より低位町村八十七ヶ市町村を選びこれ等低位收穫地帯の原因研究調査を行ひ高度化を圖らうこしてゐる。麥類のうち大麥は作付反別一萬四千七百町歩生産基準數量二十五萬九千七百七十石に對し排種改善により反當收量の増加を圖り三萬一千二百九十石増産の二十九萬一千六十石を目標とし、なほ水田裏作利用勸奨五ヶ年計畫により五百町歩宛増殖しようこしてゐる。小麥は三萬六千二百十二石を増産二十二萬二千七百七十石の計畫で五百町歩の作付面積を殖やす外、耕種改善により目標達成を期してゐる。裸麥も二千二百六十石増の一萬九

千七百八十石の増産目標だ。米麥に次ぎ郷土食として重要な稗は三十三萬石を生産目標としてゐるが、耕種改善による二割増收と昨春開墾した五百町歩に對する増殖により増産を期する。又、馬鈴薯は翼賛運動の一環として行ひ一千五百五十五萬貫の大増産を圖る意嚮だ。桑園整理跡作四百九十四町、開畑百五十町縣營開墾三十五町五反の外、學校關係百八町九反、防潮林二十五町七反、荒蕪地の開畑四百八町五反、工場空地十五町三反、計一千二百二十七町を増反するもので一方、南瓜も農家は勿論、都市に對しても種子の無償配付を行ひ各戸栽培を奨励するが同様、翼賛運動として取扱つてゐる事は興味をひくものがある。

宮、城、縣

十四年度に基準數量二百九萬三千七百七十石に對し二百二十三萬七千石の増産を確保した。本縣は十五年度には前年度の増産數量をそのまゝ、基準としたが肥料や勞力不足の逆條件で二百五萬六千二百六十三石を前年よりグツグツ減收を見たので本年度は再び十四年度基準數量に還元し縣の食糧増産指導本部を中心として二千餘名の増産隊を第一線に指導に當つた。春蠶掃立と打突かつて毎年勞力交流の混亂を來してゐた仙南五郡の田植時期を二週間繰上げ早植を勵行させたし自給肥料の増産も十五年度の生産量三億六千二百十萬貫を基準として増産五ヶ年計畫を樹立、本年度にその一割増を達成しようとして居り、通し苗代も縣の強

制命令によつて九〇%解消した。春の田植には霜害により春蠶の掃立抛棄から勞力過剩を來し例年にならぬ早植も行はれ懸念された用水不足も田植期の降雨で完壁に近い植付を終つた。勞力對策としては岩手縣との交流や仙北、仙南の勞力移動班の交流、工礦勞務者の歸農や學生や商人部落の奉仕もあり新たに今年からはお嫁さんの實家歸りを勞力奉仕をかねたものに肩替りして絶讃を博した。除草期には百三十五ヶ町村の水日に人力に比べ三十倍の能率をあげる馬利用除草を實施させた。縣農會では農業統制權を發動して病虫害の防除や共同作業に統制規程を適用、八月からは百五十二名の技術員を養成して市町村農會に駐在させ増産の尖兵として第一線に活躍させてゐる。かうした必死の努力にも抱らず七月初旬來の霖雨に續いて七月二十二日夜から二十三日にかけての颱風により阿武隈川を始め縣下各河川は一齊に氾濫し三萬五千町歩の水田が水びたしとなり流失埋没も相當の數に上つた。畑地も一萬五千町歩冠水し收穫期の馬鈴薯は散々にやられ、麥類も發芽するもの多く相當の減收は免れない。縣では農民を激勵、島地の跡作に大根や蕎麥を蒔付けさせ、復舊工事の早急着手と相俟つて飽迄も食糧確保に萬全を期してゐる。

石炭金屬増産運動

アメリカの對日感情の露骨化に伴つて、當然經濟封鎖が

強化されて來た。戰時經濟に於ける鐵の占める位置は極めて高いものであることは云ふをまたないが、アメリカは支那事變の遂行をはむ爲に日本の製鐵に從來相當量の素材をなしてゐた屑鐵の輸出禁止の擧に出て來た。日本がアメリカから輸入してゐた屑鐵を計數的に示し得ないが、けだし膨大なものであつたことは否めない。

屑鐵を輸出禁止された日本としては、さうしても國內から産出する鐵礦石で製鐵を強行する以外に手がなくなつた。掘つた鐵石を製鐵する爲には燃料の増大は不可避なつた。これが爲に製鐵用石炭の増産が絶対的條件である。北海道、九州炭は優秀な製鐵炭であるが、燃料にも一部使用してゐるものだが、最早燃料炭として流用することが許されなくなつた。かくて從來比較的惡質炭と見做されてゐた常磐炭が燃料炭として缺くべからざるものとして登場して來た。

石炭増産運動はこのやうにして日本全國の總力で當らなければならなくなり、昭和十六年一月から政府は三ヶ月間全國石炭増産期間を設置、勞力動員が行はれた。東北地方には石炭は常磐地方に限られてゐるが、同地方の入山、磐城、好間、山形縣の田川等はかなり大きな採炭力を有して居り、仙臺鑛山監督局では重點主義をこつて増産に邁進した。

地下勞働者は落盤や出水による危険にさらされてゐるば

かりでなく、文字通り太陽を見ない生活である。しかも社會的名譽さへも具體的に與へられてゐない。政府がこの増産の第一線戰士に對し増産期間中の優秀戰士に對し名譽の表彰をしたことは戦場の勇士に於ける殊勳甲と全く同じ感謝の意を表したもので當然ながら社會的に酬いられたことを喜びたい。

仙臺鑛山監督局では前半後半に分けて二度の表彰を行つたが二回共管内から三十一名の表彰者を出した。全國表彰には常磐炭礦の菅原倉松氏が選ばれて東北の爲に萬丈の氣を吐いたが、同氏の語るところによる。

「名が新聞に載つたのも初めだし、汽車の長距離旅行も初めてだ、勿論東京も初めてである」

石炭増産運動には、本日も積極的協力し前後二回に亘る表彰には六十二名の譽れの戰士に對しては寫眞と略歴を掲載して廣く紹介するに共に、増産の刻々の情勢を詳細に報導した。本社の寫眞紹介の第一回表彰によつて後半の増産が非常に好成绩であつた。仙臺鑛山監督局でも語つてゐた。眞に國策に協力して生産に力を與へた新聞と本社の試みが注目されてよい。

三月で終つた石炭増産運動後、一ヶ月を以て政府は五

月から三ヶ月間全國金屬礦物増産期間を設置した。石炭増産運動が非常な好成績だったこと、同運動が一月から三月までの農閑期だったことを照し合せ、金屬増産期間を特に勞力移動のほげしい農繁期の五月から開始したことは一見矛盾のやうであつたが、金屬礦物の一刻も争ふ増産の必要を、勞働力の眞價を再検討する爲に却つて役立つたことを實證した。

東北は金屬礦山に於いて日本有数の礦山を幾多有してゐるばかりでなく、礦物の種類の豊富なことは日本一である。政府も東北の礦山にかけた期待も又多きかつた。先づ東北から優秀礦山四十を選んで指定し、増産の主力をこの四十礦山に集中した。これらの重要礦山には賃銀等も除外例を設けて勞務者の集中を圖つた。政府は厚生、商工の兩省、企畫院が一體となつて増産に積極的に働きかけた。東北に二班の講演激勵隊を派遣、夫々現地礦山で懇談會を開いた。更に勞務者を慰問すべく演藝慰問隊を派遣した。

政府のかゝる全面的な金屬礦物増産布陣に對し本社は石炭増産の時にも増して、協力云ふよりもむしろ積極的にリードし、全國の新聞界に類例を見ない足跡を残した。増産運動がスタートするや、先づ東北の礦山に勞力と資材を配給する仙臺地方金屬礦業會、仙臺礦山監督局並に本社が三位一體となつて、廣範圍な金屬礦物増産座談會を開いた。この座談會の連載は十回に及んだが、これが異常な反響を

呼んだこと云ふまでもない。本社の先鞭によつて、新岩手日報、秋田魁、山形新聞等が夫々座談會を開催、東北に於ける金屬礦山の重要性を民間に認識せしむるばかりでなく各地方官廳間の連絡の緊密化を圖つた功績は大きかつた。本社では更に刻々展開される増産の現況を詳細に傳へるべく數名の記者を現地に派遣し、懇切な現地報告を連載した。現地報告した礦山は、福島縣高玉、宮城縣細倉、岩手縣松尾、釜石、秋田縣尾去澤等、金銀、銅、鐵、鉛、亜鉛では就れも全國で第一位を争ふ礦山ばかりである。地下に敢闘する無名戰士の汗みぎろの激闘ぶりがつづさに報告されるや、民間諸團體に大きな反響を與へ「礦山に勞務者を送れ」「我々の東北の礦山を死守せよ」の叫びとなつて現はれ、農繁期が一先づおちつくや、農村や都市要轉業者から成る礦山勤勞報國隊が結成された。東北ならではの見られぬ礦山への集中援軍である。

東北金屬増産運動に仙臺中央放送局も乗り出し、現地錄音と現地報告によつて一般に呼びかけた。諸官廳の連絡、新聞、ラジオの動員等東北は金屬増産運動の典型を全國に示した。紀元二千六百一年上半期の生産擴充運動の特色として歴史的なものであらう。

金屬増産運動は、石炭増産運動と異つて、唯掘りさへすればよい云々には行かない。複雑な高度の技術を必要とする。従つて表彰も石炭同様期間を二回に分けて行つたが

勞務者と技術者を表彰した。

金屬礦物増産運動が七月末日で終了するや政府では八月一日から再び石炭増産運動を實施した。今度は九月末日まで、二ヶ月間。第一回目は主として勞務者の集中に重點を置いたが、第二回増産運動は、限られた勞務者で増産を圖らう云ふ、即ち勞務者一人當りの出炭率を高めることに重點を置き、礦山監督局の中に審議會を結成して嚴重な審査を行ひ、これも一回同様表彰を以て優秀戰士に酬いた。石炭増産、金屬増産によつて表彰された東北の地下選士は左の諸氏である。

△石炭第一回表彰者

- 磐城 菅原倉松、遠藤鐵、梅津作治、黒坂斧吉、村上權太郎、小貫忠吉、小松原重盛、寺島喜代松、末永松郎、大友清太郎、鈴木喜平、田尻新
- 入山 菅野藤七、小濱信一、荒定雄、奥山廣吉、高橋忠助、服部貞雄、林元治、石田運吉
- 大日本炭礦勿來礦 水戸安秋、小野瀬竹松、小山喜壽、井上徳太郎、佐藤繁
- ラサ田川 押切又藏、輕部寅藏、小林道雄
- 好間 小澤勇三郎、大島富三郎、阿部勳
- △石炭第二回表彰者
- 磐城 菅原倉松、遠藤鐵、森田要一、齋藤元右衛門、松谷正、遠藤恒吉、鈴木勝雄、伊藤誠、渡邊政雄、池村留三

郎、木田美文、岩崎惣三郎

- 入山 菅野藤七、菊池市郎右衛門、馬場孝次郎、小針九郎、今井秀治、鈴木東、箱崎千代太、山崎フサ
- 好間 小澤勇三郎、大島富三郎、常松猪太郎
- 勿來炭礦 青木正、佐藤勝太郎、小口四郎
- 日曹小田 伊藤政信、菅野善助
- ラサ田川 伊藤義正、佐藤芳吉、押切又藏

△金屬第一回表彰者

- △技術者
- 小坂 近藤實(製鉛係) 山田孝(採鑛係)
- 花岡 折居光一(採鑛係)
- 尾去澤 江上吉廣(採鑛第一區長) 荒谷小一郎(採鑛第一區長)
- 阿仁 石塚義彦(坑内係) 吉乃樋口由藏(坑内係)
- 田老 牧美登(採鑛) 釜石 久保勇次郎(採鑛技手)
- 松尾 安保山陽夫(採鑛) 川原田正太郎(採鑛)
- 永松 菅野勳次郎(採鑛)
- 大谷 品川四郎(採鑛) 細倉 中田利右衛門(採鑛技師)
- 金澤長治郎(同)
- 高玉 荷地勇(製鍊) 鳴原武雄(工作) 以上十七名
- △勞務者
- 高森 根本石五郎(採鑛)
- 津輕 山口長助(採鑛)

- 上北 中森定雄(坑夫)
- 小坂 千葉繁(探鑛職頭) 橋本清之助(同) 坂本真之助(支柱夫) 成田定十郎(鑿岩夫) 古川子之助(沈澱銅探收夫)
- 花岡 秦万之助(探鑛小頭) 荒田八代次(同) 高田源造(同)
- 尾去澤 内田佐太郎(支柱夫) 田山繁藏(同) 菅原寅造(鑿岩) 佐藤孫三郎(支柱夫) 田中久一郎(選鑛)
- 阿仁 櫻田助松(探鑛) 佐藤竹治(坑内運搬)
- 小真木 村木彌重吉(探鑛)
- 吉乃 鈴木林之助(支柱夫) 山内米吉(同)
- 大菅生 阿部次郎(支柱夫)
- 六黒見 大須賀菊壽(探鑛)
- 田老 照井喜一郎(鑿岩) 佐々木太治郎(坑内保線夫)
- 關藤藏(坑内運搬夫)
- 赤石 高橋七郎(支柱手)
- 卯根人 香澤清吉(探鑛)
- 鷺合森 小笠原五郎(探鑛)
- 釜石 佐藤林之丞(探鑛) 中村京治(選鑛) 高橋政五郎(同)
- 松尾 阿部定藏(運搬夫) 遠藤富助(同) 佐藤利雄(製鍊夫) 栗林健之助(探鑛) 佐藤貞一(同)
- 大泉 難波明(探鑛)
- 永松 高橋敬吉(探鑛) 金子作治郎(選鑛)
- 齋藤孫六(探鑛)
- 藏王 安彦三郎(探鑛)
- 大谷 宇佐美爲助(職長) 廣瀬太郎(探鑛職長) 和賀勇四郎(鑿岩手)
- 本吉 笹谷倉吉(支柱夫)
- 三泰 油座軍次郎(鑿岩)
- 大貫 今野徳男(運轉夫)
- 細倉 工藤繁太郎(職頭) 川原作治(同) 大沼喜一(鑿岩) 千葉武義(坑内機械)
- 大土 森上杉定晴(探鑛)
- 高玉 阿部喜一(電氣職長) 宗像今朝次郎(支柱夫) 櫻田惇(探鑛職長)
- 松川 菊田喜吉(探鑛)
- 大森 栗林春吉(鑿岩)
- 大湊 近藤琴治(探鑛)
- 發森 菅原庄作(製銅夫)
- 川原 毛黒澤榮助(製鍊夫)
- 信夫 今井與吉(産鍊職頭)
- 三永 丸山徳三郎(探鑛) 以上六十四名

東北の金融界

昭和六年前後において全國を襲つた金融恐慌に東北もま

た例外なくその被害をうけた。資本主義經濟の混迷が先づ最も敏感であるべき金融界に襲ひ掛つたことは當然で、銀行信用の確保と合理的經營が叫ばれた。それが銀行の整理統合論である。今日あらゆる社會相の中に統合、協同整理といふことが現はれ、そしてそのことが同意語として使用されてゐるけれども、銀行の整理統合は合理的經營の方向に先驅的役割を果したものであらう。そしてこの方針がよりあげられたのは馬場藏相時代ではゆる「一縣一行主義」を標榜し爾來遅々たる動きではあるが一應整理は進捗しつゝあつた。しかし最近における大藏省はこの銀行整理合同に積極的意慾を示し、各地方の合同を實現し驚異的な整理を斷行するにいたつた。勿論當局の強力な意思力の現はれではあるが世界戦に臨んでの國防國家建設の上からみて業者側も「合同」に自主的な動きをみせ、その進捗に拍車を加へたことは當然である。即ち合同の質的意義は今日の場合昭和七年前後は必ずしも同一ではなない、資本主義の所産たる銀行がより早く恐慌の危機を感じたことは前に述べたがそれ自身の中に經營の一環たる投資部面において軌道を外さねばならなかつた客觀的理由があつた。いはゆる御亂行の經營といはれるわけである今日の銀行經營も當時の過紙が全癒したわけではなくかゝる意味での合同必至論は解消すべくもないが最近の方向はむしろ國防經濟の觀點から「國家的要請」として進められてゐる

さみみるべきであらう。米穀商が企業合同をしてゐるそれは好むまじ好まざるまじによらない國家的要請でありしてさうすることによつて米穀取引の上に新しい商道の確立があり國家も、もに生きるものが發見されるのだ。地方銀行においては且つての恐慌による過紙は全快してゐない上に統制の前進金融の重點主義によつてより力強い合理的經營——合同を餘儀なくされてきたし、そしてまたそこに魅力を感じ始めた。東北の各地銀行も戰爭遂行以來インフレ防止の第一線に立つて預金の吸収を圖つてきたが資金調整令の發動によつて資金活用の途は次第に狹隘となり、しかも政府はこの資金調整令を裏打ちして金融の重點主義を強調し「生擴資金」のみを金融界の前面に押し出したのである。しからば地銀(特に東北)においていはゆる「生擴資金」對照があるかどうかいへば必ずしも有ることは答へられなない。たまくさうした國家的事業の成立をみたして一も地銀がこれに全面投資も困難だし實際問題として先づ資金調達は不可能だ。一方には事業の經營者も中央銀行との提携においてこそ運ぶのが通例である。かゝる諸種の狀態から銀行合同の必然性が昭和六、七年に比しより遙に強力にそして一歩々々進みつゝあるさみみるべきでなからうか。この外地銀の合同主因を見做すべき經濟事情としては(イ)經濟統制の高度化で金融の中央銀行集中化は濃化し他面米穀その他農産物の蒐荷、配給系統の轉換により銀

行資金の運用は著しく狭められた。  
(ロ) 蠶糸業統制法の實施によつてこれまた各種の制約をうけた。

(ハ) 右のやうな農村金融の外、地方都市になける商工組合中央金庫、更生金庫、庶民金庫等の生誕によりこれまた資金運用上の影響少ししない。

以上のやうな實情は預金の激増といった預金コスト低下の有利な條件も超克することは容易でない。この轉換工作として最近地銀が中央大銀行と企業提携し或ひは資金運用上の提携をなし危険負擔の分散を圖つてゐるころもある。そしてこの傾向は東北においても同断で東北中央の金融相互援助の紐帯は進捗をみせてゐるほざだ。さて資金調整令と相關する國債消化の役割は地方銀行に國家的保證を與へ膨脹する預金をどこまでも押へねばならない。そしてこの國家的保證は銀行の合同から發足せねばならない。

銀行は變轉する經濟狀勢から經營の合理化、合同へ次第に向いていつたのであるが政府側としては地銀の國家的地位を建設するに地銀經營の困難化に即應し國家的保證の確立による地銀信用の強化を期さねばならない。保證の確立には地銀の数を減少し重點主義で臨み地方經濟界に地銀信用の再出發を期さねばならなかつた。こゝに今次合

同の政府側意圖が秘められてゐる。さて東北六縣下の銀行整理合同の動きが以上のやうな状態から活潑な動きをみせ日銀、大藏省、六縣當局と三位一體の工作によつて次第に具體化していつた。今春山形市に開催された奥羽銀行同盟會總會席上においても大藏省方針として銀行合同を正式に言明し協力を求めるころあつたほざだである。東北においては青森縣を除いて宮城、岩手、山形、秋田、福島、五縣も一齊に合同へスタートを切つた。

各縣も合同の内容は趣を異にし群少銀行のあるころは合同によつて新銀行を設立し將來更に他の銀行を吸収せんとする態勢をみつけた。福島縣の郡山商業、白河瀨谷銀行會津銀行の合併による東邦銀行設立の如きはこの好適例である。設立十一月一日) 將來これを中心とし三春、矢吹、磐東、岩瀬興業、田村實業、猪苗代の諸行も何等かの勵きを示すのではなからうか。

宮城縣の合同は七十七宮城の兩行によつて行はれた。(合併實行九月一日) この兩行は資本や役員關係からこれまで姉妹關係にあつたので合併も何等の奇異ではない。前者が後者を吸収したまでであるがこの合同に興味ある問題は日銀と大藏省が「合同と保證」の取引として十七銀行重役の入替を斷行したことである。つまり重役更迭を主目的とし合同を従としたやうな觀を持つ人もあるほ

省の推挽により柏木純一氏(日銀検査部長)が就任した。

このこゝは地方經濟界における興味ある事實である。こゝに國策會社性格が地銀にも滲透し、そして人の問題が粗上へのぼつたわけ各縣合同の中で特色ある人事である。岩手縣は昭和十二、三の兩年から動き出した整理銀行を打つて一丸とする一行設立計畫が實現し、先年陸中銀行の成立をみたのであるが、これまた岩手殖産銀行に吸収されてしまつた。東北六縣中完全な意味の一縣一行は岩手縣だけである。金田一財閥の崩壊、金融恐慌で最も手きびしく打撃をうけたのであるがその後比較的順調に金融界確立が進み全國にも珍らしい一縣一行に先鞭をつけるにいたつた。山形縣は縣下に地銀十七を数へる状態であつた(昭和十五年)が風間、六十七、鶴岡、出羽の四行が合同し本年四月莊内銀行(資本金參百貳拾五萬圓)の設立をみた。一方同縣下の兩羽銀行は昨夏天童、羽前を吸改合併し莊内、兩羽の兩行が次第に營業地域を擴大しつ、ある。兩行の合併は將來の問題として残されるが山形縣下の地理的、經濟的な割據的性格がかくも多數の銀行を生誕させたものといひ得べく、かゝる意味から合同の推進方向は興味ある課題だ。秋田と青森の兩縣は秋田銀行と第十九銀行がそれ、將來の金融新體制の中心として安定の礎石を築きあげることにあるであらう。

まだ合併の動きを示してゐないものはその地域にある銀行が比較的業績をあげてゐることの外にその地域が或る特殊な經濟事情下にあるといつた場合が多いやうだ。しかもこの合同方針について政府はこんな肚かさいふに馬場藏相時代から更に一歩前進して地域經濟單位の合併を懲憑してゐるやうである。即ち二つの場合がある。或特殊な經濟地域内の群小銀行を整理統合する場合、或相當強大な地銀を合同せしめ内的にその經營を刷新して相當廣い範圍の中心銀行たらしめる場合である。後者の場合は行政區域を考慮せず廣域主義に基いて一縣一行から更に飛躍二縣一行に或る經濟範圍に一行とするものである。前者はこれを裏打するものだが或特殊な經濟地帯がありそこにある銀行の地位が優れてゐる場合は一縣二行をも考慮されるといふのである。しかしながら廣域經濟が主張され實際の生活範圍も擴大しつ、ある現實をもつてすれば今後は一縣一行主義から二縣一行乃至三縣一行といつた廣域主義がみられることは必然である。

配電統合と東北

今春の議會に提出される豫定だつた配電統合も、電氣協會や公營團體等の猛烈な反對機運が濃厚になつたので政府は一先づ議會提出を見合せて、結局總動員審議會にかけて勅令による統制強行を云ふ形をこゝになつたのである。

る。けだし逼迫せる資材と勞力を以て急増する電力需要に對應する爲には新規電源の開發並びに既存設備の利用は、國家的見地から合理的に計畫運營するに共に最少の資源で最大の効果を發揮する電力動員の體制をこらなければならぬ。配電事業は東北だけで五十餘、全國的には四百餘が雜然と亂立しを勝手な配電料金が横行してゐる。配電事業を再編成せねばならぬ理は自明である。

元々配電統制は、發送電事業と併行して行はれなければ意味をなさない。従つて日本發送電が生れる時、統制された配電會社が生れなければならなかつたのだ。それがさう行かなかつたのは配電事業は最も國家的性質を有し乍ら最も營業として發達してゐるころにあり更に公營と云ふ厄介なものを持つて居る。配電統合のむづかしさはこゝにあつたのだ。

東北では東北振興電力會社なるものがあつて電力事業では他地方に比して國家的線に添つてゐたことにはむしろ先輩であり、殊に電源にめぐまれた地位にある爲か、同じ目的で生れた東北興業會社が汗みごろの呻吟を續けてゐるうちに國策的にも營業的にも可成りの成績をおさめてゐる。従つて困難な配電統合ではあるが、この配電統合でも始終先輩らしい貫録を示してリードを續けて來たことは、政治的パツシヨンに尻の重い東北としては確かに注目し得る。

る。

即ち配電統合の先鞭として東北では、中村松次郎氏が仙臺逓信局長の頃昭和十五年の夏頃から配電統合の第一歩が着手された。秋田、岩手二縣の配電統合問題である。統合を話し合つた配電會社は、秋田側大日電、増田水力の二社、岩手側奥羽電燈、東北電燈の二社で、僅か四社の統合ではあるが、孰れも有力な大會社で事實上兩縣の配電完全統合であつた。仙臺逓信局長が音頭をこつて數回の會合を重ね、四社の意見が大體一致した方向に進んでゐたところへ、政府から配電の全國統合の肚が極つた旨が通知されて來たのだ。しかも法案の議會提出も明らかになつたので、四社統合問題も一先づ御破算となり出發に戻るこゝになつた。それが再轉して議會提出の中止になつたので、せつかく張りつめた氣持も妙にちぐはぐになつたが、四社統合で顔合せを行つた効果が大きく働き、その後勅令として統合案が出されるこゝが決定的になつた際も他地方の如く慌てず、むしろ好調に準備が進められて行つたのである。

本年四月、政府は勅令公布の肚をきめて電力國策實施要綱を決定した。これによれば全國を九ロブツク、即ち北海道、東北、關東、北陸、中部、近畿、中國、四國、九州の九地區に分け各地區毎に配電特殊會社を設置し、配電特殊會社の設立を命ずる場合現在の會社を解散して包括的に新會社に統合し得られるもの、即ち統合の目的に合致し得る大合問題には眞剣な構へを以て臨んだことは云へ、代表が數度上京して、東京市電、静岡市電の最も猛烈な統合反對組織をこつて逓信省その他關係政府筋へ反對陳情を續け、一時は市民大會なども計畫された。然し統合そのものは國家的要求によるものであるこの見地から流石市民大會開催は中止されたことは云へ時局下のこの積運動としては相當根強いものであつた。

會社を指定會社とし、配電設備のみ分離出資するものは受命會社とするこゝになつた。かくて準備の最下部工作が續けられ五月十三日東北からは東北六縣と新潟縣を含めたブロックから十三社が選ばれて逓信省に集まり、十四日東京で第一回の準備委員會が持たれた。十三社は、福島電燈、會津電力、奥羽電燈、東北電燈、大日本電力、増田水力、新潟電力、中央電氣、北越水力の十社に公營の宮城、青森兩縣電、仙臺市電の三團體である。東北、新潟の就れも最優秀會社である。

かくて受命會社として準備を進めるべき十三會社が歩調を合せて幸先きよいスタートを切つたが、次いで五月二十八日仙臺市で第二回委員會が中村仙臺逓信局長によつて招集された。この委員會にも受命全社から出席したが、突如内務省との打合せによつて三公營側はオブザーバーとして出席するこゝになつた。大體が勅令が出る前の準備委員會なのだから全部がオブザーバーなわけであり、公營側のみ別格的態度に臨んだのは奇怪の感を抱かせたが、果せるかな公營側は全體的に統合から除外せよとの運動になつて現はれた。

先づ青森縣電では縣會の決議により反對を表明し第三回委員會にはオブザーバーも出席せしめなかつた。續いて仙臺市會も配電統合對策委員會を結成して反對の氣勢を上げる。然し仙臺市電は委員會には終始オブザーバーを送り統

い。平時であるならば、何年に一邊來るか來ないかの政治的大問題である。何十年もなく、つて築き上げた自治體財政に穴をあけるこゝになるからだ。元來電氣公營なるものは公營團體が電氣收益を一般合計に繰り入れないことを原則として逓信省が許可したものであるが、豫算と云ふものは名目でこのやうにもなるものだ。逓信省の注文も可笑しいが、實際の公營側はそんなことは遵守しない。逓信省も一般合計繰り入れを見て見ぬふりをして來たのだ。最近不時の支出が多く、さなきだに豫算編成に苦んでゐる縣市財政にこつて電氣收益の無條件的取り上げには黙つては居られない。特に仙臺市電の如く収益の高い公營自治體では臺所に大きなヒビが入るこゝになるのだから充分な保障のない限り當然反對が生れたわけである。

の結果公營團體に對しては、新配電會社の利益配當が、従來の利益に達しない場合は九十五パーセントの補償することに決定を見た。つまり最悪の場合五パーセントだけ損をするだけで、會社が儲ければ今迄より逆に収益が上ることになったのだ。あゝは出資評價の問題であるが、これは公營團體のみの問題でなく既存會社も同様で、實質的に内容さへよければ充分高く評價されるわけであるから、電燈料は上げない建前である。公營側の反對理由も消えて來るわけだ。

八月二日の總動員審議會特別委員會で、村田遞相は公營團體の損失補償につき詳説して左の如く云つてゐる。

「公共團體の統合の結果、得べき収入は配電會社及び日發の配置、營業稅、附加稅、道路使用料、電柱稅等であるが、それが従來配電事業によつて得てゐた利益に達しない場合には従來公共團體の得た九十五パーセントに達する迄これを補償する方針である。この財源としては新に設置される配電會社からの公納金によると同時に配電會社に對しては法人稅の輕減を考慮する。その期間は十ヶ年である。なほ電鐵事業に對しては同様に九十パーセントまで補填する。その期間は五ヶ年である」

かくて東北ブロックで最も強硬な反對を續けてゐた仙臺市電、青森縣電も反對に終止符を打ち、青森縣電は八月一日二日の二日間に亘つて開かれた統合準備専門委員會に委

員を出席せしめ明朗な建設に邁進することを茲に十三社揃つて申し合せ、東北ブロックは他ブロックに見られぬ統合のリードを續けることになった。

以上は配電統合準備東北ブロックの概況を經過であるが準備受命者十三團體の準備委員會活動は左の如くなつてゐる。

第一回委員會、五月十四日（東京）第二回同、五月二十八日（仙臺）第三回同六月十六日（仙臺）  
 第一回專第委員會、七月八日（仙臺）第二回同七月十八日（仙臺）第三回同八月一日、二日（仙臺）

委員會に於いては、兼業投資問題、出資評價規準決定問題が中心となつたが、兼業投資は第三回委員會で意見のまとまりを見せ、評價規準は問題だけに三回に亘る専門委員會にかけて大綱が出来上つたが、今後尙の細目の決定まで専門委員會を開いて完全化することになつてゐる。

### 文化運動の展開

東亞新秩序の建設といひ、高度國防國家體制の建設といつても、それを單なるスローガンに終らしめず、眞に國民の希望としてこれが實現のため力をつくさねばならぬことはいふまでもないことだ。したがつてその意味における國民運動としての文化運動は、特に痛感されるところだ。政治、經濟の新體制が着々東亞新秩序建設の國家的達成に進

んでゐるとき、もつとも廣く國民生活のうちに滲透してゐる文化問題がひゞり國內體制更新の前に超然たり得る筈はなく、文化もまた高度國防國家體制完遂の一翼となつて前進させなければならぬ。こゝもすれば國民生活と遊離されがちな文化を再び國民の手に還され明日の文化は生産面にふれた倫理性、科學性、藝術性の上に更に高度の政治性を伴つて創造されようとしてゐる。文化の再建設のため立つた大政翼賛會文化部ではかうした意圖の下に、翼賛運動の一環として明日の文化の指標ともなるべき國民文化の根本理念をたて、全國民をして文化の創造と享受に積極的に参加させることとし、先づその第一着手として地方文化の振興を擧げた。そしてそのためには地方文化機構の再編成が積極的に進められ、地方に於てもこれに應へてさし／＼各種の文化團體が文化の翼賛體制を整へ、夫々活潑な運動を展開してゐる。

翼賛會文化部が明日の文化創造の重點を地方文化の振興に先づおいた理由は幾千年以來皇室を中心として生成發展して來たわが國の文化が傳統の自覺によつて今の時代に立ちさらに將來へ發展すべきものであること日本文化の正しい傳統を繼承してゐるものは外來文化の影響の中に發達した中央文化よりも地方文化の中にあり、地方文化の健全な發達なくして新しい文化目標の樹立は不可能であること考へたからである。

しかししてこゝでいふ「傳統の自覺」は單なる復古ではないことは勿論である。「文化の國土計畫」も見られる地方文化振興に對して翼賛會文化部は根本目標を何處に求めらるかを見る第一にあくまで郷土の傳統と、多年郷土にも培はれて來た特殊性を尊重して、その地方々々が持つてゐる特質を最大限に發揮させ、國家にも發展させようとするのであつて、單なる中央文化の地方再分布に終らしめないといつてゐる。第二にはこれまでの個人主義的な文化から飛躍し、地方農村の特徴である社會集團關係の緊密をまず／＼増進させ、郷土愛と公共精神をより上げた「集團主義文化」の發揚をはかる。第三には消費的であり享樂的である見られた都市文化の弊を是正して、文化や産業、政治行政の地域的な偏在を匡正し、都市、地方の文化の交流を圖つて均衡した文化の發達に當らうといふのである。

地方文化建設の當兩の對策としては第一に地方文化に關する中央機關を確立することである。このため大政翼賛會文化部に地方文化委員會を設け地方文化に關係のある官廳や民間諸團體の中から眞に地方文化に對して第一線に立ち地方文化の啓蒙と指導に當つて來た識見と指導力のある中堅人物を選拔し、企畫と運営に當らせる。更に地方文化機構の再編成と運用については翼賛會支部へ文化擔當者をおいて地方文化職能人の自發的な結成を促し、翼賛會支部の



外廓團體としてその活動に強力性を與へようといふのである。こゝでいふ文化は廣く科學技術、文學藝術、教育、宗教、新聞雜誌、ラジオ、厚生、體育、娛樂、その他を包括するもので指導者の人選についてもあくまで文化再興の根本理念を把握した人物をあげようとしてをり、いはゆる地方の文學青年的な觀念に捉はれたものは避けようとしてゐるのである。而して翼賛會文化部で決定した地方文化再建の當面の方策は次の如きものである。

一、中央機構の確立

- (1) 大政翼賛會文化部に地方文化に關する委員會を設置
- (2) 新しき規模並に構成を持つ文化宣傳啓蒙の内閣直屬主務官廳の設置
- (3) 地方文化に關する中央諸團體の連絡及びその統合と文化配給の計畫的組織化
- (4) 地方制度改革を促進し、より高き國土計畫に基き文化の大都市集中主義の弊を打破。

二、地方文化機構の再編成とその運用

- (1) 大政翼賛會地方支部（道府縣）へ文化擔當者を置く
- (2) 地方文化職能人の自發的結成を促進せしめ、大政翼賛會支部の外廓團體とする名稱は〇〇〇文化協會（又は文化聯盟）等の如し、文化部門の包括する範圍は科學技術、文學藝術、教育、宗教、新聞雜誌、ラジオ、出版、厚生、體育、娛樂等とす
- (4) 道府縣、都市、町村等の地域又は職場に文化委員會を設く、右の文化委員會は翼賛

會地方支部の組織の下に置き、數府縣をブロックとする地區委員會を考慮する。

三、地方文化指導者の養成（再教育）並に配置

- (1) 大政翼賛會文化部は青壯年團、産組、産報、農山漁村文化協會、地方文化團體その他各種團體と協力し地方指導者の發見並に指導養成に當る
- (2) 國民學校及び中等學校教員各種團體の指導者、宗教家等を文化指導者として再教育す。

四、生活の新設計とその協同化促進

- (1) 衣食住の新設計及び冠婚葬外その他に亘り新生活様式の樹立をはかる
- (2) 隣保館、集會所（郷土）博物館、圖書館、醫療保健所等の地域的協同施設を確立し、地方町村及び部落等に於ける文化活動の據點たらしめる。そのため特に模範村又は部落を選定建設する。

五、地方文化の傳統維持並に發揚

- (1) 國民協同生活の精神を表現する明朗な傳統的行事並に習俗の復活とその新しき健全なる育成發達をはかる
- (2) 演劇、舞踊、民謡、和歌、俳句、その他の文學等、郷土藝術の維持及び保持と新しき慰樂の創造
- (3) 特色ある郷土風物の愛護、文化的遺跡等の保護及び公開の途を講ずる。

六、地方文化再建運動の新展開

- (1) 地方文化運動再建のため講演會、講習會、座談會、展

覽會、ラジオ、新聞雜誌、出版文書、移動文化隊（演劇、映畫、音樂、圖書等）の宣傳啓發運動の全國的展開。

さて、以上の如き構想を以て翼賛會文化部は昨年文化新體制の確立に乗り出して以來「地方文化新建設の根本理念とその方策」をか、げて、全國的な文化組織を着々進めて來たのであるが、中央の働きかけを待たずして全く民間の自主的な動きにより、或ひは地方官廳または翼賛會支部などの力によつて、新しい文化團體が結成されたのである。これ等の現象は政治的な組織運動をよそにしたものが多く、そして現在なほそれは澎湃として擴がりつゝあるのである。現在すでに文化部と連絡のついたものだけでも北海道二、東北地方十二、關東地方十三、北陸地方三、近畿地方二、中國地方四、九州地方十一と云ふ有様である。特に東北地方に於けるそれは目ざましいものがあり、昨秋には山形縣では全國のトップを切つて歌人結城哀草果、土の作家松田甚次郎氏等の主唱により山形縣文化新體制促進聯盟が結成され東北文化建設の萌芽として結成を見た。次いで岩手、福島、宮城の各縣がこれに續き、秋田、青森にも設立を見んとして居り、更にこれらが東北全體一丸となる形勢にある。明治維新に立ち遅れた東北が今こそ率先して傳統の文化を温床として新文化建設の先驅たらんとしてゐるのである。翼賛會文化部でも東北地方の文化運動に對しては特に力こぶをいれ、九州も、もに新日本文化の發

祥の地たらしめやうとしてゐる。毒々しい西歐文化をそのま、受けついで類廢的、享樂的な中央文化に比し、かうした消費文化に毒されず正しい日本の傳統文化を今なほ持ちつ、けてゐる東北にじっくり根を下して東北文化のうち根ざした日本古來の傳統を新しく掘り起し、新國民文化建設の據りどころたらしめやうといふのだ。今日まで新しく誕生した東北の文化團體は前記の如く十二の多きを數へてゐるがこれ等の文化團體はいづれも新しき理念に基き組織されたものであるが各團體の内容を見るに次の通りだ。即ち宮城、岩手の兩縣は仙臺、盛岡の兩市以外に之に匹敵する都市がないため一、二小さな文化團體はあるにしても大體において縣文化協會が縣全體を活動範圍として組織されて居り、これに反し福島縣は縣下の舊藩關係から數個の文化協會が並列して結成され、また福島縣文化協會は翼賛會支部の文化部を併行し實踐團體としての職能を果すと同時に縣下文化運動のプレーンとしての存在を示してゐる。山形縣もこれと同じく米澤、鶴岡、酒田、新庄等の都市があり夫に都市を中心とする地區に文化協會が生れ様にしてゐる。而して東北の各文化團體は概して何れも苦能的色彩を脱却して地方文化運動をして國民生活全體を貫いてない新しい様式を確立して行く國民運動たらしめやうと努めてゐる。だから會員も從來の政治運動には關係のない然も時局に對して何らか積極的に挺身したいといふ。地方の

健全な知識階級の人達を網羅してゐる事は刮目に値ひし更に又醫師が新聞人が積極的に参加してゐる事は東北の文化運動今後の活動に大きな期待がかけられてゐる。但し會員の顔ぶれは山形縣のみは創立當時の經濟から見て文藝的色彩が濃厚のやうであり、又一般的にいひ得る事はそれぞれの地方行政機構は勿論の事、強大な組織を有する産報、産報、青壯年團、社會事業團體その他この協力實行を密接にし、地方文化運動を廣汎な眞の國民運動たらしめる必要のあるといふ事だ。更に文化團體の多くが文化的共通性を有する地區、たゞへば舊藩の領域を範圍として結成せられる傾向が特に東北に於て著しいがこのことは地方運動があるくまで郷土の傳統と地方の特殊性を尊重しなければならぬといふ意味でもつとも實情に即した形態といへる。然し注意せねばならぬことは郷土の特殊性を強調する餘り、國民運動として大きく發展することを阻害する危険があること云ふ事だ。東北の文化團體が各々その特質を發揮しながら、然もそれが割據主義におちいらず、縣全體、東北全體、國全體として大きく運動を展開して行かうとするため、東北各縣文化團體の大同團結が具體化して來た。由來、東北は自然的、社會的、文化的に多くの共通性を有してゐる。今日の文化運動が日本文化の正しき傳統の自覺に基くものである限り、それをもつとも正しく強く保持してゐる東北が地方文化運動に占める位置は極めて大きい。全國にさきが

- △岩手縣 (岩手文化協會(盛岡市) 黒澤尻文化協會(和賀郡黒澤尻町) 一ノ關文化協會(一ノ關町) 花巻文化協會(花巻町))
- △秋田縣 北方文化聯盟(仙北郡角館町)
- △山形縣 山形縣文化翼贊聯盟(山形市)
- △青森縣 青森市文化協會(青森市)
- △宮城縣 宮城文化協會(仙臺市)
- △福島縣 福島縣翼贊文化協會(福島市) 會津文化協會(會津若松市) 磐城文化協會(平市) 郡山翼贊文化協會(郡山市)

戰時下生活の變貌

聖戰五年、銃後の生活様相はさすがに戦前の贅澤を一擲、生活戰態勢へ、ミ變貌した。超非常時局を認識、第一線將兵の勞苦を偲んでの自覺と奢侈禁令その他統制諸法令の制限が併行して築き上げた貴重な戰時下體制である。理論的には政治、經濟、文化等あらゆる要素を含んでの舊體

東北重要問題解説

けて十月には、仙臺で東北文化振興協議會が開かれ、東北各地文化團體の大同團結の第一歩が踏み出された。立ち遅れた東北の文化を前進させるため、東北の文化運動の統一的發展方策や、各文化團體組織の整備強化等について協議される等、東北文化運動の擴かりは蓋し括目に値ひするものがある。なほ、文化運動の一翼として農村娛樂運動が昨年來、東北各地で盛んに行はれてゐる。土の作家松田甚次郎氏の農民劇運動、山形縣長崎町達磨寺部落の産青聯盟友による演劇隊の活動は餘りにも有名である。宮城縣でも豊里村が先驅を承り本年に入つてからは石森町で全町民による演藝大會が開かれ注目をひいた。宮城縣當局でも農村の青少年に健全な娛樂を與へるために關係者を集め昨年十二月二十日に民衆娛樂の研究協議會が開かれた。農建同盟宮城縣本部では本年に入つて二月二日農山漁村文化運動推進協議會を開催。農村文化問題をより上げ比較的關心の薄い農山漁村團體關係者の興味を集めた。農村の文化センター即ち農村に於ける文化的生據點の設置は岩手縣黒澤尻で實現された。部落の集會所を設け村芝居や映畫の公開場もあり俱樂部も、簡単な共同作業も行へば共同炊事も設備する。共同風呂もやらう。ラジオも備へて部落民が寄り集つて聴取しよう云ふので農村文化の進展に大きな示唆を與へた。なほ、現在まで結成済みの東北に於ける文化團體は左の通りである。

衣：モンペの誇り

制から新體制へ、自由主義から全體主義への轉換であらうがこゝでは東北地方に現はれた具體的の様相だけを拾つてみる。

衣は華美から簡易な活動的のものに變つた。その現はれとして全國的流行をみたものに婦人のモンペがある。元來このモンペは東北地方特有の袴物で、戦前まではこれを穿くことにおいて文化の程度の低い姿を示すかに考へられ、東北地方でさへ農山村の僻陬部落でなければ容易にみられなかつたものが、今次事變勃發を契機としてその使用が俄然全國的に流行した。防空演習の訓練服として着用したのが始まりで今では都市村落を問はず一軒に一着以上の備へ付けは必ずあるといふ状態、中には婦人の制服とした隣組や女學生の制服とした女學校等もある。沓下いらすの寧ろスマートな女學生姿は將來益々モンペ制服校を増加させるであらう。兎もあれ、東北特有のモンペが全國的に流行、戰時下日本婦人の制服にまで採用されたことは確かに東北の誇りとするに足る。

最も大きな變貌はス・フ時代の現出である。ス・フは國策で好むと好まざるに拘らずこれを着なければならぬとなつた。只、水に弱いので農村人の股引、都市人の沓下等に批判の聲をきくが、多くの人がス・フの改良を研究中で

やがては水に強いス・フが現はれることであらう。

男の服装ではさすがに國民服が多くなり、十人寄ればその四、五人までが國民服を着けてゐる。簡單で經濟的であることが國策に相俟つて戰時下國民の嗜好に合致したわけ現在洋服屋で取扱ふ新調の約七割までが國民服であるといふから洋服姿の全部が國民服に統一される日もさう遠くはない。

戦前に流行した銀狐の襟巻や金糸銀糸の刺繍が全くその影をひそめ、パーマネットにも自肅型が現はれるなど戦後に頼もしい傾向を示してゐる。

### 食：體裁よりも實質

白米を七分搗にかへたばかりの當時、七分搗は不味で食べられない。こか、腹を毀した。こかの不平も聞かされたが今では寧ろ、白米よりも七分搗は美味しく且つ榮養價值も豊富だ。こ誰もが七分搗米を禮讚してゐる。これは七分搗米が口に慣れると同時にやうやく七分搗米の美味さを知り滋養價值を認めたもの、八月上旬の第二回宮城縣協力會議に「玄米を國民食にせよ」の提案があつて俄然問題となつたが白米から七分搗への實績を以てするならば七分搗から玄米も敢へて實行不可能のことではあるまい。

カテ飯は、衣のモンペ同様、東北特有のものだ。それが戦前の贅澤で永い間忘れられてたが節米運動に對應してカテ飯が再び食膳に浮び上がらんとしてゐる。この意味から東北人カテ飯の關係は變貌といふよりも寧ろ復活といふのが妥當であらう。東北のカテ飯の種類は芋飯、大根飯、豆飯、稗飯、粟飯、南瓜飯等々枚舉に遑ない。國策「節米」に副ふ傳統的カテ飯の修練が東北に残されてゐるのも誇りとするに足ることだ。

米、砂糖は勿論麥、小麥粉、牛乳、魚、ビール、酒等に法令または自守的の切符制が實施され、更に他の食糧に對する統制も急速に進められてるので全面的食糧品の國家管理の日も近くにあるだらう。

食糧増産は都市生活者にも徹底し空地利用の蔬菜栽培が大流行、庭の花壇が菜ツ葉畑に變り、鉢植ゑの菊が茄子に變つても敢へて不思議さしないまでの眞剣さだ。仙臺の眞中で蔬菜栽培の競技をやつた隣組もある。

體裁よりも實質へこ變り、榮養料理や代用食の研究もさかんである。町内會や隣組の常會で鱈の榮養價值を話し合つたり、研究部を設けて代用パンのつくり方を研究したり頗る熱心な研究振りだ。

料亭方面のお料理は奢侈禁令で全部制限され、贅澤はこの方面の食膳からも姿を消し、飲酒は午後五時からこ限定されて街に村に酔漢の千鳥足は見られなくなつた。

共同炊事の多くなつたのも事變下の傾向である。農村は農繁期に共同炊事を實施、これによつて勞力不足を補ひ都市にも共同炊事によつて燃料節約に役立てる隣組があるなど家庭の臺所にまで、個人から共同へが浸み込んでいる。

### 住：住宅營團に期待

街に貸家の貼札が消えたのも戦後の一變貌である。事變以來住宅問題は日増しに深刻となり、家賃地代も鰻上りに昂騰したので内務、厚生兩省では昭和十三年八月四日先づ騰貴抑制に關する通牒を發し、更に翌十四年には九・一八令に續いて地代家賃統制令を公布、地代家賃を全面的に釘付けし、次にまた十五年十月には前記地代家賃統制令に代る改正新統制令を公布した。この改正新統制令は新築

または増築、改築等によつて適正家賃を新に定める必要の生じた場合は家主から縣に出願、縣は委員會に諮つてその可否を決定するなど、家主側が高い資材と手間賃を支拂つて建築しても採算のされるやう取締りを合理的に緩和したく送り出さんがために外ならない。

もの、家主中には法令の趣旨を辨へず手續きを怠つて濫りに家賃を値上げしたもの、知りつ、脱法的手段を弄して値上げしたもの、あるひは疊替へを借家人に負擔させたり、敷金を増額したりしたもの等があつてそちこちに不正家主の摘發をみたが日を経るに従つて漸次法の趣旨が一般に周知徹底し、これまで取締りのみを恐れてゐた家主達もボツ／＼貸家の建築に着手した狀況、一方、十六年春には期待的たる住宅營團の設立をみて東北六縣北海道を管轄する仙臺支所も設置され、同支所管内では本年度中に取敢へず一千戸の勞務者向き住宅を新築、更に次ぎ／＼新築する計畫であり、將來はまた國民標準住宅の建設、建築の工事引受け、工費の融通等まで事業を擴大する豫定。兎にか、これがため深刻な住宅拂底も忽ち解消、貸家札が再び街路に貼り出される日も近いだらうと期待される。

衣食住のほかにも變つたことが尠くない。人口問題では産兒制限など遠い昔の夢も消え去つて事變以來殊に生めよ殖やせよの聲が大になり、十人以上の子寶部隊に對する表彰が行はれた。乳幼兒の檢診及び育児指導、虛弱青年に對する體育鍊成、優生法の實施等いづれも優秀な國民を喜んで建築しても採算のされるやう取締りを合理的に緩和したく送り出さんがために外ならない。

### 帝國の位置

極東 北海道根室支廳占守郡占守島(東經一五六度三〇分四八秒)  
 極西 臺灣澎湖廳望安庄花嶼西端(東經一八分二四秒)  
 極南 東京府小笠原島沖ノ島南端(北緯三十四分二四秒)  
 極北 北海道根室支廳占守郡阿頼度島最北端(北緯五〇度五五分二四秒)

### 東北の位置

極東 岩手縣下閉伊郡重茂村鉾崎東端(東經一四二度〇五分)  
 極西 山形縣西田川郡風ヶ關西端(東經一三九度三二分)  
 極南 福島縣東白川郡豐里村西南一、一〇〇米(北緯三六度四七分)  
 極北 青森縣下北郡大奥村大字大間崎海上辨天島(北緯四一度三分)

### 帝國の面積 (方料)

内地	三八二、五六〇・八三
朝鮮	二二〇、七八八・四四
臺灣	三五、八三四・三五
澎湖	一二六・八六
臺灣本島	三六、〇九〇・三〇
澎湖島	六七五、四〇〇・七八
總數	

關東州 三、四六二・四五

### 東北の面積

内地總數	三八二、五六〇・八三	一、〇〇〇・〇〇
岩手	一五、二三五・三一	三九・八二
福島	一三、七八一・九八	三六・〇三
秋田	一一、六六三・九四	三〇・四九
青森	九、六三〇・六二	二五・一七
山形	九、三二五・六六	二四・三八
宮城	七、二七三・三六	一九・〇一

内地に於ける各府縣の面積を見ると岩手縣は北海道を除いて第一位、福島縣第二位、秋田縣第五位、青森縣第七位、山形縣第八位、宮城縣は第十五位を占めてゐる。

### 各地の推算經緯度

地名	東經度	北緯度
秋田	一四〇・七	三九・四三
山形	一四〇・二	三八・一五
福島	一四〇・二八	三七・四五
青森	一四〇・四四	四〇・四九
仙臺	一四〇・五二	三八・一六
盛岡	一四一・九	三九・四三

## 大政翼賛會の成立と現状

### 翼賛會の地位

世界の政情が目まぐるしい變貌を續けてゐるのだから國內體制が猫の目のやうに推移するのはやむを得まい。昨夏翼賛會成立の前におけるわが國の客觀的情勢といふかそれらに應へんことを國民的情感といつたものはこんなものであつたらうか。國內の革新が旺に提唱され經濟界では資本主義の是正であり統制經濟計畫經濟への切り替へだつたし政治的には多年提唱されてきた一國一黨的な新黨の樹立方針だつたのである。かうした内外の客觀情勢は遂に各政黨の發展の解消となつた。勿論わが國の特殊性からいつてこの一國一黨の結成は色々な支障もあつたので近衛公による翼賛會乃至翼賛運動が全知識人、有能政治家を總動員して歴史的發足をした。政治力の結集乃至政治的組織の先行こそ國內革新の要諦であり産業、經濟、文化の新編成確立の大前提とされたからである。支那事變の處理、對外方策への血路もかゝる國內整備の上に立つて始めて發見し得るこゝが新體制なる言葉で表現され、最も飛躍的な革新の中核をこ

大政翼賛會の成立と現状

四五

の新しい國民組織の政治力の中に立てんことをしたのである。翼賛會本部、各縣支部、郡市町村支部、隣組隣保班、中央協力會議、各縣協力會議、郡市町村協力會議、國民再組織は着々築きあげられ、全國津々浦々に大政翼賛會臣道實踐へ邁進せんことを眞摯な姿がみられた。だがしかし第七十六議會における政黨と財界一部の反動に逢着するやひこたまりもなくかうした翼賛會の國民的性格は剝奪されてしまつたのである。内閣の改造と相俟つて行はれた翼賛會改組は政治力の結集體から精神運動への中核體にその性格を一變してしまつた。その内容も各局部も大半は縮少され完全に政府の補助機關となつてしまつた。或はいふ翼賛會はその發足の當初において精勤性と官僚性があり、そのため會員も持たず綱領の發表もなかつた。綱領と會員を持たざる政治運動乃至國民運動は何であるかといふのである。或はまた近衛公の新體制樹立聲明以來その側近に政治的黨としての會と精勤的展開への會と二つの流れを示すものがあつたといふ。それは兎も角も今日の翼賛會は精神主義の強調を遂次展開してゆくであらう。時局の重壓といつたものは私生活の上にも深く深刻に響き端睨すべからざる變化が起りつ、あるが翼賛會もその改組を契機として複雑怪奇な姿を露呈してきた。勿論會の發足當時においてそれ自體の脱皮作用が云々され或は議會人の翼賛會攻撃が續けられたが今日の改組翼賛會の姿を期待したか否かは別問題であ

る。齋藤内閣以来の各内閣の構造性格に對し人はよく勢力均衡主義だといふ。この内閣の方向を裏一體の關係にある新黨の成立をみた場合もおそらく勢力均衡の地ならしによつて發足したに違ひない。かうした各種の勢力均衡時代の所産である翼賛會もまた時代的性格を脱することは出来ず各種の勢力が交錯し現實の問題としては發足當初からその成長は困難視された。しかしかゝる時代も何時かは行詰りが来る。既に改組翼賛會はそんな線に向つて明確な色彩を帯びてきたのではなからうか。たゞこの後に來る翼賛會の行手については必ずしも指呼することは出来ないが兎も角あれは國民的感奮をよんだ翼賛會の成立こそしてまた時代の要請として改組した過程を一瞥してみよう。

### 大政翼賛會の發足

翼賛運動の胎動としてはさきの滿洲事變から考へねばならぬ。國內政治の改革により日本の飛躍轉換を圖らんとしたことは五・一五事件二・二六事件にもうかはれる。そしてこの當時から政黨の弊害が國際事情の複雑化により放任することが出来なくなつてきた。財界と野合せざる純粹な政治體としての新黨樹立乃至は官僚政治を打破し得る如き強力な一黨の存在が要望されるやうになつてきた。この考へ方は昭和十二年六月成立した近衛内閣以來平沼、阿部米内の各歴代内閣を貫く政治の方向であつたのである。し

かしながら客觀的状態は氣運濃厚にも拘らずなかく實現せず、一方十五年三月の議會では齋藤問題が起り有志代議士會を母體とする聖戰貫徹議員聯盟が組織され政黨も崩壊の暗夜を思はせた。この状態に呼應し政友久原派は四月三十日黨大會で率先解黨し強力政黨の結成を提唱し米内首相に進言書を提出して容れられず久原氏は内閣參議を辭任、遂に七月十六日に解黨し、政情に慌しくなつたのである。續いて社大黨、國同、政友中島派、民政も解黨し、揉みに揉んだ政黨問題もアツサリ解決した。この既成政黨の解黨に拍車をかけそして新黨樹立の嵐をよんだのは六月二十四日樞府議長を辭任した近衛公が新體制樹立の歴史的聲明を發したからである。現實に翼賛會の方向は必ずしも國民を満足させてゐることは思はれないがその發足の當初における次の近衛公の聲明には日本の新段階に處して新體制の歴史的な要請なることを明瞭にしてゐるやうである。

内外未曾有の變局に對するため強力なる舉國政治體制を確立するこの必要は何人も認めてゐる。自分は今回樞密院議長を辭任し、かくの如き新政治體制の確立のために微力を捧げたいと思ふ。最近に活潑になつた謂ふところの新黨運動も、この新體制の確立を意味するならば誠に結構である。しかし單なる既成政黨の離合集散や眼前の政權のみを目標とするかの如き策動ならば自分はこれと事を共にすることは出来ぬ。舉國體制の具體的內

容あるひはこれを具現すべき方策については、各方面の意見も聞き慎重なる考慮をこげた上で、これが實現に努力しようと思ふ。(六月二十四日發表)

この聲明を前後して既成政黨の力が眼に見えて没落した如き觀を與へたのであるが一方愛國團體方面の運動は次第に活潑となり國民の中にも新政治體制についての關心が根強くふくれあがつた。かくて米内内閣は昭和十五年一月十六日成立以來幾何もなく總辭職となり同十五年七月二十二日には第二次近衛内閣の成立となり新體制運動は急速に展開されねばならぬ状態に傾いた。即ち近衛公は新體制樹立の聲明を發した後國民各階層に理念の播種滲透を圖りおもむろに出馬せんを企圖したもの、やうであるが内外の急激な變移は實際政治の運営上思ふやうにいかず國民的な理念の成長と組織の確立が出来ない内に第二次近衛内閣の成立を餘儀なくしてしまつた。従つて新體制運動は一日もゆるがせにできず國民に働きかけねばならなかつた。舉國新體制の理念については公の飛躍的達眼と聰明によるものとし國民の信頼は一人だつた。公は久しき構想に基き官民一體の強力な政治體制をこるため新體制運動の發足として八月二十八日新體制準備會第一回總會を首相官邸に開いたのである。官民一致して政治をもちあげてゆく、民間にも政府の統制計畫の企劃に参加させ原案實施にあたつても責任の一斑を民間側に擔任せしめるといふ官民協力の姿を現出

せしめ國策の徹底を期すといふ建前であるから準備會の委員は實に多種多様であつた。官僚統制の弱點を來るべき新體制によつて補足し、政治的新生面を築かんとしたものでこの準備會の如き委員の顔觸はけだし未だなかつたものはいへよう。準備委員は貴族院の有馬賴寧伯、後藤文夫、堀切善次郎、井田馨楠男、太田耕造、大河内正敏子、學界の平賀讓博士、外交界の白鳥敏夫、言論界の古野伊之助、高石眞五郎、正力松太郎、緒方竹虎、衆議院の永井柳太郎、前田米藏、岡田忠彦、小川郷太郎、金光庸夫、秋田清、麻生久、財界の井坂孝、八田嘉明、愛國團體の末次信正、橋本欣五郎、中野正剛、葛生能久、自治團體の岡崎勉の二十六氏。第一回總會には近衛總理大臣以下全閣僚、準備委員、常任幹事七名も出席力強い第一歩を踏み出した。劈頭近衛總理は新體制の必然につき聲明を發し、次いで有馬賴寧伯を座長に推し、各委員減私奉公を誓ひ、我等は大御心を奉體し一切の私心を去り過去に泥まらず個々の立場に捉はれず協心戮力以て新體制確立のため全力を盡さんことを誓ふ。

この誓ひに全委員署名し、  
一、國民組織の一般的構成  
二、國民運動の中核體組織ハ、現有諸團體の調整  
三、國家機構の連繫  
四、現行諸團體の調整  
五、國家機構の連繫  
六、現有諸團體の調整  
七、國民運動の中核體組織  
八、現有諸團體の調整  
九、國家機構の連繫  
十、國民運動の中核體組織  
十一、現有諸團體の調整  
十二、國家機構の連繫

は引續き前後六回同年九月十七日の最後の準備會まで繼續せられ新體制の方向も明確にしたがこの間前記の各協議事項についての審議が進むにつれ各種の重要な課題も山積むるにいたり九月九日には近衛總理の指名により特別委員十名に常任幹事八名により特別審議會が開かれた。結局強力な國內體制を確立するためには、廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織しそこに強力なる政治力と實踐力を結集せしめる必要であるこの見解から全會議を通じて中核體の組織を重視し論議をこゝに集中したのは當然である。さて常任幹事案による新體制確立運動は總裁の下に

- 一、中央本部系統の指導執行部にして上意下道機關
- 一、新體制促進協力會議系統の下情上通の諮問機關
- の二本建とし兩機關も新體制完成までの過渡的存在とし運動目標完遂の曉は發展的解消する如き觀がありこゝにおいて委員間は甲論乙駁の議論沸騰した。即ち、
- イ、國民協力會議系統機關の不要論—中央本部系統機關の一本建論
- ロ、原案通り二本建賛成論
- ハ、中央本部系統と協力會議系統兩機關を抱合或ひは協力會議を中央本部に吸収附置する等の一本建論
- ニ、中央本部系統機關を恒久的機關とせよ
- ホ、國民協力會議系統機關を強化恒久化せよ

へ、中央本部系統の道府縣支部長は知事兼任論と反對論及び折衷論  
ト、總裁は近衛公の就任希望と、近衛内閣更迭後においてもなほ近衛公を總裁にこの希望論  
以上の中核體組織論の外、新體制實踐の運動名を會すべきか運動とすべきか等々、いざ運動を展開せんとするや準備に必要な諸般の問題が飛び出したが何れも近衛總理の統裁により中核體の名稱を「大政翼賛會」とし運動は大政翼賛運動とし會と運動を別個のものとし後者は全國民の運動とするにいたつた。中央協力會議は幹事案では中核體と、もに二本建としたが結局中核體に附置するこゝになつた。  
一方この翼賛運動と軍との關係についてはかねて注目されてゐたが東條陸相は海軍と打合せの上(イ)軍と新體制中核體との關係(ロ)在郷軍人會と中核體との關係につき所信を闡明し

- (イ) 新體制に對し積極的に滿幅の協力を示し精神的に異常の熱意を以てこれが完成の促進に寄與する。中核體組織内に直接一般現役軍人を加入せしむるはわが建軍の本義に照しこれを認むるこゝが出来ないが大臣、次官、軍務局長らは顧問、參與等の資格でこれに加入する。
- (ロ) 個々の在郷軍人は本組織體の核心的構成分子として參加し得るは勿論進んで加入すべきであるが軍人會

全體を組織内に編入するのは適當ならずと考へる。運動と軍の關聯につき明快な規定をしたのであるが全般的にみてその後の郷軍關係者の積極的翼賛運動への關心はみられなかつたやうである。

かくて大政翼賛會の發會式は昭和十五年十月十二日首相官邸で舉行されるこゝになり各部署の職制や局長以下の人選が決定した。發會式にあたり準備會で出来あがつた宣言並綱領草案を發表する段取だつたが總理自ら堅持する「徹底した臣道觀」からみてその表現形式に不適當なものありし宣言綱領は特に發表せず次の如く臣道實踐あるのみを牢固たる信念を披瀝した。

本運動の綱領は大政翼賛の「臣道實踐」といふこゝに盡きる。これ以外に綱領も宣言もない。即ち大政翼賛の臣道實踐といふこゝである。上御一人に對し奉り日夜それぞれの立場において奉公の誠をいたすといふこゝである。徹底せる臣道觀により發會式は宣言も綱領も發表せず嚴肅裡に終了した。

**臨時中央協力會議**

(附新體制準備會に於ける近衛聲明)

翼賛會の政治性を示す中央協力會議は昭和十五年十二月十六日臨時に翼賛會本部に開催された。國策の遂行にあつては上よりの強力政治と併行して民間にも政策實現の全

大政翼賛會の成立と現狀

面的責任を負はせる方法を構ぜねばならない。その方法として生まれた中央協力會議である。民間の意思はこの會議を経て政府と表裏一體の關係にある翼賛會へ傳はり、そして政府へ傳達され政治に反映する仕組である。

中央協力會議は下部組織たる町村協力會議、郡市協力會議、道府縣協力會議から順次推舉された地域代表と更に總裁の指名による職域代表を加へたものによつて組織されるのであるが翼賛會發足當初における内外の情勢は一刻も早く國內新體制を要望、翼賛會の趣旨と政府の希望を地方及各層各界に傳へ國內協力の體制を整へんとする意圖から昭和十五年十二月十六日より三日間大政翼賛會本部で特に臨時中央協力會議が開催されるこゝになつた。會議には各界代表四十八名六大都市代表十二名、道府縣代表九十四名が出席小泉協力會議部長の宣言で開會、全員代表岩井敬太郎(長崎縣)が「我らは畏みて、大御心を奉戴し和衷協力以て大政翼賛の臣道を完うせんことを誓ひまつる」と嚴肅誓ひ近衛總裁以下の挨拶あつて總會に移り、有馬事務總長は運動を規定づける實踐要綱を發表説明、松前總務部長、後藤組織、小畑企畫、太田政策、前田議會の各局長からそれぞれ所管事項の内容について詳細な説明があつた。

**實踐要項**

今や世界の歴史的轉換期に直面し八紘一字の顯現を國是

ミする皇國は一億一心全能力を舉げて 天皇に歸一し奉り 物心一如の國家體制を確立し以て光輝ある世界の道義的指導者たらんことを、こゝに本會は互助相誠皇國臣民たるの自覺に徹し率先して國民の推進力となりつねに政府を裏支え體協力の關係に立ち上意下達下情上通を圖り以て高度國防國家體制の實現に努む。

- 一、臣道の實踐に挺身す、即ち無上絶體普遍的真理の顯現たる國體を信仰し歴代詔勅を奉體し職分奉公の誠をいたしひたすら惟神の大道を顯揚す
- 二、大東亞共榮圈の建設に協力す、即ち大東亞の共榮體制を完備しその興隆を圖るに進んで世界新秩序の確立に努む
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す、即ち經濟文化生活を翼賛精神に歸一し強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す、即ち創意を能力を科學を最高度に發揮し翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し以て生産の飛躍的増強を圖り大東亞における自給自足經濟の完成に努む
- 五、文化新體制の建設に協力す、即ち國體精神に基き雄渾高雅明朗にして科學性ある新日本文化を育成し内は民族精神を振起し外は大東亞文化の昂揚に努む
- 六、生活新體制の建設に協力す、即ち翼賛理念に基き新時

代を推進する理想を氣魄を養ひ忠孝一本國民悉く一家族の成員として國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む

### 各局長の説明事項

總務局長（松前總務部長代理）

- 一、總務部
  - 本會關係の一般庶務、秘書事項、本部他局部との緊密なる連絡調整事務、人事關係、文書關係、豫算經理用度關係及び各種會議委員會に關する事項を司る。
- 二、監察部
  - 大政翼賛會組織の純化を目的とするもので大政翼賛運動の正常な統一的な展開をはかるためにこれを阻害する諸條件に對して事前事後に緩急適宜の對策を考究して實行する、將來の活動目標として本運動に對する民間輿論の調査、大政翼賛會構成員活動情況の監察、各局局活動情況の調査等である。
- 三、宣傳部
  - 大政翼賛運動に關する一切の周知宣傳並びに内外情報の蒐集等を擔當してゐる。事業の概要は講演會及び講習會の開催、出版關係、懇談會の開催、内閣週報寫眞週報の連絡、新聞記事に關する連絡蒐集整理等である。
- 四、國民生活指導部

興亞奉公日理論の調査、木炭配給對策、百廿億貯蓄運動の促進、年末年始對策、七五三祝の對策、移動座談會の開催指導、塵芥利用運動、歸還勇士の思想調査、冬季纖維製品滞貨處分の促進、育兒用乳製品座談會の開催、百貨店との新生活様式座談會、生活新體制指導者講習會の開催等で、將來の政策としては

- (一) 國民生活指導相談所の設置 (二) 早婚の奨励 (三) 國民食の創定 (四) 産地消費地の主要物價の調整 (五) 冬季勤勞者對策 (六) 轉業對策等である。

### 五、協力會議部

- (一) 中央協力會議開催に關する事項 (二) 地方即ち道府縣協力會議の運営指導に關する事項であつて今後は (一) 道府縣協力會議の促進 (二) 中央協力會議の成立をはかる。

### 後藤組織局長

#### 組織局活動方針と計畫事業

組織局の業務は組織、訓練、青年、連絡の四部に區分される。

### 一、組織部

組織部は國民の地域的組織及びその整備強化に關する事項を掌する。

- (1) 方針 大政翼賛運動の中核體たる翼賛會の地方支部 (道、府、縣、郡、市、區、町、村) 組織及び部落會

大政翼賛會の成立と現状

町内會、隣保班等の國民組織の整備強化の促進を計り上意下達、下情上通の翼賛體制を整へんとするものである。

- (2) 事業 組織部においては成るべく本年中に道府縣支部以下六大都市支部、郡市支部、區町村支部に及ぶ全國的組織の中核體を確立する方針の下にそれぞれ進捗中にして少くも六大都市を初め郡市區支部は萬難を排して本年中にその結成を了したき方針なり。しかして各下部組織充實のため來年早々全國道府縣支部組織部長會議を開催し、十分なる打合を遂ぐるに共に全國を數個の地區に分ち各地區の擔當者及び各道府縣支部の擔當者をして地方支部との連絡に専念せしめんことを

### 二、訓練部

訓練部は國民の各種訓練及び指導者養成に關する事項を掌する。

- (1) 方針 大政翼賛運動は當然一億國民全部の臣道實踐運動であつて、これを正しく導びくため國民各層に對する各種訓練を要するに當りは論を俟たず、しかしてこの運動に活を入れると共に統一的な性格を附與するためには、翼賛運動の主旨を體して挺身これが實踐に當る指導員が必要である。地域職域の各局面において臣道實踐にふさはしい指導者を鍊成するに當りは訓練部の主要なる任務となる。

(2) 事業 本年度は本會職員の獲得に重點を置く、二ヶ月訓練を実施し併せて地方組織の基本たる部落會町内會指導者の短期訓練を中央並に地區別に實踐せん。昭和十六年度以降中央において高度訓練として相當長期の訓練を行ふため中央訓練所を設置し、國民中の少壯有爲なるものを選抜し大政翼賛運動の本義に基く最高度の訓練を施し、本運動の中心的指導を獲得する。共にまた中央及び地方支部職員訓練、各種團體指導者訓練、教職員訓練等を行はんとす。各地區においては當該地區の少壯有爲なる青壯年を選抜し、該地區の特殊性に基く訓練を行ひ、又各府縣においては期間一週間乃至三週間の下部組織指導者訓練を數次行はんとす。上述地方の各種訓練により來年度において約六萬の大政翼賛運動の推進挺身者を獲得せんとする。

三、青年部

國民青少年層の組織統合及び指導訓練に關する事項を掌る。

(1) 方針 大政翼賛運動における青年の任務は特に重視すべきものである。青少年學生生徒は次の時代を背負ふ可き立場にある。かゝる意味において青少年層並に學生生徒を對象とし大政翼賛運動の理解を與へ、該運動における「青年推進力」を結集する。

(2) 事業 (イ) 青年團に對し從來の指導、訓練の内容に強

力なる政治的性格を與へるに共に、大規模の國防的、産業的、文化的動員訓練を施す。  
 (ロ) 工業、商業、交通業等各職域における勤勞青年層に對し、強力なる政治的訓練を施すと共に、大規模の國防的、産業的、文化的動員訓練を施す。  
 (ハ) 國民教育に従事する青年教師に對して、大政翼賛運動に關する指導訓練を施す。  
 (ニ) 從來殆んど未組織のま、放任された學生生徒に對して、大政翼賛運動に關する指導訓練を施す。  
 (ホ) 青年指導者組織の確立整備をなす。

四、連絡部

連絡部は各種團體との連絡及び職域的組織に關する事項を掌る。

(1) 方針 大政翼賛會は大政翼賛運動の中核體であつてその政治的指導力を當然經濟、文化の各種職域に滲透せしめなければならぬ。これがため經濟文化の各種職域における機構の再編成をなし、新國民組織を完成するに必要であるが、これがため連絡部は政府並に各種團體と緊密に連絡をはかるに企業局經濟組織部、文化部に協力して經濟、文化の再編成に當り且つ逐次完成されて行く職域奉公の國民組織に大政翼賛運動の政治的指導力を滲透せしむることを任務とす。

(2) 事業 當面の任務は (一) 各種團體の調査 (二) 各

種團體との連絡 (三) 企業局と協力して類似團體の統合の促進並に指導 (四) 宣傳部、國民生活指導部及びその他各部署の協力を求めつ、再編成せられたる職域組織との緊密なる連絡をはかる。なほ連絡部としては經濟關係、勤勞報國運動關係及び文化關係に亘り委員會を設置し逐次具體化せんとする。

以上四つの任務に従ひ着々これが實施に努力しつ、あるがこれら機能はそれらの性質上これが實施に當つては當然各緊密なる連絡を必要とする。従つて各部の綜合的運用については局長の統裁の下に組織局會議等の機關を考慮し、これが萬全を期する次第である。

企業局長説明事項

一、企業局活動根本方針

國防國家體制確立を最高指標とする政治、經濟、文化等社會各機構再組織に關する企業立案並實踐的指導を以て其の根本方針とし國民各層における翼賛運動の自主的展開を支援するを以て其の使命とす。

二、企業局組織概要並に各部別事業方針概要

(1) 經濟組織部 經濟機構再編成に關する民間自主體制確立を指標とし政府並に民間との常時緊密なる連絡を以てその促進を期せんとする。

(2) 文化部 高度國防國家體制に即應すべき文化機構の再編成を指標とし民間諸文化團體及び施設の全般に亘り

これが自主的改組整備の促進を期す。

(3) 制度部 經濟或は文化機構の改編に即應し得べき政治並一般社會制度の樹立を指標とし現制度に對する全面的再檢討、自由主義的要素の拂拭による強度一元制度の實現を促進せんとする。

太田政策局長

一、政策局は政府の政策樹立に協力する。政策局は政府に對立する政策を樹てない、政黨對立時代における如き態度を嚴に戒めてゐる。眞に下情を上通しつ、政府の政策樹立に寄與するところに重い使命を感じる。

二、政策局は恒久的重要國策の檢討に重點を置く。

(一) 東亞部についていへば、まづ民族問題から手を染め、滿洲事變に進み、大東亞の共榮圈確立を目ざす國策の基本はこゝにあると信ずる。民族の抱く思想の融合、人口および産業立地を組合せたる國土培養計畫の調整、地政學(ゲオポリティクス)に出發する自存圈から共榮圈、文化圈への發展なき、眞に今よりして心すべきことである。

(二) 内政部においては厚生の保險制度に主力を注ぎたい。國民の生活生業の第一線の安定を確保し得るべきことにはじめて綜合的計畫經濟を圓滑に進行し得ることを期す。

(三) 經濟政策部においては國防産業の自主性を基調と



する生産の増強に關する各般の方策を攻究する。  
 (四)財政部においては財政の計畫化についての方途を講じたい。  
 三、政策局は政府の決定せる政策の浸透に力め、各部署の連繫を密にし恒久的對策の外に當面の問題にも力を注ぐ。

前田議會局長

議會といふ言葉が兎角誤解を生むが、議會局は帝國議會とは違ふ。議會局の中には衆議院關係もあり貴族院關係もある。しかも議會人のみをもつて議會局を構成する考へはない。今日政黨は解消し四百六十六名が自黨自派になつた。この議員が如何に國家目的に副ふやうに滑らかに議會を運行してゆくかといふことについては議會局でも考へてはゐるのである。

議會局は政府が議會前に始終豫算や法律についてあらかじめ十分の審議をしてゆくといふ建前で議會の圓滑なる收拾を考へてゐる。しかし議會局が行政官廳の權能を浸すか政府に強硬進言するといふやうなものではない。同時に議會人を個々に拘束するものでもない。政府がよき政治を行ふやうに内面的協力を行ふのが建前である。漸を追うて理想的なものにしてゆきたい。世間では議會局の運営に就て行政權を拘束し立法權を壓迫するのではないかと誤解してゐるものがあるが、近衛總裁は憲法に

従ひ憲法の精神に則つたものでなければならぬといはれてをり自分はこの精神でゆくこと以外に君に奉ずる道はないと思つてゐる。また  
 目的はい、議會をつくることであるが、國民が立憲政治に憧れの心を以て臨むやうにならねばならぬ。當面の問題としては議會の運営がうまく行くやうに縁の下力持として働かねばならぬと思ふ。福澤翁は日清戦争が開始されるや、政府に對する批判の筆を絶つた、議會の檀上で眞剣に豫算案や法律案について審議することは憲法によつて與へられた任務ではあるが、圓滿に圓滑にゆくことがわれわれの務めであるを信ずる。

これより百五十四名の代表者から提出された議案百三十四件を一括上程した。臨時中央協力會議はさきに述べたやうな重大な理由をもつてゐるが一つは地方代表者に臣道實踐の趣旨を徹底せしめ挺身難局突破の良き指導者たらしめんとしたところにあり、こんなに澤山に議案の殺到することは豫想しなかつた。衆議院總裁の國民會議はこれをもつて最初とするが多數の議案に對し從來の會議形式に見られぬ嚴肅且眞摯な論議が繰展げられた。特に議員が何れも經濟文化の方面に職域を持ち實生活に新體制を體驗せんとしてゐる人ばかりであり或は産業戰士として第一線に活躍中の士だ。従つて既成政治家のやうな作謀や駈引もなく三日間の短期間において實に新日本建設の重要案件が上程され何

れも愛國の論議をつくり衆議院總裁の會議として多大の成功を収めたのである。

論議は各種の問題にふれたが特に注意を惹いたのは違憲論の一掃、婦人團體を統合し中央本部に婦人局を設置すべし、人的資源の擴充、中小工業轉失業問題、官界新體制、經濟新體制、科學教育の振興及び米、炭等々の諸問題等で十六日總會、十七日總會、及び委員會、十八日總會、懇談會があり三日間の日程は終了した。

東北代表の發言

初の國民會議には東北六縣から十二の協力會議々員が出席、東北の現實に立つて熱烈眞剣な意見質問を發し注目をあびた。出席した議員は何れも六縣常務委員で

- 福島縣 小松茂藤治、矢部善兵衛
- 宮城縣 一力 次郎、小野寺廣亮
- 山形縣 繩野 文男、皆川 健三
- 岩手縣 村上徳一郎、照井 一郎
- 秋田縣 片野 重脩、刈田 儀門
- 青森縣 神田 重雄、佐々木義滿

の十二氏、また一力氏は東北北海道班議員の連絡員として活躍したが東北北海道班議員は頗る謙讓な態度で質問先陣争ひもなく他班に比し好成績だつた。

これらの代表者達は四委員會に分れそれ／＼質問、意見

大政翼賛會の成立と現状

發表或は懇談により東北一般の意思を遺憾なく中央に反映させた。國民會議の發言は次の如くです。

第一日 總會

矢部善兵衛氏(福島)は「中央協力會議の本質、地位及び權限に關する件」につき發言

議會制度が眞の上意下達下情上通の機能を發揮するやうにすれば議會は協力會議と併立する必要はない、なるべく一元化せねばならぬ。

船田内政部長 御趣旨は十分考慮する。

更に「大政翼賛運動の指導精神に關する件」について

小野寺廣亮氏(宮城)

自己に立脚し一身一家を思ふやうでは臣道實踐とはいへぬ、宜しく皇國の大道を實踐せねばならぬ、今回の如く家族會議の形體をこられたことは臣道實踐の發足としては最善の策である。要は根本が第一である、先づ家庭からそして今日こゝに集つた我々から率先臣道實踐への誓ひに向つて進まねばならぬと思ふ。

第一日總會は主として翼賛會の法的根據並に中央協力會議地方組織の權限、運営なきの中核的問題を審議した。

第二日

農村問題の上程に際し照井一郎氏(岩手)

東京に来て見て酒があるのに驚いた、農村には酒なきない。新體制はかくの如き東京市自體を中心に考へず農村

の實情を掬んでほしい。そして百姓の生活にも方法を講じていたゞきたいし理論だけちやなく判り易く説明してほしい。

次いで會議は四委員會に分れて議案を審議

第一委員會では翼賛運動の性格、違憲論、婦人運動の新組織を討論、神田重雄氏(青森)等よりも意見があり

第二委員會では施政運用の諸件が上程されたが協力會議と地方議會について小松茂藤治氏(福島)は

議會組織と協力會議の兩立により却つて民意の歸趨を紛亂せしめ地方政治を對立混亂に陥らしめる危険がある。政府は速かにこれを歸一統一せしめこれが調整を圖られたい。

赤松制度部長 現在のやうな過渡的な時においては兩者を一元化して協力會議を法制化するこゝは却つて混亂するこゝ、ならう。

小野寺廣亮氏(宮城) 翼賛運動の指導方針を徹底し全國に示されたい。

第三委員會では現下の産業經濟問題を討議、照井一郎氏(岩手) は農家安定策につき深く突込んだ質問をなし感銘を與へ

全國農村五百萬人の農民の立場からみて新體制と農村問題に對し當局は如何に考へるか、適正小作料、適正經營規模農業永續問題なき農家の安定策をさうするか。翼賛

會はよろしく農村の立場に立つて新體制確立を考慮されたい。農村には抽象的な言葉よりも具體的な言葉で新體制の實を示されたい。

これに對し翼賛會參與井野農林次官から

農家安定は現下最も重大なこゝで當局は計畫委員會を設けて如何なる地方の農家が適正であるか目下研究中だ。又小作料については秋田、北海道においては漸次遞減しつつ、ありこれを全國的に進めたい。農村への物資配給は中間の不要機關を除き出来るだけ圓滑にゆくやうに進めたい。

周東農務局長 適正小作料は各地方長官によつて決められてゐるが農林省で目下研究してゐる。

刈田義門氏(秋田)

百姓は米價を高くして貰ひたいといふ希望を持ち乍らも食糧の確保が大事であるを考へ頑張つてゐるが物資の配給、物價政策が適正でないため苦しんでゐる。

井野農林次官

米價の問題については現在の相場は四十五圓だがこれで收支が償ふかといふ非難があるやうだ、しかし米價は濫りに變更は出来ぬ。農民のための資材配給値下げには大いに努力してゐる。

第四委員會では假名文字の改正や一般國語問題、婦人運動の組織確立なきで眞摯な討論があつた。

委員會は十七日夜まで續き午後七時十五分から再開といふ頑張り振りをみせたが第一委員會では神田重雄氏から部落會町内會を内務省に任せないで翼賛會の下部組織として運営してゆくべきだ。と注目すべき發言があつた。

第三日

總會を再會、四委員長から委員會の報告後午二時三十分各地域別に懇談會が開かれた。このとき矢部善兵衛氏(福島)は重要質問をなし、これに對し有馬事務總長は自ら立つて答辯した。

三日間の會議を終り至員の熱意は翼賛運動の實踐に一段と拍車をかけたに信ずる。たゞ自分としては全力を擧げて翼賛運動に挺身するに際し少なからず不安を與へてゐる。それはさきに近衛公が減私奉公の熱意を以つて立つたときわれ／＼地方人はその奉公心のために火の中水の中をも恐れるものでないに烈々たる熱意をもつてゐるが最近その熱意が冷めつゝあるやうに感ぜられる。これは何故であるかといへば東北の支部長決定の問題に關聯してゐると思ふ。支部長一人を決定出来ぬ原因はここにあり。官民一體であるべき翼賛會が支部長一人を決定出来ぬこゝはまことに遺憾である。巷間傳ふるこゝろによれば本部内に意見の對立があるのではないかと危懼される。本部内に意見の對立があるやうでは翼賛會の將來

はさうなるであらうか。何故本部は支部長決定の斷を下さないのか。この問題解決に本部で斷を下す自信がないならばよろしく地方支部會議に協力を求め一日も速かにこの問題を決定すべきである。

有馬事務總長

一般の人々が本會議に對し決意と熱意がないといふこゝもしばしば聞くこゝろです。これはわれ／＼の事情にもよりませうが私自身に力の不足してゐるこゝにもよりませう。このためこの運動の遅延をみたこゝは申譯ない。しかしわれ／＼は自分の能力でなし得る限り最善を盡してゐるはずで私としてはこれに拘泥してゐるのではない。支部長の問題であるが内部意見の對立といふこゝは單なる噂だ。翼賛運動に對してはまた翼賛會に關連するものとしては臣道を盡すといふこゝに何等の疑義もありません。しかし機構をきめる上にいろ／＼意見を異にするのは自然であり支部長を府縣知事にするか否かはそれがよいか悪いかの結論を現さず當分の間常務委員を設けたのです。出来るならばつきりしたいのでいろいろ研究してゐる。總裁の統裁により何れかに決定したいと思ふ。

小野寺廣亮氏(宮城)

東北は氣候その他凡ゆる悪條件にあり然も差別待遇をうけてゐる現状は遺憾だ。生産第一主義の現在よろしく鐵

道、港灣、雪害防止施設なきに萬全の處置を講ぜられたい。  
 東北振興論をふりかざし東北のため氣をはいた。かくして東北代表議員は常に抱懐する新體制のあるべき姿につき意見を披瀝するも、もに懇談會の席上では東北六縣は本運動に非常に關心をもつて居り明治維新の際少く方向を誤つた、め非常に不利な關係におかれ文化も遅れてしまつた。それで今度こそ昭和維新に直面し臣道實踐に眞先に當りたい。  
 ご熱意に燃えてゐることを述べ翼賛運動も東北の動向について強調したのである。

**翼賛會と憲法**

以上により大體翼賛國民會議の方向を知つたわけですが會議で論議された翼賛會憲法問題とはいかなることか船田内政部長は會議で次のやうに説明して居る。

- 第一 大政翼賛會憲法との關係
- (1) 大政翼賛會運動規約第六條に「總裁ハ本會ヲ統率シ本運動ヲ總理ス」にあるのは總裁が直接全國民を總理するといふのではなく、大政翼賛會を通じてのみその運動を總理するに止まるのであるから憲法問題とはならない。
- (2) 大政翼賛運動規約第五條に「總裁ハ内閣總理大臣ノ

職ニ在ル者之ニ當ル」にあるが、これは總理大臣が官府としての權限に基いて、翼賛會の總裁になるのではないのだから、もし次期の總理大臣が總裁就任を肯んぜぬ場合に於ても、なほこれを法制的に強制拘束するものではない。しかしこの運動は政府と表裏一體の舉國的國民運動であるからかくの如き事態を生ぜぬものご思惟される。

第二 大政翼賛會と治安警察法との關係  
 大政翼賛會は結社ではあるが治安警察法の適用を受けるものではない。何となれば該法の立法目的は秘密結社を取締るに共に政黨の對立抗争の激化による弊を除去せんがためであつて、大政翼賛の如く舉國的國民運動を展開する場合を對象とはしてゐないのである。

第三 大政翼賛會を性格づける法的根據に就いて  
 翼賛會を性格づけるため特に會の組織その他内部の關係を法律によつて規定することは、現段階に於ては民間團體としての機能の弾力性を失はしめ、その自由なる活動を發展を阻害拘束する怖れがあるから適當ではない。しかしもし政府側で定めようとするならば翼賛會に關する総合的監督官廳を決定することか、官吏が翼賛會に協力し得るにいかいふ事を定める等の措置を講ずれば、この限りに於てこの點は一層明瞭になるのである。

第四 大政翼賛會の經費に就て

法規に基礎を置かぬものに對して政府が補助金を支出するといふ事は従前各種の事例があつた。その一つはかの大きな舉國的運動を展開した國民精神總動員聯盟或いは同本部に對し補助金を支出した事であつて、議會がこの補助金を協賛すればその支出は適法なのであるから、大政翼賛會も別に法規に基礎を置かずともこれに對する補助金は議會の協賛を得ればそれで差支ないのである。然し前項と同様政府側に於て翼賛會に對し補助金を交付することに並にその條件等を勅令を以て規定すれば、此の點に關する疑義を一掃するに便宜であると思ふ。

**附、新體制準備會第一回總會における近衛公の聲明**

(昭和十五年八月二十八日)

今やわが國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ、能く支那事變の處理を完遂すること共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すために、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するも獨目の立場に於て迅速果敢且つ有効適切にこれに對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、ここに政治、經濟、教育

文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙かに越えたる國家的要請であり、又何等か特定の政策のためにのみ必要とされる一時的なる要請でもなく、必要に応じて如何なる政策をも強力に遂行し得るための恒久的なる要請である。今わが國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かゝる新體制に含まるものとしては、先づ 統帥と國務との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬ。これ等の事項については、政府の立場に於ても鋭意その實現を期しつゝある。併しながら更に重要なものはこれ等の基礎を爲す萬民翼賛のいはゆる國民組織の確立であつて、ここに準備會を招請し協議協力を求めんとするものも、正にこの問題についてである。この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て政治に關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、

國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及び文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ。即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれ／＼縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的なる組織が作られねばならぬ。今日經濟文化兩方面に於て、政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず、又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締るものも取縮られるものが對立的關係に置かる、如き傾向あるは、正しく萬民翼賛の實を擧ぐべき組織なき處より生まる、缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である即ちそれは國民をして國家の經濟及び文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かゝる組織の下に於て始めて、下意上通、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成されるためには一つの國民運動が必要である。元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企畫指導し、又は之を行政機構化するこゝは國民の自

發的總力の發揮を妨ぐるの虞れがあるのである。併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且つ又、下からの運動は動もすれば分派的抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞れがある。こゝに於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

かく觀じ來れば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的なる國民翼賛運動に外ならぬのである。而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治常識の高揚を目的とするものである。之がためには廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を集結せしむるこゝがこの運動に不可缺の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものであるが、それは斷じていはゆる政黨運動ではない。政黨は抑々個別分化的なる部分の利益、立場を代表するこゝをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふこゝのみを以て之を非難するは必ずしも當らぬ。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、わが國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したこゝは之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれ

ば、わが議會協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなつたこゝもまた之を否定すべくもない。

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進するこゝを目的とするものであり、從つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故に、假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない。むしろ政黨も政派も、經濟體團も文化團體も、凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況んや此の運動が政府の立場に於て爲さる、場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない。苟くも廟堂に立つて輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的、對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に従事するこゝは許されぬものも考ふるのである。

國民組織、特に政府に依つて爲さる、國民組織の運動が政黨運動の形を取るべきものでないこゝ上述の如くであるが、されば言つていはゆる一國一黨の形をこゝにも亦到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」をなし、國家を同一視し、「一黨」に

反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力の把持者となすこゝを意味するからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むるこゝは、一君萬民の我が國體の本義を紊るものも謂ふべきである。わが國に於ては萬民齊しく翼賛の責に任ずるのであつて一人若しくは一黨が權力によつて翼賛を獨占するこゝは絶対に許されぬ。萬一翼賛の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一たび聖斷の下されたるこゝは凡ての臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一するこゝが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

これを要するに、新たな國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼賛の誠を致さんとする國家的且つ恒常的なる組織である。素より之が完成は至難の事に屬するこゝはいへ、しかも政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる。本年十二月十一日には長くも大詔を換發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明らかにし給うたのであるが、政府は茲に聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、現下我が國の直面する大試練を突破して、以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ

かくの如き國民組織の一般的構成、國民運動の中核體の組織、それと現在諸團體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするものである。

### 議會における翼賛會批判と波紋

昭和十五年暮からさきに解黨した議會勢力の動きがやうやく頻繁となり第七十六議會における議會人の翼賛會攻撃が流布されてきた。勿論このことは中央における翼賛會中樞部乃至首腦部の困惑が直ちに議會人に感知されたことによるのであらう。第七十六議會は豫想通り唯一の政治問題たる翼賛會性格論でその大半をつぶしてしまつた。十六年一月二十五日の豫算總會の劈頭川崎氏の翼賛會の性格批判にからんで先づ憲法論が飛出し引續き翼賛會爆撃の論陣が各代議士によつて繰展げられたのである。翼賛會の發足當初における方向としては新しい強力政治體制の確立がよりあげられてきただけに議會人としては議會の權能問題にも關聯して翼賛會の檢討、性格批判を展開しなければその政治使命にまで影響するを考へたからである。純法理論的には違憲論の成立を可能ならしめたかもしれぬが兎に角か、その間隙に乗じて突風の如く翼賛會攻撃は續けられ政府はその矢面に立つて實に難航を續けた。しかしながら議會人に翼賛會に代るべき新黨樹立の成算ありしかさいふに客觀的狀態はそれを困難ならしめた。したがつて翼賛會の性格批

判いや今議會における質問の大半は姑の嫁いぢめ相應する態のものであつたわけだ。かくて議會そのものは本質的に低調のものであつたのだがこの翼賛會問題に關する限り全國民の關心事として活潑な質問を續けた。この中で政府が質問を封せんこ一番苦勞したのは議會の元老尾崎行雄氏のそれであつた。政府は尾崎氏が翼賛會の性格論について眞剣な意見を持つてゐるので再會劈頭の議會で質問の矢を放たれることを極力おそれ、またそれによる影響を憂慮したのである。この演説さへ封じこめば後のことは何さかなるこいつたわけでのためにさうあげた方法が議員に自發的に發言を中止させるさういふ方法であつた。議員の任期も一年延長しあれほさもんだ選舉法改正案も提出しないこととした。二十二日の議會で「戰時體制強化」の決議案が議會から提出され町田忠治氏がその説明を行つた。要點としては(一)經濟は財界の力に依存すべし(二)政治は議會即ち舊政黨の力を基礎として行ふべし(三)議案はなるべく少くし議會との摩擦を減じて一日も速かに議會を終すべし(四)の三點でこの要求によつて一年延長の體制を整へたのである。この故に戰時體制強化の決議が成立したさきに議會の本質も決りその後翼賛會の性格問題も喧騒を極めたが實はこのさき同じくその方向を決定したさみるべきであらう。

翼賛會問題はその性格批判とそれに伴ふ補助金支出の二

點に要略される。性格批判の山は違憲論で「臣道實踐の機關として帝國議會があるからには上意下達、下情上通は國民の參政權を通じてなされるべきではないか、この他に下情上通の機關を作ることは憲法に定められた議會の權限を案すものである」「法人格のない翼賛會に第二豫備金から補助金を支出するのは憲法上妥當でない」「さいつた趣旨のものでのこの反撃姿勢は相當根強く續けられた。これに對し近衛首相、平沼内相、東條陸相、村瀨法制局長官らの答辨がそれ／＼あつたがこの間に答辨の喰ひ違ひが生じ島田俊雄氏から「翼賛會の性格についての統一的答辨要求が飛出すにいたつた。政府も會そのものに對する性格檢討に基く「定義」について打合せを缺いてゐた、めである。これら違憲論に對してそれまで政府側は、大政翼賛會は帝國憲法第二十九條にいふところの法律の範圍内で適法に存在する結社であつて法律的基準の外に存するものでない。即ち治安警察法第三條の「公事に關する結社」に該當するさ反駁を續けたのであるが、この統一的答辨の要求により二月八日衆議院豫算總會において近衛首相は政府の確定せる翼賛會性格について次の如く答辨するさころあつた。

大政翼賛會の性格等に付き、政府の所見を明瞭に致し度いさ存じます。大政翼賛運動のこに付きましては、昨年八月の新體制準備會に於ける私の聲明に依りまして既に概ね御承知のこに、存じますが、此の機會に簡單に其の趣旨

を申述べ度いさ存じます。帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面して居り、此の變局に對處して適切なる施策を爲し、國運の一大進展を期せんが爲には、國防國家體制を整備して、國家國民の總力を集結一元化し、之を最高度に發揮するさの必要なこは、今更申す迄もない所であります。此の所謂高度國防國家體制の基礎は、實に強力なる國內體制を整備するさこに在るのであります。而して其の基礎を成するものは、實に萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立するに在るさ信ずる次第であります。斯る國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體として等しく萬民翼賛の臣道を完うするに在り、此の目標を達成するには、全國民が日夜其の日常生活の各職域に於て翼賛奉公の實を擧げ得るやうにせねばならぬのであります。斯る組織の下に於てこそ、國策は國民生活の末梢に至るまで浸透し、其の敏速且的確なる實現を期待するを得べく、又國民生活の實情は如實に政治に反映せられ得るものさ考へます。斯くの如くして、國民の總力は克く國政の上に集結せられるものさ信じます。大政翼賛運動は、政府に協力して斯る萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立し、其の運用を圓滑ならしめ、以て臣道實踐體制の實現を期するを目的とする全國民の運動であります。而して此の運動は、高度國防國家體制確立の要請から生じたものであつて國民の全部門に亘り對立抗爭を克服して、凡てを臣道實踐

の精神に歸一せしめんとする超黨派的の運動であり、且飽くまで舉國的、全體的であり、官民協同の國民運動であります。

大政翼賛會は斯る國民運動を推進することを目的として居る團體であり、此の國民運動の中核體を爲つて、自ら率先して臣道實踐に挺身し、進んで其の正しく且力強き展開の推進力たることを本來の使命として居るものであります。此の使命達成の爲には、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻する機能を發揮すべく特に機構を整備し其の精神團結の強化に相俟ち、強力なる實踐力を發揚せねばならぬと信じます。かくの如く大政翼賛會の活動は其の機能に於て其の目標に於て、在來の精勵及政黨運動に大いに其の趣を異にして居ります。高度の政治性を有するを謂ふ所以も亦茲に存するのであります。而して大政翼賛會の現實の運営に於ても、常に會本來の目的及趣旨に即すべきは事理の當然でありまして、其の政府との關係に於ても、政府に協力して、國策の徹底及其の圓滑なる遂行に寄與せんことを以て、所謂下情上通の使命の如きも、國民生活の實情を當局に反映し其の施策の参考に資せんことを以て、政府と別個に獨自の政策を掲げて、之か貫徹を圖らんことを以てはありません。まして政權を圍る政治行動を爲すが如きことは有り得べからざることを、言はずして明かであります。

斯くの如く大政翼賛會は、其の本質上對立抗爭的政治活動を爲すものでなく、又政府と別個に獨自の政治的主張を以て行動する筋合のものではありません。是れ、政府が大政翼賛會は治安警察法に謂ふ政事上の結社に該當せず、従つて治安警察法の政事上の結社に關する規定の適用は受けないと云ふ解釋を致して居る次第であります。尤も大政翼賛會は一種の結社でありますから、治安警察法の規定中、政治上の結社に關する規定以外の一般の結社に關する規定及公事に關する結社に關する規定の適用せらるるは當然であるを考へます。又大政翼賛會の個々の行爲に付ては夫々當該法規の適用を受くることも亦當然であります。陸海軍大臣が、大政翼賛會には大臣、次官、軍務局長等特定の職務に在る者が職務の關係から軍と大政翼賛會との連繫協力の爲に加入する外、直接一般現役軍人が加入することには我が建軍の本義に照らして、之を認めることが出來ない旨を述べられましたのは、大政翼賛會が治安警察法の政事上の結社に該當するから現役軍人の之が加入を認むることを得ないを謂ふ趣旨に於ては、はないのであります。唯軍として直接に一般現役軍人が、大政翼賛會其のものに個々に關係することは、軍の團結及紀律の方面より認むべからざる理由に基いて居るのであります。大政翼賛會は其の發足後日尚淺く、従つて其の趣旨が徹底せざる憾みもあり、其の機能發揮も十分でない點もあつて存じます。

が、今後之が趣旨の徹底にも力を盡すと共に、其の機構及運営にも、十分工夫改善を加へて参り、所期の効果を擧ぐる様に致し度いと存じます。

尙又大政翼賛會の活動にして、萬一にも、本來の目的及使命を逸脱するが如きこと無き様、嚴重に戒め、過誤なきを期して参りたいと存じます。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であり、大政翼賛運動は、緊迫せる現下の情勢に促がされて發生し來つたものであり、恐らくは此の運動の實效的なる展開なくして、今日の時難克服の難事業は到底之を遂ぐる事能はずと存するのであります。政府が大政翼賛運動の急速活潑なる展開を希望して居ることは、既に私の施政演説に於て述べた通りであります。政府は不退轉の決意を以て、大政翼賛運動の育成發展に力を致す所存であります。何卒各位に於かれても、一層御協力あらんことを切望する次第であります。

この政府の統一的答辯によつて性格批判は解消すると思はれたがその後も根強く質問が續けられ増田豫算委員長代表質問だけでは満足せず所謂中央亭に陣取つた議會政治至上主義派三四十名の議員は翼賛會を精勵化に追ひこまんとしいきり立ち六名の代表者をあげ翼賛會の政治力剝奪による弱體化の鋭鋒を向けた。即ち質問要旨は、翼賛會が精勵的であること、を政府の口から再確認せんとしたもので

大政翼賛會の成立と現状

(イ) 翼賛會は公事結社である (ロ) 翼賛會の改組を行ふことは實行豫算を作ることに、いふ四項目でこの翼賛會問答に關する限り政府をぶつたり蹴つたりといふところであらう。(ロ)の改組問題は性格論から一轉して登場した重要な事柄で翼賛會が政事結社にあらず公事結社とすれば現在の如き多岐な部局制特に政策局といったものは絶対に必要でない。公事結社として最も健全な發達をさげるべく組織機構を根本的に改組すべしとするものでありその會の趣旨も萬民翼賛、臣道實踐の中核體である故に過去において「赤」のいはれ疑惑をうける人を役員に入れてはいかん。現にさうしたのもるから人事の刷新を斷行し出來るならば議會人を入れるべし、といった要求である。以上の條件つきで翼賛會補助金八百萬圓はやうやく通過するにいたつた。思へば當初一億圓まで稱された豫算もみぢめな縮減をうけたものだ。

翼賛會は何故改組したか

かくして翼賛會は改組へ新なる發足をしたのであるが議會勢力、財界議會、翼賛會、右翼及び官僚といつたもの議會抗争を解剖してみよう。改組翼賛會の使命を知るために、前述したやうに大政翼賛會發足前に解消した政黨は「會」の生誕後もみぢめなほかに沈黙を續けてきたが議會

開會を前にやうやく活潑な動きをみせ怪しい雲行となつた。これに相前後し一部右翼陣營から翼賛會は「赤」だといふ攻撃が流布されてきた。特に十五年暮平沼内相の登場後一層この「赤」排撃の力が大きくなつたやうだ。議會勢力の一部右翼の共同戦線の色彩の上に更に一枚加つたのは官界と財界の力である。翼賛會發足當時において「新日本の建設」といふことが會の名で旺に用ひられ凡そ新體制への施策は翼賛會の手で行はれんとするやうな方向にあつたのではゆるる官界新體制で官界と經濟新體制で財界とまた下部組織問題で内務省と衝突しそれだけに周圍からの壓力が大きくなつていつた。

一方では赤の非難により内閣の瓦解説すらさぶ仕末なので頭山滿翁その他の提唱するこの家族主義選舉法を上程し右翼の反對勢力を緩和しようとしたわけである。ところが實際問題として選舉法の改正を出さうとしても確信があるわけではなくはか仕込なので如何にもし難いところに議會から猛烈な反對が擧つてきたのでこの反對を軟化させまた翼賛會攻撃を、緩和させるために議員任期一年延長を決定した。

更に議會の一部をなした純理論的な違憲論者乃至議會至上主義の方向をたぐる者なき複雑な色彩の中から動き出したのは翼賛會を無力化せしめる積極策であり同時に議會の傳統を死守せんとする「議會新黨」の結成企圖である。

この動きは議會局を中心とし相當深刻に活潑化せんとしたのであるが途中で或方面からそれは困るこいはれた。こゝに再轉して考へられたものが翼賛會の無力化を逆に進めんとする翼賛會乗取り工作である。翼賛會即新黨の實質をこらうとしたものでこれがいよいよはゆる議會局における翼賛會支持派の議員である。それに對し「中央亭」組と稱するものが翼賛會反對派で多くの場合現狀維持派として非難されだやうだ。しかしこの裏面の政治駆引をみるに必ずしも後者を非難出来ない。自由主義的な傾向といはれるがそこに斷乎として議會の至上主義を貫抜かうとする純なる意氣込が見えるからだ。この翼賛會反對の勢力には經濟新體制を除き歓迎しなかつた當時の財界一部の力が加はりまた下部組織の問題で政府内にも翼賛會の強化を喜ばないものが相當多かつた。勿論右翼側からも翼賛會の改組が旺に要望されたやうである。翼賛會は文字通り四面楚歌の聲をきいたり近衛首相が十五年八月の新體制準備會前後における若し、これが出来ない場合は國運の盛衰にか、はる、この力説も怪しくなつてきた。翼賛會の無力化精動化への壓力はのしか、るほご全面的となり議會の「戰時體制強化」の決議文中には、政治は議會即ち舊政黨の力を基礎として行ふべし、といつた意味のこゝを述べたにいたつた。官界議會、右翼、財界の壓迫の前に摺伏せねばならぬ羽目に次

第に追込まれ精動化に直進した。さて翼賛會補助豫算八百萬圓議會を通過したが近衛首相は議會の公約から議會終了後十六年三月には改組の具體的方法を考慮し、一方有馬事務總長以下の役員、常任總務會らは三月二十七、八の兩日に亘り、翼賛會の性格の歪曲は反對の聲明を發し辭職するにいたつた。發會僅に六ヶ月にして第一次翼賛會は新なる發足のため改組せねばならぬ運命となつたのである。

改組翼賛會とその方向

そして改組の具體的方向としては翼賛會が独自の國策を樹てず政府と表裏一體の關係において上意を下達する建前から企畫、政策の二局を廢止し、これに代つて新に調査委員會を設け下情上通の機能を果たすこと、また國民生活指導部は文化、地方の兩部に包攝されることとなつた。即ち改組は政府と對立する如き國策部門を廢止しきこまでも協力しようとする建前とし、また人事の刷新については一部右翼で指した「赤」を追放するを建前とした。これと併行して戰時諸施策の處理から内閣政治力の強化問題が擡頭してきたが一部に内閣自身が翼賛會に引ずられてる現狀を拂拭して強力な政治力を確保せねばならぬと叫ばれてきた。平沼内相は政府が翼賛會に下命し同時に翼賛會をして政策完遂の協力機關たる使命を擔當せしむべきであるとの通り。

の意見を持し議會の改組方向に新たな色彩を加へまた改組は政府の政治力強化のみならず議會勢力の將來にも重大な影響をもたらすので軍部、翼賛會、議會の各方面から各種各様の起案意見が政府に進言され、次第に改組が具體化してきた。近衛首相は改組に特に慎重を期し平沼内相を始め舊政黨四黨首、前田議會局長その他との會談、意見を聴き結局平沼内相の主張するものとして政府と翼賛會の表裏一體の關係を具體化するものとして副總裁制を設け新に柳川法相を業務させることになつた。また會の實際上の主宰者たる事務總長については大物主義をこり銓衡の結果元藏相石渡莊太郎氏に決定した。以上改組の山は平沼色でありその構成分子においては議會との關係もあつて議會人が相當參加する事になつた。また改組前は政策局の一部であつた東亞部を東亞問題に對處するためこれを東亞局とし東亞共榮圈の建設に協力せしめ一面各種の興亞團體統合を期すことになつた。従つて東亞局の使命は特に重いのでこれまた大物といふことになり、銓衡の末永井柳太郎氏に落着くことになつた。一方議會局は廢止し、前記の調査事項にあたる調査委員會が新設され、には多數の議會人が入ることになつた。改組前後を比較するに五局が三局となり、會員訓練のため新に中央訓練所が新設された。兩者の比較圖は次の通り。





しかして改組問題は地方支部にも波及するかと思はれたがこの點については現状維持とし、たゞかねて問題となつてゐる支部長は知事の兼務制に結末をつけ改組翼賛會の性格をチョツピリ示めした。

さて以上のやうに改組されたがこれは何を物語るものか人事上では官僚色と議會人色に模様替をなし精神的な點では右翼的なものへ移行していつたさみるべきであらう。但し地方支部は支部長の知事兼務によりひびく官僚色を濃化し實踐力もいつたものについて論ぜられてきた。かゝる點では政府の補助機關としての精動的な存在に變らない。しかしながらたゞ一つ東亞局の昇格は會の持つ唯一の強力な政治運動を内蔵するものさみられる。内政問題からみれば外政問題への轉換がこゝにみられるのだ。對外問題は我國國家主義運動と密接な關係を持つてゐるが今日對内的政治運動が中止されてゐる折柄東亞問題を考究せんとする東亞局の地位は極めて重大である。既に議會人の多數も逸早く東亞共榮圈問題に頭を突込みし革新を論ずる諸團體もかうした方面に關心を集めてゐる。従つてこれらを統合し東亞問題の上に統一的理念を樹て共榮圈建設に一役を買はんとする東亞局昇格は改組翼賛會の前進部面であらう。

### 第一回中央協力會議

盛上る國民總意を結集して新しい政治的意義を立證しよ

うさいふ第一回中央協力會議は六月十六日午前九時から翼賛會本部大會議室で開會した。總議案二百十四件、會議員二百十二名、總會、委員會、懇談會を通じてこれの議案を上程五日間に亘り政治上特筆すべき國民家族會議を續けたのである。さきの臨時中央協力會議に比し議案の内容も地方協力會議で練り上げたものだけに抽象的な形式論もななくけだし一步前進したものさいへよう。下情を上げせんとする建設的真摯な意見の開陳が續けられこの會議ならではみられぬ空氣で満ちあふれたのであるが、たゞ表裏一體の關係において對立觀念を拂拭してゐるがために政府側の方針明示に稍遺憾な點があつたやうである。また下情上通の點においても豫算面との關係がないので政府の答辯が抽象論に走る嫌があり攻撃防禦の議會にみる如き政府の政策開陳が少く矢張りそこに或種の貧困を痛感させられた。一方上意下達については以上のやうな政府の明確な意思表示がないので求むべくもなく會議員を失望させたこと少くないやうである。この會議の一使命が上意下達にあるを思へば來るべき會議の改革はかゝる點に求めねばなるまい。兎に角その形式、運営方法は今後の協力會議發展の方向を示唆するものとして考へねばならぬ。

高齡者が代表さなるきらひがあり、従つて中央會議は清新の空氣に缺けてゐたやうである。下部組織の眞劍の意見を

上通するに、もに素朴な代表者が瀟灑選抜される必要があつた。いはゆる有名人だけの會議ではこの家族會議に相應しくなく大人も子供も一緒くたに工場の熟練工が會議員として選抜されていゝのである。この點については翼賛會本部も考慮中で明年あたりからは地域代表の銜衡方針を變更し地方支部常務委員も會議員を兼ね得ることになる模様である。さて次にこの會議が残した課題は統裁された議案の處理方法についてである。全會議員は結局、政府がよく實行してくれる、こゝを強く要望したであらうがそれはさて置き議案處理の方法にも一考を忘れるわけにはゆかぬ。統裁された建設的諸對策は新に常設された運営委員會に付議し(イ)政府へ提出するもの(ロ)本部調査委員會に付議し(ハ)本部の各局で處理するもの(ニ)直に下部組織へ示道するもの、三分類し意見の實効を期してはるが運営委員と調査委員との關係、連絡、調整が検討されねばならぬ。協力會議がその本來の使命たる下情を上げし上意を下達するためには屢次開催せねばならぬのであるが、困難な事情を補足し常にその機能を活潑たらしめんと生まれたのがこの運営委員會である。而して運営委員會は改組後生誕した調査委員會と連絡して重要案件の處理を行ふことになつてゐるので、機能上の二元化重複化

があり、兩者の調整に研究の餘地があるさいはれてゐる。以上が中央協力會議が残した諸課題である。

さて會議自身の甲論乙駁の下情はさうであつたらうか、流石に時局下最も急務とされてゐる食糧増産についてほご地方代表の聲が集中された觀があつた。食糧増産に關する議案四十六件中米價問題に關するもの三十二件に達し地方の重大關心事であるこゝを如實に物語つた。わが國三千五百萬農民の眞劍な叫びこそはこの米價問題であらう。即ち米價を引上げるか或は他の物價を米價基準に引下げるか、または生産獎勵金乃至出荷獎勵金の交付をいつた時局下急務の諸意見が粗上に飛出し食糧問題の花形的論戰となつた。この食糧問題に次いで異彩を放つたものは經濟關係議案において何れも大東亞共榮圈の確立さいふ觀點から取上げられたことであつた。わが國の國際的地位、そして八紘一宇の大精神に即して協力會議がアジア民族のアジア、共榮圈建設を基調として進められたこゝは一入意義深く、日滿支一體として南方アジアを含む共榮圈の諸問題をこりあげたこゝはこの會議が現實に國民の總意として強力に政治性を把握してゐる證左であらう。以下第一回中央協力會議の内容を略記してゐる。

大政翼賛會の成立と現狀

昭和十六年六月十六日午前九時翼賛會本部に開會、近衛總裁、未次議長からそれ／＼挨拶あり、石渡事務總長から改組後の本部機構について説明があつた。説明要旨次の通

大政翼賛會本部の機構について若干説明する。中央本部の機構としては、部局所制と調査委員會制及中央協力會議が置かれてある。總裁及顧問の制度は從來異なることがないが今回新たに副總裁を置くことになつて柳川司法大臣が就任されたのである。本運動の展開に伴ひ總裁の輔佐を置き、總裁と一心同體となつて本會運営の衝に當らるゝものである。次に總裁、副總裁の下に總務を置き總務は本部の重要問題に關する運営企畫の中心となる總務會を構成するものであつて、總務には改組後引續き全部留任を懇請しました。が二三の方の外は留任の承諾を得た譯である。新たに設けられた調査委員會の機能は、總裁の要請に基き翼賛運動の目的達成に必要な諸般の重要事項を調査審議するのであつて翼賛運動を展開し又國策に協力する爲に必要な都度招集開催することになつて居る。

かゝる重要な機能と任務を有する調査委員の選定に關しては、極めて慎重を期して漸く先般、各界の權威者及貴衆兩院の議員中より二百數十名の方に對し之を委囑致した次第である。

中央協力會議と調査委員會との關係に就ては本會議に於て提議されたる事項について更に充分調査研究すべき事項あるときは、之を調査委員會に移して調査審議致し度いこと考へて居る。

事務局の組織は重點主義に則つて合理化と簡明化を圖り總務局、組織局、東亞局、中央訓練所の三局一所を設け、從來の企畫局、政策局、議會局は之を廢止したのである。又參與の制度は從來通り之を存置することになつて居るが各局別の參與、所謂局參與は之を設けざることになつた。

總務局

總務局は本會の庶務、連絡、人事、會計に關する事項、さらに調査委員會の庶務に關する事項を掌る。

本年度豫算總額は收入、支出共に八百壹萬貳千圓であつて、收入は國庫補助金八百萬圓、利子收入、寄附金其の他併せて壹萬貳千餘圓を計上した。

支出額は本部費百九拾壹萬九千餘圓、事業費百貳拾七萬參千餘圓支部費四百八拾壹萬九千餘圓となつて居り、政府より配付を受けた支部費は既に地方に分配済である。

大東亞共榮圈の建設といふ我國の重大使命を達成するが爲には、高度國防國家體制を速に確立しなければならぬのである。而してこれが爲には時局に對する眞正なる認識と國策に對する十分なる理解を國民に與へるに共に、國民各自の奮起を促すことが必要であるが、更にこの高められた國民の力を力強く結集して國民總力を飛躍的に發展せしめる翼賛組織が速に確立される必要があるのである。本會の重要な任務もまたここにあり存す。

組織局

この爲に今回組織局を擴充して我國に於ける大政翼賛運動の趣旨の普及徹底、上意下達一般に關する事項と地域職域に亘る國民組織の確立に關する事項を政府と一體の關係に於て遂行すること、相成つたのである。

而して組織局には地方部、宣傳部、經濟部、文化部を設け、地方部は國民の地域的組織の整備強化に關する事項を國民常會または、地方常會とも稱すべき中央協力會議及地方協力會議に關する庶務を掌つて居る。

地域的國民組織の任務は惟ふに政府の意圖するところを迅速且つ圓滑に國民の一人一人にまで普及徹底せしむることに同時、この政府の政策が國民の實情に即應して機を失することなく適切に樹立せられる爲めに必要である下情上通の作用を營みつゝ、地域的に國民の力を有効に集結せしむることにあると思ふ。

これ等の組織の運用にて政府の意圖は速かに國民全般に浸透し、直ちに組織的實踐となつて現れ、又此の國民の實踐の實情は誤るところなく政府の政策樹立に於て十分考慮されることを理想とするのである。

此の組織局の使命を達成する爲にも中央地方を通じて協力會議の役割は極めて重要な位置を占むるのである。

經濟部と文化部とは夫々、經濟機構と文化機構の整備強化並に職域組織の確立及其の運用の圓滑化に關する事務を

大政翼賛會の成立と現狀

掌ることである。

すなはち勤勞新體制確立要綱、勤勞新體制確立要綱等の趣旨に則り、官廳並に業界との緊密なる連繫の下に國民をして積極的の之が實現に協力する様推進するのが本會の經濟組織活動であるのである。

文化部は思想、教育、學術、文學、藝術、宗教、出版、厚生等各般の國民の文化生活が高度國防國家體制に即應するやう、その内容と組織の是正と調整を圖り、文化運動の強化を促進致すことを當面の活動方針と致して居る。

文化機構の整備強化については民間の諸文化團體及施設の實質的機能を積極的に國家目的に即應せしめ得るやうに努力するのであるがなるべく自主的に組織の整備或は改組を行はしめ、且つ文化部門の専門的割據主義を排し、中央地方を通じてこれを有機的に連結して國民文化全體の推進的役割を果し得るやう指導し度いと思ふ。

組織局に於ては更に現下の緊迫せる内外情勢に對應する爲に後國民生活の新體制を新たなる生活觀に基いて之を確立し、國民の生活力を最高度に昂揚し、國家活動の強力なる推進力を形成せんとし、組織局内の各部に分屬する國民生活に關する諸事業を綜合統一し、國民の生活動員を企圖せんとして部内に國民生活動員本部を設け銳意之が促進に努力して居る次第である。

東亞局

東亞局の任務は大東亞共榮圈建設を目標とする我が國策に協力するに共に、興亞諸團體と連絡をなし或は之を適宜統合して、大東亞共榮圈内各地に夫々興亞國民運動を展開するにあるのである。興亞諸團體の統合並興亞國民運動展開への第一歩として過日興亞諸團體代表者及興亞關係國家主義諸團體代表者を夫々招待して懇談會を開催し種々隔意なき意見の交換を遂げたのである。

なほ我が國に於ける大東亞建設の國民運動に關しては、去る一月の閣議に於て本會が政府との表裏一體の關係に立つて、之を推進することに決定を見て居り、従つて本運動に關係ある諸團體は本會に於いて適宜統合することにまつて居るのである。しかし統合といふことになるその方法に關して色々意見もあるので實情に鑑みて、一まづ從來の諸團體をその團體のまま、包攝する一大組織體を結成することにしたのである。過日の諸團體の代表者の會合も亦この意味に於て催したわけであるが爾後各團體との間に統合の方策を進めて居り、愈々大日本興亞同盟、之は假稱ではあるが、統合團體を結成することに、相成り、七月上旬發足の豫定となつて居る。

中央訓練所

最後に中央訓練所に就いて説明する。内外非常の打開し大東亞建設の聖業を完遂する根本の原動力の一は一億一心の團結と不撓不屈の國民精神力にあ

るものと確信する。而もこのことは、各地域、各職域に於て率先挺身して臣道を實踐する人士の存在とその活動の如何によるのである。萬民翼賛運動の推進體たるべき本會の活動は實にかゝる人士の運動でなければならぬこの意味合をもつて、本會はその構成員の訓練事業を極めて重視して居るのである。茲に本會の改組に當つて新に中央訓練所を設置して、その事業の強化充實を圖つたのである。

而して鞏固なる團結心と國難突破の不屈の熱情は單に理論的啓蒙のみによつては發揚されるものでなく、「行」の實踐によつて國民が尊嚴なる我が團體の本義を、眞に體得し、皇國民として廢國以來各自の體内に脈々として流れ來つた尊皇愛國の血潮を湧き上らせることによつて、はじめて可能なるのである。従つて本訓練事業は飽くまでも國體の本義を體得し、以つて此の時局に積極的に挺身し得る熱意氣の鍊成に重點を置き、此の基礎訓練の上に各種問題に關する正しき認識を與へることを目的として居るのである。

更に狹間局長の臨時中央協力會議々題處理報告の後、總會に入り二百十四件の議案を上程した。日程は十六、七の兩日總會、十八日委員會、十九日總會並に懇談會、二十日懇談會並に閉會式の順序としたが先づ上程し議案を分類調整し、七つの委員會を設置して議事進行を期することに

つた。總會第一部は、團體觀念の徹底、大政翼賛運動の強化、興亞國民運動の展開、(第一委員會)とし、第二部は、國民組織に關する事項、(第二委員會)とし、第三部は、行政機構の刷新、運用に關する事項、(第三委員會)とし、第四部は、經濟に關する事項、(第四委員會)とし、第五部は、食糧増産に關する事項、(第五委員會)とし、第六部は、教育文化に關する事項、とし、第七部は、國民生活に關する事項とし、それら眞剣に下情を吐き注目すべき意見があつた。何れも國民刻下の重要問題とする議案だけにわが國新體制確立の諸方策にも大きな參考となつた

ことは勿論である。十六、七の兩日に亘る、總會一般討議の後、それら委員會に移り體驗により或ひは専門的な知識に基いてより深くわが國現下の諸問題につき協議したが會議を通じ最も注目すべき各委員會の内容及び十九日における各委員長の報告及びこれに對する政府側の答辯は次の通り。

◇第一委員會、團體觀念の徹底、翼賛運動の強化、興亞國民運動に關する事項

今井嘉幸氏(神戸)聖戰の目的たる新秩序建設、大東亞民族解放の意義、三國同盟の趣旨徹底については熱意を以て國民に廣く訴へかけなければならぬ。高木義人氏(宮城)郷土部隊の殊勳も知らない國民に士氣の昂揚は期し難い。祕の取扱ひを少くし鐵の回收、

大政翼賛會の成立と現狀

節米の眞意義を知らせて國民に協力させよ。

小泉六一氏(各界)高遠な事を言はず、政府は國難の真相を闡明にせられたし。

上田幸吉氏(各界)輿行事によつて國民鍊成を圖るべし。

之に對して八角中央訓練所長藤澤東亞局庶務部長からそれら神道を國教、佛教キリスト教等は民教として規定し祭祀と國民とを遊離させないことが翼賛運動の任務であることを強調した。

次いで大政翼賛會強化に關し岩本信行氏述べ、挾間組織局長は

地方支部と縣廳とは緊密なる連絡をこころは勿論であるが、支部の活動に關する限り支部長、庶務、組織部長の線で進むべきであり、部落會町内會については從來誤り傳へられてゐるが、これらは行政機關の單位ではあるが、翼賛運動が町村單位まで、末梢と切離されてゐる事は斷じてない。

次いで興亞國民運動の展開に關する問題に移りつぎの如き意見の開陳があつた。

池田弘氏(各界)從來の日本の他民族に對する働きかけは、英國の宗教社會政策を通じての一貫した國策と比較して失敗してゐる東亞新秩序建設に日本は再出發すべ

きである日本の民間の有力な人格者を駐在させ求めずして興へ、支那人のなかで指導するに必要である。小泉六一氏(各界)一般大衆の指導が重要で大衆の信念に達するやう指導しなければ無意味である。今井新造氏(各界)南進政策に關心を集中せよ政府自ら不動の信念に立脚して貰ひたい。

津崎尙武氏(各界)興亞運動に對し民間の志士を活用することに翼賛會で擔當實施して貰ひたい。

香坂昌康氏(東京)國民の興亞的性格陶冶は急務でありこれがため政府において各省を超越した委員會を設けて急速に適切な機關を實現して貰ひたい。

吉田委員長 一、國民精神の昂揚、時局認識の徹底については

イ、八紘一字と世界平和並に三國同盟の精神に基き時局認識の徹底にあらゆる手段を盡せ

ロ、未曾有の國難に遭遇してゐるこいふ認識を徹底せしめよ

ハ、これについては政府が政治力を強化し實狀を國民に知らしめるこいふ方法をこりまた指導階級にある人々殊に國務大臣、翼賛會役員等が身をもつて國難にあたるこいふ必要だこいふ意見があつた

二、國體觀念の徹底、祭禮、宗教の問題については  
イ、「みそぎ」の「行」を全國民に徹底せしめよ

ロ、惟神の大道に進め  
ハ、神社の併合は弊害がある  
ニ、公葬は神式によれ

等の意見があり、翼賛會においても調査研究するこいふこいふであつた。

三、翼賛會の強化については

イ、改組によつて弱體化したこいふ感をあたへてゐるのは遺憾である

ロ、部落會、隣組も會の下部組織とされたい

ハ、第一線將兵に銃後の國論が不統一であるこいふ感をあたへてゐるのは遺憾だから支障なき限り實狀を知らしめて後顧の憂へを絶て

ニ、私有財産を否認するが如き言辭を弄して國民を迷はせるこいは國民思想にあたへる影響甚大なるに鑑み國家中心の基本觀念を確立すべし

この意見が多かつた。

四、興亞國民運動の展開について  
わが國が指導的立場に立つ理念を明かにして東亞局が中心となり人材を間拔殊に農村青年の力をかりて強力に推進すべしとの意見があつた。以上は代表的意見だけであるが實行すべきものは速かに實行に移されたこいふのが會議員全體の要望であつた下情上通は遺憾なく發揮されたが、これは實行されなければ會議の價値

は半減される。翼賛會は固より政府の十分なる盡力を希望する。

これに對し末次議長より翼賛會及び政府側の發言を促し久富情報局長 變轉極まりなき國際情勢を國民に認識して貰つて協力一致時艱を克服する方向に進みたい。唯總力戦としての建前上防諜關係で秘密の多いこいふを諒解されたい。

石渡事務總長 われ／＼中央にゐるものは一致結束して翼賛運動の強化に邁進する。本會の會議に現れた御意見は實行可能なるものは速かに實行に移し調査すべき直ちに調査を進めたい。今後も全力を擧げて鞭撻協力されんこいふを切望する。

次いで第二委員會の部に入る。

◇第二委員會 國民組織に關する事項

一、下部組織の確立強化

二、常會の運営

三、産業團體の統合

四、青壯年團の組織  
の四つに分類整理する旨を述べ、直に意見開陳に入り川上清氏(京都) 上田光治氏(岡山) 川淵治馬氏(高知) 鳥谷章氏(愛媛) 野間仁一氏(郡馬) 等より第一の問題につき町内會、隣組が萬民翼賛運動の下部組織たるこいふを明瞭にするこいふ。町村長の權限の強化、本部の指導力の強化

大政翼賛會の成立と現状

町内會、隣組の法制化、中央における有力者の歸郷指導が現下國民の指導啓發が叫ばれてゐる際極めて緊要事である。

等につき熱心な意見開陳があつた。

これに對し小泉地方部長より

町内會隣組が行政上の下部組織たるこいふは勿論だが同時に翼賛運動の對象たる下部組織たるこいふを明らかにし

留岡内務省地方局長より

町内會、隣組の法制化は極力急ぐつもりであり町村長の權限の強化について構想は有してゐる

に答辯があつた。

引續き青壯年團の組織に關して大體次の如き意見が述べられた。

一、各種職域團體に青壯年部を設け職域奉公の中堅とし府縣職域報國團指導者を一貫した連絡をこり町内會部落會にも青壯年常會を置け

二、二十一歳より四十歳迄を一團とする壯年團を全國的に統一し地域内の職能團體を全部包含し派閥的官僚的に陥るこいふを避けるため翼賛會が中心となつて一日も早く組織すべし

三、全國的統一ある青壯年團結を急ぐべし

四、各種團體の指導的實踐力ある分子を以て組織し各種團體の横の連絡をこる形になつてゐるので在郷軍人が

参加しても敢て支障なくまた現に幹部なることは避けてゐるが参加してゐるものが非常に多い

五、壯年團の畫一的組織を作ることは壯年と青少年との相違から考へて賛成できぬ。さうに翼賛會自身がこれを管理してゆくことは深く考慮すべきである

次いで最後に第三の産業團體の統合問題に移り、君塚角之助(千葉、農會副會長)その他の諸氏より産業團體のあまりに雑多にわたつて存することによる能率の減退、職域奉公遂行の不完全なき幾多の弊を指摘し團體の整理統合が痛烈に論ぜられこれに對し内務、農林、厚生各省關係官より答辯があつたが、大體この問題については全會一致の要望が見られるので委員長はその旨十九日の總會において報告することに決した。

大藏委員長 第二委員會は問題を三つに分離して審議を進めた。即ち

一、國民下部組織に關する問題については部落會、町内會等翼賛會との關係の強化、町村長の權限強化による翼賛運動の推進、在郷軍人の参加等に關して意見が開陳された。

二、青壯年團組織については翼賛會が行ふべきが至當か否かについて論議が交され結局今日の國民組織においてもつとも重要な問題であるといふところから政府のこれに對する根本方針の急速確立を要望することに、な

つた。これに對し内務、陸軍兩當局からも至急成案を得べく研究中であるこの意見を開陳された。

三、各種産業團體の他元的な運動は翼賛運動の全面的展開を沮害するからこれ等を整理統合して翼賛會の一翼たらしむべしとの聲が強かつた。指導力の結集強化、指導者の養成、責任觀念の涵養等に付當局の善處を要望して已まぬ。

◇第三委員會 行政機構の刷新、運用に關する事項 牛塚虎太郎氏(東京)現在の地方下級官廳の長は人格識見ともに地方有力者を指導する力がない

富田加久三氏(徳島)徳島縣においては僅か二年二箇月の間に知事の更迭が四回、總務、經濟、警察各部長の更迭がいづれも三回といふ風で責任ある地方行政を望めぬ

田邊隆二氏(各界)閣議の申合せによつて局長以下の任期をたゞ三年、以上決め、官吏の停年制を採用せよ

山崎靖純(各界)政治の中心力を補強するため翼賛會に基礎を置く民間の監察、進言機關を設けよ

等、全委員より卑近ながら建設的意見が活潑に開陳されたかくて 第一に官界新體制確立實施要綱を政府自身が速かに決定公表すべし

この意見を全會一致の要望として採擇した。續いて全會一致の要望まではゆかなかつたが

第二、國策樹立、調整、運営に民間から參畫し或る限度で監察的機能を持つ特殊な機關(たゞば參政官)の如きものを内閣及び主要官廳に置くことが特に經濟新體制の實現に當り必要である。

この意見が強く、また

第三は昨夏閣議で決定した中央地方の官吏減員、委員會整理等の急速な實施および民間陳情の合理的處理。

も殆ど全委員より要望された。

午後地方行政刷新の問題に入り第一に町村自治の強化、擴充のため

(イ) 執行機關の權限を擴大し

(ロ) 各種農林團體を町村長が統括すること

(ハ) 町村吏員を増員すること

等を要望するに意見一致、結局地方中間機關の設置については賛否兩論あつて一致せぬので留岡地方局長から内務省の方針につき

戰時經濟問題が複雑になつたので中間機關がなくては處理出來なくなつたこと、この場合右の機關は郡役所の如き固有の監督權を持たせず、兵事動員事務の權限を持たせること、さらに交通の開發にらみ合せて町村の合併をなすこと等を目標として考慮してゐる

旨説明した。續いて

太田丙子郎氏(各界)船員を公務員に準じて待遇すべし、富田加久三氏(徳島、全國町村長會副會長)から警官の教養強化のため警官學校を設置すべし、山本慎平氏(長野、町長)から勤務奉仕を法制化し兵役法に準ずる義務制度をすべし、松永材氏(各界、國學院大學教授)から士官學校に相應する官吏養成所を設置せよ

等の意見が強調され、次いで牛塚虎太郎氏(東京、元市長)から道州に準ずる地方政廳の設置に關し質したに對し留岡内務省地方局長はいまだ成案を得てゐない旨左の如く述べた。

道、州に準ずべき中間廳はいまにも設置されるかのやうに一部に喧傳されたが目下のところ當局としては成案を得て居ない。たゞ事務當局としては研究の價値ありと考へて(イ)法律に基く自治團體として經濟問題を主管するものとするか(ロ)中央官廳と府縣廳の中間に位する固有の權限ある行政官廳とするかをまづ検討せねばならぬと考へてゐる程度である

述べ、最後に武谷甚太郎氏(石川縣會議長)の提案に關し小貫企畫院調査官から國土計畫につき説明があつたが地方行政機構の改革に關し町村長、町村長會副會長等の實務に携はる人々から實質的な意見が述べられたことは收穫で

ある。

石渡事務總長 御指摘の點については翼賛會としてもちも重點を置き目下折角検討中であり近い機会に成案を發表し得ることを思ふ。

松井委員長 官界新體制の確立に論議が集中された。

一、行政機構に對する再検討にはじまり、官民協力、行政上の不統一、矛盾是正、官吏の責任等鋭く論ぜられたが、結局政府が速かに官界新體制要綱を作成し發表すべしとの決論に到達した。

一、内閣補助機關として總理を中心とする綜合機關の設置並に統制經濟の計畫化に對する執行權の賦與は政府において速刻取上ぐべき問題であるその意見もあつた。一、地方行政の改革問題は地方有力者の協力、業者の有機的聯繫強化の點より種々の希望意見が開陳された。特に綜合的中間行政機關の設置は賛否兩論に別れたが内務當局より誠意ある答辯に接した。翼賛會としては政府と協力して時局即應の機關設置を検討されるやう希望した。

◇第四委員會 經濟に關する事項 重要産業團體令(假稱)に關し

郷古潔氏(各界) 政府は經濟新體制確立要綱にもつき近く重要産業團體令を公布し重要産業の各部門につきそれ／＼統制團體設立の基本法規とする模様であるが、

つた。提案趣旨左の如し。

一、統制行政の監督制度を設けその實施と並行せしむること、  
二、民間指導階級者の漫然批判の態度を改むること、  
官界における面目の因習を拂拭し施政の結果を見て改むることをもつて誇りとするの氣風を昂揚すること

引續き生産力擴充のための方策について中山太一(貴族院議員) 石田禮助(各界) 三村起一(各界)の各氏よりそれ／＼工場鑛山における經營の合理化、能率増進に關する提案あり、木下英夫氏(長崎)より資材配給に對する計畫性を缺くために未完成品を生じ重要資材が多量に休眠しつつある實例を挙げこれが改善を提唱  
中野敏雄氏(各界)は

經營者は生産擴充の陣頭に立つべし。政府も單なる監督事務に止まらず積極的に鑛山、工場の中に入つて産業戦士を激勵せよ。  
ご意見を開陳した。

國土計畫については寺島健(神奈川、浦賀ドック社長) 鍋島朝俊(秋田、縣産報聯副會長) 原澄治(岡山、岡山合同貯蓄頭取)の諸氏からそれ／＼國土計畫による工場の地方分散計畫を早急に樹立することは農業、鑛工業、勞働力の有効利用、轉業對策、地方青年の都市集中防止の觀點か

大政翼賛會の成立と現狀

この統制團體に就ては次の二點が重要と思ふ。すなはち第一に統制團體には民間の創意を十分發揮するに足る自由なる活動を許すべしといふことである。第二には行政機構の改革問題である。各統制團體の關係せる事項が數省にまたがる場合官廳相互間に意見の對立があつたりして民間業者をいたづらに苦しめる場合が多い。

毛里企畫院總務室第一課長 行政機關の改革の必要はわれらも感じ、目下内閣として研究中である。行政機構改革の前に行政事務の綜合的運營の問題がある。官吏の事務處理の方法は慣習的になつて戰時經濟の運營を妨げてること少ししないが企畫院としての機能もこれら各省の行政事務處理のわるい慣習を打破することにありと思ふ。民間の能動的、積極的活動が發揮されるやう官民一體となつてこそその各の習慣を打破すべきと思ふ。

また神田商工省總務課長よりも答辯ありさらに現下におけるわが貿易政策の發言に對し

貿易局長官 わが貿易政策は現在の國際情勢にびつたり對應してゆくことが必要である。根本的には方針は東亞共榮圈の自給自足にあるが、實際問題としてはその時々的情勢に應じた融通性ある方策をこる要がある。

ついで經濟統制行政における監察制度の創設に關し、第四委員會の提出意見として採擇し總會へ附議すること、な

ら緊要であるこの意見が吐露されたがこれに對し

企畫院小貫調査官 國土計畫樹立はそれが産業、經濟、文化、輸送又は人口の配分と關聯してゐるが故に研究すべき分野は頗る廣汎にわたり本格的計畫は一朝一夕にして成るものではない。しかしながら緊要の問題工業の地方分散等については暫定的措置を講ずべく目下研究中であり、企畫院としては本格的計畫と暫定計畫の二本建をもつて臨む方針である。

また金融新體制に關しては渡邊泰邦氏(各界)と岡野清豪氏(各界)との間に左の如き眞剣なる討議が行はれた。

渡邊氏 生産部門に於ける新體制は金融部門における新體制が確立されることなくしてはその確立が不可能である。すなはち融資の面において銀行が貸付金の督促金利の引上なき恣意的な態度があられてゐる限りこれに縛られた企業はすべて自由主義的な性格に墮せざるを得ない金融業者をして國策に順應せしめることがまづおこなはねばならぬ。銀行資金の運營を國家の手に握り國家的機能發揮せしめることが今日の急務である。建設案としては、第一に普通銀行を全部一行に統合すること、第二は特殊銀行に統合をおよぼし、第三には信託會社、保險會社等民間の遊資を預かる部門にまで統合をおよぼし合同成立後は資金運用には規律を設けて民間人にすべてこれをゆだねその創造的才能を發揮させる。かくて政府

は高度の金融操作によりあらゆる企業を統制することが出来よう。

岡野氏 金融新体制の樹立には全面的に賛成である。しかし預金者の心理を十分に考へて慎重なる態度をこる必要があり表面の形のみをみての改革論には同意し難い。金融の役割を十分果しつゝ新体制に移つてゆくことが肝要である。銀行は預金である預金あればこそ購買力を吸収し公債を消化しインフレーションを防ぐことが出来るのである。その預金は神経質でもし預金が恐れて逃げ出すことになればそこに金融恐慌が生じ戦時体制も何も崩潰する。第二に産業新体制が出来てのち金融新体制にうつるべきものと思ふ。産業新体制の内容、限度を十分検討してのち産業の兵站たる金融体制が相應して作られ、ばよいと思ふ。

なほ第四委員會採擇の議案は左の六件である。

- 一、經濟關係諸法令の簡易化
- 二、經濟統制監察制の創設
- 三、統制會の自主性確保
- 四、鑛工業の能率増進方策の實施
- 五、生活必需品府縣ブロックの打破、配給機構の一元化（官廳事務の調整）
- 六、中小商工業者整理統合に關する具體的諸方策の明示

藤山委員長 本委員會における論議は七項目に別れて行は

れた。

- 一、經濟新体制に關しては經濟統制が綜合的に行はれぬため種々の摩擦を生じ生産力擴充に支障を來してゐるから經濟新体制確立要綱の指導方針を速かに具體化するべき監査制度を設置すべし。經濟團體統制令制定に關しては事前に民間に諮問し、制定後の運用は民間に委すべし等の論議が行はれた。
- 二、貿易に關しては大東亞共榮圈を中心とするアウタルキー貿易新体制確立が強く叫ばれ、貿易關係經濟民間問題團體の統合に關しても論議が行はれた。
- 三、生産力擴充についてはその完遂のためには能率増進が緊要であるが特に官廳能率の増進が必要であるこの論が強調され、又資材の配給にあたり官廳間の横の連絡を緊密にして重點主義を採用、工場、鑛山勞務者の適正配置につき論議され委員會一致の要望として能率増進のため官民一致の委員會設置を採擇した。
- 四、國土計畫に關しては工場の地方分散計畫の確立、琵琶湖事業對策、配電統制等につき意見の開陳があり、就中自家發電の許可が強く要望された。
- 五、物價と物資配給問題については府縣ブロック制の弊害が殆ど全委員から叫ばれ更に米を價格基準として他の物價を指定するか或は米の二重價格制を採用するか何れかこれが至急實行されるやう意見が行はれた。然

し府縣ブロックの打破と配給機構の一元化は委員會の總意であつた。

六、金融新体制については必要か否かについて賛否兩論に分れた。

七、中小商工業問題に關しては營業の許可制、轉業對策が論ぜられたが結局當局の一貫した指導方針の確立を必要とするのが全員一致の要望であつた。

小島商工次官 一、經濟新体制要綱案並に運用については政府はさきに閣議決定によつて國防國家體制確立のため新産業團體を組織し公益範圍のものを造ることになつてゐるがこの統制團體の運営に當つては指導者原理により強力な指導を行ひ政府はこの團體の機構整備に伴ひ種々の經濟統制に關する權限を委譲する方針であり、政府のこれに對する指示は極めて大綱に留めるつもりである。

一、生産力擴充方策として資金、資材、勞力、運輸を集中動員して重點主義によつて行ひたい。休眠資材及び設備の活用に充分留意し國土計畫的の立場から合理化を図り資材、勞力、需給の經濟編成を行ふつもりである。

一、中小商工業問題については從來の中小商工業をそのまま維持育成する事は困難であるがその整備統合に當つては格一に陥る事なく具體的方針を持して實施することのために中央地方を通ずる特別の機關を設置し中心

主義で行ふ。

- 一、貿易問題に就いては戰時貿易の對策目標は大東亞共榮圈の確立、自給自足の貿易新体制確立にあり、これを目的として對策を樹立し今後強力に實行して行く方針である。このためには民間貿易團體の統合を行はねばならぬ。
- 一、要するに經濟統制は眞に官民一致してこれに當らねばならぬし、その成果は期待し難いので全國民の協力を要望する。

石渡事務總長 一、經濟新体制は下部組織から作り上げる

- 一、生産力擴充は官民一致してこれに當る事が肝要であるが翼贊會の調査委員會が中心となつてその實績を舉ぐべきであらう。
- 一、府縣ブロック問題は運營委員會において充分検討して政府に傳達する。

第五委員會 食糧増産に關する事項

まづ農産物の價格特に米價問題がこりあげられ高橋一郎（山形）大久保義夫（徳島）脇山眞一（熊本）池田正之輔（報知新聞總務局長）等の各委員からそれ／＼熱心な意見の開陳があつたが、その論議は

一、米價の引上げは行はず米價を基準として諸物價賃金を引下げ現在の米價との不均衡を是正せよ

一、米價の引上げは他の物價に影響しないから引上げるべきである  
 二、單純に米價を引上げるよりもむしろ生産獎勵金と二重價格制をこるべきである  
 三、いふにあつた。

引續いで米價問題を除いた食糧増産方策について意見が開陳せられ二瓶泰次郎(宮城)江頭六助(佐賀)荻田穰(奈良)赤間德壽(富山)田村稔(三重)山口忠五郎(静岡)成清信愛(大分)その他の諸氏から

- 一、勞賃の適正化と農村勞力の都會移動防止
  - 二、小作料の地域別適正基準の設定
  - 三、農地の交換分合促進
  - 四、産組、農會等を町村機構に吸収
  - 五、自作農創設維持
- 等具體的な意見が次々に開陳されたが、吉植庄亮氏(各界)は再び米穀專賣を強調、また高橋守平氏(各界)は食糧問題に關し
- 現在までの食糧政策は全く應急的なその日暮しであつたが、今後これが恒久對策を確立し東亞共榮圈に跨る食糧自給推算を立て確固たる食糧政策を樹立すべきである。
- 高岡委員長 食糧増産については
- 一、一般對策

- 二、農村食糧品の價格と配給
  - 三、計畫生産
  - 四、耕地開拓
  - 五、水産物その他の増産
- に分類審議したが特に重點を
- 一、政府は米價以外の農産物の價格および一般物價との開きを如何にするつもりであるか
  - 二、肥料その他農業生産資材の配給改善
  - 三、農産物の生産配給消費の一貫的規正
- 等に置かれてゐる。これ等の議論において委員の意見は政府に對し
- 一、米價引上げが不可能なれば生産獎勵金を増額せよ
  - 二、節米實施を徹底せよ
  - 三、農村勞働力を培養せよ
  - 四、食糧の國家管理を斷行せよ
  - 五、米價を基準としての物價政策を速かに樹立せよ
  - 六、米麥の二重價格制を採用せよ
  - 七、綜合的農業生産計畫を樹立せよ
  - 八、國有原野を開放せよ
  - 九、桑園の徹底整理と陸稻作付への急轉換を勵行せよ
  - 十、水産物の公定價格を是正せよ
- 等の意見が熱心に開陳された。さらに食糧問題の特殊性に鑑み政府の政策も一時的なものでなく恒久的措置とし

て少くとも東亞共榮圈内における食糧需給策が確立されねばならぬと力説された。

三浦農林次官 食糧問題は現下の重要問題であり農林當局としては全力を盡してその對策に腐心してゐる。三千萬農民の協力を得て一日も速かに食糧問題の解決を得たいと考へてゐる。そのために吾々自身も決死の覺悟で挺身して行くが吾々の理想としてはあらゆる場合も内地は内地のみで食糧自給をなし得る目標の下に増産計畫を進めて行きたいと考へてゐる。農業經營技術更新についても最善を盡すつもりである。生産資材配給、就中肥料配給についても出来るだけ努力を試みたい。米價その他農産物價格の問題については政府においても目下慎重考究中である。その他改善すべき事項についても全力を集中して解決をはかる所存である。

◇第六委員會 教育文化に關する事項  
 まづ劈頭小林海音氏(名古屋)の「皇道日本の新文化創造の意欲を強調する件」のうち新日本歴史の編纂に關する提案、これに關して關野宗平氏(各界)の「國民學校制眞精神實現方案」のうちわかき皇民鍊成に對する建設案「皇國の教學由來の檢討をなし、わが歴史性民族性に立脚する鍊成方法」の説明を求めた。新日本歴史の編纂に對しては菊池寛氏(各界)より

事實に基く亂臣賊子に關する記述なきも徒らに排すべき

ではない。それはかへつて日本精神の神髓を知らしめることになる

また安倍能成氏(各界)からも

歴史的事實をむやみに隱蔽しないことが必要だ

と彈調、次いで「言論特に思想取締について」安倍能成氏(各界)から

言論の取締についてはその核心と動機を洞察して枝葉末節に拘泥してはならぬ。しからざれば國民は衷情の披瀝をおそれ非常時國民としての氣宇を委縮せしめるについては取締の最高本部に國民の信頼するに足る各方面の有識者十人位を選んで審議に當るやうにしたい

と述べ尾崎士郎、小泉信三兩氏も發言、關野宗平氏の「師道の昂揚刷新」について、高良女史から

戦死者の村葬なきでも訓導は村役場の吏員やお巡りさんのすんだあきに廻されるこれを見た學童は先生に對する尊敬の念に疑ひをさしはさむ

と一般人の指道に對する考へ方に注意を喚起する。富塚清氏(各界)は

大學教授と中等校、小學校の先生との間になんら差異がないはずなのに、社會の人がなにか大學の先生の方がえらいと考へるのは解せぬ。私自身大學で教壇に立ちながら幼稚園の先生や小學校の先生と違つて上塗りのちき剥ける教育をやつてゐるに過ぎないを考へる



こゝで小學校教員の待遇問題が活潑に論議された。ついで中等學校關係の問題に入り下出義雄氏(各界)から發言あり

こゝにまた問題は内申制度の是非論に入り菊池氏その制度は學科試験の弊から生れたが、こんごはその制度から新たな道德的弊害を生じた。自分はあへて抽籤制の主張を固執するものではないが、抽籤は人を恨まぬところが良い。文部省は面子を捨て、子ゆゑの闇の打開にあたられたい

こ總會に引續き内申制廢止を強調これに關して續々發言があり、兒玉九十氏(各界)も起つて内申制擁護論を述べれば、下中委員長「抽籤以外に何か良い方法がないかどうか委員会で考へてほしい」と調停、小泉信三氏も「いつさいは教師を信ずるより外ない」と附言する。

この時菊池文部次官起つて中等學校入試問題はセンセイシヨナルな問題だ。要するに學校が不足なのだが志願者が絶対に多いかといふ東京府のこきその九割は片附いてゐる。結局偏在して集中される弊をまづ改めねばならぬ。内申による入學調査はさんざ考究した擧句の結論で、いまこゝで性急に改めては實際の効果もうすい、もうすこし辛抱してほしい

こ問題のしめく、りをつけ、そこで委員長も「入試問題は運営委員會へ回し、さらにその結果を調査委員會へ回附す

るやうにした。教育審議會をも大衆の考へを容れてほしい」と結んで入試問題も終る。

次いで下中委員長自身の中等學校英語科の廢止論外國では各その國語を尊重してゐるのに我國はどうか語學からくる思想的感化をおそれる。たゞし英語教師の廢止は政策的に慎重を期さねばならぬ

田中齊氏(各界)實業學校の英語廢止は賛成だが中學校ではどうかと思ふ大學は選擇課目とすべし

兒玉九十氏(各界)

教授法改善の必要は認めるが廢止は不賛成だ、むしろ積極的に獨語、支那語等を含ませたら

安部能成氏(各界)

隨意課目として保存しない日本文化の現段階ではいかにぬのではないか

しかしこれについては文部省當局の答辯は無かつた。次に飛出したのが柿原政一郎氏(宮崎)の教育の國家管理論である。

徴兵検査までの國民學校卒業生に對する教育的性能を國家において保存する政策をこり人的資源の生産をはかるべし。これには國民性能検査も行ふし、陸海軍大臣は將來に必要な人的資源を計算して文部省に提出する文相は地方長官に對し計畫概数を指定する。地方長官は各検査區

毎に指定するといふ工合である。また調査カード、検査

カードを整備して性格や志望等を細かに記載すれば、これによつて優等種も瞭然するし、上級學校へ進級する

場合も検査成績を規準とする

代つて田中齊氏(各界)の「軍學一如の新體制確立」は

學生をしてその餘暇を放縱な生活に陥らしめぬため大學

および専門學校に兵營に準じた寄宿舎を設置せよ

文部省關口實業學務局長が

全學生寄宿制度の方向に進みつ、ある

答へたが安倍能成氏(各界)

寄宿舎の生活まで一律にするのも弊がある。それでなく

ても現代の學生は覇氣の點で少々亂暴であつても構はぬ

と思ふのにさうでもなく奮發する意志に乏しい。それも

一も二もなく軍隊生活を直譯的に移すこゝは考へものだ

ます、命令されなければ動かなくなる。よろしくある

程度自分を律する時間を與へねばならぬ。軍學一如説は

いさ、かゆきすぎだこおもふ

こ酬い、富塚清氏も賛成する。仁科、富塚氏等の科學振興

の案件に對して關口實業學務局長から

中等理科教育はたしかに貧弱だ。十六年度豫算で充實經費を要求したから多少は施設できるかもしれぬ。家庭こ

こに母に對する科學教育については科學振興調査會の答

申でも強調してゐるから着々希望さほりゆくかこ期待し

大政翼賛會の成立と現狀

てゐる。この説明があつた。高村光太郎氏(各界)の藝術による國

威宣揚

いつまでフジヤマゲイシャガールではあるまい。樞軸國

家のみならず、敵性國家に對しても新しい方法で藝術力

による國家性格の明示をやらう

高良富子女史(各界)

世界の變革激動に處するこ共に日本婦道を確立し祖國の

光榮を使命に對する信念確立のため婦人指導理念委員會

を設けよ、女子教育全般にわたる再検討のため、「時局

の要請する女子中等および高等教育委員會」を家庭教育

の振興改善を次代の國民性格および體位向上のため「家

庭教育再検討委員會」を設置するこ

を力説、教育問題にかへり武部欽一氏(各界)は師範教育

制度改善、守屋榮夫氏(各界)は詔書奉戴實踐のため翼賛

會では官衙、學校、集會ここに常會等で奉唱せしめるやう

指導されたいと要望、午後五時散會した。

下中委員長 一、教育問題については先づ新日本史の編纂

を行ひ眞の日本の姿を翼握せしめやうこの意見が出た

が、一方この編纂に當つては適正な學問的立場に立つ

べしこの論が行はれ、その重要性に鑑み本問題は運営

委員會に移すこ、した。

一、言論思想の取締については官把獨善の弊ありこ各委

員から強調され、その取締に當つては各界の權威者を網羅する委員會に於て十分検討を盡した上これをなすべしとの意見が満場一致で採擇された。

一、教員の優遇、錬成育の必要が説かれ、又中等學校入學に對する内申制度の改廢について熱心な論議が行はれたが、これが對策としては抽籤制、中等教育義務制中等學校三年制等が主張された。

一、中等學校英語科の廢止問題については積極論と消極論とに別れたが、結局今暫らく輿論に聽くことになつた。

一、科學教育の振興については滿場意見一致し文部當局より科學振興調査會の調査狀況、その他科學教育に關する實情の説明があつた。

一、藝術に關しては文藝院の設立、文藝政策の徹底、工藝の將來に對する方策樹立等の意見が開陳されたが、文藝院設立については更に具體案を練る必要が認められる。

一、婦人生活、婦人文化の指導理念確立については全員がこれを要望し、更に青年學校教員の素質向上、師範教育の改善、船員教育の刷新等に種々意見が開陳された。

最後に委員長として翼贊會に要望したいことは思想、文化、教育問題に關し特に委員百名くらの會議を臨時に開催されたい。

開催されたい。

◇第七委員會 國民生活に關する事項

議案は體位向上、保健醫療生活刷新、勤勞休養娛樂の各項目で計三十五件、先づ午前は、生活標準化、が、生活刷新問題の中心議題にこりあげられ、特に冠婚葬祭の舊弊打破が(静岡)山口忠五郎(愛知)河合政郎(山口)秦雅尙(千葉)星野懿吉各地方代表委員から交々主張され、これに對し翼贊會村松生活動員本部長は「七月あるひは八月の興亞奉公日を期して大いに強行したい」と贊意を表した。四委員の主張を綜合する。

國民生活の刷新徹底のためには全國に一定の國民生活樣式の標準を與へ、殊に衣食住、冠婚葬祭、入退營については舊精動本部決定の新樣式を基礎として研究決定し、法の力でもつて實行を強制するか、もしくは翼贊會が政府と協力、全國支部に指示し府縣を單位に項目を定めて強力にその實行へ乗り出して貰ひたい。次に七・七禁令緩和及び華美贅澤な振袖が登場してゐるが、制限したり緩和したり朝令暮改は徒らに關係製造業者への打撃を大ならしめ、國民生活の基準を見失はせる故、奢侈品の内容を再検討しその製造、使用に強力な制限を加へることもに生活基準を定めて貰ひたい。

これに對して村松本部長は新樣式、新標準を全面的に強行することは却つてインフ

現在工場勞務者の歸郷者中七十パーセントが結核患者である。

小泉委員長 一、生活刷新合理化については國民生活樣式

の基本を一定し質實剛健なる生活を建設せよとの熱烈なる意見が開陳されたしこれに對し本部側から國民生活要綱を制定して運動を行ふ旨の説明があつた。

一、勤勞方面については勤勞時間の勵行即ち日輪生活の實行といふことが満場一致の意見であつた。又生産力擴充のための勞働力の維持配置組織についても述べられた。

一、體力の向上についてスポーツ、體育及び武道の三團體の統一が強く要望された。

一、健康増進問題については、農村の保健特に結核撲滅問題が切實なる問題として取上げられこれが對策、措置の急務が叫ばれた。又厚生省の保健、衛生組織網の全國的普及、保健衛生教育の強制加入等が要望された。更に醫界新體制の確立が熱烈に要望された。

一、又防空訓練方針の確立が要求された。中央協力會議の會議運營方針を決め或ひはまた上程審議後における議案の處理、政府當局との連絡、研防する機關として中央協力會議運營委員會がある。末次委員長以下の委員次の通り。

米述べた。

竹内俊吉(青森)

工場の罹患者に對する療養はその工場事業場の責任とし、て根りに歸郷させない事農村へ結核を入れない積極的な工作が必要だ。結核豫防法を改正せねばならぬ。

國民厚生諸問題に移り體育協會長郷隆氏(各界)に續いて(石川)千田政次郎(富山)根尾長次郎(岩手)村上徳一郎(千葉)小平太(秋田)片野重脩(大分)佐藤頼光氏ら地方代表よりこもも保健醫療特に農村における結核對策について發言あり、患者の隔離施設を公營で速やかに擴充すること。このため經費は翼贊會が結核豫防國民運動を起し廣く國民より募集することを提唱したい。片野重脩氏もこれに贊意を表し

大政翼贊會の成立と現狀

(委員長) 末次信正 (副委員長) 狹間茂 (協力會議員側委員) 唐澤俊樹、船田中、下中彌三郎、本位田祥男、東浦庄治、武部欽一、郷古潔、深川正夫、小泉親彦、藤山愛一郎 (本部側委員) 栗原美能留、宮地龜一、久富達夫、小泉梧郎、武内文彬、岸田國士、村松久義、藤澤親雄、藤懸末松、柳川久雄、簡牛凡夫

中央協力會議員

◇各界代表

(在郷軍人關係) 四名

小泉六一、田中稔、戸刈隆一、濱田吉治郎

(産業、經濟、金融關係) 三十三名

明石照男 (手形交換所) 石田禮助 (貿易) 井村荒喜 (機械) 伊藤文吉 (金屬) 石川一郎 (化學工業) 片倉兼太郎 (蠶絲) 岡野清豪 (金融) 田邊隆二 (電氣) 梶井剛 (電機) 北田内藏司 (百貨店) 矢崎摠治 (肥料) 郷古潔 (重工業) 小畑源之助 (塗料) 渡邊義介 (鐵鋼) 津田信吾 (紡績) 寺井久信 (海運) 中井省三 (貿易) 南郷三郎 (貿易) 三村起一 (重工業) 藤山愛一郎 (糖業) 荷見安 (金融) 松本幹一郎 (石炭) 三橋信三 (倉庫) 豐田喜一郎 (豐田自動車長) 下田義雄 (名古屋商工會議所副會頭) 川崎芳熊 (造船) 東浦庄治

(帝國農會) 熊野英 (産組中央會) 立石信郎 (商組中央會) 松井春生 (工組中央會) 深川正夫 (産報鍊成局長) 太田丙子郎 (海運報團團理事長) 三井米松 (帝國水産會) (思想、文化關係) 三十九名

安倍能成 (第一高等學校長) 兒玉九十 (明星中學校長) 小泉信三 (慶應義塾々々長) 松永材 (國學院大學教授) 武部欽一 (帝國教育會專務理事) 山田孝雄 (神宮皇學館々々長) 田中總積 (早大學長) 高良富子 (日本女子大學教授) 桐淵三よ (大防今宮職工學校長夫人) 加藤完治 (開拓) 木内キヤウ (國民學校長) 田代勝之助 (日本橋第二青年學校長) 關野宗平 (國民學校長) 今泉定助 (皇道會々々長) 長井眞琴 (東大教授) 下中彌三郎 (大亞細亞協會) 山崎靖純 (山崎經濟研究所長) 本位田祥男 (中央物價協力會議理事) 仁科芳雄 (理化學研究所長) 富塚清 (帝大航空研究所) 菊池寛 (尾崎士郎、高村光太郎、山本有三、大谷竹次郎 (藝能聯盟) 鄉隆 (體育協會會長) 小泉親彦 (軍醫中將) 赤木朝治 (中央社會事業協會理事長) 榊原孝 (青年代表、大日本青少年團青年部長) 池田弘、美土路昌一 (朝日) 高田元三郎 (東日炭) 高橋雄豺 (讀書) 池田正之輔 (報知) 田中齊 (國民) 小汀利得 (中外) 山本信博 (都) 上田碩三 (同盟) 飯島幡司 (出

版)

◇道府縣並六大都市代表

△岩手 村上德一郎 (縣會議長) 千葉小平太 (縣農會長、村長)

△山形 高橋辰二 (縣會議員) 高橋一郎 (村長)

△茨城 福田重清 (日立鑛山副所長) 赤城宗德 (郡農會長)

△栃木 大門恒作 (縣町村長會長) 川俣憲治 (縣會議員)

△埼玉 岩田三史 (貴族院議員) 石川榮一 (縣會副議長)

△千葉 君塚角之助 (縣農會副會長、縣會議員) 星野懿吉 (縣町村長會長)

△新潟 川上法勵 (中央新聞社長) 石田善佐 (高田毎日新聞社長、縣會議員)

△石川 千田政次郎 (縣青少年團副團長、陸軍少將) 武谷甚太郎 (縣會議長)

△福井 田保仁左衛門 (縣會議員) 新田聞岳 (僧侶)

△愛知 野田正昇 (縣町村長會長) 河合孜郎 (商工會議所會頭) 今堀辰三郎 (市會議員) 小林海音 (名古屋新聞社主事)

△三重 田村稔 (縣會議長) 田山八十吉 (縣藥劑師會長)

△滋賀 望月長三 (縣會議員村長) 國富八鷹 (陸軍大尉)

大政翼贊會の成立と現狀

△大阪 栗本勇之助 (栗本鐵工所々々長) 阿部藤造 (商業組合府支部、會社重役) 白川朋吉 (辯護士、元市會議長)

古野周藏 (辯護士、市會議員)

△奈良 松井貞太郎 (貴族院議員) 荻田穰 (村會議員、產業組合長)

△和歌山 加藤清 (辯護士) 垂井清之助 (商工會議所議員)

△鳥取 米原章三 (貴族院議員) 安田秀信 (村產業組合長)

△島根 絲原武太郎 (縣山林會副會長、銀行頭取) 田中勝之助 (郷軍部分會長)

△岡山 原澄治 (縣產報副會長、銀行頭取、縣海外移住協會理事長) 上田光治 (縣會議員、郡農會長)

△山口 秦雅尙 (陸軍中將) 今西孫一 (縣會議員)

△德島 大久保義夫 (全國町村長會副會長) 富田加久三 (縣會議員、町長)

△愛媛 鳥谷章 (郷軍縣聯合會顧問、陸軍中將) 名本政一 (縣會議員、村長)

△佐賀 高取盛 (縣產報副會長、炭鑛會社長) 江頭六助 (縣會議員、郡農會長)

△熊本 脇山眞一 (縣町村長會長、縣養蠶業組合聯合會長)

澤田有志夫 (辯護士)

- △大分 成清信愛(縣農會長、町長) 佐藤頼光(産業組合 會道支部理事)
- 縣聯合會長) △青森 中西彌平治(青森商工會議所議員) 竹内俊吉(縣 會議員)
- △宮崎 野村嘉久馬(縣會議長) 柿原政一郎(縣會議員)
- △沖繩 上間德之助(縣水産會長、縣會議員) 神谷榮進(縣 會長)
- 産業組合聯合會專務理事) △秋田 片野重脩(縣購販聯合會長) 鍋島朝俊(縣産報聯合 會長)
- △宮城 高木義人(陸軍中將) 二瓶泰次郎(貴族院議員、 △東京(府) 香坂昌康(元東京府知事) 子爵澁澤敬三(第 一銀行常務取締役)
- 縣農會長) △富山 根尾長次郎(村長、元縣會議長) 赤間德壽(元縣 會長)
- △岐阜 鳥居百三(陸軍々醫中將) 楠章(青年學校教諭) △東京市 牛塚虎太郎(元東京市長、麴町區會議長) 溝口 信(市議)
- △静岡 山口忠五郎(代議士) 加茂喜一郎(水久社理事長) △神奈川 寺島健(浦賀ドック會社長) 岩本信行(縣會議 長)
- △兵庫 衣川退藏(縣會議員) 長島貞(縣農會副會長) △横濱市 中川末吉(横濱商工會議所副會頭) 田邊德五郎 (市議)
- △神戸 今井嘉幸(辯護士、元代議士) 末高興次郎(貿易 業、會社々長) △山梨 白須規短治(縣議) 高野孫左衛門(縣青少年保護 協會常任理事)
- △廣島 加藤俊夫(縣會議長) 重岡信次郎(海軍中將、縣 △長野 吉川亮夫(縣町村會長) 山本慎平(町長)
- 青少年團副團長) △高知 川淵治馬(高知市長) 大寺茂頼(村長) △京都(府) 竹上藤治郎(京都商工會議所會頭) 岡田啓治 郎(府會副議長)
- △鹿兒島 坂口壯介(縣會議長、縣畜産組合聯合會會長) △福谷君貞(縣産報副會長、化學研究所長) △京都市 坪田光藏(府、市會議員) 川上清(府聯合保護 會常務理事)
- △北海道 高岡熊雄(北大名譽教授) 小谷義雄(商組中央 會常務理事)

中央協力 會議議長

末次信正

- △香川 藤本捨助(衆議院議員) 入江俊輔(市教育部會長)
- △福岡 志岐豊(陸軍中將) 川崎八二(郡農會長)
- △長崎 伊吹元五郎(郷軍長崎市聯合分會長) 木下英夫(崎 戸礦業所長)

戸礦業所長

- △福島 小松茂藤治(縣會議長) 早田傳之助(郡農會長)
- △群馬 新井高四郎(産組製糸組合、碓氷社長) 野間仁一 (郷軍市聯合會顧問)

衆議院代表(二十名)

- 石坂繁、今井新造、上田孝吉、加藤鯛一、喜多壯一郎、木 暮武太夫、窪井義道、鈴木正吾、高橋守平、武智勇記、津 崎尙武、中原謹司、中井一夫、西村茂生、船田中、松永東 三好英之、守屋榮夫、吉植庄亮、渡邊泰邦

貴族院代表(十名)

- 子爵 岡部長景、男爵 大藏公望、遠藤柳作、唐澤俊樹、 中野敏雄、藤沼庄平、大塚惟精、田澤義鋪、中山太一、吉 田茂

大政翼賛會役職員名簿

- 總裁 公爵 近衛文麿
- 副總裁 柳川平助

大政翼賛會の成立と現状

- 安達謙藏、男爵 安保清種、秋田清、伊藤述史、井野碩 哉、池田成彬、小川郷太郎、小倉正恒、大谷光瑞、及川 古志郎、金光庸夫、河田烈、久原房之助、小山松壽、男 爵 郷誠之助、勝田主計、鈴木貞一、東條英機、豊田貞 次郎、中島知久平、橋田邦彦、林銑十郎、男爵 平沼騏 一郎、松岡洋右、伯爵 松平頼壽、町田忠治、村田省藏 柳川平助 務
- 井坂孝、石渡莊太郎、大麻唯男、大口喜六、太田耕造、 岡崎勉、緒方竹虎、岡田忠彦、風見章、河上丈太郎、河 原田稼吉、清瀬一郎、葛生能久、男爵 黒田長和、小林 順一郎、小森七郎、後藤文夫、伍堂卓雄、櫻井兵五郎、 下村宏、正力松太郎、白鳥敏夫、砂田重政、千石興太郎、 高石眞五郎、瀧正雄、田中都吉、田邊治通、田邊七六、 永井柳太郎、八田嘉明、平生叭三郎、平賀讓、古野伊之 助、堀切善之助、子爵 前田利定、前田米藏、山崎達之 輔、結城豊太郎、湯澤三千男

参 與

綾部健太郎、荒川昌二、新木榮吉、池崎忠孝、入江種矩、牛島貞雄、小笠原三九郎、及川源七、子爵 大島陸太郎、大橋忠一、岡敬純、勝田永吉、萱場軍藏、木村兵太郎、菊池豊三郎、北島謙次郎、君島清吉、藏原敏捷、小島新一、兒玉九一、佐々井信太郎、侯爵 佐々木行忠、佐藤寛次、澤本頼雄、篠原義政、清水重夫、杉坂悌二郎、助川啓四郎、鈴木清秀、千家尊宣、田子一民、多田満長、谷口恒二、谷口吉彦、津田秀榮、子爵 土岐章、東畑精一、頭山秀三、富田健治、留岡幸男、中島彌剛次、中村三之丞、橋本祐幸、久富達夫、土方成美、廣瀬豊作、伯爵 二荒芳徳、松本重治、松本學、三浦一雄、三宅正太郎、宮原武雄、宮本武之輔、武藤章、村瀬直養、森山鋭一、矢次一夫、山田龍雄、山本熊一、吉川英次、和辻哲郎、男爵 渡邊汀

事務總長

石渡莊太郎 (總裁秘書) 草間時光 (副總裁秘書) 森尉一 (中央協力會議長秘書) 鈴木憲一 (事務總長秘書) 潮見武  
 總務局 (局長) 態谷憲一  
 庶務部 (部長) 栗原美能留 (副部長) 八重樫運吉 (同) 津田彌吉

人事部 (部長兼) 栗原美能留 (副部長) 窪田秀夫 (同) 森田常逸  
 會計部 (部長) 宮地龜一 (副部長) 吉川盛  
 組織局 (局長) 挾間茂  
 宣傳部 (部長) 久富達夫 (副部長) 入澤文明 (同) 八並璉一 (同) 川本信正  
 地方部 (部長) 小泉梧郎 (副部長) 市來鐵郎 (同) 留岡清男 (同) 永野芳辰  
 經濟部 (部長) 武内文彬 (副部長) 安田誠三  
 文化部 (部長) 岸田國士 (副部長) 上泉秀信 (同) 鈴木十郎  
 國民生活動員本部 (本部長) 村松久義  
 東亞局 (局長) 永井柳太郎  
 庶務部 (部長) 藤澤親雄 (副部長) 岡野龍一 (同) 仲井間宗一 (同) 増谷達之輔  
 連絡部 (部長) 藤懸末松 (副部長) 綾川武治 (同) 中保與作 (同) 永山忠則  
 中央訓練所 (所長) 八角三郎  
 庶務部 (部長) 柳川久雄 (副部長) 岩塚源也 (同兼) 平原重幸  
 鍊成部 (部長) 簡牛凡夫 (副部長) 有馬成甫 (同) 羽田武嗣郎 (同) 平原重幸

大東亞共榮圈

一、東亞新秩序の性格

1 世界史の轉換

全世界を捲き込んでの今次動亂は、新秩序建設の意氣に燃える新興國家と舊秩序維持に汲々たる老大國家との衝突抗争に外ならない。

平和を維持するための世界秩序がその歴史的発展の過程において自然行詰りに達着、もはや世界平和を維持するだけの力に缺けた時、そこには舊秩序から新秩序へ轉換のための世界戦争が免れない。中世封建秩序から近世自由主義資本主義秩序への轉換期にはかの世界戦争としてのナポレオン戦争を避け得なかつた。それは中世の舊秩序をしてはもはや世界平和を維持することが出来なかつたからである。近世的世界秩序は百年の長きにわたつて平和を維持し世界は自由主義の全盛時代を享樂したが歴史的発展の結果としてさすがの世界秩序にもつひに行詰りが生じた。

自由主義思想はイギリスに發生し、次で資本主義機構の發展となり、フランス、アメリカ等に培養され、遂に十九世紀以後の全世界を吹きまくつたもの、個性の自由解放を

尊び利己的に活動することを生命とし、あらゆるもの、自由競争を前提としてゐる。個人は他の個人を、階級は他の階級を、國家は他の國家を壓迫し制禦して人類社會の協同性を無視することに發展し、權力の強きもの、資本の大きなものが相手を征服し搾取する結果となる。従つて利益の不公平となり、領土資源の不公平な分配となつて、持つ者を持つたざる者に判然たる區別が生じ、あらゆる方面に相剋摩擦が起つて遂に人類殺戮物質破壊の戦争にまで發展する。これ即ち近世自由主義秩序の行詰りで、第一次世界大戦はその行詰りを打開せんとした最初の戦ひであつたといひ得る。この大戦の結果は舊秩序維持側の勝利に歸したもので勝利國英佛は歐洲の細分化によつて弱小國家群生のはゆるヴェルサイユ體制をつくり上げ、これを國際聯盟の監督下に置いて米國と共に反自由主義、反資本主義を壓迫、極力現状維持に努めたが、一方持たざる國家はより深刻な壓迫に夫々その經濟的自主性を維持することが出来なくなり、遂に生活圈確保のため新秩序建設を目ざして起ち上りこ、に第二次世界大戦の勃發をみた。これは世界史上からみた今次動亂で東亞の戦火もまたこれに含まれること勿論である。

2 滿洲事變の意義

昭和六年九月十八日、奉天郊外柳條溝の鐵路爆破に端を

發した滿洲事變は、やがて世界史轉換へ進展する大きな運命を孕んでゐた。即ち滿洲國の獨立について舊支那政府がジュネーブの國際聯盟に提訴した際、聯盟諸國はこの獨立を日本の傀儡であり、侵略であるとして、昭和八年三月二十七日、不法にも四十二對一の壓倒的多數で日本の進路を否定したが、日本の大陸政策の目標ミアジア民族解放の熱意は牢固として抜くべからず、英、佛、米の操つる自由主義、資本主義の殿堂、國際聯盟を堂々脱退、わが外交史上に特記すべき一頁を飾つた。昭和八年十月にいたつて獨逸もこれに倣つた。次いで伊太利も脱退した。而して獨逸はヴェルサイユ體制に一撃を加へて再軍備を實行、ライオンランドに進駐し、次いで伊太利のエチオピア征服が行はれたが聯盟諸國はこれに反撃すべき何等の實力も持たなかつた。東亞の新秩序建設は正にこの時に萌し、外においては獨逸、伊太利の樞軸強化となり、三國はそれらの立場において現状打破、世界新秩序の建設に邁進するにいたつた。想ふにこの滿洲事變は、わが軟弱外交を自主的に轉換せしめ、東亞新秩序の建設、否、世界の現状維持打破に向つて一石を投じたものといふべきである。

### 3 新秩序建設へ

滿洲事變五年後の昭和十二年七月七日、抗日支那兵による不法發砲の銃聲が北支の一角蘆溝橋に轟いて日支事變が

勃發した。當時わが國は不擴大方針でこれに臨んだが、蔣介石は却つて圖に乗り、敢へて敵對行爲に出たので日本も已むなく大軍を支那大陸に送り遂に北支、中支、南支に戰線を擴大、未曾有の大事變化するにいたつた。事變繼續實に五ヶ年、この事變の性質は勃發當初の近衛聲明、日本は支那と戰爭するに非ずして排日抗日を宣傳し日支善隣關係を破らんとする蔣介石並に國民政府を脅撃するにあり、従つて支那から賠償金も取らず領土も取らず、によつても明かの如く、西歐帝國主義的侵略のための戦ひではなく、兩國の善隣好誼を破壊せんとする措置及び原因を排除して眞の東洋平和を確立せんがために外ならぬ。

支那には西洋の經濟侵略主義の害毒と共產主義の魔手とが根強く侵入してをうて聖戰の進路を阻み、妨害するに甚だしく、遂に事變は長期戦に入り今日に到つたものだが武漢陥落の昭和十三年十月、近衛宣言は、蔣介石は相手にせず、支那の新秩序建設と大東亞建設に着手する、と内外に闡明、こゝに事變は東亞新秩序建設へ一轉し、更にその後發せられた度々の聲明、または昭和十五年十一月三十日新國民政府との間に締結された日華基本條約及び日滿華共同宣言、或はまた十六年六月二十三日、新國民政府行政院長汪精衛氏訪日の際、わが近衛總理大臣と共に發表したいはゆる日華兩國政府共同聲明等によつて大東亞共榮圈の

機構や性格が明かにされて一路これが確立に邁進するにこゝになつた。

なほ、御稜威の下に皇軍は連戦連勝の戦果を収め、これが建設の根幹を爲してゐることは説明するまでもない。

### 4 世界大戰と東亞

第一次歐洲大戰後二十二年目の昭和十四年八月二十九日獨逸がポーランドに進駐、九月一日英佛の對獨宣戰布告によつて第二次歐洲大戰の幕が切つて落された。

これよりさき獨逸は偉大な指導者ヒットラーを得て第一次大戰以來の報復の熱意に燃え、日本の支那事變に呼應してその活動愈々活潑となり、昭和十三年三月獨逸合併を行ひ、九月にはズデーテン地方を獲得、十四年三月にはチェコスロヴァキアを併合、メーメル地方を奪還、日本と英國が天津英租界の銀地問題で東京會談を開いたが決裂するや獨逸は遂に同年八月ポーランド出兵を決定、遂に第二次歐洲大戰となつたもの、十五年四月、獨逸は更にデンマーク、ノルウェーに進撃、次いで五月には和蘭、ベルギー中立地帯を侵して英佛攻撃を開始、いはゆる電撃作戦に出て僅か四週間に英佛を撃退、佛國首都パリを攻略、佛國をして全面的に降伏させた。これに前後して伊太利が參戰、對英佛宣戰を布告、北阿に伊、英戰を展開、獨逸はまた十六年四月南下してユーゴ・スラビヤを席捲、更に伊太利と

協力、電撃的に英、希聯合軍を撃退、全ギリシャを占領、同年五月二十日には落下傘、グライダー部隊をクレタ島に雨に降らして英軍を撃滅、同島を占據し、同六月十八日獨逸土友好條約を結んだと見る間に、同月二十二日拂曉、突如對ソ開戰を宣言、北はフィンランドから南は黒海の全國境線に及んで戰端を開き、潮の如くソ聯領内に突入した。これよりさきソ聯は十四年九月にポーランド進駐、十五年六月にバルト三國及びベッサラヴィヤ進駐、いづれもこれを合併したが獨逸開戰と共にルーマニアが獨逸協力、ベッサラヴィヤ攻撃を開始し、リトアニア、スロヴァキアその他の諸國も起つて獨逸の對ソ戰に參加した。英、米はまたソ聯援助を聲明、愈々全世界の大動亂に化した。

### 5 共榮圈確立の理念

東亞新秩序建設の理想は、東亞民族の覺醒によつて東亞の統合を完成し、王道文化の基礎の上に世界的普遍性を有する大東洋社會を建設し、東洋の眞の姿を顯現せんとするにある。換言すれば、抗日政權と英米ソの力によつて保持

されて来た支那の舊秩序を日本と親善關係にある支那人の支那たらしめ、また英米佛蘭によつて侵略され殖民地化されてゐる南洋諸國を、馬來人の馬來、印度人の印度たらしめ、東亞本來の東亞に復歸せしめ東洋民族の幸福な天地を建設することである。

世界新秩序の要請は、地理的、人種的、文化的、經濟的に密接な關係を持つ諸民族が共存共榮の分野を作り、まづその範圍内で平和と秩序を保持し、更に他の分野にも共存共榮を樹立して世界平和を確立せんとするにある。従つて經濟的には相倚り相扶け合ふアウタルキー圏の形成にあり世界はやがて數個の廣域經濟圏に分たれるであらうとみられる。その一つが即ちわが東亞共榮圏で他はアメリカ經濟圏及び歐洲經濟圏またはソ聯經濟圏等があげられてゐるが歐洲戰局は複雑怪奇で豫斷を許さず、従つて經濟圏の分野も豫測し難いものがある。

西歐の各經濟圏と東亞共榮圏との關係で特にこゝに明示して置かねばならないことは、東亞共榮圏建設の理念は西歐經濟圏のそれと異つて飽く迄東洋の道義の上に打ち立てられなければならない點である。共榮圏の構成には指導國家が必然的に存在することを基礎的條件とするが東亞の場合、指導國と圈内諸國との關係は西歐流の覇道主義や獨占的資本主義や殖民地經濟のプロック主義等であつてはなら

ない。また獨逸で主張される民族協同體の模倣であつてもならないといはれる。即ち協同主義または協同體原理はもろく個人主義に出發し自由主義、平等主義と共に發展して来た思想體系で獨逸ではこのやうな協同體思想が全體主義と結びついて集合的全體を形づくつてゐるが東亞新秩序にも全體主義なる言葉を引用する場合は飽く迄綜合的全體主義でなければならぬ。集合的全體主義は結局個人の集合以上に出でないが綜合的全體主義は總ての個人を包攝しながらも個人はその存在の段階を異にするより高次の存在である。東亞協同體の原理では諸國がいづれも自由平等の立場にあるから指導的地位の國家が現はれないのでこれを決定するためには民主的な多數決の選出方法をこらねばならないなご西歐舊秩序の殘滓に充たされて個別的な脆弱さが窺はれるが、東亞綜合體の原理によるときは各國はそれと異なる地位と職能において全體としての東亞を構成するからそこには客觀的に指導國と協力國との地位が定まりそれと異なる職能においてより高次の存在としての綜合的全體のために各國の職能奉仕が行はれ、相互依存關係の紐帶によつて有機的に結合される。以上は東亞共榮圏確保の理念であつて具體的には政治の獨立、經濟の提携、軍事の同盟、文化の溝通を原則とする。即ち政治的には各國がそれと獨立を保ちながら經濟的には全體としての綜

合的統一體を形成し、また軍事的同盟を結んで國外諸國からの侵略を絶對防禦し得るだけの軍備を整へて置かねばならないし、文化は圈内諸國間の交流をはかつてその興隆發展を期することとなる。

## 二、東亞共榮圏とその内容

### 1 共榮圏の範圍

大東亞共榮圏の地理的範圍は必ずしも今こゝで精確に明示することは出来ない。それは指導國日本の必要と力量の大きさの變動に伴つて變化する性質を帯びてゐるからである。日本の必要が増大し、日本の力量が發展するに従つてその包含すべき範圍も擴大する。滿洲事變直後は日滿一徳一心の結合に盡され、次に支那事變勃發當時は日滿支三國の結合によつて東亞新秩序を建設することが日本の東亞政策の目標と考へられてゐたが、事變の進展と歐洲戰爭の發展に伴ふ世界情勢の變化は更にこれに第三の要素として南洋諸國を加へさせねばならなかつた。即ち日本は益々支那事變の完遂に強行しなければならなくなるに同時に軍需物資、生産力擴充物資をはじめ國民生活資料を益々多く必要とするに至つた。しかるに英米の抗日政權援助は一層露骨となり、英はビルマ・ルートを開き、米は日本に對する鐵屑、石油の禁輸に出た。日本は石油その他の重要物資を是非とも南洋に需めなければならぬ。更にまた抗日政

權援助の基地及び路線をなしてゐる諸國に壓力を加へるにも抗日政權支援の有力な根源である抗日華僑の策動を抑壓するにも南方圈確保は益々その必要性を深くし東亞共榮圏に南方諸國を包含することはもはや絶對的必要條件とされ日滿支三國を中核とし、それに泰國、佛印、蘭印を加へるのが常識となつた。更にまたこれに米領フィリッピン、英領マレイを参加せしめ、印度、濠洲、ニュージールランドをもその外廓に置かねばならぬこととなるであらう。假りにこの諸國を新東亞建設の範圍とするならば、その地域は地球の約四分の一に當り、獨立國は日本、滿洲、支那、泰の四ヶ國、他はいづれも白人の殖民地である。面積、人口、人種、宗教を示せば次ぎの通りである。

大東亞共榮圏鳥瞰

地名	土地	人口	密度	人種	宗教
日本	六七五,〇〇〇	九七,六九七	一四五	大和民族系	佛教
滿洲	一,三〇三,〇〇〇	三,八六九	二五	滿洲民族系	同
支那	九,六六七,〇〇〇	四四五,一八一	四六	漢民族系	同
泰國	五八,〇〇〇	一四,四六四	二二	シャム民族系	同
佛領印度支那	七〇,〇〇〇	三三,〇三〇	三二	安南人タイ族	同
英領ビルマ	六七五,〇〇〇	一四,六四七	二二	ビルマ民族系	同
小計	一三,五九八,〇〇〇	六二七,八八八	四六		
英領馬來	一三三,〇〇〇	四,三五五	三三	印度ネシャ系	回教
英領ボルネオ	二二一,〇〇〇	七五八	三	同	同







厦門、福州、寧波、上海の五港の開放と香港の割譲を得た。當時フランスは既に佛印に足場をつくり、アメリカはフィリッピンに手を伸べ虎視眈々支那進出の機會を狙つてゐたので南京條約の成立と同時に佛、米兩國も支那に向つてイギリス同様の條約締結を迫り遂に上海に居留地を設定支那大陸に侵略の根を下ろした。これが白人の餌食にされた惨めなアジアの姿である。

日本はその間、清國と戦ひ、ロシアと戦つたがこれはいづれも東洋平和を維持せんがための戦ひであつた。若し日本が清國に敗れロシアに屈服するやうなことがあつたならば滿洲はロシアのものとなり、支那は白人分割の犠牲となつてゐたであらう。今次支那事變も英米の手先に躍る蔣介石を叩き潰して東洋永遠の平和の礎を築くに外ならない。

### 5 東亞の解放

新東亞建設の當面の重要な課題は、東亞の統一を妨ぐる外力の重壓より東亞を解放することにあり。日本、滿洲、支那、泰の四獨立國以外の地方は今から二百年以前においては何れも土着のシヤム民族、ビルマ民族、印度ネシヤ民族及び濠洲族土人の領土であつたが前述の如くその後白人が東亞を侵略、或は暴力で或は籠絡手段で白人諸國の殖民地とし、百數十年の長きに亘つて東洋民族を壓迫し奴隷とし搾取の對象とし榮耀榮華の甘夢を貪つて來たものであ

る。現在もなほ彼等はその甘夢からさめず舊秩序維持に汲々としてゐるが、さすがの惡勢力にも殞落の時がつひに來た。印度支那、ビルマ、馬來、スマトラ、ボルネオ、ジャワ、セレベス、比律賓等は白人の殖民地化す前までは地方土着民を以て組織した王國であつて現在もなほ白人の保護下に形ばかりの小王國が残されてゐるが、永い間彼等白人種の桎梏に虐げられて來た東亞の諸民族は、アジアの盟主日本の差し延べる救ひの手を今や遅しと待つてゐるのだ。此の際斷乎として東亞共榮圈の範圍内からこれら白人の勢力を驅逐し、それと同時に有色民族の國土と歴史を尊重してこれらの王族を護り立てそれら獨立した王國を建設統合して大東亞共榮圈の確立を急がねばならない。

### 三、東亞共榮圈の建設實情

大東亞共榮圈建設の巨歩はわが日本の力強い指導と關係諸國の覺醒により着々進められてゐる。滿洲國の獨立汪政權の出現と日支基本條約の締結、日獨伊三國同盟日佛印經濟協定及び日佛日華間兩議定書、日ソ中立條約の各締結等いづれも共榮圈建設への輝かしい躍進に外ならない。

#### 1 滿洲國の誕生

大東亞共榮圈建設への偉大な第一歩は滿洲國の誕生だ。滿洲事變後滿洲をして王道政治を布き東亞の理想的樂土たらしめんとする要望が三千餘萬民衆の間に叫ばれ、柳條溝

事件を距る六日目の昭和六年九月二十四日、奉天商民が文治派を提携して袁金鎧を委員長とする地方自治委員會を結成した。奉天を中心とする獨立運動はその後急速に擴大、自衛自治を目的とする地方維持會自治委員會が漸次各所に成立、更にこれらの地方自治團體を指導し且つ有機的に統制するため奉天に干沖漢を部長とする自治指導部が設立され、次いで奉天省政府が組織され、愈々舊東北軍閥の羈絆を脱出、滿洲獨立の機運が熟して新帝國建設の黎明期に到達した。而して昭和七年二月十七日東北行政委員會が結成されると同時に獨立宣言を發表、新國家建設の理想として

- 一、軍閥を根絶して國民を蘇生せしむる事
- 二、門戸開放、機會均等、世界民族と共に共存共榮
- 三、内を安んじ外に和し民生を厚くし階級鬭争の絶滅
- 右三大使命を高調次いで國家の組織大綱を決定、これを中外に發表した。その要旨は

- 一、新國家は滿洲國と稱す
  - 二、滿洲國の元首を執政と稱す
  - 三、滿洲國の國旗を新五色旗と稱す
  - 四、年號を、大同と稱す
  - 五、新國家の政治は民本主義に由る
  - 六、首都を長春に定む
- 當時の東北行政委員會委員長張景惠氏は大同元年三月一日滿洲國の名を以て

新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主トス、施政ハ必ず眞正ノ民意ニ循ヒ私見ノ或存ヲ容サズ、凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スルモノハ皆種類ノ岐視、尊卑ノ分別ナシ(中略)王道主義ヲ實行シ必ズ境内一切ノ民族ヲシテ熙々皞々トシテ春臺ニ登ルガ如クナラシメ東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム

執政として前宣統皇帝を推戴し(前宣統皇帝の推戴は清朝の復辟を寸毫も意味するものではない)大同元年三月九日、萬衆歡呼の裡に執政推戴式を舉行、執政宣言を發表、王道政治の根本主義を闡明した。建國二年にして民衆は執政の乾徳を謳歌し帝位に即きたまはんことを懇望して已まざりし滿洲政府は大同三年一月二十日國務總理鄭孝胥の名を以て帝制實施の大旨を發表し斯くて大同三年三月一日執政は國都新京において滿洲帝國第一代の皇帝として即位の大典を擧げさせられた、同時に元を改めて康徳と號する事になつた。

想ふに滿洲帝國は八紘一字の我が皇謨に光被されて發祥したものであり、興亞の大業を使命として負荷された新帝國である。日滿一德一心、日滿不可分の關係も實にここに存する。

## 2 日華基本條約

今次事變は、支那の誤れる抗日容共歐米依存の舊秩序を粉砕、親日の新秩序を建設せんことを外ならないが、汪政權の出現以來共榮圈建設の巨歩は大巾に進められた。昭和十三年十二月、汪精衛氏が和平救國を熱望するの餘り同志と共に重慶を脱出、親日國民政府を樹立してからは二年になる。その間、傍らに重慶の戦鬪を繼續しながらも、新國民政府が建設へ努力して來た成果は大きい。昭和十五年十一月三十日、南京においてわが阿部特命全權大使と汪國民政府行政院長との間に調印された日華基本條約及び日滿華共同宣言こそは三國が緊密に提携して東亞新秩序建設へ邁進する新しい歴史的發足をみたものだ。この日華基本條約は先づ冒頭に

兩國相互ニ其ノ本分ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ、  
 本條約締結の趣旨を明示し、次に  
 兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル爲相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シ、政治、經濟、文化等各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ズベシ  
 兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ互リ

相互ニ兩國間ノ好誼ヲ破壞スルガ如キ措置及原因ヲ徹廢シ且將來ニ互リ之ヲ禁絶スルコトヲ約ス、  
 日華の親善關係を示し、これによつて今次事變の原因をなした排日教育や宣傳または日貨のボイコット等を、將來に互つて禁絶させた。文化については  
 兩國政府ハ文化ノ融合、創造及發展ニ付緊密ニ協力スベシ、  
 特に一項を加へ、また共同防共については  
 兩國政府ハ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一切ノ共產主義的破壞工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當ルコトヲ約ス、

防共に関する情報、宣傳等について緊密に協力すること、日本國は兩國共同して防共を實行するため所要期間中所要の軍隊を蒙疆及び華北の一定地域に駐屯せしむること等を約し、更にまた經濟合作については  
 兩國政府ハ長短相補ト有無相通ズルノ趣旨ニ基キ且平等互惠ノ原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フベシ、  
 更に、中華民國政府は華北及蒙疆に於ける特定資源就中國防上必要なる埋藏資源に關し兩國緊密に協力して之を開發すること其の他、共榮圈確立の原則的提携を約し、支那の主權尊重については  
 本條約ニ基ク日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政府ハ

中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スベク中華民國政府ハ自國領域ヲ日本國臣民ノ居住營業ノ爲開放スベシ、

日本は治外法權を撤廢し且つ租界を還付した。他に五ヶ條からなる附屬議定書が定められ、その第一條においては國民政府は戦争行為繼續中、これに伴ふ特別の事態の存在することを認めて日本に對し必要なる協力上の措置を講ずること、また日本側では戦争繼續中も特別の事情がない限り本條約の主旨に應じて特殊情勢の調整に努むべきことを約し、第二條には、國民政府は從來の臨時政府並に維新政府の處置した事項を承認し、その中の調整を要する事項については本條約の主旨に従ひ兩國間の協議によつて速かに調整すること、第三條には日本軍の撤兵に關し戦争状態が終了して治安が確立するに共二ヶ年以内に撤兵を完了すること、國民政府はまたこの二ヶ年以内に治安を確立すべきこと、第四條には事變によつて日本國民個人の蒙つた損害の補償を國民政府側が約し、一方日本側は今次事變によつて生じた中華民國の難民救濟について全幅的に民國側へ協力することを夫々約束した。

日滿華共同宣言は、日華基本條約同様その前文に、東亞の新秩序建設、恒久的平和の確立に三國が相協力すること、三國は相互にその主權を尊重、互惠を基調とする三國間の善隣友好、共同防共、經濟提携の實をあげ

るためこれに要する一切の手段を講ずること、宣言したものでこの共同宣言により中華民國々々政府は滿洲國の獨立を承認し、また滿洲帝國は中華民國々々政府を正式に承認、三國提携して大東亞共榮圈確保に邁進すること、  
 3 新國民政府の現況

日華基本條約の締結にあつて日本國政府は中華民國において日本國の有する治外法權及びその租界を還付したがこれよりさき新國民政府は主權回收運動に出て早くも數件の成功をみた。第一には威海衛還附に當り英國が保留してゐた劉公島租借の期間が満了したのに對し、英國が重慶政府を籠絡、十ヶ年更新の新協約を締結したが新政府は斷乎これを否認して回收を實行した。次ぎに行つたのは上海佛租界内第二法院の回收である。租界法院中には今なほ蔣介石政權の任命による法官がをつて租界中國人はその法官の審理を受けねばならぬ矛盾に支配され、それがため動もすれば新政府の威令が在上海中國人間に行はれないおそれもあり、新政府は早くも舊法官に代るべき新法官の準備を整へて佛租界當局に交渉、つひに目的通り圓滿解決、交代させたがこれは確かに新政府としての外交の一成功である。また歐洲戦争に伊太利が參戰した際緒外交部長の名において、交戰國軍隊軍鑑の國外撤退方要求の聲明を發したが英

國軍隊は遂に全面的引揚げを行つた。新政府は今後もなほ治外法權撤廢と租界回收について日本の後援の下に逐次各國と交渉、主權回收の完成を期するであらう。

軍事方面では、昭和十六年三月の還都一周年記念を期して河北、廣東、武漢等から六十餘名の將領を集め初の軍事會議を開いて汪主席から建軍の精神を訓辭した。

最近乗り出した清郷工作に對する期待は大きい。この清郷工作は或る一定地區内の掃匪を國府の綏靖軍と日本軍との協同作戰で行ひその地區の治安が回復すれば支那側に治安維持を一任し更にその次ぎの地區に移り、逐次治安維持を支那の手に移し、模範的和平地區を開拓する工作である。五月十一日この組織機構を發表、清郷委員會の委員長に汪主席自ら就任、政治軍事の力を集中、崑山、蘇州、無錫、常州を連ねる線以北の揚子江南岸地帯を第一期實施區域として七月一日を期し皇軍の全面的協力のもとに建設の火蓋を切つて着々成功を収めてゐる。

財政方面では中央儲備銀行を設立、その發行紙幣は首都南京を中心に漸次流通圏を擴大しつゝある。上海では英米を背景とする重慶銀行と重慶テロの妨害をうけたが重慶側が妨害に躍起となつてゐることを見ても儲備銀行の存在價值が明かだ。その他財政經濟の整備、教育の復興、憲政の實施準備等々萬般に亘つての積極的建設工作を進めてゐる。

4 汪主席の訪日

國府汪精衛主席の日本訪問は、支那事變にまたも大きな段階を劃した。

汪主席來訪の目的は、新中央政府が成立以來日本から與へられた種々の支援や好意に對する御禮のため、これを機會に日支の親善關係を一層緊密にしようといふにあつて六月十四日、日本邦船の八幡丸で隨員一同と共に上海を出發、同十六日神戸上陸、それより一路東上して十七日朝帝都に入つた。

東京麻布の中華民國大使館に入るまでは行政院長の資格で來たがこの日の午後大使館を立つて霞ヶ關離宮に入り翌十八日宮中の儀式を終へるまでは特に中華民國の元首として、わが皇室に於かせられては特別の御待遇を辱うせられたのである。わが國として外國の元首を正式に迎へたことは昨年滿洲國皇帝陛下をお迎して以來のことであり、この一事からしても今回の汪主席の來訪は日本の歴史上から、將又東亞の歴史上からもまことに意義深いわけである。このことが内外、特に重慶政府に及ぼした影響は極めて大きいものがある。

汪主席は、六月二十五日離京、歸國の途につくに先立ち二十三日午後六時半、首相官邸において伊藤精報局總裁並に林伯生國府宣傳部長立會の下に日華國交史上劃期的にし

本多駐支大使は、五月中旬歸朝、國民政府の育成強化について

一、政府は既定の廟議に基き從來の施策の結果及び現在の情勢に即應する國民政府支援強化の大方策を確立すべし

一、政府は右の大方策に基き速かに現地機關をして具體的方策を講ぜしむべし

一、重慶直接交渉を目指す日支の政治ブローカーが上海で動いたやうだが既に基本條約を締結して日支新關係の進むべき道が確立された以上かゝる工作からは政府民間とも斷乎として手を引かねばならない。一方で國府を承認してゐながら蔭でこれと背馳するやうな言動をなすことは重慶、南京の兩方から不信を買ふ以外何の利益もない。重慶でも和平果して可能なりやの議論が行はれ、國際情勢がかうなればなるほど和平の底流は強まつて來るが日本が果して國府育成にこの程度の力を入れるか、それによつて去就を決しようといふ氣持ちであらう。かくいへば國府を育成強化するところこそ全面和平への第一歩である。至誠に貫かれた日支提携の立派な標本を作り漸次これを擴大して行けばよい、政府の決意を促したのも宜なるかなである。

て最初の近衛總理大臣、汪行政院長共同聲明を發表した。その内容は日華基本條約並に日滿華共同宣言の新精神に則り日華兩國はいよ／＼政治、經濟、文化各方面の提携を強化し以て東亞新秩序の確立並に恒久的世界平和の確保に向つて共同邁進する兩國政府の牢固たる決意を中外に闡明したものである。

聲明内容

吾等兩名は、今次の事變を速かに處理し、これを契機として日華兩國永遠の關係を確立し以て共存共榮、東亞復興の共同目標に向つて邁進せんがため曩に善隣友好、共同防共經濟提携を内容とする東亞新秩序の建設に關しそれ／＼聲明するところありたるが客年十一月三十日成立の日華基本條約及び日滿華共同宣言の主旨とするところまた右に外ならず、そも／＼東亞新秩序建設の意義は東亞固有の道義的精神を基調として東亞における侵略主義の流毒を一掃し相互提携、共存共榮の國家を建設せんとするにあり、中國民衆中には日華の合作による東亞の復興を希望しつゝ、も右希望が果して實現せらるゝや否やに關しなほ自信を有せず、依然として低徊觀望の態度を持してをるもの少なからず存するが如きところ、東亞復興の偉大なる事業は今日の段階においても出來得る限りその曙光を顯現せしめ大多數國民

の信頼を得て鋭意善隣和平の實現に邁進することにより初  
 今回吾等會談の結果、日華兩國政府は右共同の目標に向つ  
 て一層の努力をなすべきことを誓ひたり。  
 國民政府は、政治上、軍事上、經濟上、文化上、日華提携  
 協力の具體的事實を提示し民衆をして日華合作、東亞復興  
 が日華兩國國民の共同の使命なることを知らしむるに努むべ  
 く日本國政府またこれに對して一層の援助を與へ國民政府  
 をして克く獨立自由の權能を發揮せしめ以て東亞新秩序建  
 設の責任を分擔せしむるに努力せんことを誓ふ。

昭和十六年六月二十三日

近衛 文 麿  
汪 兆 銘

國府の育成強化につき、帝國政府は更に國民政府の要望  
 に應へて取敢ず限度三億圓の借款供與方を決定、之が實行  
 については横濱正金銀行等においてその衝に當ること、  
 し、六月二十八日、その旨發表した。この借款成立の意義  
 は近衛、汪共同聲明において中外に闡明された日華兩國の  
 東亞新秩序建設の責任分擔の趣旨を具體的に明確化したも  
 のであると同時に、國府育成強化を基本方針とする帝國政  
 府の熱意を顯示したものにほかならない。本借款の圓滑な  
 る運用は國府政治力の強化育成の基底として絶大なる成果  
 をもたらすべく更にまた同借款供與に示された帝國の誠  
 意は支那民衆に多大の感動を與へ、汪主席の唱導する全面

國民政府に世界的躍進の日がつひに來た。即ち南京還都  
 以來の發展を友誼的に見守つてゐた獨伊兩國は七月一日時  
 を同じくして國民政府を正式承認することとなり、リッペ  
 ントロツプ、チアノ兩國外相より夫々徐良國民政府外交部  
 長宛、獨伊兩國は國民政府を中國における唯一の政權とし  
 て正式承認するに共に世界新秩序の建設を共同の理想とし  
 る國民政府の發展を慶祝する旨通達し來つた。同日更に  
 ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、ブルガリア、ハン  
 ガリー及び新生クロアチアからも國民政府承認に決定した  
 旨通報して來た。また隣國、泰の友誼的處置も十分期待さ  
 れ、かくて國民政府は世界的支持と聲援のうちに堂々大東  
 亞共榮圈確保への巨歩を進めてゐる。

5 泰、佛印平和條約

泰、佛印平和條約は、佛印經濟協定が締結されて大東  
 亞共榮圈の必要條件たる南進への第一歩が踏み出された。  
 泰、佛印兩國間に一八六二年（文久二年）頃から國境紛  
 争が繰り返され、一八九三年（明治二十六年）メコン河以  
 東の泰領がフランスのため占據されたのははじめ數回に亘  
 る佛側の進出工作により東部泰領の沃野は遂に全く佛印の  
 版圖に化し、泰をして雪辱をかりた、せてゐたが、折柄  
 第二次大戰となり、やがて佛本國の敗退となつたので泰は

好機逸すべからずさばかり失地回復に出て、昭和十五年十  
 一月末、遂に兩國軍の衝突もなつた。

わが帝國政府は、東亞諸國の善隣友好關係樹立に諸民族  
 共存共榮の理想實現のため進んでこれが紛争の調停に乗り  
 出し誠意を盡して努力した結果、調停會議を東京に招請し  
 てから僅か三ヶ月餘の短期間にして所期の目的を達成、五  
 月九日、佛泰平和條約及び日佛、日泰間兩議定書に正式調  
 印を見るに至つた。

佛泰平和條約は、三月十一日仮署名を行つた調停條項を  
 條約の形式に取纏めたものでその内容は前文及び本文のほ  
 か十二ヶ條から成つてゐる。前文においては兩國が佛領印  
 度支那泰國國境紛争に對する帝國の調停を受諾し、國境  
 紛争の再發を防ぐため國境の再調整を行ひ、且つ國境地帯  
 における平和維持の方法について協定する必要があることを、佛  
 泰間の傳統的友好關係を完全に回復することを希望し、本  
 條約を締結した旨を明かにしてゐる。而して本文中におい  
 ては、佛泰間の友好關係回復を期し懸案解決のため速かに  
 直接外交交渉を開始すべく（第一條）國境の再調整を行ひバ  
 クライ、バサック地方並にカンボジアの大部分を泰國へ割  
 讓し（第二條）國境劃定事業を行ふため委員會を設置し（第  
 四條）割讓地域の泰國への編入の條件を規定し、その中に  
 おいて割讓地域中カンボジアに屬した部分を非武装地帯と  
 し、割讓全地域内における佛泰兩國國民の絶對平等待遇及び

アン・グラバン王室陵の尊重を定め（第五條）非武装地帯  
 内において泰國は警察隊のみを維持し要塞、軍用飛行場等  
 を存置出来ぬこととし（第六條）割讓地域内住民の國籍の  
 變更、居住及び財産の移轉に關する原則を掲げ（第八條）  
 割讓より生ずる國家間の財政上の主張を、泰國より佛國へ  
 の六百萬ピアストルの六ヶ年々賦支拂により解決し（第九  
 條）將來本條約につき紛争の起つた場合には帝國の調停に  
 附託すること（第十條）等を規定してゐる。

保障及び政治的瞭解に關する日佛及び日泰議定書は、三  
 月十一日調停條項に仮署名の際、日佛兩國委員間及び日泰  
 兩國委員間に往復された文書の趣旨に従ひ作成されたもの  
 である。日佛議定書は、前文において昭和十五年八月三十  
 日に松岡外相とアンリー大使との間に取交はされた文書の  
 精神に基き且つ佛泰間友好關係の安定確保を希望して議定  
 書を結んだ旨を明かにし、本文において、帝國は前記の佛  
 泰平和條約及びその附屬文書に具現された紛争の解決が決  
 定的且つ變更できないものであることを保障し、これに對  
 し佛國は右保障を受諾し、同時に日本、佛印間に善隣友好  
 關係の樹立及び經濟的緊密關係の増進に努めることを約す  
 ると共に、帝國に對し直接又は間接に對抗することに  
 やうな政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫想される何ら  
 の協定諒解をも印度支那に關して第三國と結ぶ意思のない  
 ことを宣言してゐる。また、日泰議定書は、前文において

昭和十五年六月十二日に結ばれた日泰友好條約を引用した  
こと、本文において第三國との協定または了解に關する  
部分に地域の限定ないこと、を除き、他は日佛間の議定書  
と全く同一の内容を有したものである。

6 日・佛印經濟協定

日・佛印經濟協定は、日佛印間の經濟關係を新たな基礎  
の上に樹立する事を目的として昭和十五年十二月以來東京  
において日・佛印經濟會商を開催、松宮大使ミルネー・ロ  
バン總督をそれぞれ、首班とする兩國代表部が相互理解の  
精神をもつて連日熱心に討議の結果各種問題について完全  
に意見の一致を見、昭和十六年五月六日、日本側から松岡  
大臣及び松宮大使、佛國側からアンリー大使及びロバン總  
督によつて居住航海條約及び關稅貿易支拂協定の調印を見  
るに至つたのである。

條約及び協定要旨

◆居住航海條約は相互の國民及び船舶の待遇について規定  
したもので、日佛印相互間において入國、居住、動産不動  
産の所有及び使用、商工業の經營、各種課稅の賦課、日佛  
印双方の會社の待遇等に關して、主として内國民待遇、然  
らざるものは最惠國待遇を許與すること、船舶に對しても  
原則として自國船待遇を與ふることを規定してゐる。  
◆關稅貿易及びその決濟の様式に關する協定は、全文三十

餘箇條及び附屬文書よりなる浩翰なる協定であつて、左記  
趣旨を定めたものである。關稅に關しては相互に最惠國待  
遇を約するほか、佛印は主要日本品に對し關稅免除または  
現行最低稅率の輕減を認め、その他については總て最低稅  
率を課することとし、日本もまた主要佛印產品に對し關稅  
上の特典を與へた、その他通過稅の免除等についての規定  
も含んでゐる。  
◆貿易に關しては相互間の貿易を躍進せしむる趣旨の下に  
米、玉蜀黍、石炭、各種礦物その他主要佛印產品の對日輸  
出並に纖維工業品、雜貨その他の製造品等、各種日本品の  
對佛印輸出につき定めた。  
◆貿易の決濟については、原則として求償制度に基き、相  
互の支拂ひを直接橫濱正金銀行及び印度支那銀行を通じ、  
圓貨及びピアストルにより決濟することとし、一々の取引  
につき外貨爲替を要しないこととした。また佛印側は日本  
の買付ける佛印米の支拂に關し特典を認めた。  
◆以上のほか佛印輸出組合に對する日本商社加入問題、  
佛印における農、鑛、水力利權に對する日本資本の參加、  
佛印における日本人學校の開設、日佛印間一般經濟問題を  
審議するための定期經濟會議の開催等についても合意が成  
立したものである。

この各條約議定書は何れも署名後二ヶ月以内に東京に於  
て批准書を交換することに決定してゐたがこれに鑑み同年

七月五日午前十一時から首相官邸に松岡外相、アンリー佛  
大使、ピアシー・セナー駐日泰國公使出席の上批准書の  
交換効力が發生した。

7 日獨伊三國同盟その他

歴史的な日獨伊三國條約は、昭和十五年九月二十七日ベ  
ルリンにおいて調印、締結された。  
この日獨伊三國條約の精神は、世界恒久の平和と進歩の  
ため、日本は獨伊の歐洲における新秩序建設に關し、また  
獨伊は日本の大東亞における新秩序建設に關し夫々互ひに  
指導的地位を認め且つこれを尊重し、三國が現在歐洲戰爭  
に参加してゐない國から攻撃を受けた場合は軍事上經濟上  
の凡ゆる手段を盡して相互に援助するといふのである。從  
つて東亞共榮圈の建設は三國が相携へて進まうとする世界  
の大勢でもある。

昭和十六年四月十三日にはモスクワで日ソ中立條約が締  
結された。この條約もその精神は日獨伊三國條約と略々趣  
きを同じくしてゐる。即ち條約文が示す通り日ソ兩國は互  
ひに平和及び友好の關係を維持し且つ相互に領土の保全及  
び不可侵を尊重するに共に條約國の一方が第三國よりの軍  
事行動の對象となつた場合は、その紛争の繼續中は他の一  
方は中立を守るに依るのである。日獨伊三國の如く直接的  
に新秩序の建設に協力、提携するに依るが表面に現は  
れてゐないが、少くも一方國の新秩序建設を妨害すべき

第三國に對し他方國が中立を守るに依る消極的な意味にお  
いては新秩序建設に大なる寄與を爲してゐる。この中立條  
約の成立と共に、兩國間多年の懸案たる通商交渉は互讓的  
精神に基いて極めて順調に進捗遂に六月十一日妥結を見る  
にいたつた。このやうな友好的景氣は漁業基本的條約を  
はじめ兩國間に横たはる多くの未解決案件にやがて解決の  
端緒を開くものと期待される。  
只遺憾なのは、日蘭會商の決裂である。豫てバタヴィア  
に滞在、折衝中の芳澤使節は、六月十七日午後五時、帝國  
政府の回訓に基いてチャルダ蘭印總督會見、まづ芳澤使  
節から蘭印側の最後の反省を求めたがチャルダ總督は、六  
月六日手交の回答に再考の餘地なし、依然態度を改めな  
いので、芳澤使節は、帝國政府としては蘭印側回答程度  
のもでは國際協定に足らず認め、今次交渉を打ち切  
り使節團の引揚げに決した、旨を傳へ、こゝに兩國間の經  
濟交渉は遂に不調に終つて、兩代表はこの會見後  
、日本及び蘭印兩代表は、日・蘭印間に繼續中であつた  
經濟交渉が不幸にも満足な結果を招來し得なかつたこと  
に對し深甚なる遺憾の意を表明するものである。しかし  
今次會商の不調によつて日・蘭印間の正常なる諸關係に  
なんらの變化を及ぼさないことは勿論である。  
この共同聲明を發して會談の幕を閉じた。決裂の理由は  
いふまでもなく蘭印側の不誠意によるもの、更にいふなら

ば、一部オランダ官憲が英米を通謀しての敵對意識に出たものであつて、大東亞共榮圈を國策の根本となすわが國にまつては誠に遺憾に堪へない。

8 興亞諸國體の統合

興亞の理念を統一して強力な國民運動を統一せんかため興亞諸國體を統合、大日本興亞同盟が結成された。昭和十六年五月八日夜帝國ホテルで大政翼賛會と興亞諸國體の第一回連絡協議會を開いてから度々發企人會、準備委員會等が開かれて名稱、綱領、申合等を決定、七月六日午後一時から東京日比谷公會堂で結成大會を開催した。關係團體代表者三千餘名參集、石渡大政翼賛會事務總長開會の挨拶を述べ水野鍊太郎氏座長席につき永井大政翼賛會東亞局長より同盟結成に至るまでの經過を報告、綱領規約を可決、同盟總裁に近衛大政翼賛會總裁を推戴、誓、並に宣言、を決定、午後五時閉會した。

誓

我等は大日本興亞同盟の綱領に歸一し國民の總力を結集して挺身躬行大東亞積年の禍根を斷ち以て共榮圈確立の天業に翼賛し奉らんことを誓ふ。

宣言

有史以來未だ曾つて見ざる大戰は今や全世界を蔽はんことす、この大動亂の怒濤を超えて全人類を指導し全世界を再建するに足る大理想大信念は八紘一字の皇謨即ち萬邦

政治外交

庶政一新外交轉換に手詰りとなつた米内内閣退陣のあと第二次近衛内閣は七月二十二日成立した。第一次近衛内閣は支那事變が長期戰の段階に入るに共に構想を新にして出直すに稱して平沼内閣に譲つた。構想を新に出直した近衛内閣は既に近衛公が樞府議長を退く時から國民政治力の強化、國內新體制確立の構想を持つてゐた。外は獨逸の北歐電撃の成功から轉じて佛蘭西を屈服し、獨逸の歐洲新秩序建設は着々軌道に乗りつ、あつた。かうした歐洲時局を倒影する極東の新事態建設の大方針も速かに樹てられねばならない。第二次近衛内閣は内に國內新體制確立による高度國防國家の建設、外は自主積極建設外交の樹立から東亞新秩序建設にその志向感情を同じくする獨逸樞軸を自ら接近し支那事變完遂に邁進すべき客觀情勢の中に登場した。支那事變は單に重慶政府の潰滅で解決すべきでなく、英米の援蔣國が重慶を繰つて抗日を繼續させ、支那事變の指標である東亞新秩序建設を妨害する謂は、世界的規模に連つてゐるのである。援蔣諸國に對し我が東亞共榮圈が眞に世界恒久平和を祈念するものであることをささげ東亞

をして各々その所を得しめて民をして悉くその堵に安んぜしめんとなし給ふ大御心の世界的具現を外にして果して何處にこれを求めんや、顧みるに大東亞の天地は過去數世紀に亘つて歐米列強の侵寇劫略を蒙りその國土を失ひ生活を蹂躪せられたるもの擧げて數へ得べからずこれ等大東亞積年の禍根を一掃し道義に基く新秩序を確立して大東亞共榮の大本を確立し東洋文化の興隆を促進するはこれぞ惟神の大道を全地に光被する所以にあらずや、事變勃發以來茲に五星霜、興亞の聖戰に臨む我が同胞の貴き鮮血は大陸の山野を染めその生命を失ひたるもの既に十萬を超ゆこれ等の犠牲をして眞に意義あらしむるの道は只大東亞諸國民族の共存共榮を實現するにあるのみこれやがて戰歿將兵の英靈を慰むるに同時に又大アジア再建の根幹を確立する道程たり、固より事は曠古の大業に屬す、而も積年の禍根は極めて深く千障萬難又前途に重疊せり、正に全國民の總力を結集し進んで大東亞の全民族力を動員して相共に勇往邁進するにあらずんば何んぞこの大理想を實現するを得んや、我等が新たに大日本興亞同盟を結成しその總力を興亞の大業に集中せんことを誓ふ所以のものは即ちこゝにあり、苟くも皇國日本の使命達成に邁進せんとするの士は只忠誠の赤心に燃ゆる日本臣民として八紘爲宇の大旗の下速かに起つてこの世界的聖業の完遂に協力せられむことを。

の新事態認識を求めるのが是迄の我が外交對策であつたことすれば最早や頑迷な援蔣國には事實を以て教へなければならぬ時期には入つたのである。

近衛内閣は二十三日、大命を拜して「ミ題して新内閣の施府方針をラヂオを通じて國民に訴へ、

世界情勢は驚くべき變轉を見、舊來の世界秩序は歐洲から崩壊して他の地域に及ばんとしてゐる。この秋に當り我國も國內體制の一新をはかり、大御心を仰いで眞の國民精神に立歸り一億一心、眞實の御奉公に努めねばならぬ。政黨のみならず文武、海陸、朝野をあげて眞に心を一にし大政を翼賛し奉らねばならぬ。外交に於てはこの世界的變化を指導し自分の力によつて世界新秩序をつくり上げる覺悟で先を見透してか、らねばならぬ。經濟に於ては一日も早く外口依存の體制を脱却し日滿支の經濟提携ならびに南洋方面に對する發展を期せねばならぬ。政府は全力をあげて國民の生活必需品の確保を期するが國民も亦私心を去り積極的増産節約の貫徹を期し戰時最低生活に喜んで堪へねばならぬ。更に眞に國體に徹し國家を擔ふ第二國民の養成の爲め教育の刷新もはからねばならぬ。

と述べてゐる。次いで八月一日政府は左の基本國策要綱を中外に闡明した。

基本國策要綱

一、根本方針——皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來するこゝをもつて根本とし、先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するにあり、これが爲め皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家體制を確立し國家總力を擧げて右國是の具現に邁進す。

二、國防及び外交——内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す。現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹としまづその重心を支那事變の完遂におき國際的大變局を達觀し建設的にして、かつ弾力性に富む施策を講じ、もつて國運の進展を期す。

三、國內體制の刷新——内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國家體制の基礎を確立するにあり、これが爲左記諸件の實現を期す。

- 1、國體の本義に透徹する教學の刷新に相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す。
- 2、強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一をはかる。
- イ、官民協力一致各その職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立
- ロ、新政治體制に適應し得べき議會翼賛體制の確立

ハ、行政の運用に根本的刷新を加へその統一を敏活に目標とする官界新體制の確立

3、皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。

イ、日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立

ロ、官民協力による計畫經濟の遂行、特に主要物資の生産配給消費を貫く一元的統制機構の整備

ハ、綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

ニ、世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

ホ、國民生活必需品特に主要食糧の自給方策の確立

ヘ、重要産業特に重化學工業及び機械工業の劃期的發展

ト、科學の劃期的振興並に生産の合理化内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

チ、内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

リ、綜合國力の發展を目標とする國土開展計畫の確立

4、國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す。

に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す。

かくて第二次近衛側内閣は内閣政治力を表裏一體を爲す國民組織の確立に努め、所謂新黨運動を排して軍官民一致の舉國的國民組織を推進する大政翼賛會の發足となり（八月二十八日）更に獨伊の三國同盟を締結（九月二十七日）して樞軸外交への轉換を行つた。

三國同盟締結と共に英米の敵性ほ愈々露骨となりシンガポールを中心とする南太平洋の軍備擴充、經濟壓迫、東亞の現状維持を叫んで蘭印濠洲を誘ひ、佛印に動きかけ歐洲戰局の進展と共に東亞も漸次嵐を呼ぶに至つた。かくて高度國防國家の建設、自給自足圏の確立、支那事變貫遂の諸懸案が切迫した國際情勢の中にドシ／＼進められ内閣の政策綱領は次々具體化されて行つた。

政府は經濟閣僚會議を開いて内政の強化をはかり小林商相は蘭印特派使節として經濟提携に當つた。

然しながら國內新體制については調子に乗つた大政翼賛會宣傳部員あたりが或は生命奉還、産業奉還論などの嬌激な言辭を弄したり、經濟新體制案の資本經營の分離などが財界産業界を刺戟し愛國團體方面からは新體制に名を藉り赤色分子の暗躍であるこの攻撃が表面化し、國內新體制をめぐる財界、思想界、官界の動向は必ずしも一致しなかつた。一方春以來阿部大使をして折衝中の國民政府との國交

調整も圓滿に進み我國は國民政府を承認（十一月三十日）事變處理に一段階を劃したが、ルーズヴェルト米大統領の三選（十一月五日）によつてアメリカの參戰熱はいよいよ、昂まり對日感情も惡化、我軍の佛印進駐もあつて極東に於ける英米の謀略宣傳は熾烈となつて來た。かうした國際危局に、新體制をめぐる論議の中に第七十六議會を迎へ政府は内閣政治の強化をはかつて議會に臨むことになり、愛國團體の攻勢に對する押へしめて平沼無任所相を入閣せしめ近衛内閣はこれにより平沼色を濃厚にした。

第七十六議會では總動員法の強化、國防保安法、治安維持法改正など戰時法案が成立、大政翼賛會問題で多少の紛議はあつたが一ヶ月近い會期を残して休會、議會も完全な戰時體制を執つた。

議會後政府は公約により大政翼賛會の改組を斷行内閣政治力強化の爲め改造を行ひ戰時内閣の諸施政に邁進した。この頃英米の示唆による泰佛印の紛争は我國の調停乗出で解決（一月三十一日）東亞共榮圏の指導的實績を實力を以て示した。松岡外相は世界情勢の變貌と動向を現地に觀、毅然たる帝國外交の所信を披瀝する爲め歐洲に旅立ち（三月十二日）獨伊と交驛し更にソ聯と國交調整について協議、日ソ中立條約といふ拾ひものをして歸朝した。

歐洲を見て歸朝した松岡外相は東京日比谷に於ける大政翼賛會主催の歡迎會場に於てラヂオを通じて獨伊の戰時



體制を傳へ、我が官民に一段の自覺を促した。松岡外相訪歐の途についてから歐洲では獨逸間の緊迫状態から遂に戰亂となりバルカン戰局を壓倒的勝利の中に終つた獨逸はいよいよ對英本土攻撃に移るかと思はれたところ、バルカン戰に於けるソ聯の態度に不満を持つてゐた獨逸は英本土攻撃に後門の狼たるソ聯に對し通商條約による對獨物資供給を拒んだこの理由で、突如(六月二十一日)ソ聯に對して宣戰を布告、獨逸會議もなつた。獨逸開戰で息をついた英は、太平洋の現状維持を唱へる米と共に極東防衛に積極的な動きを示し英米はソ聯援助を表明するに共に重慶、蘭印を誘ひ、英米重慶蘭印の所謂ABC同盟を以て對日包圍態勢を示し、泰佛印國境に増兵して威壓を加へるに至つたので佛印は我國に對し東亞の共同防衛を求め、こゝに我が佛印の増兵を見るに至つた。(七月二十六日)

獨逸開戰と共に我國では英米の極東防衛に備へ與論は南進を叫び、北進を唱へたが、御前會議に於て國策の方針決定を見、政府はこの新事態に對應する外交方針は國民に發せざる冷靜に事態を凝視、具體的施政によつて國民は政府不動の方針を知るべしとした。折から國民政府汪精衛氏一行が我國を訪問中であり政府は一段國民政府の育成強化につつめ東亞建設に邁進する爲め國民政府に對し三億圓のクレヂット供與を發表した。

世界情勢に對應する國內政治力の強化も更に痛感された

結果近衛内閣は一旦總辭職を行ひ大命は近衛公に再降下、第三次近衛内閣は松岡外相を閣外に出したほか舊政黨出身閣僚を加へない超非常時内閣として再出發、獨逸戰の推移ソ聯援助の英米の動向、軍需物資の禁輸、資産凍結等米の對日經濟封鎖の強化、極東に於けるABC同盟の攻勢の中に帝國不動の方針を堅持しつゝ、時艱突破に舉國臨戰態勢に緊張しつゝ、ある。以下第二次近衛内閣から第三次近衛内閣に至る政府一般施政、官界、議會の動きを摘出し、外交の動きを拾つて見る。

一般施政

△經濟閣僚會議

七月以來胎動してゐた新體制運動も十月十二日大政翼賛運動として新發足したが實際運動に當つて組織三人の運営が巧く行かず、諸種の觀念的統制論や矯激な革新論が横行して金融産業方面の財界に不安を與へ、又高度國防國家體制建設は生産力擴充、消費規正の強化が行はれる結果、中小商工業者の轉失業、國民士氣の沈滞が憂へられ之等當面の諸對策につき十月九日から經濟閣僚會議が開かれ、國民生活に關聯する當面の具體的經濟問題について協議方針を決定して之を關係各省で立案實施に移すといふ方向を執り、先づ中小商工業者の轉失業對策を決定した。

▼中小商工業者對策

方針——轉業は官廳の強制的措置を避け、同業者の組合

の申合せ等による自治的措置に據らしめ政府は之に必要な指導を加ふるにこゝ。轉業による勞働力を最も緊要な方面に再配置する爲め十分の施設を講ずるにこゝ。

施設——轉業者に對し失業者たるの失望感を與へず國策の必要に基く動員配置の榮譽を不轉の決意を持たせるにこゝ。

轉業については年少者、兼業者等を先にし年長者專業者にはなるべく現在の業務を繼續させるにこゝ。

轉業者の轉換先は次の如くする。

- 軍需産業、生産力擴充及び附帶産業、滿洲開拓民支那南洋その他海外への移住進出、農業生産力擴充、國防上必要な土木事業
- 轉業の相談に應じ指導を加へる國民職業指導所を設置するにこゝ。

轉業者に精神的肉體的的基本訓練を行ふべき國民勤勞訓練所を設置するにこゝ。

轉業者の財産處分負債整理等の爲め國民更生金庫を設くるにこゝ。

かくて國民職業指導所、國民更生金庫、國民勤勞訓練所設置案を決定したが、

政治・外交

▲國民勤勞訓練所は厚生省所管とし新設する特別團體に委託經營させ國に於て費用を負擔する。  
差當り東京大阪の二ヶ所に設置する  
收容期間は三ヶ月以内とする  
合宿訓練を行ひ家族に對する生活手當も考慮する  
訓練終了迄に國民職業指導所と協力して適職を判定指導する  
職業輔導所、滿洲開拓民訓練所、修練農場等の既存施設も活用するにこゝ

▲國民更生金庫(略)

▲國民士氣昂揚

七・七禁止令や十月一日の國民奢侈抑制の内務省通牒新體制運動の進展で財界始め一般國民の不安を呼び、精動其他のべからず運動が行過ぎて國民士氣の沈滞萎縮が憂へられるので長期建設、堅忍持久の國民精神を昂揚國民に壓迫感を與へるやうな取締りを行はぬにこゝ、健全なる慰安、娛樂を積極的獎勵明朗な新生活様式を創造し國民體位の向上を旺盛なる生活力の發展をはかるにこゝの方針を決定、軍部でも懇談會席上東條陸相から

末梢的取締干渉を避け國民をして潑刺たる氣分を以て積極的に時局に協力するやう政府は明快適切な施策を講ずるやう重大申入を行つた。

又總動員法十一條に基き十月二十日から實施された會社經

理統制令の運用につき懇談會は財界方面の意見を取次ぎ必要とあらば修正を加へるに吝かでないとの意見に落ちたが立案者側の企劃院、大藏省方面で修正に反対、論議された結果、修正はしない然し運用の上で十分注意し財界に無用の刺戟を與へないといふ申合せで覺がついたが更に經濟新體制案については企劃院の立案したもの、中に公益優先の原則確立、資本と經營の分離、利潤統制などの問題が含まれてゐるに傳へられて色めき、懇談會はこの企劃院案を中心に論議され、大政翼賛運動にまで言及深刻な思想問題となつたが、及川海相から左の重大な申入れあつて急速に解決、東條陸相からも及川海相と同様の考を附言した。申入内容——速かに基本國策要綱の具體的實現に邁進すべきであり次の點は特に緊急を要するものと認める。

- 一、大政翼賛運動の健全なる發展を助成し速かに官民上下一體、臣道實踐の途に勇躍し得る態勢を整へねばならぬ。
- 二、經濟諸般の施策に當りては現下當面する時局處理の完遂に重點を置き、改革の爲め一時も生産力の低下を生じ、或は民心の不安を來すが如きことは之を戒めねばならぬが同時に現下の時局に對應すべく、戰時經濟力の強化、特に生産力の擴充に關しては速かに強靱持久の態勢を整備するを要する。而して政府は之が綜合的指導力を強化する爲、所要の措置を講ずる要ありと認む。
- 三、一切の不純なる政治的策動並に民心を昏迷なしむるが

如き浮説は斷乎之を一掃すべきである。この挺入れによつて最後案を決定臨時閣議を開いて政府案を決定、議會に經濟團體法提出することになつたが、懇談會に現れた財界方面の猛烈な反對の爲め若干骨抜きとなつたに謂はれた。

△日滿支經濟建設案成る

政府は基本國策要綱に基き日滿支三國經濟の自主的建設に基く國防國家體制確立の方策につき日滿並に支那側の委員も加へて攻究中であつたが成案を得たので之を發表した

▼日滿支經濟建設要綱骨子

東亞の新秩序を建設し世界永遠の平和を確保すべき皇國の使命を具體的に達成する爲には國內體制の革新の過程を生活圏の擴大編成の過程を綜合一體的に前進せしむるを要す、從て皇國の基本的經濟政策は次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せらるゝことを要す。

- 一、國民經濟の再編成の完成
- 二、日滿支經濟の編成強化
- 三、東亞共榮圏の擴大編成

基本方針

- 一、日滿支經濟建設の目標は概ね今後十年間に三國を一環する自給自足的經濟態勢を確立すること共に東亞共榮圏の建設を促進し以て東亞の世界經濟に於ける地位を強化確立するに在り。

- 二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は八紘一宇の大精神に基き日滿支三國の一體的協同に依り共存共榮、全般の福利を増進するに在り。
- 三、皇國は日滿支經濟建設を推進する爲め國民の氣魄を昂揚し國內態勢を革新し國力の擴充に力め滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふ之が爲に科學、技術の劃期的振興を圖り又先驅工業の開拓に任す。
- 四、皇國の不可分關係に依る滿洲國は重要基礎産業を急速に整備發展せしむることを期待す。
- 五、支那は日滿と協力し資源を開發し復興し特に交通の發達物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發をはかり東亞共榮圏の確立に寄與せんことを期待す。
- 六、日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進する爲速かに日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

基本政策の内容

日滿支三國は東亞共榮圏の基本的驅幹であるが故に極めて緊密なる結合の上に經濟の關係を規制すべき義務を有するのである。政府はかゝる觀點から日滿支三國の産業分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

産業分野

産業分野の決定に方つては日滿支三國の立地條件と夫々の經濟發展段階を考慮し、眞の有機的一體として綜合的に之を決定することが肝要である。皇國は今後高度の精

密工業、機械工業の劃期的振興を圖り重工業化學工業及礦業等の基礎産業を大いに發展せしむることが必要である。

滿洲國に於ては礦業及電氣事業の劃期的發展を期待すること共に重工業化學工業の發展に對しても我國は必要なる援助を提供するものである。支那に於ては今後礦業及製鹽業を發展し工業原料の大量生産を期待すること共に立地的條件から見て重工業及化學工業の今後を期待するものである。

輕工業の大陸に於ける發展は之を大いに助長する必要を認める又將來皇國は輕工業就中纖維工業及雜工業を遂次整理し之が大陸移動を考慮するの要がある。

皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し經營を刷新し、農家の安定向上を計り國民主食を確保すること共に農村人口の定有を策せんこと尙水産業に關しては益々其の發展を計り又森林資源の合理的活用と其の保續を圖らんこと。

滿洲の農業に關しては日滿支の食料飼料補給の基地たるに鑑み亦世界に對する特殊農産物の供給源たるに鑑み徹底的なる農産物の増産を期待するものであるが尙農業の開発に當つては皇國農業開拓民の入植を促進する支那の農業に就いては其の國民主食の確保に努め棉花及特産物の増産を必要と考へる。

勞務

世界の經濟に對して優位を確保する爲には國民の勞務及び技術の地位が劃期的に重要性を増して來るのであるが爲之皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり又東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持する爲にも各國及各地域が夫々の有する勤勞力を全體の向上の爲に貢獻せしむることを考へなければならぬ。爲之皇國は勞務技術の新しい體制を整へ、勞務者自身の鍊成科學教育の徹底勞働生産性の高度化、技術者及技能者の養成に努め滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成する。

即ち滿洲及支那に對しては産業開發又は經濟復興に必要なる良き技術者及技能者を提供するであらう。又兩國は勿論技術の重要性に鑑みて自らもこれが養成の爲劃策が必要である。滿洲國は北支勞務の計画的入滿並に定着を計るに共に國內よりの充足方策を確立し特に鑛工業生産に於ける勞務管理の刷新確立に努むべき要ありと考へられる。

金融

國防經濟の建設を促進するためには金融の職能も自ら國家目的にならなければならぬ。夫れは國家の必要とする物資の質及量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる産業計畫の實施を可能ならしめる

爲には計画的に資金の配分を決定し、且之を實行し得る金融機構を有たねばならぬ。又今後技術の進歩産業分野の設定等に伴ひ企業施設の轉換に應じ又重要物資の貯蔵をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へらる。

日滿支の資金は三國の蓄積に依るべきは勿論であつて爲之日滿支三國の蓄積の増加及その活用を計らねばならぬ而して滿洲支那に於ける重要産業の開發に所要の資金は皇國之を援助する。又日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ、國際決濟上の互助的關係を確立して行くべきである。

貿易

新しき世界經濟の秩序の中に於ける交易に關しては從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。即ち之に代つて生産主義的な貿易即ち各國各地域各經濟圈より自らの計画的生産に必要な物資を獲得する爲に他の必要とする物資を供給し日滿支三國は勿論共榮圈の中の各地域は相互一體的關係に貿易を規制して行くことが必要になるのであり斯するに日滿支三國及び共榮圈内部に於ける物資交流の緊密化を助成する爲相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて來るのである。

交通

又共榮圈の安全を確保する爲に三國の交通關係は綜合計画的に整備運營せらる、こゝを必要とし爲之三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し船舶の飛躍的增加航空の統制連絡電氣通信施設の整備擴充を計らねばならぬ。

内閣強化

經濟新體制問題を繞る論争や經濟新體制案或は翼賛運動の根本理念を以て赤の思想なりとする愛國團體の攻勢もあつて政情は一時不安を見えたが、政府は突如平沼男を無任所大臣に起用して内閣強化をはかつた。これは新官制によるもので從來の官制を以てしては官職を有せざる一般より人材を簡拔して國務大臣に列するこゝが出来なかつたが新に國務大臣設置に關する單行勅令を公布して平沼男を入閣させたもので新制度による國務大臣は三人迄あり、星野企劃院總裁も新制度によつて國務大臣として企劃院總裁を兼任することとなつた。平沼男の入閣により平沼男の政治力は閣内に濃厚になり選舉法改正、翼賛會改組などにこれがハツキリ現れるに至つた。

選舉法改正問題

選舉制度の改革は翼賛運動の一翼として政府は組閣早々さへ上げ内務省が中心となつて調査中であつたが其後未定稿を逸早く發表して問題を提起したが、之に對し翼賛會議會局の臨時選舉制度調査部が調査を開始し、更に政府と議會局との懇談、或は議會出身閣僚の懇談會を開いて十一月

六日閣議で左の改正要綱を決定、改正選舉法を次回より實施するにすれば準備の爲め明年四月の選舉は十月頃迄延期する單行法律を提出することになつた。

改正要綱の骨子は現在の議員數四百六十六名を三百名程に減少大選舉區制、自由候補を廢して部落町内會を基本とする推薦制度を採用せんとしたもの、殊に戸主のみに選舉權を與へる點は愛國團體方面から家長制度尊重の要望申入れがあつた爲め見られ閣議でも施政一般に家族制度尊重の申合せを行つた。然し此の場合戸主を民法戸籍法の戸主とすれば有權者數も二百萬位減する事となり、選舉權の爲め分家を爲すものが多くなれば家族制度尊重の根本方針に矛盾を來すことになる。又兵役關係者に特別考慮を爲す點も一應の論議があり、一般に反對強く議會でも一問題起る形勢にあつた。

衆議院議員選舉制度改正要綱(案)

- 第一 選舉區制
  - 現行ノ中選舉區制ヲ改メ府縣單位ノ大選舉區制(人口特ニ大ナル府縣ハ之ヲ數選舉區ニ分ツ)ヲ採用スルコト
- 第二 議員定數
  - 議員定數ハ相當數減少スルコト
- 第三 選舉資格
  - 選舉資格ハ滿二十五歳以上ノ男子タル戸主ニ之ヲ認ムルコト、兵役ヲ了シタル者ニ付テハ別ニ考慮スルコト

第四 議員候補者制度

議員候補者ハ同一選舉區内ノ選舉人ノ開催スル推薦協議會ニ於テ之ヲ銓衡シ選舉人三十人以上ノ連署ヲ以テ之ヲ届出ヅルコト

右推薦協議會ノ發起人ハ五人トシ發起人ハ選舉人五十人以上ニ對シ文書ヲ以テ之ガ參加ヲ勸誘シ得ルコト、シ、其ノ開催ニ付テハ必要ナル届出ヲ爲サシムルコト  
尙濫立候補防止ノ爲、組織的ニ選舉運動ヲ爲サントスルニ付テハ供託金ノ制度ヲ考慮スルコト

第五 開票手續

所謂混同開票ノ制度ヲ採用スルコト

第六 選舉運動及其ノ費用

- イ、所謂第三者ノ選舉運動ニ關スル制限ヲ或程度緩和スルコト
- ロ、第三者ノ行フ獨立選舉運動ニ對シテハ實費ノ辨償ヲ爲シ得ザルコト、スルコト
- ハ、選舉委員ニ對シ一定制限内ノ日當ヲ供與シ得ルコト、スルコト
- ニ、自己ヲ議員候補者トシテ推薦セラレシガ爲ニスル一切ノ依頼行爲ヲ禁止スルコト
- ホ、選舉運動費用ノ制限額ヲ相當程度引下グルコト
- ヘ、選舉事務長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ガ費用超過支出ノ罪ニ因リ刑ニ處セラレタルトキハ當然當該當選人ノ當

選テ無効トスル趣旨ヲ以テ必要ナル改正ヲ加フルコト

第七 選舉公營

選舉公營ヲ左ノ如ク擴張スルト共ニ無料郵便物ノ制度ハ之ヲ廢止スルコト

- イ、選舉公報ニ推薦文ノ掲載ヲモ認ムルコト
- ロ、演說會場ノ公營ノ範圍ヲ可及的ニ擴張スルコト
- ハ、議員候補者ノ氏名等ノ揭示ノ公營ヲ行フコト

第八 所謂速坐制

所謂速坐ノ制度ヲ強化スルコト

△政府ニ民間懇談會

政府は内外非常時局に處して政府の決意と時局の真相を民間に傳へ官民協力時艱突破に進む爲め一月十四日から十七日迄四日間民間各界の代表者ニ懇談會を開いた。第一日は衆議院代表、第二日は貴族院代表、第三日は言論界代表第四日は財界代表を首相官邸に招待し内外諸情勢を説明、出席者に時局の重大性を認識せしめ、議會も亦かうした政府の卒直な態度非常決意を汲んで政府方針に順應協力する態勢をみるに至つたことも見逃せない。

△國土防空強化策決定

對國土防空の急速強化をはかる爲め東條陸相、及川海相及び平沼内相は共同提案として國土防空強化案を十二月十日の閣議に陸相より附議決定した。

國土防空強化に關する閣議決定要綱

航空機の發達に伴ひ直接國內の要所に對し絶大なる武力戰的破壊行爲を恣にするに至り爲めに我が國防空態勢の現狀は不備缺陷頗る多く之に加ふるに對空禍の脆弱性大なるに鑑み高度國防國家確立の爲め速かに國土防衛の強化を圖るこれが爲め速に左記事項を實施す。

- 一、時局に鑑み緊急必要なる防空施策を行ふ。これが爲め必要なる資金、資材に關し他の重要問題ニ密に調整を圖る

一、今後凡ゆる施策には強度の防空上の要求を透徹具現すかくて政府は防空態勢の整備強化を施すこととなつた。

△第二次内閣強化

經濟新體制や大政翼賛會問題で弱體的に見へて來た近衛内閣は第七十六議會を控へて内閣強化をはかることになり十二月二十一日平沼國務相を内相に興亞院總務長官陸軍中將柳川平助氏を法相に据え、安井内相、風見法相と交迭を行つた。内相入替によつて内務省首脳部の更迭も行はれ、内務次官に荳場軍藏(前警視總監)警視總監に山崎巖(前警保局長)警保局長に橋本清吉(福島縣知事)の各氏が就任した。

△第三次内閣強化

議會休會と共に三月二日政府は内閣強化の爲め住友總理事小倉正恒氏を無任所國務大臣として起用、現狀維持的立場ニ企劃院を中心とする革新的見解を展開した經濟新體制

問題に鑑み、經濟關係をより高所より統轄して行く手腕を小倉氏に期待することになり、次いで四日議會に於ける經濟新體制問題で矢面に立つた小林商相及び星野企劃院總裁を交迭、海軍大將豐田貞次郎氏を商工大臣に興亞院總務長官心得の陸軍中將鈴木貞一氏が國務大臣兼企劃院總裁となつた。

△地方長官會議召集

政府は三月七日地方長官會議を召集當面の國際關係戰時經濟運營の實情、大政翼賛運動の方向等につき近衛首相は今日の時局は庶政百般に亘り根本的刷新を行ふ必要を痛感する。特に新體制移行の心構へ基本精神は飽く迄も日本精神でなければならぬ。而して今日最大の急務は革新にか現狀維持とかの論議ではない。如何なる體制が今日の日本の當面する難局を打開する最適の新體制であるかにある。

近時經濟統制の強化により官廳の擔當部面が廣汎となつたが官吏は特に懇切叮嚀に又能率的でなければならぬ。一層戒慎自重して民衆の側に立つて指導し、官民一致協力難局打開に邁進すべきである。

△首相時局談

内閣改造並に翼賛會改組を斷行した政府は議會通過諸法案の實施及び高度國防國家建設に邁進、松岡外相の歸朝に

よつて日ソ中立條約の締結、大本營連絡會議の開催、興亞院會議も開かれて事變處理に進む一方、歐洲戰局の推移はいよいよ米國參戰の氣構へを濃厚にし、泰佛印の國境調停も四月九日正式調印を了し内外諸問題山積しつ、ある中に四月十一日近衛首相は新聞記者團との會見に於て内閣の方針につき卒直な意見を述べた。即ち、

小倉國務相の就任により内閣の革新的經濟政策の一步後退であるとする見方に對し何人が入閣しやうと新體制確立の根本原則は不變であること、從來機構組織に重點をおいた嫌ひがあるが機構と人の運用に重點を置くこと、内閣改造翼賛會改組があつても近衛内閣の政治目標は不變であること、内閣制度の運用方針につきインナーキャビネット式を採らず現制度で現閣員中心に運用すること、國民政府の育成強化により重慶政權がこれに合體する日を期待する我が事變處理方針は變らないこと、南方發展の眞意は經濟的目的を超えるものでないこと、米國に對しては我が國の眞意理解に努力してゐること、樞軸外交の勝利を期待すること、難局打開の決意を語つた。

△豫算實行の節約

政府は議會通過の明年度豫算百二十八億七千萬圓實質的には十六年度二、三分の軍事費十億圓を加へて百三十八億七千萬圓の豫算執行に慎重を期し、陸相も亦軍事費の

大な點から部内に之が注意を喚起する訓示を行つたが、一般會計では十六年度豫算六十八億六千餘萬圓、同追加豫算十一億三千餘萬圓及び各特別會計も未曾有の巨額に上り、之が實行は國民經濟に影響するところ甚大なので四月一日閣議で豫算實行につき左の如く協議決定した。

- 一、豫算の使用に當りては時局の推移に即應し施策の要否緩急につき嚴正なる態度を以て検討を遂げ極力節約の實を擧ぐることに。
- 二、物資需給の情勢に省み、重要物資を要する豫算の實行に着手せんとするときは豫め慎重なる考慮を加へ、昭和十六年度物資動員計畫の圓滑なる樹立及び實施に支障を生ぜざるやう措置すること。
- 三、物價金融等に關し現に政府の採用しつ、ある經濟政策の完全なる調和をはかること共に、政府資金收支の調整に努め、昭和十六年度資金統制計畫の圓滑なる樹立及び實施に寄與すること。
- 四、國際收支の趨勢に顧み苟くも海外拂ひとなるべき經費については特に節約を旨とする。
- 五、事務簡便と能率向上につき一段の工夫を凝すこと共に官吏以下政府職員の勤務を強化し率先して職域奉公の範を垂れしめ以て餘裕財源の捻出に努むること。
- 六、前各號の趣旨を實現する爲め、支拂豫算の調整に際しては原則として所要の費額を豫算定額の四分の一以内に

於て區分計畫の上大藏省と協議すること。

尙この第四項の海外拂の點につき七日外國爲替管理法の實施と共に各省は小口のものも雖も大藏省と協議する事に決定した。

△科學技術新體制成る

高度國防國家建設の必須條件である科學の劃期的振興と技術の關連をはかり、外國依存の惡弊を一掃して日本的性格の高度科學技術の確立を期し、五月二十七日閣議で決定九月一日より實施する事になつた。この要綱によること推進機關として内閣直屬の科學技術行政の中樞機關(技術院)を設置し、又科學技術研究機關の綜合整備の爲め半官半民の綜合研究機關を創設、更に官民協力體制確立の爲め從來の科學技術に關する審議會や各種團體を包括した一大科學技術審議會を設置せんとするものである。

△農相更迭

六月十一日石黒農相は健康上の理由で突如辭任し、後任に井野次官が就任、食糧増産殊に米價について生産費補助の問題が採り上げられるに至つた。

△篤農家懇談會

民間第一線人物との懇談に乗り出した政府は六月十四日篤農家十二氏を招き農産物増産問題を始め農村勞力、資材、農産物價格農地問題等について懇談、農村代表は次の諸點を要望戰時農村對策へ示唆を與へた。

肥料配給の一元化、耕地整理の徹底、地主及び適性農家の登録による異動防止、農産物價格の不均衡是正及び地區別出廻別を無視した價格劃一化の回避、農村の明朗化小作料の檢討、農民道の確立並に團體道の確立、有畜機械化の必要、優良農機具の製造、官界の刷新その他。

△御前會議重大國策を決定

獨ソ開戦による歐洲の新情勢と變轉極りない國際情勢に對處し政府は毅然たる態度を以て之が推移を注視しつ、あつたが、七月一日の閣議に於て御前會議を奏請すること決定、支那事變以來第四回目の御前會議は七月二日午前十時宮中に開かれた。政府側、近衛首相、松岡外相、平沼内相、河田藏相、東條陸相、及川海相、鈴木企劃院總裁、樞府側原樞府議長、大本營側杉山參謀總長、永野軍令部總長、塚田參謀次長、近藤軍令部次長等首腦部列席、同日午後一時半政府發表の形式を以て

本日御前會議に於て現下の情勢に對處すべき重要國策の決定を見た

と公表、又松岡外相談して左の如く發表した。本日政府公表の通り御前會議に於て重要國策の決定を見るに至りましたが、およそ獨ソ戰爭は唯これを獨逸とソ聯との間に一つの戰爭が勃發したのであるといふ様な簡單な考へ方でこれに處することの出来ないのは勿論であります。即ち直接これをめぐる諸情勢はもとより更に廣

く眼を世界全般にわたつて注ぎ諸列強一つ一つの動向を列強間の關係を絶えず注視しつゝ、細心なる用意を自ら頼むある準備を固き決意覺悟をもつて嚴重に事の推移を見守る考へであります。私はいよいよもつて世界をあげて直接わが非常時の時局が眼前に展開しつゝ、あることを感じます。然しか、る次第であればある程わが國民はますます冷靜沈着にして上下一致聖旨に應へ奉り、わが進路を寸毫も誤らないことを心掛けねばならぬと存じます。

△物動、生廣、財經金融基本要綱

政府は七月九日の臨時閣議で十七年度豫算編成方針決定に伴ふ物資動員計畫、生産擴充計畫及び財政金融基本要綱を審議、本年度第二四半期（七月—九月）の物動計畫及び本年未迄の見透し並に生産擴充について閣議決定、財政、經濟、金融、基本要綱は七月十一日閣議決定を見た。

- 一、資金計畫の樹立、財政、生産、消費に要する各資金を概定する
- 一、金融機關（日本銀行其他）の機能を擴充する
- 一、資金の貸付は従來通り確實なる回収を要件とするのみならず國家目的に副ふこと
- 一、金融機關の統合が將來業種別であつたのに對し將來地域別に一團體を作り該地方の産業助長を圖る

を是正する爲め暴利取締規則に改正を加へ一罰百戒、取締りの徹底を期すること、なり七月十五日より之を實施、物資の圓滑配給を期する事となつた。

△大日本興亞同盟の結成

東亞新秩序の基本理念について各種團體が独自の主張により行動を展開してゐるので我が不動の國策に分派的行動のないやう政府は興亞諸團體の行動目標を明示すること共にその思想運動の中核指導體を設けて之に歸一させる爲め一月十四日の閣議に於て指導理念に關する左の申合せを行つた。

大東亞新秩序建設を目標とせる諸團體の行動は昭和十五年十一月三十日の日滿華共同宣言にて宣明せる趣旨に依るものである。肇國の精神に反し皇國の主權を晦冥ならしむる懼ある如き國家聯合理論等は許されぬ。帝國內に於ける大東亞新秩序建設に關する思想運動は大政翼賛會をして之に當らしめる。

之に基き翼賛會東亞局では研究の結果、興亞に關する思想運動團體のみならず事業團體學術團體をも含めた大日本興亞同盟を設立之に統一することに方針を決定、六月十日の閣議で組織要綱等の了解を求め政府も亦翼賛會の興亞運動を妨害する所爲を排しその活潑な展開を期することになつた。

一、金融機關に對しては國家が信用を補強し預金者に不安を與へないこと

一、國家目的の爲め銀行より資金の融通を受くるも、之を以てしては産業設備を充實し得ざる場合國家が設備を作る。又休止設備は國家が買ひ取る

一、前記の如く民間の金融統制に對し政府も簡易保險預金部を統制し民間金融統制に適應すべく方針をこる

一、財政に關しては財政資金を先づ定め、なほ之については昨年通り重要政策を政府首脳部に於て先づ定める

一、公債財源は赤字公債依存主義から脱却して行く、而して赤字公債のうち陸海軍の貯藏建設に使用するもの、道路港灣建物等は國防公債、道路公債等として赤字公債を漸次少くする

一、會計法の改正は容易ならざるものがあるが時勢に即應して改正する

一、租税は國民の各階層に負擔せしむるやう考慮する。從來租税は財政目的で徵收し國家の歳入手段に過ぎなかつたが將來は生産擴充に利用し必要に應じて増税する

一、從來の習慣として税率は弾力性に乏しく一度之を決定すれば法律を改正しなければ之を變更出來なかつたが、年度の途中にあつても時局の變遷に伴ひ税率を動かし得ることとする

尙この他買占め賣借しみ等による物資の偏在、配給の混亂

かくて七月六日午後一時日比谷公會堂に於て結成式をあげたが之に加盟した團體は五十三團體で、

近衛總裁より役員指名があつて總務委員長林銑十郎大將、理事長永井柳太郎氏、其他顧問總務委員が決定した。各團體の寄合世帯こいつた形であり指導理念の確立其他は今後問題に残されて居り興亞有力團體中にも之に加盟してゐないものもある。

△第三次近衛内閣成立

日ソ中立條約によりソ聯と新たな關係には入つた我が國は六月二十二日突如獨ソ開戦により衝撃をうけた。政府首脳部會議、御前會議となつて我が不動の方針は決定したがいよいよ國際戦局の複雑緊迫化は内閣政治力一段の強化が必要となり、近衛内閣は總辭職し、七月十七日大命近衛公に再降下、十八日第三次近衛内閣が成立、新内閣は前内閣の閣僚を根幹として銓衡が行はれ、十四閣僚中陸海軍出身閣僚七人を數へ、政黨解消後に於て成立した第二次近衛内閣に於ても三人の舊政黨出身閣僚があつたのに比し今回は政黨出身者一人もない臨戰態勢の顔觸れである。尙華やかな活動をした松岡外相が消えたことは注目された。新内閣の顔觸れは左の如くである。

新内閣閣僚一覽表

氏名	位階勳等爵位	年齢	経歴	出身地	出身學校
内閣總理大臣	從二勳一 公爵	五七	前内閣總理大臣	東京	大正六、京大法
外務大臣	從三勳二	六四	前商工大臣	和歌山	明治三八、兵學校
内務大臣	從三勳三	六七	前遞信大臣	山梨	明治三八、東大法
大藏大臣	陸軍中將從三勳一	五八	前國務大臣	石川	明治三〇、東大法
陸軍大臣	海軍中將從三勳一	五九	前陸軍大臣	岩手	明治三八、陸士
海軍大臣	海軍中將從三勳一	五九	前海軍大臣	岩手	明治三六、兵學校
司法大臣	從四勳三	六〇	前文部大臣	鳥取	明治四一、東大醫
文部大臣	從四勳三	六一	前農林大臣	東京	大正六、東大法
農林大臣	從四勳三	六三	前海軍次官、北樺太石油社長	山形	明治三三、兵學校
商工大臣	海軍中將從三勳一	六四	前遞信大臣	東京	明治三三、東京高商
遞信大臣	從三勳二	五八	前陸軍醫務局長	福井	明治四二、東大醫
拓務大臣	陸軍中將從三勳一	七五	前内務大臣	岡山	明治二一、東大法
厚生大臣	正二勳一 男爵	六三	前司法大臣	長崎	明治三三、陸士
國務大臣	陸軍中將正三勳一	五四	前國務大臣兼企畫院總裁	千葉	明治四三、陸士
企畫院總裁	陸軍中將從三勳二	五七	前情報局總裁	愛媛	明治四二、東京高商
情報局總裁	從四勳三	四五	前情報局總裁	京都	大正一〇、京大法
内閣書記官長	從三勳二	五二	前法制局長官	愛知	大正三、東大法
法制局長官					

議會

政黨解消後の議會を如何に運営して行くかについて翼賛會議會局及び衆議院事務局を中心に研究されたが結局翼賛會議は別に衆議院議員全部を發起人とする議員俱樂部を結成する事に舊政黨幹部間に相談が出来、議會局も之を妥當として規約を定め十二月二十日役員を決定した。之により第七十六議會はこの議員俱樂部が舊政黨に代つて運営に當るこゝ、なり議事の圓滑な進行をはかる爲め各派交渉會に代る議員協議會を以て事務局と折衝して運営するこゝになつた。かくて第七十六議會は十二月二十四日召集された。

再會議會に臨む衆議院議員俱樂部は一月二十日議員協議會總會を開いて宣言を決議し、政黨なき議會の自肅翼賛態勢を明かにした。休會明け議會は二十一日開かれ、貴衆兩院に於て近衛首相は現下内外の危局に處する政府の施策を明かにして決意を表明、松岡外相より國際情勢と我が外交政策、陸海軍大臣より軍狀の報告があつた。例年ならば質問戦に入るこゝろだが直ちに秘密會に入り内外情勢之に對する施策を明かにした。衆議院では戦局重大の折柄無益な摩擦をさげ不必要な言論を避ける態度を採り、二十二日の衆議院本會議劈頭町田忠治氏が代表となつて、政府鞭撻の決議案を提出、議會の翼賛態勢を示した。同様の決議案

は貴族院でも二十七日日本會議で可決した。町田忠治氏はその説明に於て

議會はこの極めて窮迫せる時局に鑑み戰時議會の覺悟を以て協賛の任を竭すべきである。今議會に政府が提出する法案は百數十件に上るに傳へられるが、これは眞に戰時體制強化に必要な法案に限つてこれを議會に提出一日も早く議會を終了するこゝに政府も我々も全力を盡さんこゝを切望する。

議會に於けるこの決議案並に施政演説に對する無益な質問中止に對し政府も之に應へ、臨時閣議を開いて對策を協議法律案の整理を行ひ、戰時體制強化に絶対必要で而も徒らに輿論を刺戟しないものに限つて提案するこゝ、し結局問題となつてゐた衆議院議員選舉法改正案、産業團體法案農業團體法案、配電管理法案等の提出を斷念し、之等の法案に代つて總動員法の改正案、更に治安維持法の改正、國防保安法案、衆議院議員、府縣會議員、市町村議員の任期を一年延長する法律案を提出するこゝになつた。

即ち施政方針演説後の秘密會及び再開前の各界代表者に對して時局の重大性を説明した事によつて議會は不必要にして且つ形式的な従来の質問演説を中止し、政府は會期を事實上短縮して緊迫した内外情勢に對處する爲め、提出法案を厳選して議會の翼賛態勢に呼應するこゝいつた態度に出

政治・外交

た。従つて議會は翼賛會問題で賑つた以外は大して華々しい論戦もなく議員の任期一年延期が利いてか戦時緊急の時局に適はしい議會の積極的建設的な施政質問もなかつた。最も集中的な質問があつたのは翼賛會に對するものであり貴衆兩院も憲法上、政治上其の他の觀點から質問を浴せ政府は翼賛會は公事結社であつて主として上意を下通し、政策を先議したり政治活動を爲すものではないと翼賛會を骨抜きにした答辯を與へ、此の性格に適はしい機構、人事の改革を行ふことを公約、又翼賛會の補助金八百萬圓決定についても政府と議會との間に曲折があつた。

又近衛首相は時局重大の折其の決意を問はれ左の答辯を行つて議會の感銘を深くした。

支那事變は第一次近衛内閣の當時勃發したのであります。爾來今年は第五年を迎へて居ります。尙事變は解決の曙光を見ません。これは軍部の責任でもございませぬ。誰の責任でも御座いませぬ。全く私の責任であります。既に巨億の國幣を費し、十萬の將兵が大陸に於て骨を埋めたといふことは上 陛下に對し奉り下、國民に對し誠に相濟まぬと思つて居ります。支那事變の解決を見ざる今日更に時局は重大を加へました。この未曾有の難局に直面し

聖上陛下の日々夜々御軫念を拜察致しまして誠に恐懼の極みであります。斯くの如き御軫念を拜察し又事變以來

の私の責任を顧みまます。甚だ微力なる私ではありますが、陛下の御信任を辱くしてゐる限り、これを最後の御奉公としてあくまでも御奉公致すつもりであります。

二月九日より近衛首相が病氣引籠りなつたあこ議會は翼賛會問題で終始した。議會は三月一杯を残して自然休會に入る豫定であつたが、最後に至つて治安維持法改正、國防保安法及び刑法改正案に對し、貴衆兩院で修正論が擡頭し前二法案は原案通り可決されたが刑法改正案については貴族院が先議して無修正で可決し衆議院では之に對し第九十六條、第九十七條に於ける公正なる價格を害する不正なる談合を取締るといふ意味を附加すべしと修正を行つた。かくて兩院協議會は大體衆議院修正の如く意見一致し字句修正の上兩院も之を承認して今議會唯一の修正可決を行つた。かくて三月一日を以て八十七件の法案、十數件の豫算案を審議可決し、三月二十五日までの會期を残して三月二日から自然休會に入つた。

尙議會に於ては此の外衆議院の農村關係議員より學校教員手當増額要求の運動が起り十日の閣議で政府は師範學校青年學校、教員養成所生徒學費補助三百三十餘萬圓、國民學校及び青年學校教員臨時手當補助三千八百萬圓を計上内務省でも警察官、市町村吏員の手當問題も起つたが、將來研究の上必要であれば豫備金支出を考慮することに決定した。又衆議院では食糧増産確保の決議に基き、政府に對し

經費三億圓の追加計上を求めたが結局政府は部落團體總動員、農業技術員増員並に待遇改善等に要する經費として第二豫備金より三千萬圓を支出し食糧増産獎勵につき善處するこゝこになり解決した。

▼兩院議員俱樂部——翼賛會の性格が公事結社に規定され精動化される傾向にあるので翼賛會による國民政治力の結集は困難であるこの見透しのもとに風見章氏等が中心になつて近衛内閣支持の政黨的同志結合體を作らうと各方面へ働きかけたがものならず、兩院議員俱樂部を結成するこゝこになり、それも社交團體として出發するこゝこ方面を執つた。衆議院議員俱樂部では五月二十七日、社交團體としての兩院議員俱樂部結成には衆議院は一體となつて参加するを申合せを行ひ、貴族院に對し交渉を開始したが、貴族院方面は氣乗薄でなか／＼腰をあげず、一方貴族院各派では貴族院調査會を計畫、之を設置するこゝこになつたので衆議院でも兩院議員クラブの設置を一時見合せ、衆議院でも調査會を設置するこゝこになり貴族院も歩調を合せて活潑な運動を開始した。之等の外に鳩山氏等の純然たる政黨復活運動、赤松、太田、河野氏等の時局研究會の動き、中島派を中心とした近衛内閣支持の政黨結成運動などが底流し翼賛會が公事結社として去勢された爲め議會を中心とする舊政黨各派の動きが漸次活潑を加へるに至り、又中野正剛氏の振東社も再び東方會として政治活動に入るなご民間各團體も時

艱突破の國民政治力結集に動き出した。

貴衆兩院の調査會は結局之を足場として兩院議員クラブになる懼れもあり、結局之は物にならず、衆議院では新交渉團體として翼賛議員同盟の結成を計畫、政府、翼賛會並に議會の三位一體化による翼賛體制の確立をはかるこゝこになり同志議員の間に準備が進み、前田米藏氏等は八月二十一日東條陸相を訪問支援を要望、更に近衛首相も會見諒解を求めた。

官 界

國際變局の目まぐるしい中に國家綜合國策の實施に當る政府は内閣政治力の強化をはかるこゝ共に杉大する國家事務に備へ官界新體制の確立が急務となり、部局の新設統合に共に吏道を刷新して國家事務能率の増進をはかるこゝこ、なり官界の機構、人事について着々實施した。

政府は各省に亘つて不要不急の各種委員會調査會の整理統合を行ひ十月十九日の閣議で決定したが、之によるこゝ内閣を始め各省にある前記委員會は二百七十餘に達したものをその約三分の二、百七十餘を整理することに決定した。この中には物價對策審議會、生産力擴充委員會、電氣通信委員會、教育審議會、興亞委員會、米穀自治管理委員會等も含まれてゐる。



これと共に時局の要求する部局の増大が企圖され外務省の南洋局、拓務省の拓南局、拓北局、内務省の神祇院なき十月六日の樞府本會議で可決實現を見ること、なつた。又内閣情報部の擴大強化案も決定、其の他一般官吏制度の改革についても樞府で逐次審議を開始した。

▲官吏制度改革案成立

官界新體制の率先具顯を公約した政府は組閣以來文官制度の改革を企圖し、文官任用令改正、文官分限令、高等試験令等十件に上るものであつたが、外國政府又は之に準ずるもの、官吏に對する待遇に關しては先に決定したので残りの九件については九月閣議決定、樞府御諮詢を仰ぎ十三回に亘つて審議の結果十二月二十八日審査終了三十一日本會議で滿場一致可決一月六日之を公布した。今次改正の主旨及び要綱は次の如くである。

第一 昭和七年齋藤内閣によつて改正制定せられた所謂身分保障制度を撤廢し官吏制度の根幹にメスを加へたこと即ち身分保障制度は政黨内閣時代、内閣更迭毎に行はれる廣汎な官吏異動によつて招來される行政の不安定を除く目的で制定されたのであるが政黨凋落の現在では制定の意義を失つたのみか官僚ひきりこの鐵扉に閉ぢこもり人事の停滯、能率の低下等官僚獨善の惡風を助長する嫌ひがあつた爲め斷乎右制度を徹廢し民間各般の新體制實現に率先範を示したこと。

第二 勅任文官を銓衡任用すること共に奏任文官の銓衡範圍を擴大し民間の人材を廣く登用すること、したること。第三 外交科高等試験を行政科試験へ統合し試験科目を變更することによつて適材適所主義による人事の交流を行ひ優秀な人物を採用し得ること、したること。

文官制度改革要綱

第一 文官任用制度に關する件

一、勅任文官の任用

(1) 勅任文官は現に自由任用たる官を除くの外總て當該官の職務に必要な學識技能及び經驗を有する者より勅任文官銓衡委員會の銓衡を経て之を任用するを得ること、爲したること。

二、勅任文官銓衡委員會の組織左の如し。

(1) 勅任文官銓衡委員會は會長一人及び委員六人を以て之を組織す。

(2) 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ、委員は左に掲ぐる者とする。

一、内閣書記官長

二、法制局長官

三、各省次官二人

四、文官任用令第二條の規定に依り任用せられたる勅任文官二人

(3) 委員會に豫備委員を置く。

二、奏任文官の任用

一定の經歷を有する者を奏任文官に特別任用し得るの途を擴めたること。即ち

(1) 教官技術官其の他特別の學術技藝を要する奏任文官として一定年限以上在職したる者を同系統の事務奏任文官に任用し得るの途を開きたること。

(2) 判任以上の官歴に依り特殊の奏任文官に特別任用せられたる者の中より適材を簡拔して他の一般の奏任文官に任用し得るの途を開きたること。

(3) 地方待遇職員令の適用を受くる奏任官待遇の職員、奏任官待遇の教育職員又は専門學校程度以上の私立學校職員として一定年限以上在職したる者を同系統の奏任文官に特別任用し得るの途を開きたること。

(4) 北海道、府縣、市町村等の地方自治團體の吏員として一定の年限以上在職したる者を地方事務官其の他の地方行政に關係深き奏任文官に特別任用し得るの途を開きたること。

三、判任文官の任用

判任文官の任用資格の範圍を擴めたること即ち待遇官吏の職に在りたる者北海道、府縣、市町村等地方自治團體の有給吏員の職に在りたる者を判任文官に任用し得るの途を開きたること。

第二 文官分限制度に關する件

所謂文官身分保障制度を徹廢したること。即ち現行文官分限令に於ては官廳事務の都合に依り必要ある場合に文官に對し休職を命ずるには本人の同意ある場合を除くの外高等文官に在りては文官高等分限委員會、判任文官に在りては文官普通分限委員會の諮問を経ること、を要するの制なりしも此の際之を廢止したること。

第三 高等試験令中改正の件

(イ) 本試験は行政科及び司法科の二科としたること。

從來は行政科、外交科及び司法科の三科なりしを今回行政科、外交科を合併して行政科と爲したり。

(ロ) 行政科の筆記試験は左の七科目に付き之を行ふこと、したること。

1 憲法、2 國史、3 行政法、4 經濟學、5 民法、國際公法及び外國語の中二科目(受験者をして豫め選擇せしむ) 6 哲學民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、國際公法、國際私法、政治學、財政學、經濟政策、外交史、經濟地理及び外國語の中一科目(受験者をして豫め選擇せしむ。但し、民法、國際公法及び外國語は受験者が第五號に於て選擇せざる場合に限り之を選択することを得)

從來の試験科目を比較するに(一) 必須的科目として新に國史を加へ(二) 從來の行政科試験の必須科目たりし民法並に外交科試験の必須科目たりし國際公法及び外國

語を合して其の中二科目を必ず選擇せしむることとし  
 (三) 従来の選擇科目の數を適當に整理したり。  
 行政科の口述試験は其の科目を限定し國史、行政法(筆記試験に於て國際公法及び外國語を受験したる者に付ては其の志望に依り國際公法を以て之に代ふ)及び經濟學の三科目に付き之を行ふこととしたること。  
 (ハ) 司法科の筆記試験は左の七科目に付き之を行ふこととしたること。

1 憲法、2 國史、3 民法、4 刑法、5 商法、民事訴訟法及び刑事訴訟の二科目(受験者をして豫め選擇せしむ) 6 哲學、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法、行政法、國際私法、經濟學及び刑事政策の中一科目(受験者をして豫め選擇せしむ。但し商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法は受験者が前號に於て選擇せざる場合に限り之を選擇することを得)

従来の司法科の試験科目を比較するに(一) 必須的科目として國史を加へ(二) 商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の中二科目を必ず選擇せしむることとし(三) 従来の選擇科目の數を適當に整理したり。  
 司法科の口述試験は其の科目を限定し國史、民法及び刑法の三科目に付き之を行ふこととしたること。  
 (ニ) 本改正は昭和十七年一月一日より施行することとしたること。

(ホ) 従前の規定に依る行政科又は外交科の本試験又は其の筆記試験に合格したる者は各之を改正規定に依る行政科の本試験又は筆記試験に合格したる者として看做したること。

▲内閣情報局

内閣情報部を擴大強化して局に昇格、内務、外務、陸海軍に跨る報道機關の統一をはかることになり十二月六日公布された。新情報局は、  
 一、親任官の總裁の下に五十名の情報官を置き陣容の大強化を圖つたこと。

一、各省との連絡については情報官の兼任制度の活用によつて効果を大ならしめたこと。

一、民間の人材を求めて情報宣傳事務に參劃せしむる爲に勅任待遇の參與制(十五名)を設けたこと。

一、情報官の自由任用制を確立したこと。即ち總裁、次長以下情報官全部を自由任用として人材を適時適所に配置し得ることとしたこと。

而してその權限は、  
 一、國策遂行上必要な情報の蒐集、報道、啓發、宣傳に關する事務。  
 二、國家總動員上必要な新聞紙及び出版物の取締處分。  
 三、ラヂオ放送内容の指導取締。  
 四、國策遂行上必要な映畫、演劇、レコード等の指導取締

五、右諸事項に關する各官廳の協力を求むること。

▲内閣情報局設置に伴ひ外務省情報部及び文化事業部は外務省官制中より削除され、外國に於ける情報蒐集、外國に於ける宣傳啓發の固有事務は官制を改正して外務省に残した。又陸軍省情報部は廢止され、大本營陸軍報道部が残り松村大佐の後任として馬淵大佐が就任した。海軍軍事普及部も同時に廢止され、海軍軍事に關する普及事務は軍務局第四課で管掌することになり、大本營海軍報道部は残り前田稔少將が部長、平出大佐が同課長を被付けられた。

▲總動員審議會の改組

國家總動員法は第七十六議會で全面的改正を見たので總動員審議會の改組も要望されたので政府は四月六日の閣議に附して決定した。改組の骨子は

審議會委員中官吏並に議員を除く民間委員に任期を定め且任期中に雖も特別の事由ある場合は委員の解任を爲し得ること。從來官制に規定はあつたが全然利用してゐなかつた臨時委員制度を活用し、民間有識者を臨時委員に任命し民間の意向を強度に反映せしむることとした。

▲企劃院の改組

鈴木總裁は各種主要國策の綜合運營の見地から全面的行政機構の改革に結付けた企劃院の改組擴充を企圖し研究中であつたが四月二日の官報で改正機構を公布人事を發令した。

▲物審の改組

四月五日政府は物價審議會改組方針を公表し九日之を決定したが從來のものに異なるところは、

改組物審の委員は専ら民間人のみを以て構成する。物審の審議問題を物價問題に限定する點である。之によるに物審の委員は總て經濟界の指導的實力ある有力者を以てあて、國務大臣の参加を除外する。従つて從來の如く經濟評論家は参加しない。物價政策の樹立遂行には政府が全責任を以て當るが、此の政策決定機關である委員會は専ら民間經濟の實務家を以てあて、民間の意向を尊重すること同時に政策を地についたものたらしめることに狙ひがある。

▲文官制度委員會設置

官界新體制の一翼として文官に關する制度並に其の運用に關する主要事項を調査審議する爲め内閣に文官制度委員會を四月六日設置した。當面の問題としては、  
 官廳事務の能率増進、官吏の養成、官吏の待遇改善、官

廳事務相互間の連絡調整を圖る。  
ことを目標としてゐる。

▲官界新體制の推移

政府は財界側との官界新體制に關する懇談會は五月十日に第一回の會合を開き、それ迄財界側三幹事の間で整理した要望事項について各委員が政府との間に意見の交換があり更に二十四日第二回の會合が行はれた。この會合に於いては財界側で協議調整した「官界新體制に關する當面の具體的改革案」を提示し政府との間に協議を行つた。この時の要望事項は次の通りである。

- 一、認可許可事項は出來得る限り之を整理する事。この制度の存在は現今行政の事情に鑑み必要缺くべからざるものあるは言ふ迄もないが出來る限り整理を行ふべし
  - 二、認可許可制度に代るべき制度を考慮する事(たゞへば民間團體への委讓、事前届出制度の採用)について詳細を指示して各省の具體的立案を懇願してゐる。
  - かくして財界代表の要望は全面的に實現する事は事實上不可能にしても差當り手近の所から取容れに乘出した政府に眞剣さが見出され得る。
- ▼官界新體制に關する當面の具體的改革案

官界新體制確立の緊切なることは曩に第一回官民懇談會に於て詳細陳述したる所であるが差當り問題の焦點を「官廳事務能率の増進」に置き、左の數項に分ち之に關する具體的對策を掲記するを以て政府は速かに之が實現に付き善處せられんことを望む。

第一、行政事務の簡易化

- 一、權限の整理統一  
各官廳の各種法令に基く權限は重複競合せるもの尠からざるを以て之が整理統一を圖ること。
- 二、連絡の緊密化  
(一) 官廳相互間及官廳内の各部局間の連絡の緊密化を圖り事務の處理を迅速ならしむること。  
(二) 一事項に關聯して二以上の官廳に提出する申請に付ては當該官廳間に於て緊密なる連絡を採りつ、並行的に進捗するやう努むること。  
(三) 内容全く同一なるに拘らず各官廳毎に又は各部局に異なる書式に依る報告を時々提出することを求めらる、ことあるも之等の形式は可及的に之を統一すること。
- 三、手續の簡易化  
(一) 許可認可及届出等に付ては、經由機關は成るべく之を省略すること共に各種手續に伴ふ添附書類の如きも之を最少限度に止むること。  
(二) 同種の營業を營むものが同種の許可認可の申請を爲すに當りては之を統制團體をして一括申請せしむる方法に依ること。(包括許可制の活用)

第三、陳情處理の適正化

- 一、各省に對する民間の陳情に關しては之が受理斡旋の爲必要な部局には當該部長附又は局長附として特に擔當者を置くこと。
- 二、統制經濟強化に伴ひ近時激増しつつある民間側各種の陳情に關しては、之を整理して官廳事務の停頓を防止すること共に、十分實情を聴取せしむるため、可及的に民間團體をして之を取扱はしめ、之等團體に於て陳情の趣旨を認めたるものに付ては關係官廳に於て之が適切なる措置を攻究實施すること。

第四、民間團體の活用

- 一、民間團體職能範圍の擴大
- 二、民間團體の運用
- 三、民間團體をして取扱はしむべき行政事務の例示  
(一) 國家總動員法關係  
國家總動員法關係法規の運用は事國家の機密に屬すべきも、其の發動に基きて行はるべき許可認可は之を重要産業團體令に基く統制會又は之に準ずべき民間團體等をして取扱はしむるも支障なきものと思惟せらるるものに付左に其の數例を掲記す。  
イ、會社經理統制令に關する事項  
ロ、賃金統制令に關する事項  
ハ、價格統制令に關する事項  
ニ、地代家賃統制令に關する事項

四、許可、認可及届出事項の整理

- (一) 許可、認可及届出を規定せる法令が時勢の進展に依り實情に適合せざるに至りたるものに付ては、之を整理すること共に許可認可事項とするに必要比較的尠きものは之を届出事項に改むること。
  - (二) 地方長官の許可事項にして右許可に關し主務大臣の認可を必要とする場合極めて多きも斯くの如き許可に付ては單に地方長官又は主務大臣の何れか一方の許可に止め必要ある場合に於ては同時に他の一方の官廳に對しては同一書類の複寫を届出することに改むること。(複寫制活用)
  - (三) 同一官廳内の各部局が同一書類の提出を命ずる事例多きも斯の如きは部局間の連絡の緊密化に依り一通を以て事足るやう改むること。
- 第二、許可認可に關する期限設定
- 一、統制に關する許可認可にして、之が決定の遅延により生産の能率を阻害し又は營業若は經濟生活の維持に支障を生ぜしむる虞れあるものは勿論其他統制關係以外の事案の許可認可にして輕微なるものに關しては、原則として所管官廳をして申請書受理後一定期間内に之を決定せしむるやう明文を以て規定すること。
  - 二、右期間は例へば之を左案の如き期間内に於て關係官廳は可及的速かに之を處理すること。
  - 三、所定の期間内に主務官廳之が決定をなし申請者に對し通達せざるときは許可又は認可ありたるものと看做すこと。

(二) 製造關係

- イ、鑛産法に關する事項
- ロ、製鐵事業法に關する事項
- ハ、輕金屬製造事業法に關する事項

(三) 配給關係

- イ、臨時肥料配給統制法に關する事項
- ロ、商店法に關する事項
- ハ、百貨店法に關する事項
- ニ、小賣業免許制度に關する事項

(四) 貿易關係

- イ、輸出入品等臨時措置法に關する事項
- (五) 保險關係

生命保險會社外務員の登録事務は商工省に於て取扱へるも之を民間統制團體(例へば生命保險會社協會)をして行はしむること

第五、民間の知識經驗の活用

一、委員會制度の活用  
政府の各種委員會に付ては、出來得る限り多數の民間人を之に参加せしめ之等民間委員をして其の中にありて直接企畫立案の衝に當らしむるが如く之が制度を改善するに共に、委員會に於て審議すべき事項を明瞭に規定する等適當なる方策を講じ、以て委員會をして有名無實ならしめざるやう努むること。

二、顧問及參與制度の活用  
民間の知識經驗を活用するため、經濟行政關係官廳は民間人を顧問及參與に任用すること、而して顧問及參與は

管に各省のみならず其の部、局等にも之を設置すること、し、成文を以て明瞭に其の權限を定め關係省、部、局等の重要經濟政策に關する企畫立案に付ては必ず之に參與せしむること。

三、委員、顧問及參與の選任

民間人を委員、顧問及參與等に選任するに當りては現に經濟界にありて其の第一線の實務を擔當し、實際の知識經驗に富む有能の士を之に充つるやう特に留意すること

▲厚生省人口局

人口政策確立要綱は一月二十二日の閣議で決定し政府は之に基く行政機構の整備につき厚生省の體力局を廢し、之を母體に社會、衛生、豫防の三局に跨つて人口行政を統合する人口局とした。

▲思想對策協議會

政府は六月十七日の閣議に於て内閣に思想對策協議會を設置することに決定、理由は

文官制度委員會に於て官吏制度再檢討が粗上に上り官吏の素質向上再教育の爲め官吏の思想再訓練、日本精神の涵養が根本問題であるといふことになり、更に一般國民の思想的訓練の必要もあるもので、政府は文官制度委員會で採り上げた官吏思想問題を別途にこの協議會で審議し官吏對策から更に廣汎な國民全般の思想再檢討、日本精神の體得を協議すること、なつた。委員は内相、法相、文相、企劃院總裁並に南樞密顧問官、幹事は内閣書記官長、法制局長官、内務、司法、文部三省次官よりなるものである。

日華新條約成立

華共同日滿宣言

事變處理を目標とし日華新關係を規定すべき國交調整條約締結交渉は昨十五年八月末終結し、爾來國內手續の段階に入り、帝國に於ては同年十一月廿七日樞密院の御諮詢を経て御裁可を仰ぎ、支那側また中央政治委員會、行政院會議を通じて、同廿九日立法院の審議決定を終つたので、同月卅日南京國民政府大禮堂に於て日華双方の關係者參列の下に帝國全權阿部大使と國民政府主席汪精衛氏との間に正式調印が行はれた。これに依つて帝國政府は汪精衛氏を首班とする國民政府を中華民國の唯一の政府として承認し、將來兩國政府は手を携へて東亞新秩序の建設に邁進することになつた。この歴史的條約の基底をなす根本理念は、條約前文に明かにされてゐる如く兩國は東亞に於て道義に基く新秩序の建設といふ共同理念に向つて善隣として緊密なる提携を約し且つ東亞に於ける恒久的平和の確立に努力すべきことを誓つたものである。而して右調印に引續き同日同式場に於て阿部、汪日華兩國全權並に滿洲國全權委員藏式毅氏との間に日滿華三國共同宣言の調印手續を完了し、こゝに中華民國國民政府は滿洲帝國を承認し、滿洲帝國はまた中華民國國民政府を正式に承認すること、なり、かくて日滿華三國は相互に主權と領土を尊重し、互恵を基調と

する三國間の一般提携、殊に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げるために必要なる一切の手段を講ずること、を約束した。日華基本關係條約の成立、日滿華三國共同宣言こそ新東亞の發足を象徴する一大事象であり、大東亞の黎明を告ぐる曉鐘であるといふ意味に於て正に世界史的意義を有つ一大盛事といふことが出来る。

日華基本條約並びに日滿華共同宣言に關する帝國政府公表

本十一月三十日南京に於て日華兩國全權は兩國間基本關係に關する條約、同附屬議定書並びに附屬議定書に關する兩國全權委員間了解事項に調印し次いで日滿華三國全權は日滿華共同宣言に調印を了せり。以上を以て帝國政府は汪精衛氏を首班とする中華民國國民政府を正式に承認し中華民國國民政府は滿洲國を承認し滿洲國政府は中華民國國民政府を承認せる次第なり。關係文書の内容は左記の通りなり。

日本國中華民國間基本關係に關する條約

大日本帝國政府及中華民國國民政府は兩國相互に其の本然の特質を尊重し東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し以て東亞に於ける恒久的平和を確立し之を核心として世界全般の平和

に貢献せんことを希望し、之が爲兩國間の關係を律する基本的原則を訂立せんことを欲し左の通協定せり。

第一條 兩國政府は兩國間に永久に善隣友好の關係を維持する爲相互に其の主權及領土を尊重しつゝ政治、經濟、文化等各般に互に互助敦睦の手段を講ずべし。

兩國政府は政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般に互に相互に兩國間の好誼を破壊するが如き措置及原因を撤廢し且將來に互に之を禁絶することを約す。

第二條 兩國政府は文化の融合、創造及發展に付緊密に協力すべし。

第三條 兩國政府は兩國の安寧及福祉を危殆ならしむる一切の共產主義的破壊工作に對し共同して防衛に當ることを約す。

兩國政府は前項の目的を達成する爲各其の領域内に於ける共産分子及組織を芟除すると共に防共に関する情報、宣傳等には緊密に協力すべし。

日本國は兩國共同して防共を實行する爲所要期間中兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ所要の軍隊を蒙疆及華北の一定地域に駐屯せしむべし。

第四條 兩國政府は中華民國に派遣せられたる日本國軍隊が別に定むる所に依り撤去を完了するに至る迄共通の治安維持に付緊密に協力することを約す。

共通の治安維持を必要とする間に於ける日本國軍隊の駐屯地域其の他に關しては兩國間に別に協議決定せらるゝ所に據る。

第五條 中華民國政府は日本國が従前の慣例に基き又は兩國共通の利益を確保する爲所要期間中兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ其の艦船部隊を中華民國領域内に於ける特定地域に駐留せしめ得ることを承認すべし。

第六條 兩國政府は長短相補ひ有無相通ずるの趣旨に基き且平等互惠の原則に依り兩國間の緊密なる經濟提携を行ふべし。

中華民國政府は華北及蒙疆に於ける特定資源就中國防上必要なる埋藏資源に關し兩國緊密に協力して之を開發することを約す。

中華民國政府は其の他の地域に於ける國防上必要なる特定資源の開發に關し日本國及日本國臣民に對し必要なる便宜を提

供すべし。

前項の資源の利用に關しては中華民國の需要を考慮し中華民國政府は日本國及日本國臣民に對し積極的に充分なる便宜を提供するものとす。

兩國政府は一般通商を振興し及兩國間の物資需給を便宜且合理的ならしむる爲必要なる措置を講ずべし兩國政府は揚子江下流域に於ける通商交易の増進並に日本國と華北及蒙疆との間に於ける物資需給の合理化に付ては特に緊密に協力すべし。

日本國政府は中華民國に於ける産業、金融、交通、通信等の復興發達に付兩國間の協議に依り中華民國に對し必要なる援助乃至協力を爲すべし。

第七條 本條約に基き日華新關係の發展に照應し日本國政府は中華民國に於て日本國の有する治外法權を撤廢し及其の租界を還付すべく中華民國政府は自國領域を日本國臣民の民住營業の爲開放すべし。

第八條 兩國政府は本條約の目的を達成する爲必要なる具體的事項に關し更に約定を締結するものとす。

本期間に於て治安の確立を保障するものとす。

第四條 中華民國政府は事變發生以來中華民國に於て事變に因り日本國臣民の蒙りたる權利利益の損害を補償すべし。

日本國政府は事變の爲生じたる中華民國難民の救済に付中華民國政府に協力すべし。

第五條 本議定書は條約と同時に實施せらるべし。

右證據として兩國全權委員は本議定書に署名調印せり。

昭和十五年十一月三十日即ち中華民國廿九年十一月三十日南京に於て日本文及漢文を以て本書各二通を作成す。

附屬議定書

本日日本國中華民國基本關係に關する條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通協定せり。

第一條 中華民國政府は日本國が中華民國領域内に於て現に遂行しつゝある戰爭行爲を繼續する期間中戰爭行爲遂行に伴ふ特殊事態の存在すること及日本國が右戰爭行爲の目的達成上必要なる措置を執ることを諒解し之に應じ必要なる措置を講ずるものとす

前項の特殊事態は戰爭行爲繼續中と雖も戰爭行爲の目的達成上支障なき限り情勢の推移に應じ條約及附屬文書の趣旨に準據して調整せらるべきものとす。

第二條 従前中華民國臨時政府、中華民國維新政府等の辨じたる事項は中華民國政府に依り繼承せられ差當り現狀を維持せられたるものなるに依り右事項の中調整を要するものにして未だ調整せられざるものは事態之を許すに伴ひ兩國間の協議に依り條約及附屬文書の趣旨に準據して速に調整せらるべきものとす。

第三條 兩國間の全般的平和克復し戰爭状態を終了したるときは日本國軍隊は本日署名せられたる日本國中華民國基本關係に關する條約及兩國間の現行約定に基き駐屯するのを除き撤去を開始し治安確立と共に二年以内に之を完了すべく中華民國政府は

附屬議定書に關する日華兩國全權委員間了解事項

本日日本國中華民國基本關係に關する條約に署名するに當り右條約附屬議定書第一條及第二條の規定に關聯し兩國全權委員間に左の了解成立せり。

第一 中華民國に於ける各種徵稅機關にして目下軍事上の必要に依り特異なる状態に在るものに付ては中華民國の財政獨立尊重の趣旨に基き速に之が調整を計るものとす。

第二 目下日本國軍に於て管理中の公營私營の工場、鑛山及商店は敵性を有するもの及軍事上の必要等己むを得ざる特殊の事情に在るものを除き合理的方法に依り速に之を中華民國に移管する爲必要なる措置を講ずるものとす。

第三 日華合辦事業にして固有資産の評価、出資比率其の他に付修正を要するものあるに於ては兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ之が是正の措置を講ずるものとす。

第四 中華民國政府は對外援助に關し統制を必要とする場合は自主的に之を行ふものとす但し條約第六條に掲げられたる日華經濟提携の原則と牴觸することを得ず。又事變繼續中に於ては右統制に付日本國側と協議すべきものとす。

第五 中華民國に於ける交通、通信に關する事項にして調整を要するものに付ては兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ事態之を許す限り速に之が調整を計るものとす。

昭和十五年十一月三十日即ち中華民國廿九年十一月三十日南京に於て日本文及漢文を以て本書各二通を作成す。

### 日滿華共同宣言

大日本帝國政府、滿洲帝國政府及中華民國國民政府は三國相互に其の本然の特質を尊重し東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣を以て緊密に相提携し以て東亞に於ける恒久的平和の樞軸を形成し之を核心として世界全般の平和に貢獻せんことを希望し左の通宣言す。

- 一、日本國、滿洲國及中華民國は相互に其の主權及領土を尊重す。
  - 二、日本國、滿洲國及中華民國は互恵を基調とする三國間の一般提携就中善隣友好共同防共經濟提携の實を擧ぐべく之が爲各般に互り必要なる一切の手段を講ず。
  - 三、日本國、滿洲國及中華民國は本宣言の趣旨に基き速に約定を締結す。
- 昭和十五年十一月三十日即ち康徳七年十一月三十日、中華民國廿九年十一月三十日南京に於て。

### 帝國政府聲明

帝國は曩に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱せり。爾來年を閱するに二年、此間我が提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ着々其の歩を固め來り、今茲に日、滿、支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見たり。

抑も本條約の意義たるや世界を擧げて新舊秩序相交流する一大混亂期に方り、眞に人類相愛の大道に立脚し天與の分を守り有無相通、共存共榮の世界新秩序建設の先驅たるを明かにするものにして東亞民族の欽懷之に過ぐるものなからん。

然りも雖も締盟の成立は事の初動に屬す。其實効を收むるは今後に在り。加之支那には今尙ほ民族協和の大道を覺らず救國の大事を抗戰の一途に求め民を驅りて新秩序建設の前途を壅塞するの走狗たらしむる勢力の殘存するあり。他方世界混亂の結果に因る列國の功利的策動亦熾烈を加へ爲に抗戰勢力をして益々其迷蒙を深からしめつ、あり。東亞新秩序建設の前途尙ほ事滋きを覺悟せざるべからず。之に處する各般の對策、準備は一に我國民の聰明を努力に存す。由來光榮の存する處責務之に伴ふ。帝國は其責務の愈々重大なるに省み萬難を排して東亞新秩序建設の大業に

邁進せざるべからず。

### 新條約諒解事項解説

「附屬議定書に關する日華兩國全權委員間了解事項」は附屬議定書の第一條及び第二條に關聯するもので戰爭行為進行中といふ特殊事情の下における諸問題の調整に關するものである。即ち了解事項第一は支那における關稅、鹽稅並に統稅等の徵收機關にして軍事的必要により特殊狀態にあるものは同國の財政獨立尊重の建前から可及的速かに調整を圖ること。

第二、皇軍が管理中なる中國側の公營及び私營の工場、鑛山及び商店等の中(一)敵性を有するもの(二)軍事上の必要已むを得ざる特殊事情にあるものを除いて合理的方法に依り速かに支那側に移管すること、即ち右の如き特殊事情が解消した際は一般的に返還が認められるに至つたもので、これに依つて軍管理工場、古蹟、文化資料等一部分既に實施されたものもある。

第三、日支合辦事業は事變開始以後のものとしてその固有財産の評価につき兩國の出資比率その他に關し修正を要するものあるときは兩國側で別に協議決定するところに從つて是正措置を執る。

第四、基本條約第六條の日華經濟提携原則と牴觸しない範圍において國府側はその對外貿易を必要に應じ自主的に統制し得るが事變繼續中はかゝる貿易統制は日本側と協議すべきものであること。

第五、支那の交通、通信、鐵道、航空、バス、電信電話を含むに關し調整を要するものは兩國間において別に協議決定した事象

に即應した調整方法を執ること。  
等を規定したものである。

### 汪精衛氏、正式主席に就任

南京國民政府では、昨年十一月二十八日行政院會議並に中央政治委員會の合同會議を開催、日華關係調整に關する案件を附議、滿場一致これを可決したる後引續き第二次會議を開催、國民組織法案の改正を附議、これ亦滿場一致可決、その結果、國民政府代理主席汪精衛氏は正式主席就任に決定、翌二十九日南京大禮堂に於て盛大なる就任式典を舉行した。かくて汪氏は修正國民政府組織法に基き政府主席として行政院長を兼職し實際政治の責任に當る強力なる主席制の初代主席として多難なる内外時局に對處して敢然邁進すること、なつた。なほ汪氏は正式主席就任に先立ち二十七日蔣介石に對し即時停戰全面和平を勸告する長文の電報を發した。

### 新駐支大使に本多熊太郎氏

帝國政府は、日支兩國の正常關係回復を契機として東亞共榮圈完成へ再出發するため日支國交修復條約締結の使命を果した阿部信行大使の辭任希望を容れ、その後任として外交界の耆宿元駐獨大使本多熊太郎氏の出馬を求めその承諾を得るに至つたので十二月六日國民政府のアグレマン要

請の手續を了した。依つて松岡外相は即日奏御裁可を得翌七日本多大使の親任式を執行はせられた。本多氏の出馬は兩國關係に千鈞の重みを加へるものとして各方面より歓迎されたが、同大使は同月二十八日南京國民政府大禮堂に於いて汪精衛主席に信任状を捧呈、式終了後記者團と會見談話の形式を以て左の所見を開陳した。

由來帝國と中華民國とは唇齒輔車の關係にあり、偶々兩國政府並に國民の感情に疎隔を來せり。雖も民族てふ歴史、地理的關係に基く兩國本來の關係には毫も變動なきことを確信する。不肖任に臨むより陸海軍現地最高指揮官と極めて緊密なる連絡を保持し、真情を把握し以て兩國間新條約の準則精神に依據して兩國國民間の理解と同情との増進を計り、その國民的要求の調整貫徹を期し延いて東亞新秩序確立の具體化に邁進したき所存なり。在華官民は深く事態を認識し前線將兵の心を心して各自奉公の誠を盡して以て聖旨に應へ奉らんことを期待して止まざることを期す。

なほ阿部特派大使は、その任務完了と共に十二月十一日西尾總司令官、褚民誼外交部長、國民政府各院部長を初め日支軍官民多數見送りの裡に青木顧問、須賀海軍少將、宇治田隨員等を帶同し南京飛行場を出發、上海經由十六日歸朝した。

### 駐日大使に褚民誼氏

日支國交修復條約成るや帝國政府は本多熊太郎氏を駐華特命全權大使に任命したが、國民政府に於ても初代駐日大使として外交部長褚民誼氏を任命した。褚大使は二月五日帝都着、來任、褚民誼外交部長の後任には外交部政務次長徐良氏を起用した。なほ褚大使は十二月十三日駐日大使としての抱負を左の如く披瀝した。

過去に於ける日華間の關係は双方に理解が缺けてゐた、め不幸な事件の發生を事前に回避することが出来なかつたが、今次事變に於ける兩國民の切實なる感得によつて東亞の眞の和平が實現し得れば又もつて慰めなきを得るであらう。惜むらくは全面和平未だ實現せず、重慶の頑迷分子亦醒めず、民衆の痛苦も依然繼續し、友邦の消耗も亦依然として繼續されてゐるのは最も痛心事とする處である。故に余は對内的には全面和平の速かなる實現を求め、對外的には友邦日本と親善緊密に提携し又歐米諸友邦に對しても協和の道を求めるべきであらうと思ふ。今回余の東京赴任は一に政府の政綱政策及び和平趣旨に基き極力之を實踐し、日本朝野及び各友邦使節に十分諒解せしめ重慶側の宣傳に乗ぜられざるやう努力する決心である。渡日後公務の餘暇には日本の民間と往來し、感情の融和、文化の交流に努め根本的に兩國民の協調を

圖り、孫總理の大亞細亞主義に徹すれば、友邦の唱へる東亞新秩序も速かに樹立し得るものと信ずる。

### 滿支兩國大使交換

日滿支共同宣言に依つて滿支兩國は相互承認を斷行、新關係を設定するに至つたので南京國民政府は滿洲國に對し修聘特使を派遣することとなり、特使に外交部長徐良氏、副使軍政部長代理鮑文樾陸軍中將以下隨員を任命、一行は十二月二十日空路新京を訪問、廿四日まで滿洲國官民とそれと緊密なる交驩を遂げた。一方滿洲國でも中華民國と國交を開始するため初代駐支大使に民生部大臣呂榮寰氏を任命（呂大臣の後任は谷次享總務廳次長を特任）呂大使一行は一月初旬南京に赴任、同十日國民政府大禮堂に於て汪主席に東亞共榮圈確立の決意を表明せる口上書を読み上げた後、信任状を捧呈、汪主席も口上書に於て兩國の親善と提携強化促進の途を述べ、かくて兩國は日滿支共同宣言の趣旨に基き東亞新秩序確立のため相携へ一路邁進することになつた。なほ呂大使の着任に依り從來南京に於ける滿洲國辦事處は大使事務所に含まれて外交事務を開始したが、國民政府も前維新政府事業部長廉陽氏を初代駐滿大使に任命、同様外交關係を開始した。

### 駐日滿洲國大使更迭

滿洲國政府は、阮振鐸駐日大使が滿三年に亘り日本と緊

密なる連絡に當ることに、治外法權撤廢に伴ふ帝國政府の折衝を初め日獨伊防共協定への同國の參加、日滿伊貿易協定の締結、盟邦日本の紀元二千六百年式典、建國神廟の創建並に日滿支共同宣言調印等に關し多大の外交的成果を擧げた功績に報いるため國政の要職交通部大臣に特任し、後任として多年國政の樞機に參畫し同國交通史に赫々の功績を残した交通部大臣李紹庚氏を特任、將來益々重要性を加へる日滿外交の衝に當らしめることとなり十二月六日それと正式發令された。

### 日ソ漁業條約成る

昨年十二月三十一日をもつて滿期の日ソ漁業條約に關しては、同秋赴任の建川大使とモロトフ外務人員委員との間に交渉繼續中のところ諸般の事情より同年中には本條約更改の見込み立たず、暫定協定も本年に持越されたが、一月二十日ソ聯側は提案を一應撤回し、本年度漁區の借區料抵代税を二割引下げることとを條件として現行漁業條約を今年末まで延長することに同意し來つたので翌二十一日クルムリンに於て第六次漁業暫定取極めに署名を了し、同時に本條約改訂のため兩國よりそれぞれ五名宛の委員を以て構成する日ソ特別混合委員會を設置する件の合意も成立した。而して右の條約効力延長に關する議定書は同月廿九日樞密院本會議にて可決され國內手續を完了するに至つたの

で即日建川大使をしてソ聯政府に通達せしめ、こゝに一九二八年一月二十三日モスコで當時の田中都吉大使ミカラハシ外務人民委員との間に調印された日ソ漁業條約及び一切の附屬文書は本年十二月三十一日までその効力を存續するこゝになつた。なほ同議定言は長期漁業條約の締結によつて新條約に置換へられるものである。議定書内容左の通り。

議定書

第一條 千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國、ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十一年十二月三十一日に至る迄効力を存續す。  
第二條 本議定書は日本國及びソヴェト社會主義共和國聯邦政府間に目下の交渉中にして千九百四十一年中に締結せらるべき新條約に依り代ふるべきものとす。

ペルー暴動事件解決

昨年五月十三日、ペルー首都リマ學生を主とする排日暴動事件發生、邦人商店が破壊掠奪され、被害家族六百名に達した。我方は佐藤代理公使をして嚴重抗議せしめるこゝ同時に損害賠償を要求せしめつゝ、あつたが、三月十五日シユレーベル同國駐日公使は外務省に寺崎亞米利加局長を訪問同問題解決に關する本國政府の誠意を具體的に披瀝し、損

害賠償金の一部として十萬ソール(郵貨約六萬八千圓)の支拂手續を完了、爾餘の分は査定終了次第之を實行する旨傳達し、同問題は一應解決を告げるに至つた。

松岡外相歐洲を巡歴

松岡外相は「三國條約成立に關し獨伊兩國首腦者親しく慶祝の意を交換し且つ會談を遂げるため」泰、佛印調停會談圓滿安結を機會として之を實行するこゝとなり、阪本歐亞局長、陸海軍武官等隨員十一名と共に三月十二日午後十時三十分東京驛發壯途に上つた。外務大臣の歐洲巡歴は我國として最初のこゝであり、その使命、會談内容につき關係諸國に新たな話題を提供し、特に英米その他反樞軸國に盛んに揣摩臆測を生んだが、外相一行はベルリン、ローマで絶大の歡迎を受け、ヒットラー獨總統、ムツソリニ伊首相等を初め樞軸國首腦を交へて歡談し、更にその往復を利用してモスコに立寄り、スタリリン書記長、モロトフ外務人民委員と會談の機會を持ち、特に四月十三日のモスコ會談によつて日ソ中立條約の結實に成功し、かくて外相の所謂「顔見知り」以上の効果を收めて同二十二日午後三時四十分空路大連より立川着、四十二日ぶりで歸京した。外相一行の主なる巡歴日程は左の如くである。  
三月廿四日 モスコにてスタリリン書記長、モロトフ外務人民委員と會見  
三月廿七日 ベルリンにてリッペントロップ外

相と會見、次いでヒットラー總統と會見  
三月廿八日 フンク經濟相、リ外相と會談  
三月廿九日 ゲーリング空相と會見、リ外相と第三次會談  
四月一日 ローマにて伊國皇帝に謁見、更にムツソリニ伊首相、チアノ外相と會談  
三月二日 ヴァチカン法王謁訪問  
三月三日 ベルリンにて再びヒ總統と會談、ベルリン大使官邸にて在歐帝國大使會議招集  
三月七日 モスコにてモロトフ外務人民委員と會談  
三月九日、十一日 モロトフ委員と會談  
三月十二日 モロトフ委員列席の下にスタリリン書記長と會見  
三月十三日 日ソ中立條約、モロトフ委員との間に調印、同日モスコ發、車中スタリリン氏と親善の電報交換。

日ソ中立條約成立

松岡外相は、獨伊訪問の途、ソ聯首都モスコに立寄りモロトフ人民委員會議々長と會談を遂げ、歸途更にモスコに赴き、四月七日以來モロトフ委員と會談、十二日には更にスタリリン書記長と會談の結果、日ソ兩國國交調整に關し双方の合意成立し、十三日午後三時(東京時間午後九時)クレムリン宮に於て帝國代表松岡外相及び建川大使、ソ聯代表モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員との間に日ソ中立條約に調印を了した。同條約は全文四ヶ條よりなり、第一條に於て兩締約國は平和及び友好關係を維持し相互にその領土の保全及び不可侵尊重を約し、第二條にて締約國の一方が第三國の軍事行動の對象となる時は他の締約國は該紛争の全期間中立を守るこゝを宣してをり、條約

の有効期間は五ヶ年である。而して右調印に當り兩國政府は日ソ兩國間の平和及び友好關係を保障するため蒙古人民共和國及び滿洲帝國の領土保全及び不可侵を相互に尊重する旨の聲明を發表した。なほ日ソ中立條約は同廿四日樞密院本會議にて可決され、翌廿五日兩國の批准を了し、五月廿日松岡外相、スメタニン駐日ソ聯大使間に批准書交換が行はれた。

日ソ中立條約に關する情報局發表

帝國代表松岡外務大臣及建川大使並にソヴェト聯邦代表モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員は、四月十三日午後三時(莫斯科時間)莫斯科に於て日蘇間中立條約に左の如く調印せるが其の要旨左記の如し。

日本國及ソヴェト聯邦間中立條約要旨

大日本帝國及ソヴェト聯邦は兩國間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり。  
第一條 兩締約國は兩國間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す  
第二條 締約國の一方が又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中立を守るべし

第三條 本條約は兩締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべく且五年の期間効力を有すべし  
兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄



を通告せざるときは本條約は次の五年間自動的に延長せられ  
たるものと認めらるべし  
第四條 本條約は成るべく速かに批准せらるべし、批准書の交  
換は東京に於て成るべく速かに行はるべし

滿蒙相互不可侵聲明

なほ右調印と同時に兩國政府は左記要旨の聲明を行ひたり。  
大日本帝國政府及ソヴィエト聯邦政府は兩國間に締結せられた  
る中立條約の精神に基き兩國間の平和及友好關係を保障するた  
め大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及不可侵を尊重し  
ソヴィエト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及不可侵を尊重す。  
なほ松岡外相は同二十二日記者團との會見に於て「日ソ  
中立條約は三國條約に毫も牴觸しない。寧ろ三國條約締結  
の一つの大目的を果す道程にのせたものと思ふ」旨述べた。

獨逸經濟親善使節團來朝

ドイツ政府は樞軸結成の經濟的強化を目的として四ヶ年  
計畫部局長ヘルムート・ウオルタート氏を首班とする經濟  
親善使節團を我國に派遣、一行七名は四月廿六日朝入京し  
た。依つて同三十日外務次官官邸に歐亞經濟提携緊密化に  
關する日滿獨第一回會談を開催。日本側より大橋外務次官  
水野通商局長外關係官、滿洲國側より山梨駐日大使館參事  
官、獨側よりウオルタート團長以下隨員出席、今後の討議  
に關する具體的事項並に一般の方針に就て意見の交換を行

ひ、以後必要に應じ隨時會合を行ふ旨申合せた。  
なほ日獨通商貿易關係は一九三七年度に於て我國よりの  
輸出額四千三百廿六萬ライヒスマルク、獨よりの輸入額は  
一億七千七百三十七萬七千ライヒスマルクで我國の入超  
なつてをり、その品目は我國より生糸、豆、綿布、綿糸類  
魚油、鯨油等、獨より機械、加里肥料、染料等の化學製品  
で、獨逸は一九三一年以來爲替管理、一九三四年より商品  
管理を實施し、輸出入を嚴重なる統制下に置き「賣つた、  
け買ふ」主義を基調として奢侈品、不急品の輸入は極力抑  
制してゐる。

日佛印新條約 (大東亞共榮圈島嶼參照)  
佛泰平和條約 (大東亞共榮圈島嶼參照)

日獨伊三國混合委員會

日獨伊三國條約に基き混合委員會一般委員會は四月十日  
ベルリンに於て、同廿八日ローマに於てそれ／＼開催。政  
治、經濟、軍事、社會、文化等各般に亘る三國の提携協力  
につき協議したが、我國に於ては五月九日外相官邸に松岡  
外相司會の下に同委員會を開催、獨伊側よりオット駐日獨  
大使、インデルリ駐日伊大使出席、阪本歐亞局長事務總長  
格となり經濟問題其他三國間の協力に關する諸問題に就き  
協議を遂げ、今後軍事、經濟兩委員會の補佐を得て出来る

だけ頻繁に會合すること及びベルリン、ローマに於る同委  
員會と緊密なる連絡を保ちつ、條約所期の目的を貫徹する  
ことに意見一致した。

日ソ通商協定成る

日、イラン修交條約成立

昭和十四年十月十八日イラン國首都テヘランに於て署名  
の我國と近東の友邦イラン國との修交條約は同十五年十二  
月十六日御批准あつたが、本年五月廿七日イラン外務省に  
於て我が市河公使と同國アメリー外相との間に批准書交換  
を了し、六月十一日より實施された。同條約は四ヶ條より  
成るが、主要なる點は第一條「大日本帝國、イラン帝國及  
兩國々民との間には不易の平和及び眞摯永久の親睦あるべ  
し」にある。

榮圈の一支柱として愈よ重きを加へるこゝになつた。

日ソ通商交渉は一昨年秋スウェーデン公使として赴任途  
上の松島鹿夫氏とニコヤン、ソ聯貿易人民委員との間に話  
合ひが進められたが、其後國境紛争その他の事情により昨  
年春以來中絶状態となつてゐたところ、本年に入り漁業取  
極めの成立を契機として再び話を進めるこゝとなり二月  
十七日よりモスコウに於て建川大使とニコヤン委員との間  
に折衝を進め、四月に入つてよりは日ソ中立條約の成立に  
依つて交渉は順調に進捗し、六月十一日兩者の互讓的精神  
に基いて遂に圓滿妥結を見、兩全權は左の如き日ソ通商協  
定並に貿易支拂協定に署名を了し、翌十二日、日ソ共同コ  
ンミュニケの形式を以て外務省より公表された。兩國の通  
商協定締結に關しては一九二五年の日ソ基本條約の末尾に  
その意思が記載されてゐるこゝろであるが、今回の協定に  
よりソ聯との國交開始以來實に十六年目に結實を見た譯で  
ある。

クロアチア國承認

帝國政府は、樞軸國陣營の一翼として誕生せるバルカン  
の新興國クロアチアを正式承認するに決し、六月七日クロ  
アチア國政府にこの旨通告した。  
なほ滿洲國政府も同國の獨立を承認し、八月二日クロア  
チア政府に通告したが、これに依り滿洲國が國家として承  
認したのは、スロヴァキア、ミクロアチアの二ヶ國で、正統  
政府として承認したスペイン、フランコ政權、中華民國汪  
政權を合せる三ヶ國を數へ滿洲國の國際的地位は東亞共

通商協定

- 一、有効期間は五ヶ年とす。特に廢棄通告のなされざる限り兩  
後効力は自動的に更新す。
- 二、(イ) 輸出入税 (ロ) 輸出入禁止制限 (ハ) 船舶及貨物 (ニ)  
税關等の手續 (ホ) 噸税 (ヘ) 港税 (ト) 水先案内料等に關

する最惠國待遇。

貿易及支拂協定

- 一、有効期間は一ケ年とす、廢棄通告をなさざる限り引續き一ケ年づゝ延長せらる。
- 二、(イ)貿易は一對一の求償(即ち輸出總額と輸入總額とを均等にする)に基いて行はる(ロ)協定一ケ年間に於ける輸出は生糸、繭、機械及器具類、樟腦油、雜貨及其他計三千萬圓輸入は石油、マンガン鐵、白金、肥料及雜品等計三千萬圓にして輸出入合計六千萬圓。
- (ハ)取引の支拂は圓貨を以て行はる。
- 三、通商協定並に貿易及支拂協定の効力は正式調印と同時に發生す。

なほ日ソ間に於ける支拂決済協定の特色は決済が爲替を取組むことなく總て内地の爲替銀行に設けられた特別口座のみを通じて行はれることであつて、この點は曩に成立を見た佛印に對する支拂決済協定が佛印に於ける中央銀行に特別口座を設けた場合と趣を異にしてゐる。更に右口座に於て超過額が生じた場合はこの分に對しては隨時双方とも外貨に轉換し得ることになつてゐる。

滿蒙現地國境確定

ノモンハン停戰協定の善後措置として二百キロに亘る滿蒙紛争地域の國境確定交渉は、ソ聯のチタ市、滿洲國のハルビン前後二回に亘つて行はれたが、兩者主張の根據を

なす地圖の相違並びにその不備、日ソ關係の緊張によつて遂に妥結を見ず足かけ三年の日子を経過したが、五月廿八日よりチタ市に於て開催された第三次會談の結果、兩國の互譲により交渉進捗を示し、圖上に於て確定された國境線を現地に於て再確認の作業をなすことに意見の一致を見、滿蒙現地國境確定作業に關し情報局より左の如く發表された。なほ國境確定現地作業は八月十五日完全に終了した。

【情報局發表】 東郷、モロトフ協定に基く滿蒙現地國境確定作業は客年九月現地作業を開始せるも双方豫期せざりし技術的困難に逢着し勞々極寒の季節となり一時作業中止の已むなきに至れり。然る處本年陽春と共に之を續行することに決し去る五月二十八日以來滿蒙兩國代表チタに會合商議の結果極めて友好裡に右技術的困難を完全に除去するを得たるを以て六月二十七日より現地作業を開始することゝなれり。

帝國の樞軸外交不變

五月二十七日行はれたルーズヴェルト米大統領の爐邊談話に就て、松岡外相は同二十九日記者團に對し「爐邊談話に對して自分は何等批判を試みることを欲しない。またその必要をも認めない」と言葉少なに含蓄ある答辯をなしたが、米國新聞中には、帝國が日獨伊三國同盟に對し冷淡になりつゝあるかの如き謀略宣傳をなすものあり、特にル大統領の爐邊談話が日本に言及しなかつた點に關聯せしめて

この傾向は頗る目立つてきたので松岡外相は翌三十日左の如く「松岡外務大臣談話」の形式をもつて帝國の毅然たる立場を更めて闡明し、日獨伊の離間を策し或は我が南進政策を妨害せんとする謀略的デマを粉碎した。

【松岡外相談話】

最近米國新聞中には、日本が三國同盟に冷淡となりつゝあるかの如き臆測記事を散見する由であるが、三國條約は我が國策の基調なる點に何等疑ひのない所である。私としては米國政府の責任當局者に於てかゝる誤解があるとは一寸思へないが、若しありとすればそれは飛んでもない誤解である。又若し言論界にかゝる誤傳が流布されてゐるとするならば右は何等か爲にせんとするものから出た情報に基くものと思へない。この際この點を明白にして置くことは必ずしも無益ではあるまいと思ふ。兎も角この機會に於て左の諸點を明かにして置かう。

- 一、我國の國是と我國の外交方針は夙に確立せられてゐるものであつて其後今日に至るまで何等の變更を見てゐない。
- 二、今更申すまでもなく我國の外交は昨年九月廿七日、日獨伊同盟條約締結以來之を樞軸として運用されつゝあることは近衛首相及び私の屢次の言明によるも將又其後の現實なる我國の動きに顧みるも明白なることである。この點に於て今日まで寸毫の變化を來してをらない。
- 三、従つて同條約の下に於る帝國の義務は些かにも我國に於て之を避くるが如きことは絶対にあり得ないことである。
- 四、所謂南進政策なるものについても同様であつて、最初から

屢々聲明してゐる通り我國の政策は固より平和的である。只將來國際情勢の推移にして萬一にも帝國のこの平和的政策の遂行を不可能ならしむる如き場合には其時に至つて更に考慮を加ふることは有り得ることである。

日佛印共同防衛協定成立

帝國政府は曩に支那國民政府と日華基本條約を締結するに共に日滿華三國共同聲明を發して東亞新秩序建設の礎石を確立したが、更に大東亞共榮圈の安全を確保するため、これが一環をなす佛領印度支那の共同防衛に關し駐佛大使加藤外松氏をしてヴァイシー政府と折衝を行はしめつゝ、あつたところ、交渉は極めて友好裡に進捗し七月二十一日完全なる意見一致を見るに至つた。依つて情報部では同月二十六日帝國政府聲明並に外務當局談を發表し、この旨中外に聲明した。なほこれと同時に帝國政府としては佛印の領土保全並びに主權の尊重等現存の諸取極めによる帝國の義務は飽迄これを嚴守し日佛双方の誠意ある協力によつて兩國共榮の實を擧げんとする決意を改めて明かにした。

帝國と佛印との關係は昨年六月佛印側は援蔣物資の輸送禁絶に協力して我が監視團の派遣を承認し、次いで同年八月三十日締結を見た松岡、アンリー協定によつて我國は佛印の領土保全と主權の確認を約し同時に佛印は我國の支那事變完遂並びに東亞新秩序建設に資するため友好的援助の

精神を以て軍事上の便宜供與を認め、これにより皇軍の北使に回訓、翌二十九日ダラン副總理兼外相との間に調印部佛印への平和進駐が行はれた。その後泰佛印國境紛争調停成立に關聯して日佛間には我國の調停保障と同時に佛印に關する政治的諒解が遂げられ、更に本年五月には昨年秋季の懸案であつた全面的經濟協定の調印を見るに至り、こゝに過去三十五年以來幾度か試みられて而も成功を見なかつた日佛印間の經濟關係の協定化が實現され、なほまた今次の共同防衛協定成立によつて佛印を紐帶として日佛兩國の全面的協力推進が實現を見るに至つたことは大東亞共榮圈並びに支那事變完遂に劃期的な前進を示すものでその意義極めて重大視されるべきものがある。

**帝國政府聲明**

近時帝國と佛領印度支那との關係は昨年八月松岡、アンリイ協定を始め累次の日佛協定に依り日佛兩國政府間に完全に意見の一致を見たり。帝國は日佛間に現存する諸取極め就中佛領印度支那の領土保全並に主權の尊重に關する嚴肅なる約束に依り生ずる帝國の責務は飽迄之を嚴守すると共に今後益々日佛友好關係の増進に努め以て兩國共榮の實を擧げんことを期す。

右兩本國政府間の諒解を併行して現地に於ては澄田機關ミドクー佛印總督との間に細目交渉が行はれこれ亦圓滿安結を見たが、これ等の諒解により成立せる日佛間の佛印共同防衛に關する議定書は二十八日樞府の御諮詢を了し國內手續を完了したので政府は直ちにこの旨在ヴィシト加藤大

佛領印度支那の共同防衛に關する  
日本國「フランス」國間議定書

**佛領印度支那の共同防衛に關する**

大日本帝國政府及「フランス」國政府は現下の國際情勢を考慮し其の結果佛領印度支那の安全が脅威せらるゝ場合に於ては日本國が東亞に於ける一般的靜謐及自國の安全が危險に曝されたりと爲す理由あるを認め此の機會に一方日本國に依り爲されたる東亞に於ける「フランス」國の權利及利益特に佛領印度支那の領土保全及印度支那の全部に對するフランス國の主權を尊重する旨の約束を他方「フランス」國に依り爲されたる日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は諒解をも印度支那に關し第三國と締結せざる旨の約束を新にし左の諸規定を協定せり。

- 一、兩國政府は佛領印度支那の共同防衛の爲軍事上協力を爲すことを約す
  - 二、前記協力の爲執るべき措置は特別取極の目的たるべし
  - 三、前記諸規定は其の採用の動機と爲りたる情勢の存續する限り於てのみ效力を有すべし
- 右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本日より實施せらるゝ本議定書に署名調印せり。
- 昭和十六年七月廿九日即ち千九百四十一年七月廿九日「ヴィシ」に於て日本文及「フランス」文を以て本書二通を作成す。

**皇軍、佛印南部に増派**

帝國と佛國との間に成立せる佛印共同防衛議定書の大義に即して帝國陸海軍は佛印防衛の巨歩を踏出し、佛印南部に兵力を増派して平和維持に當るこゝ、なり七月二十九日それ〴〵進駐を開始した。大本營陸軍部發表によれば、右増派部隊は二十九日より南部佛印のナトラン（カムラン灣附近）サイゴン及び同地附近に續々上陸、同地陸軍最高指揮官は陸軍中將飯田祥二郎氏なる旨三十一日發表された。一方海軍の最高指揮官は新見政一中將で、同中將麾下の艦隊は八月一日カムラン灣に入り翌二日サイゴンに入港、飯田、新見兩最高指揮官は二、三兩日それ〴〵サイゴンに上陸し佛側首腦と交驩した。かくて我が陸海軍増派進駐は佛國側の友好的態度により無事進捗し四日各その配置を完了するに至つた。

皇軍の南部佛印増派の意義は、變轉極りなき世界情勢に對處して東亞新秩序を建設、アジア民族の解放を實現せんとする日滿華及び佛印等に對する英米蔣軍の包圍攻勢に備へて不動の構へを構築した點にある。即ち事變勃發以來敗戦に敗戦を重ね殆んごその抗戦力を喪失せんとしてゐる重慶政權は、歐洲大戰を利用し、英米等反樞軸國の援助を求めて執拗に抗戦を續けて來たが、獨ソ開戦以來英米依存を

全面的に展開し軍事的結合によつて對日包圍陣を結成し東亞共榮圈の一環たる佛印を脅威すべく北方より蔣軍、南方より英軍の包圍侵入態勢を着々整備し進攻の機會を狙つてゐたものである。この包圍陣形に對し我が軍は昨秋先づ蔣軍への英米による援助ルートを閉塞すべく佛印の諒解を得て北部佛印に進駐、これを完封するに共に抗戦の敵主要都市を連爆、絶大なる損害を與へた。然るに獨ソ開戦を契機とする情勢の變化に乘じ愈々軍事的結びつきを強化した英米蔣勢力は、マレー、ビルマ、雲南、貴州方面より佛印の四圍に迫り、あらゆる策謀を用ひて佛印の共榮圈よりの離脱を促進し、延いてはシリア等に於ける如き英米の軍事支配を確立せん企圖してゐたもので、我が軍の増派によりこれ等敵性勢力の企圖は未然に粉碎されるに共に、南方アジアに於ける敵性の蠢動を許さぬ鐵壁の我が堅陣を敷くに至つたものである。

**英米の經濟壓迫を排す**

ルーズヴェルト米大統領は、豫ねて我國の南進政策に對應するため何等かの對日措置に出づる旨示唆してゐたが、日佛印共同防衛協定成立を機として七月二十五日大統領令をもつて無制限國家非常時宣言に基き米國に於ける日本及び支那の資産を凍結せしめこれを翌二十六日より發効せし

むる旨布告し、次いで英國も米に追隨して二十六日、日英通商航海條約を初め日印並びに日緬通商協定を廢棄する旨通告し來り、更に蘭印政廳も同日、日蘭印金融協定廢棄並びに對日資産凍結を通告、なほ新西蘭は對日最惠國待遇廢棄を、加奈陀は對日資産凍結をそれ〴〵通告し來つた。なほ蘭印側は同二十八日、一九四〇年の日蘭石油協定を停止する旨の外電があり、右は誤報として當局はこれを否定したが、米政府は其の後高オクタン價ガソリンの對日輸出を禁止し、一般石油に對しても對日輸出許可制を實施し、中南米も樞軸關係商社ブラック・リストを布告する等、我が國の東亞新秩序建設に對する英米側の牽制工作は正に經濟斷交の一步前まで前進し來つた。

而して我國としては、英米側が以上の如き舉に出るであらうことは早くも豫想して十分の準備をなしてゐたところであり、取敢へずこれ等經濟攻勢に對抗するため同月二十八日改正外國爲替管理法に基く外國人關係取引取締規則に關する大藏省令を公布實施するに共に米國、比島、英國、蘭印、和蘭、香港それに新西蘭、南阿等に對して事實上の報復的資産凍結措置を講じた。右措置は相手國の凍結令運用を嚴重監視するに共にこれ〴〵睨み合せ一般的許可其他の方針により努めて伸縮性を持たしめたものであるが、一方滿洲國政府及び國民政府は我が方の措置に呼應し、日滿華不可分の大義に則り對英米報復手段として國內英米資金

凍結令、資産處理辦法をそれ〴〵公布實施した。我國の經濟的實力は、一部に於て過少評價される如き脆弱なものではなく従つて英米側の企圖する對日經濟封鎖に依る實害は必ずしも大なるものではない。而も對日資産凍結が支那に及んだのは、ル大統領に依れば蔣介石政權の要請に基き同政權を援助する目的に出でたものであるといふが、結果は却つて國民政府、北支、蒙疆の報復的英米資産凍結となり、支那に於ける英米の權益は後退の止むなき有様となり、而も日滿華の經濟結合は愈々固く英米の敵性措置は寧ろ東亞共榮圈確立に役立つことになりう。

### エクタドル我方に陳謝

南米エクタドルはペルーの國境紛争に關聯し、日本に對する惡質デマを放ち排日氣分を煽つた結果、邦船及び在留邦人に不法壓迫を加へ暴行事件まで惹起するに至つた右事件に關し帝國政府は背後に第三國の謀略あるものとしてこれを重大視し柳井公使より同國に嚴重抗議中であつたが同國政府は正式に陳謝の意を表明し來つた旨八月十二日柳井公使から外務省に公電があつた。即ちペルー軍に邦人が加はつてゐたことのデマは誤認に基くものであることを認め更に邦人工場の壓迫、邦船不法臨檢については實情調査の上適當の措置を執るが取敢へず陳謝し來つたものである。

## 經濟産業

聖戰四年を戦ひ續けた日本は今や世界新秩序建設に向つて驍進を開始してゐる。今次事變の世界史的意義を考へて見る一言にして言へば世界の舊秩序はすでに行詰つてしまひ、新たな開を必要としてゐる。歐洲大戰もこの打開のための運動であり、支那事變もまたその一環をなすものにほかならない。こゝにいふ世界の舊秩序はヴェルサイユ體制であり而もそれは英米佛の都合のよいやうに、そのヘゲモニーの下におかれてゐたものである。獨伊の生きる途はこれを打開する事であり歐洲大戰は、それ故に獨伊の創意と實踐力によつて、新世界秩序を創造すべく起つたものなのだ。このことは東亞についても共通であつた。東亞は日本以外は英米佛の帝國主義的蹂躪に委せられ東亞民族のための東亞でなく、白色民族のための東亞云々形になつてゐた。かくの如き舊秩序を打破して東亞民族のための新秩序を建設しよう云々のが、今次事變の目的である。さればこそ日獨伊三國は歐洲大戰と支那事變において共感するものがあり、三國同盟成立の世界史的意義がそこに見出だされるのである。

第二次近衛内閣が成立して以來、政治、經濟、文化の各面に亘り新體制が叫ばれた。高度國防國家を建設して、一日も早く支那事變を處理し、大東亞共榮圈を確立するためである事は云ふ迄もない。然もこの事は英米打倒を目標とする獨伊兩國との間に三國同盟が確立して以來、一層、新體制の確立が要求された事は云ふまでもない。めまぐるしい世界情勢の變轉は米國の歐洲大戰への一歩手前まで前進させたし、歐洲大戰のバルカンへの進展は近東への波及をさへ豫期せしめ、一方、不可侵條約まで締結された獨伊兩國の開戦は日本の大東亞共榮圈建設による自給自足經濟の確立を一層緊要のものとしてゐる。經濟新體制も要するにかうした世界の情勢を反映して東亞の新秩序を建設するためのものである。國家の目的とする經濟體制に編成して行くに云ふに他ならない。かくしてわが經濟界は今や一齊にその再編成が要求せられ、自由主義經濟體制にあつたあらゆる經濟組織は根本的に變貌し國家目的の線に添ふて再編成を急いでゐる。經濟新體制の根本を成すものは十五年十月七日決定された經濟新體制確立要綱であり、更にまた十六年七月十一日には財政金融基本方策要綱が決定をみた農林水産業に關するものは未だに決定をみてゐないがこの三本建の經濟新體制によつて有史以來の戦ひを續け高度國防國家體制を築き上げ大東亞共榮圈確立に邁進するわけである。十五年夏以來一ケ年間に及ぶ日本經濟の歩みは新體